

新宿区基本構想 素案
新宿区総合計画 素案

平成 19（2007）年8月

新 宿 区

■ 基本構想・総合計画 素案 目次

新宿区基本構想 素案

第1章	基本構想の見直し及び総合計画策定の背景	1
第2章	基本理念	2
第3章	めざすまちの姿	3
第4章	まちづくりの基本目標	4
	基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	
	基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	
	基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	
	基本目標Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち	
	基本目標Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	
	基本目標Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	
第5章	区政運営の基本姿勢	7
	基本姿勢1 区民起点の区政運営を行います	
	基本姿勢2 参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います	
	基本姿勢3 地域力を高める区政運営を行います	
	基本姿勢4 区民に成果が見える区政運営を行います	
	基本姿勢5 効率的・効果的な区政運営を行います	
	基本姿勢6 職員の力を活かす区政運営を行います	

新宿区総合計画 素案

(1) 新宿区総合計画の概要 ※		
①	計画の目的	9
②	計画の位置付けと体系	9
③	計画の役割	10
④	計画の期間	10
⑤	計画の構成	10
⑥	計画の体系表	11
(2) めざすまちの姿・めざす都市の骨格 ※		
①	めざすまちの姿	13
②	まちづくりの基本目標	14

③ めざす都市の骨格	17
------------	----

(3) 計画の内容

■「まちづくり編」

① 基本目標ごとの計画の内容

施策体系 ■ まちづくり編	23
---------------	----

まちづくりの基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	25
--------------------------------------	----

Ⅰ－１ 参画と協働により自治を切り拓くまち	26
-----------------------	----

Ⅰ－２ コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	29
----------------------------	----

まちづくりの基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	32
---	----

Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	33
---------------------------	----

Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	36
-----------------------------	----

Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	39
-------------------------------	----

Ⅱ－４ 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	42
--------------------------	----

Ⅱ－５ 心身ともに健やかにくらせるまち	44
---------------------	----

まちづくりの基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	47
------------------------------------	----

Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	48
----------------------------	----

Ⅲ－２ だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち	52
--------------------------	----

Ⅲ－３ 災害に備えるまち	55
--------------	----

Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち	58
----------------------	----

まちづくりの基本目標Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち	60
-------------------------------	----

Ⅳ－１ 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	61
----------------------------	----

Ⅳ－２ 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	64
---------------------------	----

Ⅳ－３ 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	66
--------------------------	----

まちづくりの基本目標Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	69
------------------------------------	----

Ⅴ－１ 歴史と自然を継承した美しいまち	70
---------------------	----

Ⅴ－２ 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	72
------------------------	----

Ⅴ－３ ぶらりと道草したくなるまち	74
-------------------	----

まちづくりの基本目標Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

	76
Ⅵー1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	77
Ⅵー2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	79
Ⅵー3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	82
② まちづくり方針 ※	87
1 土地利用の方針	87
2 都市交通整備の方針	101
3 防災まちづくりの方針	117
4 みどり・公園整備の方針	129
5 景観まちづくりの方針	141
6 住宅・住環境整備の方針	151
7 人にやさしいまちづくりの方針	156
③ 地域別まちづくり方針 ※	161
1 基本的な考え方及び地域の区分	161
2 地域別まちづくり方針	161
2ー1 四谷地域まちづくり方針	163
2ー2 笹塚地域まちづくり方針	171
2ー3 榎地域まちづくり方針	179
2ー4 若松地域まちづくり方針	187
2ー5 大久保地域まちづくり方針	195
2ー6 戸塚地域まちづくり方針	203
2ー7 落合第一地域まちづくり方針	211
2ー8 落合第二地域まちづくり方針	219
2ー9 柏木地域まちづくり方針	227
2ー10 新宿駅周辺地域まちづくり方針	235

★ 都市計画法第18条の2に基づく都市マスタープランの範囲は、目次に※印のついた部分です。

■ 「区政運営編」

① 区政運営の基本方針	243
-------------	-----

好感度一番の区役所の実現
公共サービスのあり方の見直し

② 計画の目標と取組みの方向	244
基本目標Ⅰ 好感度一番の区役所の実現	
Ⅰ－１ 窓口サービスの利便性の向上	246
Ⅰ－２ 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	248
Ⅰ－３ 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し	250
基本目標Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し	
Ⅱ－１ 公共サービスの提供体制の見直し	252
Ⅱ－２ 施設のあり方の見直し	254
【資料】	
1 総合計画における成果指標	257
2 用語集	275

新宿区基本構想 素案

第1章 基本構想の見直し及び総合計画策定の背景

新宿区では、平成9年に「新宿区基本構想」を策定し、21世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と定めました。同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した「新宿区基本計画」を10年間の計画期間として策定し、これを行政運営の基本として、その着実な推進を図ってきました。

しかし、我が国は今、急速に少子高齢化が進み、人口減少が始まるという、これまでに経験したことのない事態に直面しています。新宿区においては、ここしばらくは人口の微増が続くものと思われそうですが、その後は人口減少局面を迎えるものと推測されます。人口減少社会の到来は、わたしたちの暮らしのさまざまな場面にその影響を及ぼし始めており、的確な対応が求められています。

また昨今は、これまで確実に強固なものとして信じられてきた安全・安心についても、信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、大量生産・大量消費をもたらした現代社会は、大量の廃棄物を発生させるとともに深刻な環境破壊をまねいています。

一方、地方分権改革が進む中、自治意識の高まりを受け、区民のまちづくりへの参加や行政サービスへの関心が高まっており、地方自治体のあり方が一層問われる時代を迎えています。

こうした社会経済情勢の変化にともない、行政には政策の選択や事業の効果について評価し、説明責任を果たすことが、これまで以上に求められています。

同時に、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野についても、行政だけではなく、区民、地域団体、NPO、企業など多様な主体が、相互の信頼に基づき、それぞれ責任を持って、担い合う社会の実現が求められています。

そのため、これからはまちづくりを進める基本姿勢として、新宿区がめざすまちの姿を明らかにし、それをまちづくりのすべての主体が共有することが重要となります。

また、地域分権[※]、地域主権[※]の時代にあっては、それぞれの自治体や地域が、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めることが大切です。さらに、これからは次代を担う子どもたちにしっかり引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています。

これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を見直し、平成20年度からの新宿区の進むべき方向性を明らかにする、新たな基本構想を策定するとともに、基本計画と都市マスタープランとを総合化した一体的な計画として、新たに総合計画を策定するものです。

第2章 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の三つの理念を掲げます。

<区民が主役の自治を創ります>

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会を創ります。

<一人ひとりを人として大切にする社会を築きます>

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

<次の世代が夢と希望を持てる社会を目指します>

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望を持って、心豊かに平和に生きることができる安定した社会を目指します。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

【考え方】

- 現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や新宿区基本構想審議会からの答申などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。
- 新しい基本構想における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています。

第3章 めざすまちの姿

新基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、おおむね20年後の平成37年（2025年）を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【考え方】

- 『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい!」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

- 『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

第4章 まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

■まちづくりの基本目標 I

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

■まちづくりの基本目標 II

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

■まちづくりの基本目標 III

【安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち】

■まちづくりの基本目標 IV

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

■まちづくりの基本目標 V

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

■まちづくりの基本目標 VI

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

【考え方】

- まちづくりの基本目標は、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別に捉われない横断的なものとなっています。
 - ・ 基本目標Iは、「自治」の観点から捉えています。
(他の五つの目標を下支えする役割を担います。)
 - ・ 基本目標IIは、「人の育ち、成長」の観点から捉えています。
 - ・ 基本目標IIIは、「日々の暮らし」の観点から捉えています。
 - ・ 基本目標IVは、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。
 - ・ 基本目標Vは、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。
 - ・ 基本目標VIは、「文化、産業」の観点から捉えています。

基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができると社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取り組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことのできるまちを創っていきます。

基本目標Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ※（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたいと賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイル※が交流するまちを創造していきます。

第5章 区政運営の基本姿勢

めざすまちの姿や、まちづくりの六つの基本目標を実現していくにあたり、区は以下の基本姿勢で区政運営に取り組めます。

1 区民起点の区政運営を行います。

区政の主役は区民です。区は、区民のより豊かな暮らしの実現のためにあります。そのことが区政運営の起点です。新宿区は、「区民の、区民による、区民のための区政」を目指し、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

2 参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います。

分権時代にふさわしい自治の実現を目指し、参画と協働を基本とするまちづくりを進めます。

区民の知恵と力を活かした協働の取り組みや、区民のまちづくりへの主体的な取り組みを推進していくことにより、一歩ずつ住民自治の実現を図ります。

そのためには、参画と協働の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティネット[※]やルールづくり、多様な主体に対するコーディネートなどについて、区は積極的にその役割を果たします。

3 地域力を高める区政運営を行います。

地域の課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。

また、特別出張所については、地域コミュニティを支える核として、さらに、地域と行政をつなぎ、結ぶ窓口として、その機能の充実を図ります。

そうした取り組みを通して、地区協議会がNPO[※]や専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。

4 区民に成果が見える区政運営を行います。

「何を行ったか」を重視する区政から、「区民生活にどのような成果をもたらしたのか」を重視する区政へと転換を図ります。

計画の進行管理を行い、その成果を区民が評価できるしくみを組込みます。

こうした評価と予算・決算との連動を図ることで、計画の実質化・実効性の確保を図るとともに、区民の評価を反映した施策や事業の見直しを柔軟に行います。

5 効率的・効果的な区政運営を行います。

人員や予算等の限られた行政資源を最も効率的・効果的に活用することがいつの時代でも重要です。政策の優先度を明らかにするとともに、職員一人ひとりが適切なコスト意識を持ち、効率的・効果的な区政運営を目指します。

政策目標に対し、実施効果がどの程度上がっているのか、行政評価の手法により、経済性、効率性、有効性の各面から検証していくしくみを充実します。

6 職員の力を活かす区政運営を行います。

区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供するためには、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事することが重要です。

そのためには、組織目標と職員の個人目標が一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを進め、職員の力が最大限に活かされる区政運営を行います。

新宿区総合計画 素案

(1) 新宿区総合計画の概要

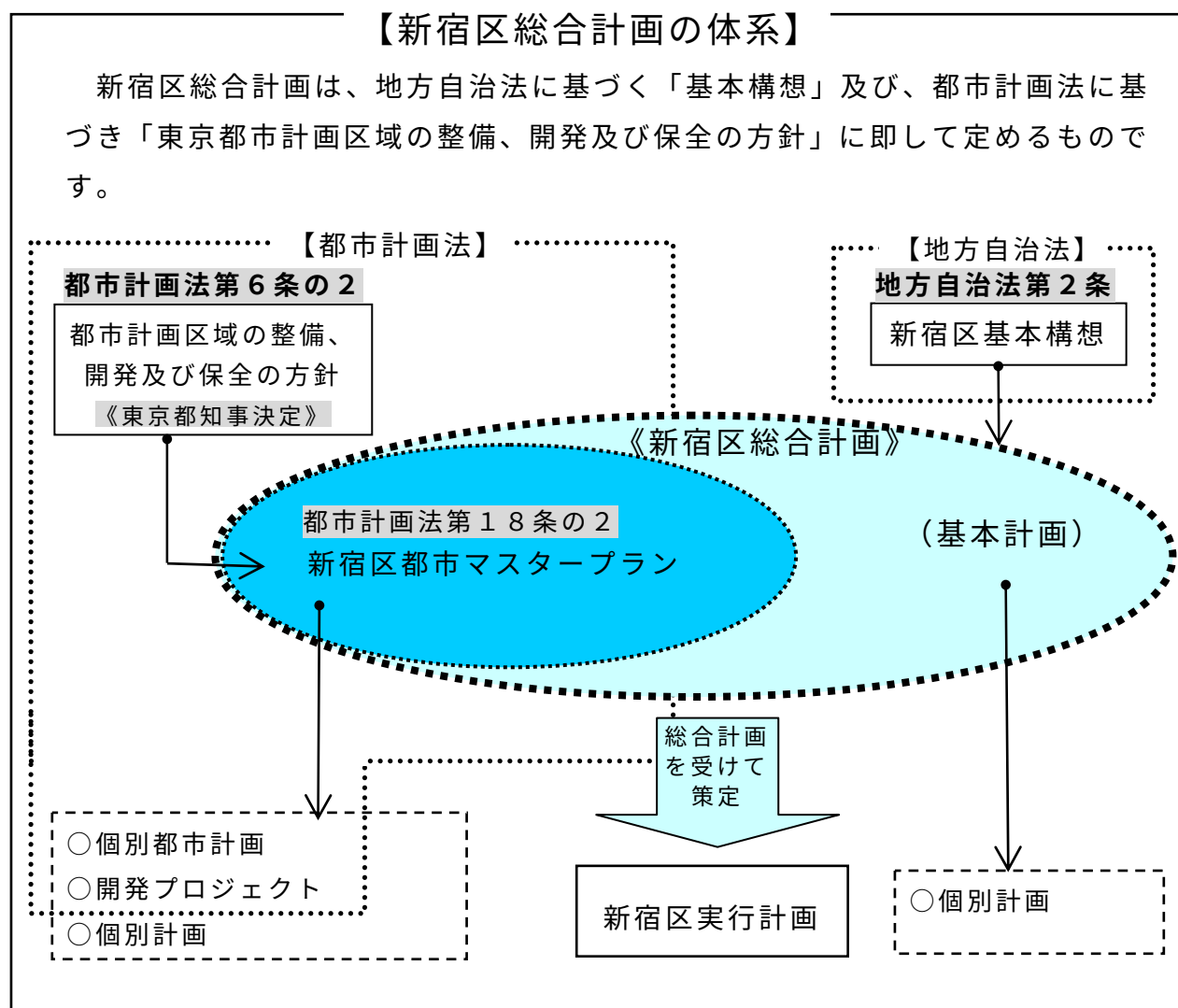
① 計画の目的

新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく「新宿区基本構想」で示される「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりと、そのまちづくりを推進し下支えする区政運営の方向性を示すものです。

② 計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」との性格を併せもち、これらを一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。



③ 計画の役割

新宿区は、この総合計画のもと、区民等の参画と協働を得て、新宿区の施策を計画的に執行していきます。総合計画の主な役割は、次のとおりです。

- 基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針
- 区民等と区政とが協働してまちづくりを進めていくための指針
- 新宿区が定める個別計画を総合的に調整する指針
- 都市計画など、都市整備に関する計画の作成にあたっての総合的な指針

④ 計画の期間

平成２０年度（２００８年度）を初年度とし、平成２９年度（２０１７年度）までの１０年間を、新宿区総合計画の期間とします。都市計画に関する基本的な方針については、概ね２０年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

⑤ 計画の構成

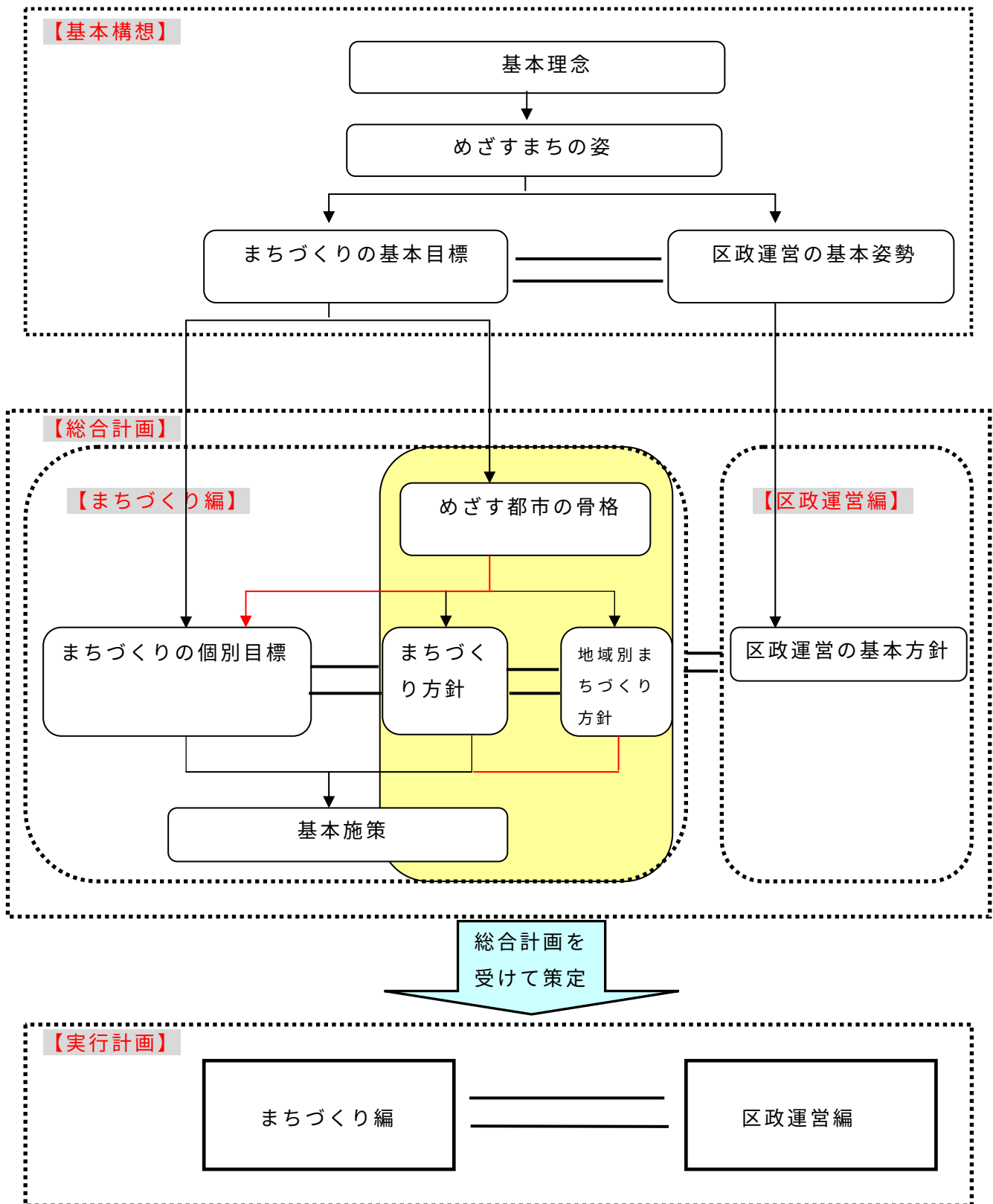
総合計画は、「まちづくり編」と「区政運営編」で構成しています。

「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示します。

「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支える区政運営の方向性を示します。

⑥ 計画の体系表

下図の は、都市マスタープランの部分を示しています。



(2) めざすまちの姿・めざす都市の骨格

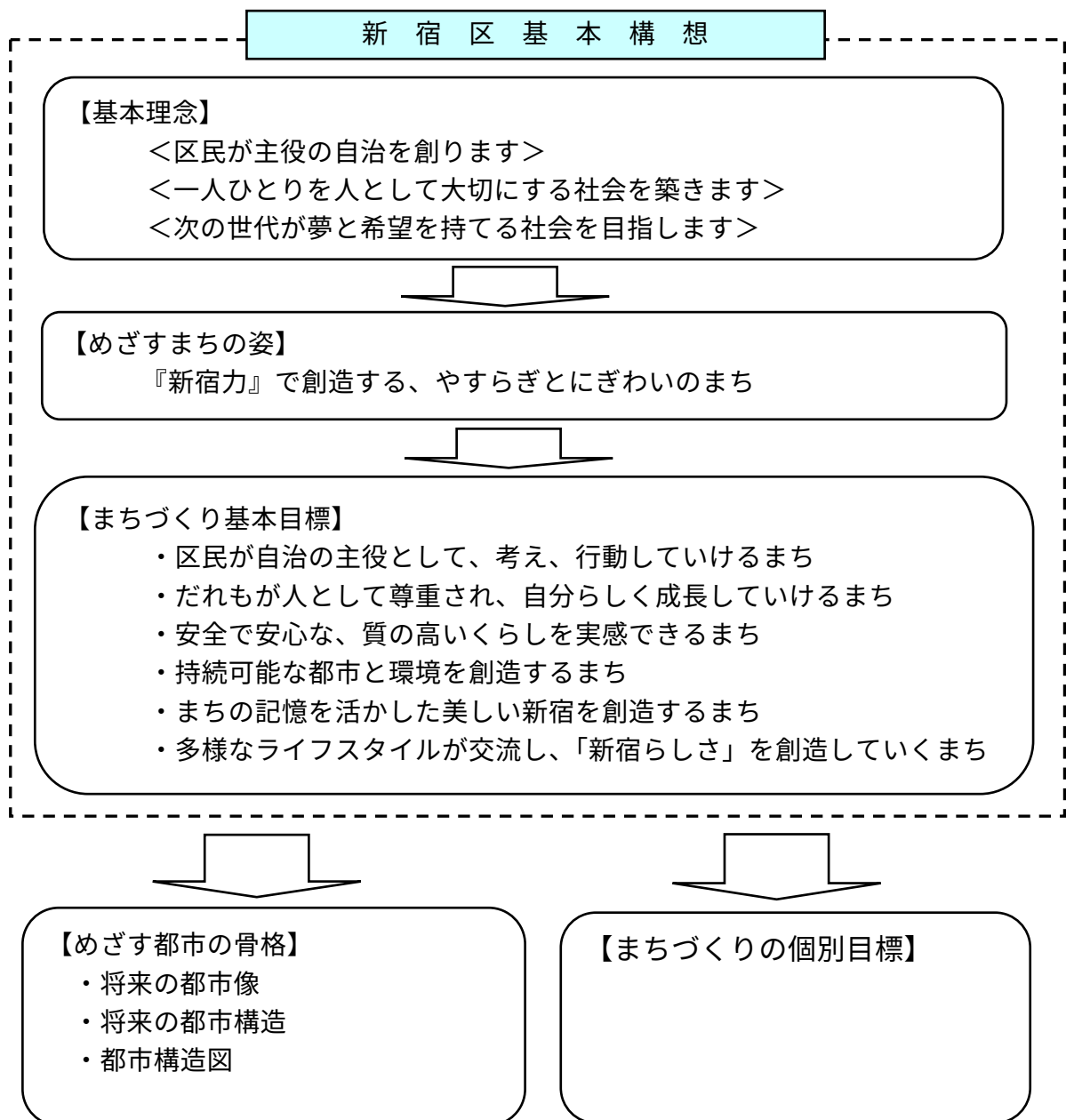
① めざすまちの姿

基本構想では、三つの基本理念と、おおむね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」として、

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。

また、「めざすまちの姿」を実現するため、六つの「まちづくりの基本目標」を定めるとともに、これらを受けた、将来的な都市機能や都市施設等の基本的な都市の骨格と、まちづくりの個別目標を示します。



② まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

■基本目標	I	【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】
■基本目標	II	【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】
■基本目標	III	【安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち】
■基本目標	IV	【持続可能な都市と環境を創造するまち】
■基本目標	V	【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】
■基本目標	VI	【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

基本目標Ⅰ 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標Ⅱ だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標Ⅲ 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

基本目標Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ※（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたくなる賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイル[※]が交流するまちを創造していきます。

③ めざす都市の骨格

1. 将来の都市像

基本構想では、概ね20年後を想定した「めざすまちの姿」を

「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としています。

総合計画は、都市マスタープランの性格をあわせもつことから、「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、

《暮らしと賑わいの交流創造都市》 を描き、

暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる快適で潤いのあるまち、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまちの実現をめざします。

2. めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設※の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

(1) 新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく

① 新宿駅周辺を、国際的な賑わい・交流を創造する中心にします。

業務商業の機能に加えて、みどり豊かで快適なアメニティ※の中心として位置づけ、世界に向けて情報を発信する多様な機能を持つとともに、歩いて楽しい環境を備えた21世紀を先導する創造のまちにしていきます。

② 高田馬場、四谷、神楽坂の駅周辺業務商業地を、賑わい・交流の中心として育てます。

地域の個性を活かした賑わい交流の中心として、魅力ある質の高いまちに育てていきます。

③ 東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びます。

これまで新宿通りを中心に東西方向に形成されてきた賑わいの軸に、地下鉄副都心線※の開通を契機として南北方向に伸びる明治通りを加え、東西南北の方向に広がりのある面的なまちづくりを進めていきます。

(2) まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

① まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。

地形や自然環境、まちを形成してきた歴史や文化を見直し、地域の個性を創り、まちづくりに活かしていきます。

② 区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図ります。

区の外周を囲む河川や緑地、新宿御苑などのまとまったみどりを、「水とみどりの環(わ)」、「都市の森」と位置づけ、水辺とみどりの充実を図ります。

(3) 地域の個性を活かし区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

① まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かしていきます。

地域住民やその地域で活動する人々の意見や発想、その地域の歴史や文化等を活かして、地区計画※制度等のまちづくり手法を積極的に活用し、地域の個性が輝くまちづくりを進めていきます。

② 地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めていきます。

地域の個性を創り出していく担い手として、地域住民をはじめ、事業者、NPO※、大学などを、まちづくりの主体として位置づけ、多様な主体との協働により、地域のまちづくりを進めていきます。

③ 地域の住民が相互に連携する仕組みをつくります。

地域の実情や特性に応じた柔軟なまちづくりを進めるため、特別出張所の所管区域を基本の単位とした生活圏において、地区協議会をはじめとする地域のまちづくりを担う区民等の参画の仕組みを育てていきます。

3. 将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

将来の都市構造には、賑わいや交流を先導する地区を「心（しん）」、

高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸（じく）」、

都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりなどを「環（わ）」

と位置づけます。

（1）「心（しん）」

① 「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積しています。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てていくとともに、地域の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるように、国際的な賑わいや交流を先導する「創造交流の心」として位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を進めていきます。

② 「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、「賑わい」と「交流」を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

③ 「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを、「生活交流の心」として位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地域に密着したまちづくりを進めていきます。

（2）「軸（じく）」

① 「賑わい交流軸」

明治通り及び新宿通りから中央通り（新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」）、また、これらの沿道を、新宿区の賑わいや交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、歩いて楽しい通りを形成していきます。明治通りは、地下鉄副都心線の開通を契機として、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していきます。

②「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建築物の不燃化の促進などを進めていきます。

③「地域活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地域間の交流を図る主要な幹線道路を「地域活動軸」として、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化の促進などを進めていきます。

(3)「環（わ）」

①「水とみどりの環（わ）」

都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環（わ）」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していきます。

②「七つの都市の森」

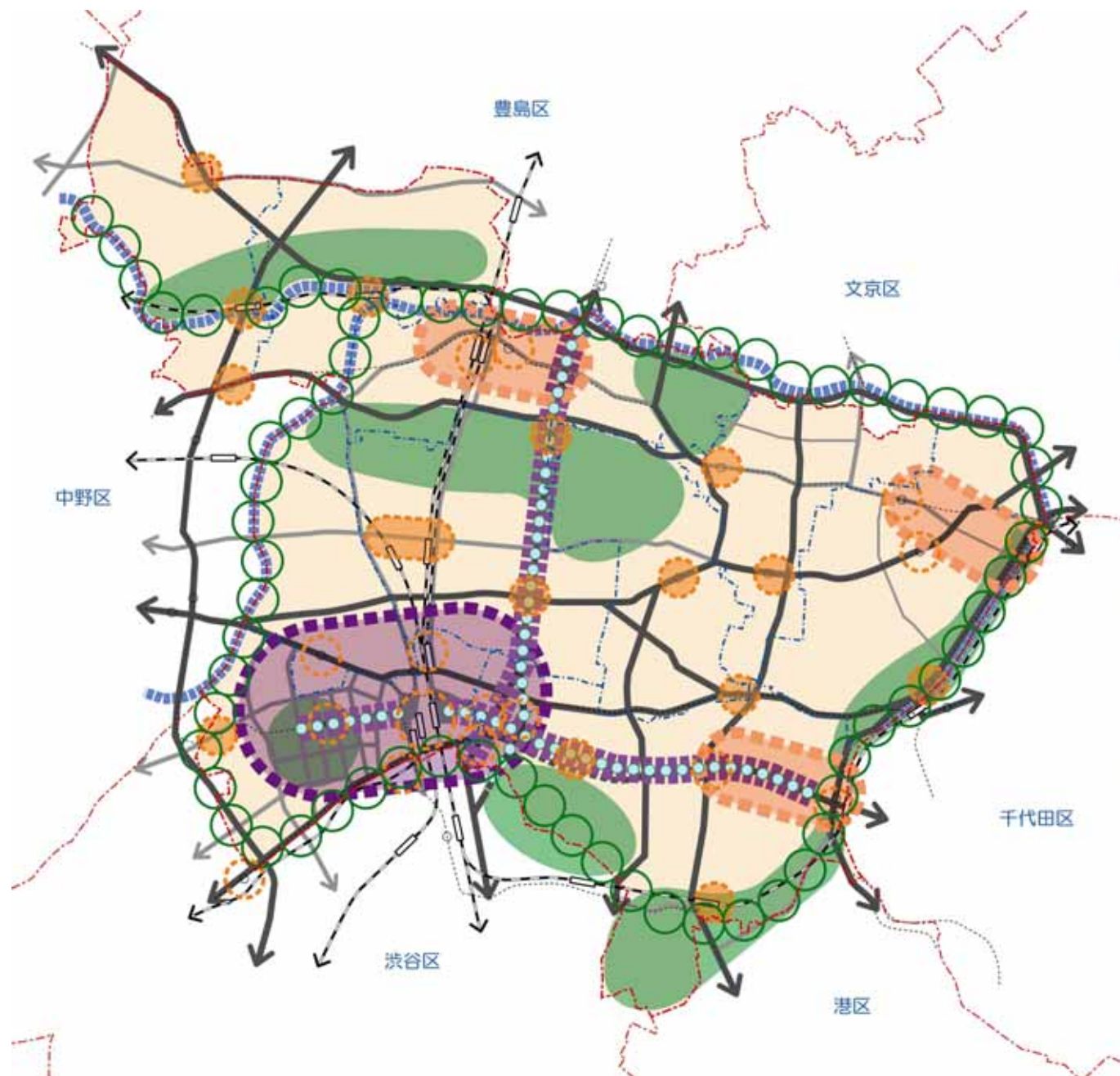
新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全と拡充を進めていきます。

③「風のみち（みどりの回廊）」

身近な地域のみどりをつなげ、区の外周を巡る「水とみどりの環」やまとまったみどりの保全・拡充をめざす「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させます。

特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り沿道を、「風のみち（みどりの回廊）」として位置づけ、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導き、緑陰のある街路樹の整備促進、沿道建築物の緑化の促進などを進め、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成していきます。

【都市構造図】



凡 例	
	創造交流の心
	賑わい交流の心
	生活交流の心
	賑わい交流軸
	都市活動軸
	地域活動軸
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	河川・外環

心（しん）

- 創造交流の心** 近く海外からも多くの人を迎え入れ、国際的な賑わいや交流を生み出す地区
- 新宿駅周辺地区
- 賑わい交流の心** 新街区を代表する賑わいと交流を生み出す地区
- 高田馬場地区 ○神田地区 ○神楽坂地区
- 生活交流の心** 新街中心として、地域の生活圏の核となるエリアで、生活に必要な情報や人の交流を生み出す地区
- J有線～大塚線、後援駅の上地区 ○西武新宿線～下高井、中井の上地区
○地下鉄一環線、有線等の11地区

軸（じく）

- 賑わい交流軸** 個性的で魅力ある駅前商業機能の集積を図るとともに、民間の整備や交通のまちなみを整え、新街区の賑わいや交流の核となる軸
- 新宿通り ○新宿通り～中央通り
- 都市活動軸** 広域交通の確保・充実、沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸（広域的な幹線道路）
- 地域活動軸** 「都市活動軸」を補強し、地域間の交流を図る軸（主要な地域内の幹線道路）

環（わ）

- 水とみどりの環** 都市に潤いを与え、その広域を高める要素となる新街区の外周に沿った水辺や緑地を連続するみどり
- 七つの都市の森** 区内の公園や緑地、大規模施設等にあるまとまったみどり
- 新宿中央公園 ○山公園 ○有線公園 ○早稲田公園
○外環緑地 ○新宿駅西側緑地 ○新宿駅東側緑地
- 風のみち（みどりの回廊）** 風や水の通り道、みどりの豊かなみち
- 新宿通り ○新宿通り～中央通り



(3) 計画の内容

■ 「まちづくり編」

① 基本目標ごとの計画の内容

施策体系

■まちづくり編

基本目標		個別目標	基本施策
I 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	自治のまち 新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	① 自治の基本理念、基本原則の確立 ② 協働の推進に向けた支援の充実
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	① 地域自治のしくみと支援策の拡充 ② コミュニティ活動の充実と担い手の育成
II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	一人ひとりを大切に するまち 新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	① 人権の尊重 ② 男女共同参画の推進 ③ 個人の生活を尊重した働き方の見直し
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	① 地域において子どもが育つ場の整備充実 ② 地域で安心して子育てができるしくみづくり ③ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進 ④ 子どもの安全と子どもを守る環境づくり
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実 ② 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり ③ 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実 ① 中央図書館の再構築 ② 図書館機能の充実
		5 心身ともに健やかにくらせるまち	① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進 ② 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進
III 安全で安心な、質の高い暮らしを実現できるまち	安全・安心な 共生のまち 新宿	1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実 ② 障害のあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実 ③ セーフティネットの整備・充実
		2 だれもがいいきとくらし、活躍できるまち	① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供 ② 障害のあるひとの社会参加・就労支援 ③ 新たな就労支援のしくみづくり ④ だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
		3 災害に備えるまち	① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり ② 災害に強い体制づくり
		4 日常生活の安全・安心を高めるまち	① 犯罪の不安のないまちづくり ② 消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり

基本目標		個別目標	基本施策
IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	① 資源循環型社会の構築
			② 地球温暖化対策の推進
			③ 良好な生活環境づくりの推進
			④ 環境問題への意識啓発
		2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	① 水とみどりの環の形成
			② みどりを残し、まちへ広げる
		3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり
			② 交通環境の整備
			③ 道路環境の整備
V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	① 地域特性に応じた景観の創出・誘導
		2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	① 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり
		3 ぶらりと道草したくなるまち	① 楽しく歩けるネットワークづくり
			② 魅力ある身近な公園づくりの推進
			③ まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出
VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
			② 区民による新しい文化の創造
			③ 文化芸術創造の基盤の充実
		2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	① 文化芸術創造産業の育成
		3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信
			② 誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり
			③ 平和都市の推進
			④ 多文化共生のまちづくりの推進

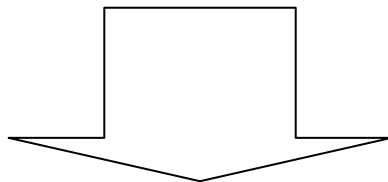
まちづくりの基本目標 Ⅰ

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

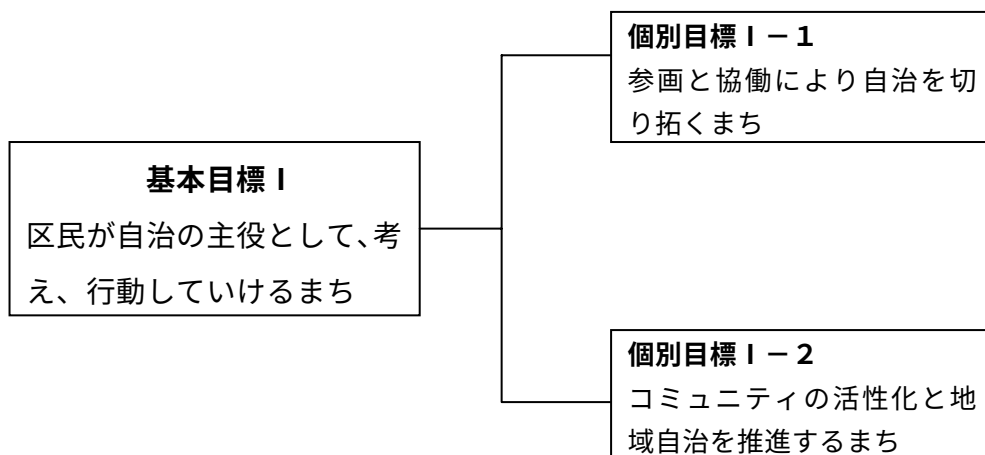
また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。



この総合計画では

自治のまち 新宿

ととらえます



I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域の持つ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任を持って決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が活きる地域社会」の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。
- ・ 区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
- ・ 協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成に関する取り組みが十分に行われていません。
- ・ 区民が区政に参画していくために必要な区政情報をはじめとするさまざまな情報が、十分に区と共有されていません。
- ・ 少子高齢化が続き、「人口減少社会」に入った今日、これまでの社会制度の支え手が減少する中では、国も自治体もこのままでは持続することができません。地域の実情にあったサービスを展開し、住民自治の確立を図るためには、住民に最も近い立場にある基礎自治体[※]の権能を充実していくことが必要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明らかにします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである（仮称）自治基本条例[※]を、区民、議会及び区が一体となって制定します。

- ・ 区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の各段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみづくりを進めます。
- ・ まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO※・企業等間の連携を推進するとともに、さまざまな学習機会の提供等により、積極的に地域活動に参画できるような環境をつくり、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報をより早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。
- ・ 基礎自治体である新宿区の権能を拡充し、国や都との適切な役割分担に基づいた地方分権型の行政システムを構築していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅰ－１ 参画と協働により自治を切り拓くまち

《基本施策》

Ⅰ－１－① 自治の基本理念、基本原則の確立

Ⅰ－１－② 協働の推進に向けた支援の充実

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上
 - (仮称) 自治基本条例※の制定に向けた参画と協働
 - 区政情報及び地域情報への関心度の向上
 - 地域の課題解決に向けた活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域でのまちづくり活動の推進
 - 区民相互のふれあい・交流活動の推進や連帯感の醸成
 - まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化

- 事業者：
企業市民としてのまちづくり活動・社会貢献活動への参画と協力
- 区（行政）：
参画と協働によるまちづくりルールの確立
（仮称）自治基本条例[※]の制定
計画推進に関するチェック機能の充実
協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援
区政情報及び地域情報の充実
特別区のあり方の見直しと自治権の拡充

（５）関連する主な個別計画

- ・ 新宿区・地域との協働推進計画

Ⅰ－２ コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

(１) 目指すまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送ることができるまちの実現を目指します。また、区民や地域団体、NPO※、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性・自律性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現を目指します。さらに、地区協議会が中心的役割を担いながら、自らの創意工夫により地域課題を解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」を目指します。

(２) 課題

- ・ 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域における課題はできる限り地域で解決していくための仕組みづくりが一層求められています。
- ・ 区政への参画と自らの力で地域課題を解決する地域自治を展開していくために創られた地区協議会に対して、十分な活動ができるように支援していくことが求められています。
- ・ 町会・自治会や地区協議会といったコミュニティ活動、地域の見守りや環境改善といった社会貢献活動、生き生きとした生涯をおくるための生涯学習活動、といった地域における活動を活発にするためには、これを支える人材の育成が重要です。
- ・ 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

(３) 施策

１) 施策の基本的考え方

- ・ 地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の実情を踏まえて課題解決に取り組めるように、その権限を明確にして、地域課題に柔軟に対応できる財源が付与でき

るしくみを検討していきます。

- ・ 地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を図っていきます。

地域活動に参加したいと考えている団塊の世代等のシニア層に対し、多様な地域活動への円滑な参加やこれまでの知識や経験を活かして活躍するためのきっかけをつくります。

また、生涯学習活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。

- ・ 地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、地域の活動団体等の交流支援を強化します。さらに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅰ－２ コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

《基本施策》

Ⅰ－２－① 地域自治のしくみと支援策の拡充

Ⅰ－２－② コミュニティ活動の充実と担い手の育成

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
地域コミュニティに対する意識の向上
地域の課題解決に向けた活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
住民相互のふれあい・交流活動の推進
地域課題を創意工夫して解決するための活動推進
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成
- 区（行政）：
コミュニティ活動への意識啓発
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援
コミュニティ活動拠点の整備と利用促進

町会・自治会、NPO団体等の連携支援
地区協議会の条例設置化
地区協議会への権限および財源の付与

(5) 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区・地域との協働推進計画

まちづくりの基本目標 II

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

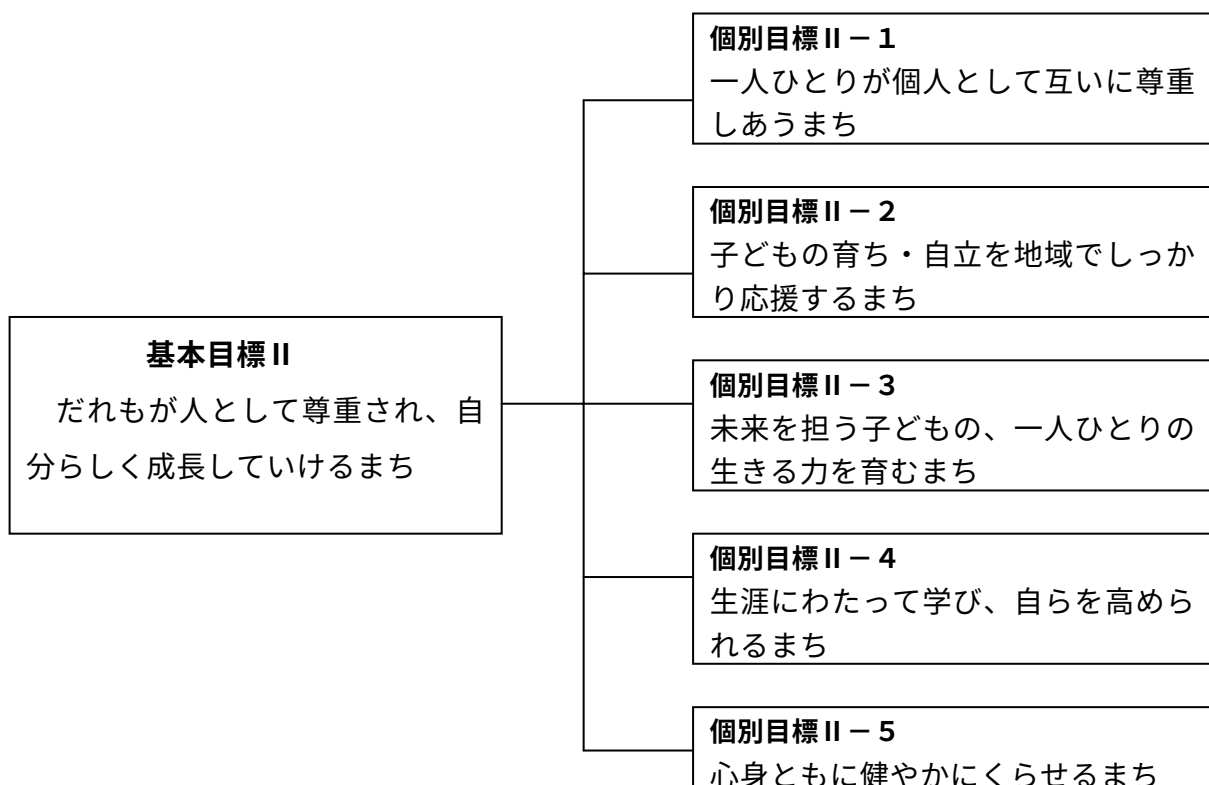
未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

この総合計画では

一人ひとりを大切に作るまち 新宿

ととらえます



II-1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

(1) 目指すまちの姿・状態

日々の暮らしの中で、誰もが人として尊重され、性別にかかわらず、職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画できるまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりの中で、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちを目指します。さらに、高齢者も障害のある人も、尊厳を持っていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアや心のバリアのない地域社会の実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障害等による偏見やいじめ、差別といった人権に関するさまざまな問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。
- ・ 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることができることが重要です。
- ・ 子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況は大変深刻になっています。
- ・ 家庭や職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が個人として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは大変重要です。しかし、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残されています。

このため、セクシュアル・ハラスメント※、配偶者やパートナーからの暴力、職場での性別や雇用形態により生じている格差が深刻な問題となっています。

- ・ 男女共同参画の視点から、男女とも仕事と子育て、介護、地域活動などとの両立ができるように、また、多様な生き方を選択することができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）を可能とする働き方の見直しを進める必要があります。

仕事と子育てのバランスを保ちながら暮らすためには、さまざまな家庭と子どもの状況に応じた子育て支援サービスの充実や育児休業・看護休暇等を取りやすい職場環境の整備も重要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 年齢、性別、国籍、障害の有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、互いに尊重し合う社会を目指し、人権に対する意識を高めていきます。
- ・ 子ども自身及び保護者が子どもの権利[※]や人権についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みを持つ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- ・ 介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備、成年後見制度の普及、相談機能の強化など、制度の利用推進を図っていきます。
- ・ 全ての区民が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。
- ・ 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等により生活と仕事のバランスが取れる雇用環境の整備を促進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

《基本施策》

Ⅱ－１－① 人権の尊重

Ⅱ－１－② 男女共同参画の推進

Ⅱ－１－③ 個人の生活を尊重した働き方の見直し

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民
 - 人権に対する意識の醸成
 - 家庭における男女共同参画の推進
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 人権に対する意識の醸成
 - 地域における男女共同参画の推進
 - 地域で防ぐ児童虐待への取り組み
- 事業者：
 - 従業員への人権に対する意識の醸成
 - 職場における男女共同参画の推進
 - 生活と仕事のバランスが取れる職場環境づくり
- 区（行政）：
 - 児童虐待予防への取り組み
 - 人権に対する意識啓発
 - 男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発
 - 児童・生徒への人権教育の推進
 - 児童・生徒への男女平等教育の充実
 - 児童・生徒へのノーマライゼーション※などの福祉教育の推進

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿区男女平等推進計画（H.20.4 から新宿区男女共同参画推進計画）

II-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

(1) 目指すまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整備されているまちを目指します。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み、育てられる環境を実現します。

(2) 課題

- ・ 家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑化・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。
- ・ 虐待を受けた子どもとその家庭やさまざまな理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
- ・ 子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、さまざまな体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや地域社会等での体験の中で、自ら考えて行動し、その結果は自分の責任と自覚することによって、社会性や協調性が育まれます。それは子どもの成長にとって重要であり、さまざまな体験に関する取組みが求められています。
- ・ 子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境を整備する取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 子どもを持つすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、さまざまなしくみを整えていきます。
- ・ 都市の利便性を活かした多様な生活形態、働き方による多種多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、保護者が選択できる保育環境を整

備していきます。

また、子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施することにより、子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図っていきます。

- ・ 地域の中に、子どもがさまざまな体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。放課後の子どもの居場所づくりを進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
- ・ 子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取組んでいきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

《基本施策》

Ⅱ－２－① 地域において子どもが育つ場の整備充実

Ⅱ－２－② 地域で安心して子育てができるしくみづくり

Ⅱ－２－③ 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進

Ⅱ－２－④ 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 家族の協力による子育て
 - 世代間交流などを通じた子育て支援への参画
 - 家庭での子どもの健康づくり

- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域の子育て支援活動の充実
 - 親子の居場所づくり
- 事業者：
 - 保育サービスの充実
 - 子育て支援サービスの提供
- 区（行政）：
 - 保育サービスの充実
 - 子育て支援サービスの充実や活動の場の提供とその調整
 - 子どもの健全育成の取組みと支援母子の保健・医療の推進・充実
 - 子どもの安全を守る取組みと支援

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区次世代育成支援計画

II-3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

(1) 目指すまちの姿・状態

未来を担う子どもが、多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。そのため、子どもが個性や能力を伸ばし、それぞれの可能性を開花させるための基礎を培う、より質の高い学校教育を受けられるようにするとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となって取組みを進めるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 都市化や国際化、少子高齢化の進展などにより教育環境が大きく変化し、また、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、障害のある幼児・児童・生徒がその能力や個性を最大限に伸ばすための適切な教育環境を整備する必要があります。更に、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきており、就学前の子どもの育ちをより豊かなものとし、学校教育につなげていくことが求められています。
- ・ 学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校の運営等にさまざまな影響を及ぼしているとともに、学校施設の老朽化も進行しており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。
- ・ 核家族化や地域の地縁の希薄化が進む中、子どもが家庭や地域において健やかに成長していくよう、地域や保護者の声が反映される地域に根ざした学校づくりを進める必要があります。そのため、家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 豊かな人間性と社会のルールを守る規範意識を備えた社会人として成長できる心を育んでいきます。また、自ら判断し行動する自主・自律の精神を養い「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。障害のある子どもには、それぞれの教育ニーズに応じた支援体制を構築するなど、特別支援教育を推進していきます。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重

視した教育を行っていきます。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの個性や地域の特性を活かせる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。
- ・ 学校でのよりよい教育活動のため、学校評価に基づく学校運営を行うとともに、家庭や地域の教育力との協働・連携により、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。また、家庭や地域における教育力は学習機会の整備や支援を行い高めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

《基本施策》

Ⅱ－３－① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

Ⅱ－３－② 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり

Ⅱ－３－③ 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 地域の子どもに対する助言、協力
 - 子どもを地域で育むという意識の醸成
 - 学校を地域で支えていくための活動への積極的な参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 子どもの活動への支援
 - 専門的な知識・情報の提供

- 教育・研究機関：
 - 子どもの活動への支援
 - 専門的な知識・情報の提供
 - 小中学校との連携
- 事業者：
 - 子どもの活動への支援
 - 就労体験など体験学習の場の提供
 - 専門的な知識・情報の提供
- 区（行政）：
 - 学校・家庭・地域の連携とそのための環境づくり、取組みへの支援
 - 子どもの生きる力を育てる学校教育
 - 教育効果を高める教育環境づくり
 - 子どもが活動する機会の提供

II-4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生を送り、自己実現を図るため、趣味や特技を活かして学習やスポーツなどに積極的に取り組むまちを目指します。

(2) 課題

- ・ ライフスタイルや社会が大きく変化する中、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習・生涯スポーツの需要はより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行っている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
- ・ 情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民一人ひとりが、意欲を持って主体的に多様な学習やスポーツに取り組めるよう、情報提供の充実を図るとともにさまざまな文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりもあわせて進めていきます。
- ・ 区民の主体的な学習を支援するために、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。
さらに、今後は、図書館の文化・情報発信基地としての機能強化を図るため、情報センターとしての再構築に向け、中央図書館のあり方の抜本的な見直しの検討を行います。

2) 施策の体系

《個別目標》

II-4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

《基本施策》

Ⅱ－４－① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

Ⅱ－４－② 中央図書館の再構築

Ⅱ－４－③ 図書館機能の充実

(４) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 生涯学習の実践
 - 家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり
 - 鑑賞、創作、表現活動への参画
 - スポーツイベントへの参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 自主的な学習機会の創出
 - 生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク
 - 地域スポーツの振興と団体相互交流活動
- 事業者：
 - 生涯学習・スポーツの支援
 - 地域に根ざしたスポーツ活動の推進
 - 専門家による地域への指導・交流
 - 運動施設の空き時間開放
 - 職場体験などの協力・支援
- 教育・研究機関：
 - 生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成
- 区（行政）：
 - 生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供
 - 生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整
 - 図書館機能の充実と中央図書館の再構築の検討

(５) 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区子ども読書活動推進計画

II-5 心身ともに健やかにくらせるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちを目指します。また、充実した保健・医療体制が整備されており、誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 健康寿命[※]を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病[※]の予防と早期発見が必要です。健康づくりは区民一人ひとりが健康への意識をもって自主的に行うことが基本です。そのため、区民のライフステージ[※]に合わせた自主的な健康づくりへの支援を推進していくことが求められています。
- ・ 健康づくりのため、また最近では、介護予防[※]の観点からも、適度の運動等を行うことが求められています。
- ・ 心身の健康をめざすには、子どものうちから食に親しむことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育[※]の推進が求められています。
- ・ 新型インフルエンザ[※]やSARS[※]等の新たな感染症問題、BSE(牛海綿状脳症)等の食の安全の問題、また、アスベスト問題[※]やシックハウス問題[※]など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。
- ・ 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不適応を訴える人が増えています。ストレスは早めに気づき、上手に対処することが何より重要で、過剰なストレスを放置しておくことによって精神疾患を含む適応障害が引き起こされることもあります。そのためには本人の自己管理はもとより、周囲の気づきも求められています。また、ストレスとその対処に対して正しい知識の普及と、気軽に相談できる場が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等との連携はもとよりあらゆる機会を通じ、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病[※]の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
- ・ 健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽に運動等を行える環境を整えていきます。
- ・ 食育を推進できるよう、食育の必要性を啓発するとともに、食育を推進できる環境を整えていきます。
- ・ 区民の生命と健康を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、日頃からの予防啓発等により発生防止に努め、事態が発生した場合は体制を強化し感染拡大の防止を図ります。また、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの居住環境の向上を図ります。
- ・ 心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる相談事業を実施し、問題の早期発見に努めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－５ 心身ともに健やかにくらせるまち

《基本施策》

Ⅱ－５－① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進

Ⅱ－５－② 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 健康に対する意識の向上
 - 健康づくりの実践
 - 地域における健康づくり活動への参画
 - 望ましい食習慣の形成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 健康づくりについての学習・実践の場の提供
 - 地域における健康づくり活動の実践
- 医療機関など：
 - 専門的な相談・情報の提供
 - 安心できる医療サービスの提供
 - 地域の健康づくり活動との連携
- 事業者：
 - 従業員の健康増進
 - 感染症などへの危機管理体制の確立
- 区（行政）：
 - 意識啓発事業、情報提供
 - 区民一人ひとりの健康づくりへの支援
 - 地域における健康づくり活動への支援
 - 健康づくりのための環境整備
 - 地域保健・医療・福祉体制の充実
 - 感染症など危機管理への総合的な体制づくり

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区新型インフルエンザ対策行動計画
- ・新宿区健康づくり行動計画
- ・新宿区高齢者保健福祉計画

まちづくりの基本目標 III

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

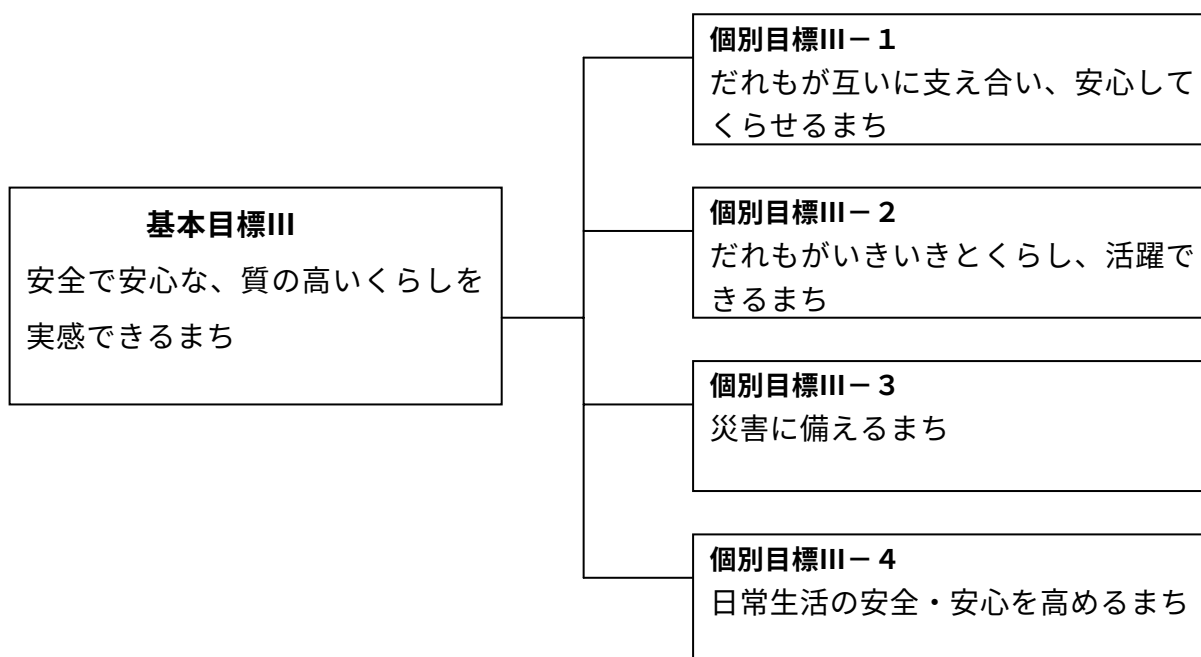
区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

この総合計画では

安全・安心な共生のまち 新宿

ととらえます



Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

(１) 目指すまちの姿・状態

疾病や障害、介護が必要などさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支え合いにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちを目指します。

(２) 課題

- ・ 毎日の生活の中で、または長い人生において、障害や疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。
- ・ ５人に一人が６５歳以上の高齢者という社会が目前に迫っている中、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
- ・ ６５歳以上の約１割、８５歳以上では４人に一人が認知症になると推計されています。多くの方は、地域で在宅生活をおくることとなりますが、本人や家族が認知症の進行に気付かず、悪質商法の被害や外出時の事故などにあう事例が多くみられます。
- ・ 介護が必要となった場合でも、人は尊厳を持って住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障害や介護が必要な状態になった場合に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
- ・ 疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や一人暮らしの高齢者等を、地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づき合いが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。
- ・ 長く続いた不況の影響から、生活保護を受ける人の増加傾向が続いています。特に、ホームレスが多い新宿区にとっては、ホームレスの自立支援は大きな課題です。また、ホームレスが地域の公園などに居続けることにより、地域住民との間にあつれきが発生するケースも見られます。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ すべての区民が日々の暮らしの中で、健康維持・介護予防※が気軽にできる環境を整備します。
- ・ 地域社会で孤立しがちな一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに対する、地域の見守り活動を支援していきます。
また、高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活がおくれるよう、地域の支えあいの仕組みづくりを推進します。
- ・ 介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的・精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
- ・ 障害者自立支援法に基づく新体系に即した施設・グループホーム等の設置、整備を促進し、障害のある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心していきいきと生活できるサービスの充実を図ります。
- ・ 自立した生活が一時的に困難な状況にある人が、個々の状況に合わせて自立した生活が営めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人に合った支援を行います。
- ・ 生活に困窮している人に対し、最低限度の生活を保障するとともに、地域社会の一員として自立した生活が送れるよう支援します。真に困っている人の最後のセーフティネット※として生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し安定した生活を送れるように支援します。
- ・ ホームレスに対しては、東京都と共同して就労による自立支援を促進し、社会生活への復帰を後押しします。また、NPO※とも連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい自立支援を進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

《基本施策》

Ⅲ－１－① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

Ⅲ－１－② 障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実

Ⅲ－１－④ セーフティネットの整備・充実

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 高齢者、障害のある人への理解推進と日常生活の支援
 - 在宅介護を支える家族への協力
 - 地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参画
 - 地域見守りネットワークへの参加
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域福祉活動の実施、支援
 - 地域への情報提供、普及啓発
 - 地域見守りネットワークへの参加
- 事業者：
 - 介護・福祉サービスの提供
 - 地域福祉活動への参加・支援
 - 福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開
 - 地域見守りネットワークへの参加
- 区（行政）：
 - 介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備
 - 地域福祉活動への支援、コーディネート
 - 高齢者、障害のある人とその家族への相談体制の充実
 - 関係機関などとの連携強化
 - 地域見守りネットワークの充実
 - セーフティネットの整備

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿区高齢者保健福祉計画
- ・新宿区介護保険事業計画
- ・新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

Ⅲ－２ だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

(１) 目指すまちの姿・状態

誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちを目指します。

(２) 課題

- ・ 高齢者の約８割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を活かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
- ・ 障害者自身の就労意欲の向上のための支援と、就労を希望する障害者の就労訓練と、就労につなげる支援が必要です。
- ・ 社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。
- ・ 住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・ 区民の２割が高齢者となる中で、区内の住宅の６割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進んでいる地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

(３) 施策

１) 施策の基本的考え方

- ・ 自らの経験や能力を活かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、さまざまな情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行っていきます。
- ・ 区民、ＮＰＯ※、行政等の協働により、疾病や障害のある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らす

ことのできる社会環境を整備します。

- ・ 障害のある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション※」の理念に基づき、物理的なバリア、制度的バリア、心のバリアを取り除くための総合的な取組みを推進します。
- ・ 職業訓練や就職のあっせんなど、障害のある人の就労を支援します。
- ・ 若者が社会的に自立するには、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援にあたっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。
- ・ コミュニティビジネス※を基軸とした新宿ならではの地域型就労支援の仕組みづくりを地域や産業界との連携の下で推進します。その中核となる「(仮称)新宿仕事センター」を設立し、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行うなどの就労支援を行います。
- ・ 高齢者や障害のある人などさまざまな状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅲ－２ だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち

《基本施策》

Ⅲ－２－① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

Ⅲ－２－② 障害のある人の社会参加・就労支援

Ⅲ－２－③ 新たな就労支援のしくみづくり

(４) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 積極的な社会参加、自己実現活動
 - 高齢者、障害のある人の社会参加支援
 - 住み続けられる住まいづくり
 - 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 高齢者、障害のある人の社会参加支援
 - 地域への情報提供
 - 若者への労働、職場環境に関する相談支援
- 事業者：
 - 高齢者・障害のある人の雇用促進と働きやすい環境づくり
 - 良質な住宅の供給
 - 若者への雇用情報提供
- 教育・研究機関：
 - 職業能力向上のための情報提供と職業訓練
 - インターンシップ、進路指導の充実
- 区（行政）：
 - 高齢者・障害のある人の社会参加・就労、自立等への支援
 - 良質な住宅供給の誘導
 - 多様な住宅の供給
 - 若者の自立支援とそのための情報提供

(５) 関連する主な個別計画

- ・新宿区障害者計画
- ・新宿区障害福祉計画
- ・新宿住宅マスタープラン

III-3 災害に備えるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

「減災※社会」を目指し、区民と区の協働により、大規模災害に強い都市づくりや地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
- ・ 昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者※対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
- ・ 全国的に異常気象による集中豪雨が多発し、地盤の雨水浸透力の低下などによる水害が増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
- ・ 東京を首都直下地震が襲う可能性は極めて高いとされ、地域の防災力向上に向けた取り組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時は防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取り組みの強化が求められています。
- ・ 区内には、低層の木造建築物が密集し、道路が狭く、防災面や居住環境面で課題を抱える地区があります。このような地区では、地域に住む方々が主体となり、地域の将来像を見据えた計画的なまちづくりを展開していく必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地震等の災害に強いまちづくりを進めるため、道路、橋りょう等の都市施設※の整備や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。

- ・ 災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
- ・ 都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備を促進するとともに、雨水流出抑制施設の整備やハザードマップ[※]等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
- ・ 区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者[※]に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。
- ・ 建築物の耐震化を促進していきます。また、木造住宅密集地域などにおいて、良質で防災性の高い建築物への建替えを行うとともに公園・街路などの整備を行う面的なまちづくりを支援し市街地の防災性を向上させ、災害に強い安全なまちづくりを目指します

2) 施策の体系

《個別目標》

III－3 災害に備えるまち

《基本施策》

III－3－① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

III－3－② 災害に強い体制づくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 災害に対する家庭での備え
 - 訓練や講習会への参加
 - 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - 建物の耐震・耐火性の把握と改善
 - 地域防災力強化に対する協力

- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
 - 地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
 - 災害に強い都市づくりへの参加
 - 面的なまちづくり事業による都市機能の更新や防災性の向上
- 事業者：
 - 事業所の災害に対する安全確保
 - 従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者※対策
 - 建物の耐震・耐火性の向上
 - 災害に強い都市づくりへの参加
- 電気・ガス・水道・通信事業者：
 - 災害に強い施設の整備
 - 災害時におけるライフライン※の迅速な復旧
- 消防：
 - 災害情報の迅速な公表
 - 区民の自主的な防災活動への支援
- 区（行政）：
 - 地域防災計画に基づく体制づくり
 - 防災まちづくりの推進
 - 防災に関する啓発と訓練の実施
 - 災害に強い都市づくりのための情報提供と支援
 - まちづくりに貢献する市街地再開発事業等の支援
 - 都市基盤の整備と不燃化の推進
 - 公共施設の防災性の向上
 - 総合的な治水対策の促進

III-4 日常生活の安全・安心を高めるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組みが求められています。
- ・ 子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
- ・ 多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、誰もが被害者となる不安を感じています。
- ・ 悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は多様化し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。
特に、被害が潜在化しやすい高齢者や障害がある人などは、次々に悪質商法の被害を受け、生活にも支障をきたすなど深刻な問題となっています。被害の早期発見が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態を目指します。
- ・ 高齢者をはじめ、振り込め詐欺や悪質商法の標的にされている人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。
- ・ 消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実する

とともに、関係機関・団体とも連携して地域の見守り機能や相談機能の強化を図り、潜在化複雑化している消費者問題への確に対応していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち

《基本施策》

Ⅲ－４－① 犯罪の不安のないまちづくり

Ⅲ－４－② 消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 自分のまちは自分で守る意識の向上
 - 防犯活動への主体的な参加
 - 悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域での防犯意識の向上と体制づくり及び自主防犯活動の推進
 - 消費生活問題に関する意識啓発への協力
 - 犯罪や悪質商法の被害防止の地域見守り機能
- 事業者：
 - 道路への商品はみ出し陳列防止の徹底
 - 法律を遵守した適切な商行為の推進
- 警察：
 - 犯罪発生情報の的確な公表
 - 区民の自主的な防犯活動への支援
 - 詐欺や違法な販売行為などの厳格な取締り
- 区（行政）：
 - まちの安全点検の推進
 - 防犯に関する啓発と防犯活動への支援
 - 消費生活相談と情報提供の充実
 - 犯罪や悪質商法の被害を防止する地域の仕組みづくり

まちづくりの基本目標 IV

持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

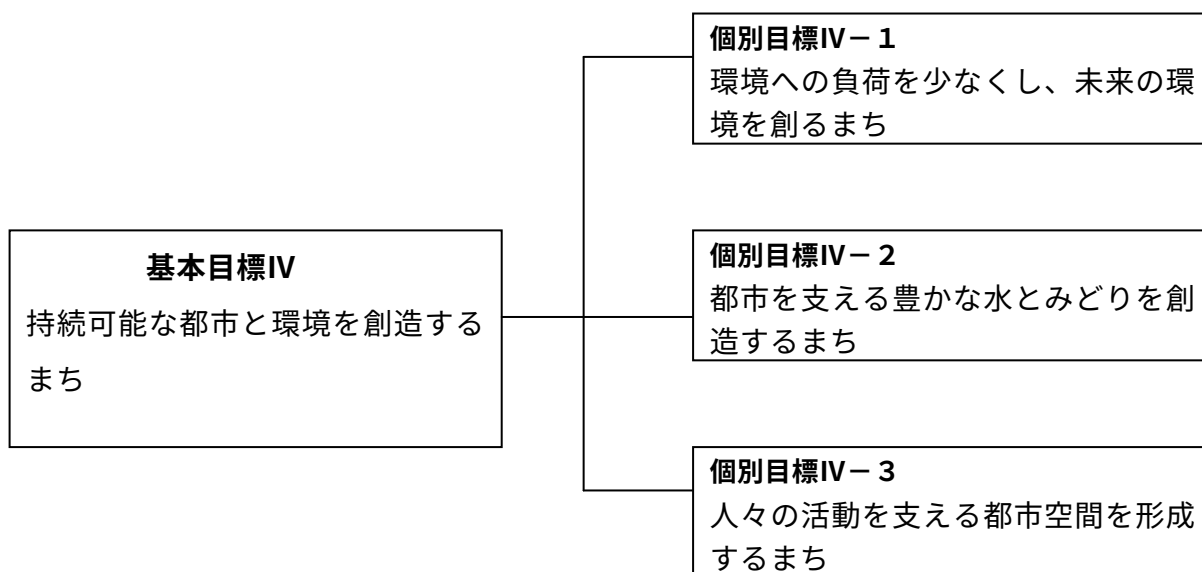
また、都市を支える新たなインフラ※（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

この総合計画では

人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿

ととらえます



IV-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

(1) 目指すまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

(2) 課題

- ・ 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- ・ 平成 17 年 2 月に京都議定書[※]が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガス[※]の排出削減目標の達成に向けて取り組む必要があり、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。
- ・ 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- ・ 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組みを推し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- ・ 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガス[※]の排出削減や地球環境保全のためのさまざまな取組みなど地球温暖化対策を進めていきます。

- ・ きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。
- ・ 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの活用を図りながら、環境学習に役立つさまざまな情報の区民、事業者等への提供を強化します。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

2) 施策の体系

《個別目標》

IV-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

《基本施策》

IV-1-① 資源循環型社会の構築

IV-1-② 地球温暖化対策の推進

IV-1-③ 良好な生活環境づくりの推進

IV-1-④ 環境問題への意識啓発

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 環境にやさしい生活スタイルの実践
 - 環境保全活動への積極的参画
 - ごみの減量化とリサイクルの実践
 - ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールへの遵守
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 環境保全活動の推進
 - リサイクルの推進
 - ごみの排出ルールの徹底

- 事業者：
 - 環境にやさしい事業スタイルの実践
 - 環境保全活動への積極的参画
 - 環境マネジメントシステムなどによる率先行動
 - 商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
 - リサイクルの推進
 - 排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮
- 区（行政）：
 - 環境マネジメントシステムなどによる率先行動
 - 環境保全活動の普及・啓発・支援
 - 地球温暖化対策の推進
 - ごみの減量化とリサイクルの推進
 - 公害対策の推進
 - 環境学習・環境教育の推進

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区環境基本計画
- ・新宿区一般廃棄物処理基本計画

IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラ[※]の一つとしてみどりを創出する取組みが求められています。
- ・ 神田川や妙正寺川など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「7つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- ・ 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- ・ 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

《基本施策》

IV-2-① 水とみどりの環の形成

IV-2-② みどりを残し、まちへ広げる

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 敷地・建物の緑化と保全の推進
 - みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
- 事業者：
 - 事業所敷地・建物の緑化の推進
 - みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
- 区（行政）：
 - 公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
 - みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区みどりの基本計画
- ・新宿区みどりによる生物生息環境形成計画

IV-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

(1) 目指すまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 障害があっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障害のある人が自由に行動するには、十分ではありません。
- ・ 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や適正な自転車利用を支える都市環境の整備が求められています。
- ・ 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路施設の改善が求められています。
- ・ 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路網の整備が求められています。
- ・ 高齢社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。
- ・ 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン[※]」の考え方を基本としたまちづくりによっ

て改善していきます。

- ・ 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。
また、高田馬場駅周辺では、駅の出入口や周辺道路を誰もが歩きやすく、利用しやすい環境に整備するとともに、魅力と賑わいのある駅前空間づくりを進めます。
- ・ 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗り換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組みを進めます。
- ・ 自転車利用を支える環境を整備し、適正な自転車利用を進めます。
- ・ 安全性に問題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- ・ 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、橋りょうの整備を進めます。
- ・ 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- ・ 区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路を「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき拡幅整備していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

IV-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

《基本施策》

IV-3-① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり

IV-3-② 交通環境の整備

IV-3-③ 道路環境の整備

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 自転車利用のマナー向上
 - 高齢者・障害のある人の移動への理解と支援
 - 交通ルールの遵守
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
 - 交通環境改善への支援
 - 交通安全運動の推進
- 事業者：
 - 道路・交通体系の整備への協力
 - 駐車場・駐輪場の整備
 - 公共的に利用される建物のバリアフリー化
 - 新たな移送サービス
- 警察
 - 交通安全運動の普及・啓発
- 区（行政）：
 - 道路・交通体系の整備
 - 安全な歩行環境づくり
 - 道路・橋りょう・公園の維持・管理
 - 放置自転車対策の推進
 - 公共施設のバリアフリー化の推進
 - 関係機関との連携強化
 - 交通安全運動の普及・啓発
 - 交通安全施設等の整備

(5) 関連する主な個別計画

- ・（仮称）新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画
- ・新宿区道路景観整備計画

まちづくりの基本目標 V

まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

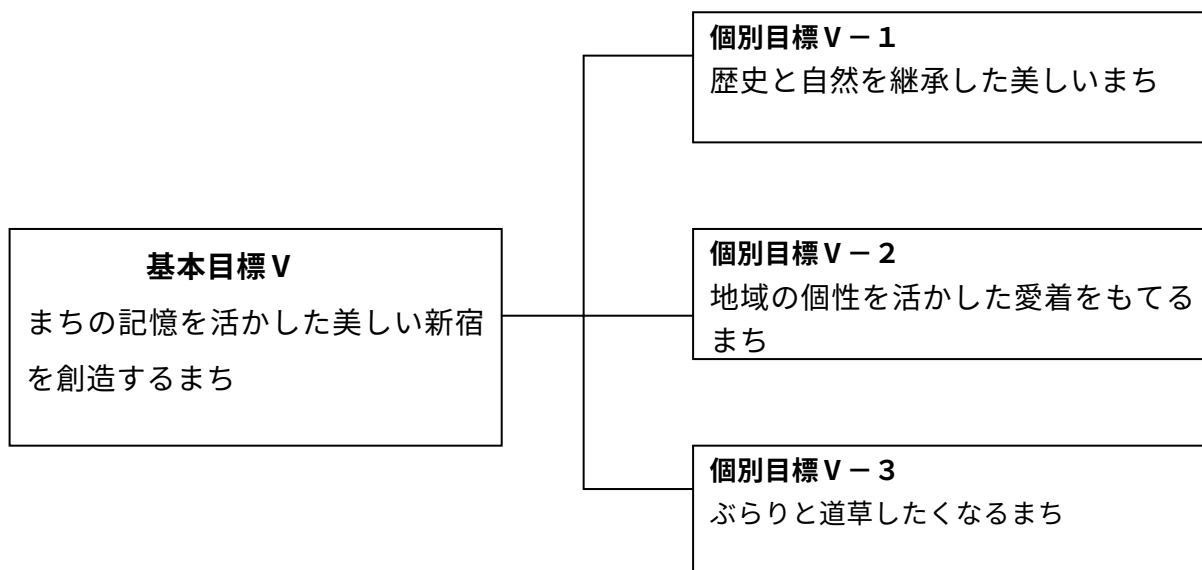
新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

この総合計画では

景観と地域の個性を
創造するまち 新宿

ととらえます



V-1 歴史と自然を継承した美しいまち

(1) 目指すまちの姿・状態

まちなみや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、みどりや水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちの実現を目指します。

(2) 課題

- ・ 景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
- ・ 経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的なまちなみが損なわれる事例が増加しています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

V-1 歴史と自然を継承した美しいまち

《基本施策》

V-1-① 地域特性に応じた景観の創出・誘導

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
良好な景観づくりへの参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
良好な景観づくり活動
- 事業者：
良好な景観づくりへの協力
- 区（行政）：
良好な景観づくりの情報提供
良好な景観づくり施策の展開

(5) 関連する主な個別計画

- ・ 新宿区景観基本計画

V-2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着が持てるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。
- ・ 地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の個性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の単位を基本に区民、地域団体、NPO※、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。
- ・ 地区計画※等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地域の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

V-2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

《基本施策》

V-2-① 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力
 - 住民主導による地域の個性を活かしたルールづくりへの参画
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
 - 地域整備のしくみづくりへの参加
- 事業者：
 - 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参画
- 区（行政）：
 - 都市基盤の整備促進
 - 地域個性を活かしたまちづくりへの支援
 - 住民主導によるまちづくりへの支援

V-3 ぶらりと道草したくなるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

歩くのが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく来街者にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 新宿に住み集う人が潤いとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集い賑わう新宿駅周辺を誰もが快適に歩けることができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。
- ・ 新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、施設が老朽化し、利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。
また、都市の基幹となる公園の拡充が求められています。
- ・ 多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組みやしくみづくりが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ みどりと潤いのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺における歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。
- ・ 地区の公園を、誰もが楽しく、快適に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際の計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした、区民が愛着を持てる公園づくりを進めます。
また、都市の基幹となる公園の整備を進めます。
- ・ 道路空間、公園、公共施設、公開空地などの、オープンスペース[※]を、区民の生活や活動の場（地区の庭）として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしくみづくりを行い、まちの「広場的利用」を推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

V-3 ぶらりと道草したくなるまち

《基本施策》

V-3-① 楽しく歩けるネットワークづくり

V-3-② 魅力ある身近な公園づくりの推進

V-3-③ まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 身近な環境整備への参画
 - 道路・交通体系の整備への理解と協力
 - 地域の公園・道路等の計画づくり・維持管理への協力
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 地域の公園・道路等の計画づくりへの参画
- 事業者：
 - まちの「広場の利用」の参加・協力
- 区（行政）：
 - 道路・交通体系・公園の整備
 - 魅力的な歩行環境づくり
 - 公園・道路の維持・管理
 - まちの「広場の利用」の推進
 - 関係機関との連携

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区公園再整備方針

まちづくりの基本目標 VI

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

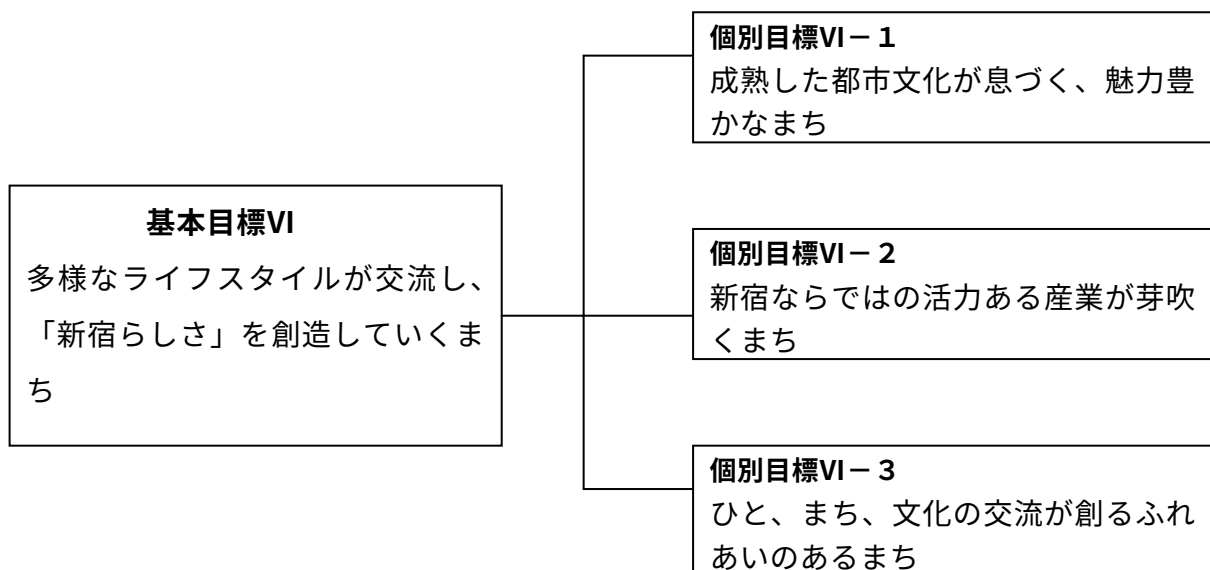
このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたいくなる賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイル[※]が交流するまちを創造していきます。

この総合計画では

文化芸術創造のまち 新宿

ととらえます



VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿には、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれてきました。また、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 新宿には由緒ある名所・旧跡、著名な文豪、画家、文化人の足跡など、様々な貴重な文化・歴史資源があります。こうした文化・歴史資源を発掘、整備し活用していくことが必要です。そこから、まちへの愛着と誇りが育まれ、また、新たな文化が生まれてきます。
- ・ 文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフト面の環境整備が必要となっています。
- ・ 区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する情報を幅広く、的確に、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
- ・ 将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。
- ・ 区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化・芸術の一翼を担うことができるようなしくみづくりが求められています。
- ・ 新宿には、活気溢れる多くの若者が集います。こうした若者のアイディアや活力をまちの魅力を高めるために活かすしくみづくりが必要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりをしていきます。
- ・ 専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。

- ・ 文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。
- ・ さまざまな文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。
- ・ 各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

VI－1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

《基本施策》

VI－1－① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

VI－1－② 区民による新しい文化の創造

VI－1－③ 文化芸術創造の基盤の充実

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 文化・芸術の鑑賞、創作、表現活動への参加
 - 歴史や伝統文化の理解、保存と継承
 - 文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 歴史や伝統文化の保存と継承
 - 文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
- 事業者：
 - 文化・芸術に関する企業支援
 - 自主的な文化・芸術活動の展開
- 区（行政）：
 - 文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信
 - 歴史や伝統文化の保存と継承の支援

VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

(1) 目指すまちの姿・状態

新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 特定地域に集積する特徴ある産業や、伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。
- ・ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
- ・ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業・地場産業等の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。
- ・ 地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。
- ・ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用を目指して、産学公の連携を進めることが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 伝統産業・地場産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。
- ・ 新宿の持つ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
- ・ 伝統産業・地場産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。

- ・ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティビジネス※の育成を図ります。
- ・ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。
- ・ 新宿区のこれからの産業振興にあたって欠かせない、「賑わい産業」の大きな核である「文化創造産業」の誘致・育成・振興を図るための施策を展開していきます。
- ・ 新宿の文化、観光の振興のために誘致してきた吉本興業、宝塚造形芸術大学、芸能花伝舎との連携を軸に、新たな新宿の文化、観光産業を育成することを目的に、「ビジターズ産業（賑わい産業）」の活性化を図る「（仮称）新宿文化ロード」を創出していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

《基本施策》

VI-2-① 文化芸術創造産業の育成

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 伝統産業・地場産業の理解、保存と継承
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 区民や事業者に対する情報提供
 - 産業関連のイベントや事業の企画・実施
 - コミュニティビジネスの手法による地域課題の解決
- 教育・研究機関：
 - 新たな研究分野の開拓
 - 企業、区との連携
 - 創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成

○ 事業者：

起業へのチャレンジ

異業種交流による新分野の開拓、進出

地域に密着した企業活動

伝統産業・地場産業などの後継者育成

都市特性を活かした新しい産業の創出

創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成

産業関連のイベントや事業への参画

○ 区（行政）：

産業の活性化のための基盤整備

創業・起業・就業の支援

異業種交流の促進

産業に関する情報提供

VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

(1) 目指すまちの姿・状態

働き場、学び場、遊び場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたい交流とふれあいのあるまちを目指します。

(2) 課題

- ・ 観光情報の収集・提供、観光施策の企画・調査・実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
- ・ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿の持つ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
- ・ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
- ・ 文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPO※などとの連携のあり方を検討していくことが求められています。
- ・ 日本を代表する繁華街、歌舞伎町は、映画館・劇場・飲食店・性風俗関連の特殊営業店が混在しており、暴力団や違法性風俗店の存在などにより危険な街歌舞伎町というマイナスのイメージが根強く残っています。このような歌舞伎町の持つマイナスのイメージをプラスに変え、まちの再生を図るために、官民合同の取り組みとして歌舞伎町ルネッサンスの取り組みが行われています。この取り組みを着実に進めることにより、誰もが安心して楽しめるまちへと歌舞伎町を再生していくことが求められています。
- ・ 店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
- ・ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。
- ・ 区民の約1割が外国籍となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。

- ・ 区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取組むことが求められています。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 新宿の文化・観光資源を広く情報発信するため、関係機関と連携・協働して、PR体制の整備を進めます。
- ・ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどを活用するための環境整備を進めます。
- ・ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、来訪者間での、また来訪者と区民との文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
- ・ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い多種多様な新宿ブランド、地域ブランドの確立・発展を支援します。
- ・ 歌舞伎町において放置自転車対策の強化、置き看板の撤去・指導を行うとともに、年間を通じてシネシティ広場を中心に様々なイベントなどを行うことにより、歌舞伎町から新たな文化を創造し広く発信していきます。
また、安全安心の確保策や地域活性化の方策など、歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちへと再生するための対策について、地元や関係機関、有識者等からなる歌舞伎町ルネッサンス推進協議会と一体となって推進していきます。
- ・ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
- ・ 区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、さまざまな機会で、平和意識の普及、啓発に努めていきます。
- ・ 情報提供の方法や内容の充実など外国人の行政サービス利用への支援を強化するとともに、多文化共生社会※の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。さらに、地域住民や活動団体のネットワークを強化し、主体的に事業を行えるよう支援します。

2) 施策の体系

《個別目標》

VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

《基本施策》

VI-3-① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信

VI-3-③ 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり

VI-3-③ 平和都市の推進

VI-3-④ 多文化共生のまちづくりの推進

(4) 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
 - 地域の魅力づくりへの参画
 - 地域商店街の活用、イベントなどへの参画
 - 来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり
 - 平和に対する意識の醸成
 - 外国人と日本人の相互理解、支援
- 地域組織、NPO、コミュニティグループなど：
 - 人が集まる魅力的なまちづくり
 - 区民や事業者、来訪者に対する情報提供
 - 商店街に関するイベントや事業の企画・実施
 - 観光資源の保護、活用の推進
 - 外国人と日本人の相互理解の促進、支援
- 事業者：
 - 新しい観光資源づくり
 - 魅力的な店舗づくり
 - 商店街振興への参加・協力
 - 周辺的生活環境への配慮
 - 文化、観光情報の発信・提供

○ 区（行政）：

歌舞伎町地区のまちづくり推進
多様な主体との連携促進や支援
観光案内制度の整備
観光情報の発信、観光資源情報などの環境整備
商店街への支援
国際・国内交流の推進
平和に対する意識啓発
外国人と日本人の相互理解の促進、支援

(5) 関連する主な個別計画

- ・新宿区産業振興プラン
- ・歩きたくなるまち新宿 グランドデザイン

② まちづくり方針

新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、土地利用や都市交通等の7つに分け、部門ごとのまちづくり方針を示します。

1. 土地利用の方針

(1) 概況

① 土地利用の動向

区全体の土地利用は平成18年では、宅地が67.3%を占めています。また、近年、宅地及び道路、公園等が増加傾向にあります。

宅地の内訳をみると、住宅系の土地利用が約5割を占め、次いで業務商業系となっています。都心回帰の影響もあり住宅系の土地利用が増加しています。

■表一 土地利用面積構成比

(資料：土地利用現況調査)

	1996年(平成8年)		2006年(平成18年)		増減 (ha)	増減率 (%)
	(ha)	(%)	(ha)	(%)		
宅地	1199.6	65.8%	1226.1	67.3%	26.5	2.2%
公共系	229.7	12.6%	243.6	13.4%	13.9	6.1%
住宅系	611.8	33.6%	635.9	34.9%	24.1	3.9%
業務商業系	312.7	17.2%	306.1	16.8%	△ 6.6	△ 2.1%
工業系	45.5	2.5%	40.4	2.2%	△ 5.0	△ 11.1%
道路	357.6	19.6%	358.8	19.7%	1.3	0.4%
鉄道等	23.7	1.3%	22.1	1.2%	△ 1.6	△ 6.8%
公園等	111.1	6.1%	117.5	6.4%	6.4	5.8%
水面等	14.7	0.8%	12.3	0.7%	△ 2.4	△ 16.3%
屋外利用・仮設建物	65.8	3.6%	40.8	2.2%	△ 24.9	△ 37.9%
未利用地	50.5	2.8%	45.3	2.5%	△ 5.2	△ 10.3%
全体面積	1823.0	100.0%	1823.0	100.0%	0.0	0.0%

② 建築物の利用動向

平成18年の区全体の建築物の延床面積は、3,129.6haで、総宅地面積の255.3%となり、土地の高度利用が比較的なされています。

容積率の推移を見ると、平成18年は、平成8年から43.7%増加しています。特に、業務商業系用途の床面積は、65.0%と大きく増加し、440%に達し、さらに高度利用が進んでいます。

また、住宅系も42.6%増加となり、200%に達する勢いになっています。

■表一 土地利用用途別の容積率の推移

(資料：土地利用現況調査)

		公共系	住宅系	業務商業系	工業系	合計
1996年 (平成8年)	宅地面積(ha)	229.7	611.8	312.7	45.5	1,199.6
	延床面積(ha)	335.7	955.3	1,174.4	73.1	2,538.5
	容積率(%)	146.2%	156.2%	375.6%	160.6%	211.6%
2006年 (平成18年)	宅地面積(ha)	243.6	635.9	306.1	40.4	1226.1
	延床面積(ha)	444.0	1264.2	1348.9	72.6	3129.6
	容積率(%)	182.3%	198.8%	440.6%	179.4%	255.3%

用途別建築物の延床面積をみると、集合住宅が最も多く、新宿区の全延床面積の約 30%を占めています。次いで、事務所が 26.1%、公共系建物が 14.2%となっており、高密度居住都市、業務商業都市としての特徴を表しています。

用途別建築物の延床面積の推移をみると、住工併用の延床面積が減少し、工業系は減少傾向となっています。また、平成 8 年以降、駅周辺、幹線道路沿道の開発や、中高層のマンションの建設増加等により宿泊遊興、集合住宅や、公共系の延べ床面積が大きく増加しています。

■表一 用途別建築物の延床面積の推移

(資料：土地利用現況調査)

	1996年 (平成8年)		2006年 (平成18年)		増減 (ha)	増減率 (%)
	(ha)	(%)	(ha)	(%)		
公共系	335.7	13.2%	444.0	14.2%	108.3	32.3%
住宅系	955.3	37.6%	1264.2	40.4%	308.8	32.3%
独立住宅	284.8	11.2%	303.8	9.7%	19.0	6.7%
集合住宅	670.6	26.4%	960.4	30.7%	289.8	43.2%
業務商業系	1174.4	46.3%	1348.9	43.1%	174.5	14.9%
事務所	706.2	27.8%	816.0	26.1%	109.8	15.5%
専用商業	98.1	3.9%	116.1	3.7%	18.0	18.3%
住商併用	193.6	7.6%	202.5	6.5%	8.9	4.6%
宿泊遊興	146.1	5.8%	181.2	5.8%	35.1	24.0%
スポーツ興行	30.4	1.2%	33.2	1.1%	2.8	9.1%
工業系	73.1	2.9%	72.6	2.3%	△ 0.5	△ 0.7%
専用工場	30.0	1.2%	30.0	1.0%	0.0	0.1%
住工併用	22.5	0.9%	18.1	0.6%	△ 4.3	△ 19.2%
運輸倉庫	20.7	0.8%	24.4	0.8%	3.8	18.4%
合 計	2538.5	100.0%	3129.6	100.0%	591.1	23.3%

③敷地規模の動向

区全体での平均敷地規模は、平成8年と平成18年を比較すると、13 m²増加しています。

町丁別にみると、新宿駅西口、飯田橋駅周辺の業務商業の集積した地域、団地や学校等が位置する戸山公園周辺、信濃町駅周辺等で平均敷地規模が450 m²/棟以上となっています。また、密集市街地では150 m²/棟以下と区平均を大きく下回っています。

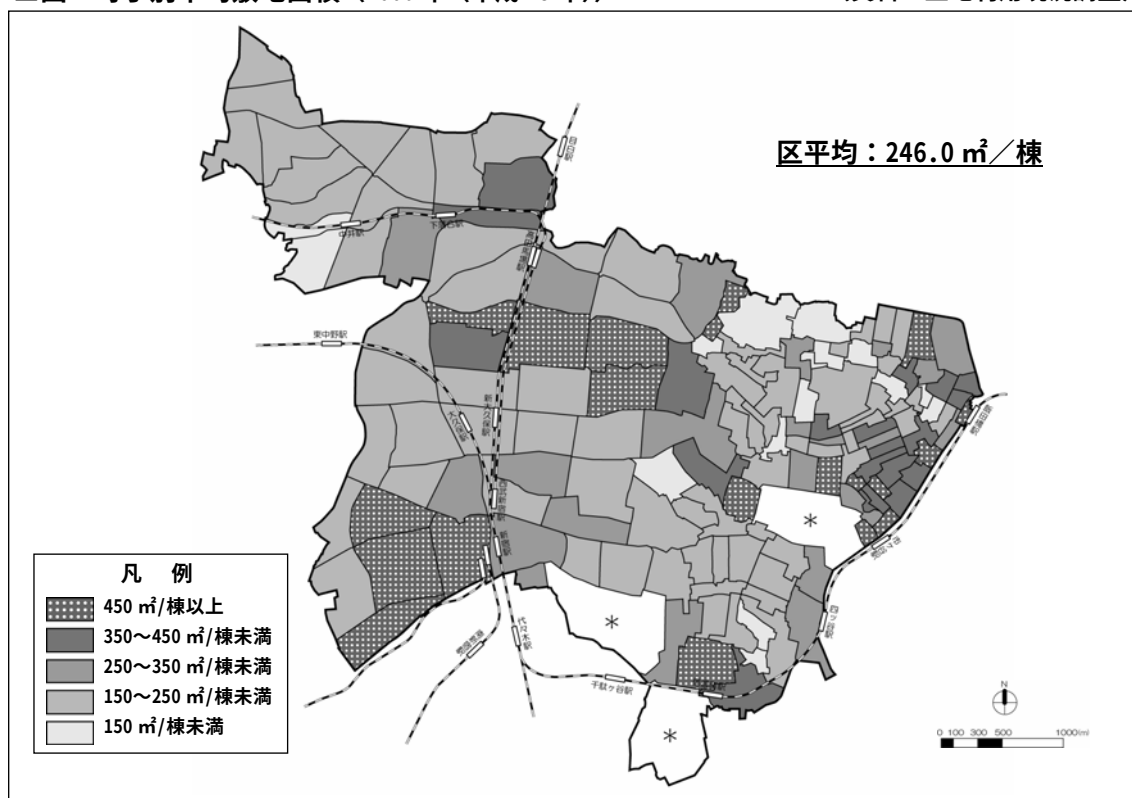
■表－平均敷地面積の推移

(資料：土地利用現況調査)

	1996年(平成8年)	2006年(平成18年)	増減	増減率
建物棟数(棟)	51,483	49,847	△ 1636.0	△ 3.2%
宅地面積(ha)	1,199.6	1,226.1	26.5	2.2%
平均敷地面積(m ² /棟)	233.0	246.0	13.0	5.6%

■図－町丁別平均敷地面積(2006年(平成18年))

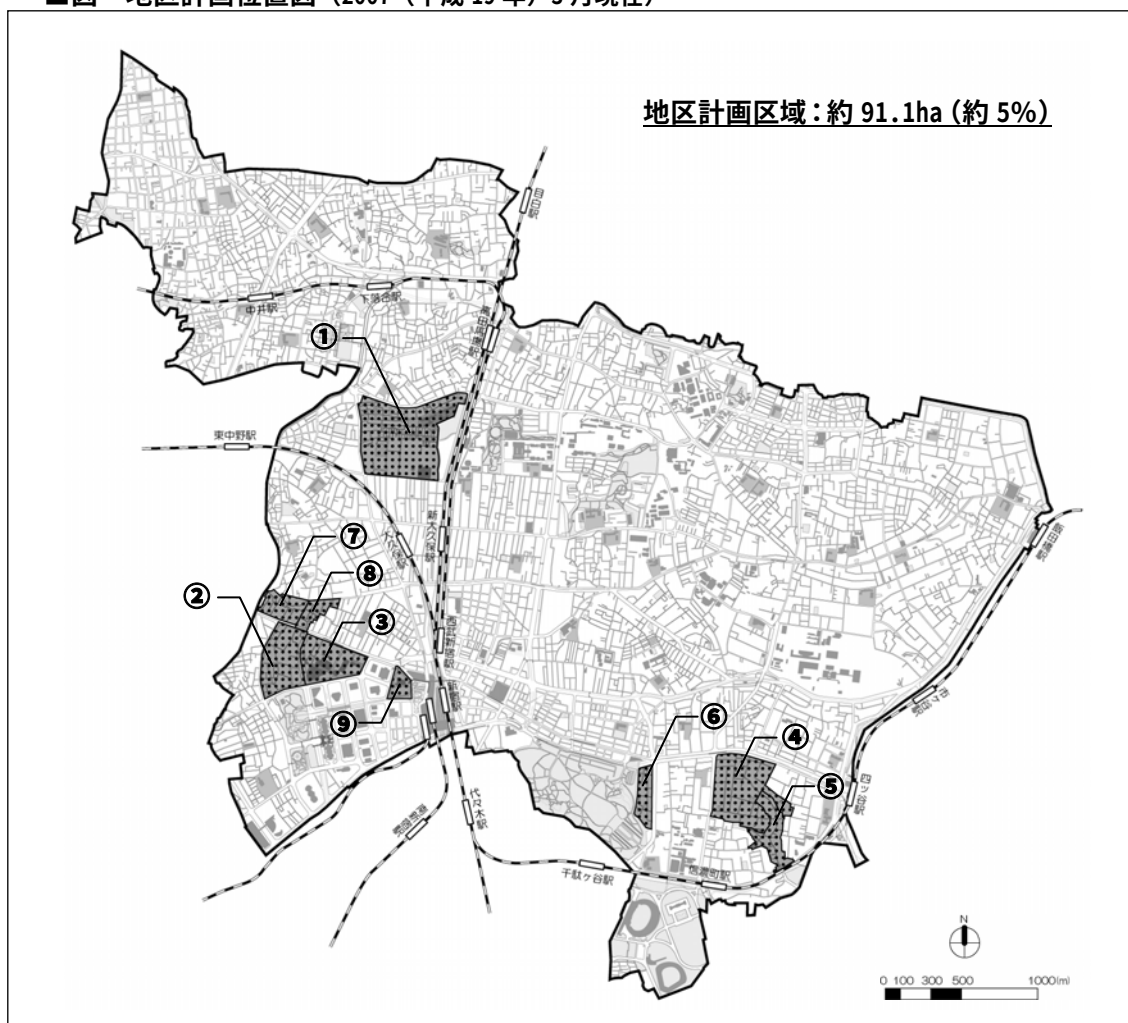
(資料：土地利用現況調査)



④地区計画※の現況

平成 19 年 3 月現在、9 地区で地区計画※が定められています。地区の特性に併せて、用途や壁面の位置、形態・意匠の制限が定められています。区の総面積のおよそ 5%が指定されています。

■図一地区計画位置図（2007（平成 19 年）3 月現在）



名 称	面 積	都市計画決定
① 百人町三・四丁目地区 地区計画	約30.6ha	平成2年1月
② 西新宿六丁目西部地区 地区計画	約11.3ha	平成3年12月
③ 西新宿六丁目東部地区 地区計画	約10.3ha	平成4年12月
④ 若葉・須賀町地区 地区計画	約24.2ha	平成6年8月
⑤ 若葉地区 地区計画(旧再開発地区計画)	約5.6ha	平成6年8月
⑥ 内藤町地区 地区計画	約4.7ha	平成13年11月
⑦ 北新宿地区 地区計画	約4.7ha	平成14年11月
⑧ 西新宿八丁目成子地区 地区計画	約2.7ha	平成15年7月
⑨ 西新宿一丁目7地区 地区計画	約2.6ha	平成18年3月

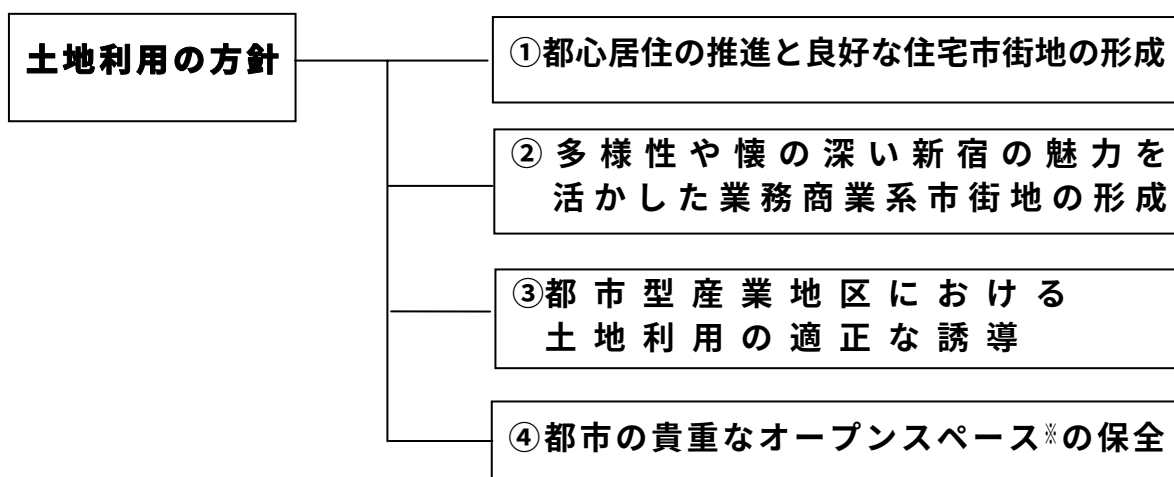
(2)基本的な考え方

新宿区の土地利用は、新宿駅西口を中心とする超高層の業務商業ビル群から落合の低層戸建住宅地まで、世界最大規模の繁華街から歴史の面影を残す風情ある商店街まで、懐が深く、多様性に富んでいます。今後も、このような多様性を活かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶ、まちとして、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地利用を誘導していきます。

そのために、住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いのある市街地の形成に向け、地区計画※等のまちづくり制度を活用して、きめ細かな土地利用を誘導していきます。

とりわけ、新宿駅周辺は先導的な業務機能を担う拠点として、また、商業、文化、居住機能等が集積する魅力ある都心として、都市機能の高度化と都市環境の更なる向上を図ります。

また、木造住宅密集地域※においては、地区計画※制度や東京都条例の新防火地域※の指定等を活用し、建築物の不燃化や耐震化を推進し、災害に強く安全に安心して暮らせるまちをめざします。



(3)土地利用の方針

住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、人々が安全な生活を営めるよう下記のように適切な土地利用を誘導していきます。

しかし、新宿のまちづくりを取り巻く状況は、日々大きく変化しています。地区計画※等のまちづくり制度を活用しながら、地域地区の変更を含め、地域の特色に合わせた適切な土地利用の転換を図っていきます。

また、一団の大規模な土地では、必要に応じて、みどりとオープンスペース※の確保と併せて、敷地の高度利用を図るなど、適切な土地利用を行っていきます。

①都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人々が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地域の特色に配慮した土地利用を進めていきます。

良好な住宅市街地の形成に向けて、地域の敷地規模や都市基盤の状況により、市街地整備の区分を、保全地区、個別改善地区、基盤整備地区に分類し、各住宅地区の整備方針を示します。

区 分	地区の説明
保全地区	道路基盤がおおむね整備されており、現在の良好な住宅・住環境を保全する地区
個別改善地区	道路基盤はおおむね整備されているが、敷地規模が小さいため、建築物や敷地に関して改善を進めていき、より良好な住環境の形成をめざす地区
基盤整備地区	細街路※が多い地区であり、道路基盤整備と併せて、建築物及び敷地の改善を進める地区

a.低層住宅地区

主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていきます。

低層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市 街 地 整 備 区 分	方 針
低層保全地区	・保全型の地区計画※の策定やみどりの憲章、緑地協定※、建築協定※などによる計画的なまちづくりを進めていきます。
低層個別改善地区	・地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりを進めていきます。

b. 低中層住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住機能と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民との協働で地区計画※等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

低中層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市 街 地 整 備 区 分	方 針
低中層保全地区	・戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画※等を活用し整備していきます。
低中層個別改善地区	・地区の特色を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画※等を活用し整備していきます。
低中層基盤整備地区	・木造住宅が密集した地区で、地区計画※制度等を活用して、道路等の都市基盤の整備、建築物の不燃化や耐震化を推進していきます。

c. 中高層住宅地区

土地区画整理事業※等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を進めていきます。

中高層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市 街 地 整 備 区 分	方 針
中高層住宅整備地区	・道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上と周辺環境と調和した建替えを誘導していきます。

※低層は高さ10m程度、低中層は高さ20m程度、中高層は高さ30～40m程度以上を想定

②多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。

新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどりの豊かな快適なアメニティ※の中心として位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

a. 創造交流地区

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成をめざし、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。また、みどり豊かで快適なアメニティ※の中心として、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

創造交流地区の市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針	
国際的な中枢業務機能拠点地区	新宿駅西口エリア	・超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区※や市街地再開発事業※等の都市計画手法を活用してオープンスペース※の創出と賑わいのあるまちなみの形成を進めていきます。
	新宿駅東口エリア	・高度な商業集積、多様な魅力を持つ繁華街、異国情緒あふれる通りなどの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流機能の融合したまちづくりを進めていきます。
	新宿駅周辺の回遊性の確保	・新宿駅周辺を回遊する歩行者動線を整備、拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
都心居住推進地区	・住・職・遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導していきます。	

b. 賑わい交流地区

業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、住宅機能と商業機能が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

c. 生活交流地区

区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

d. 幹線道路沿道地区

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。
また、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯※としての機能を強化していきます。

幹線道路沿道地区市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
賑わい交流骨格整備地区	・明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道で、魅力ある業務商業機能の集積や歩行者空間の回遊性の向上を図り、賑わいや交流の骨格となるように誘導していきます。
幹線道路沿道整備地区	・利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯※としての機能の強化を図ります。

③都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

a. 都市型産業地区

都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導していきます。

④都市の貴重なオープンスペース※の保全

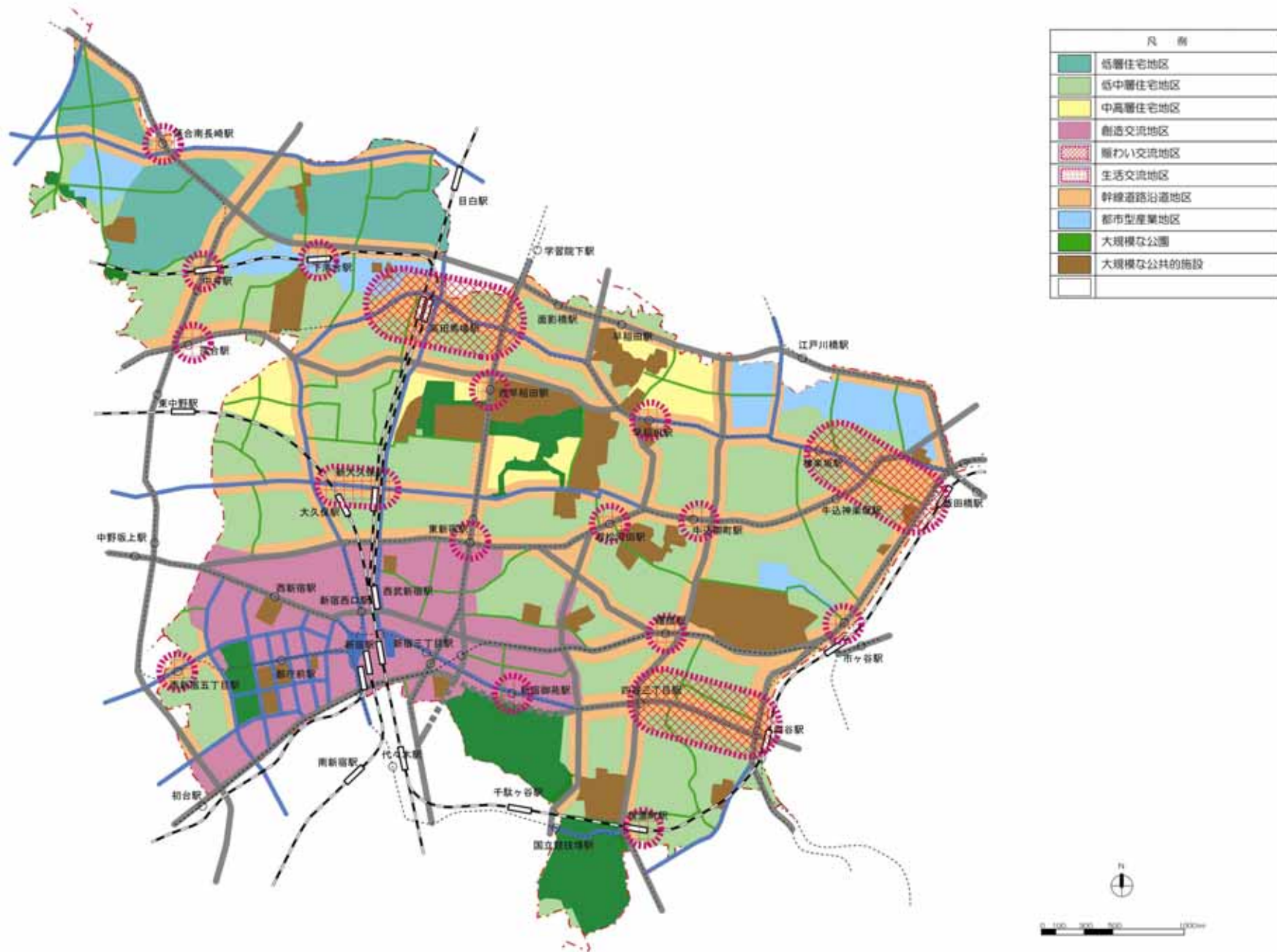
大規模な公園や大学キャンパス、公共施設・寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペース※としての保全を促進していきます。企業等の移転跡地については、オープンスペース※としての機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。

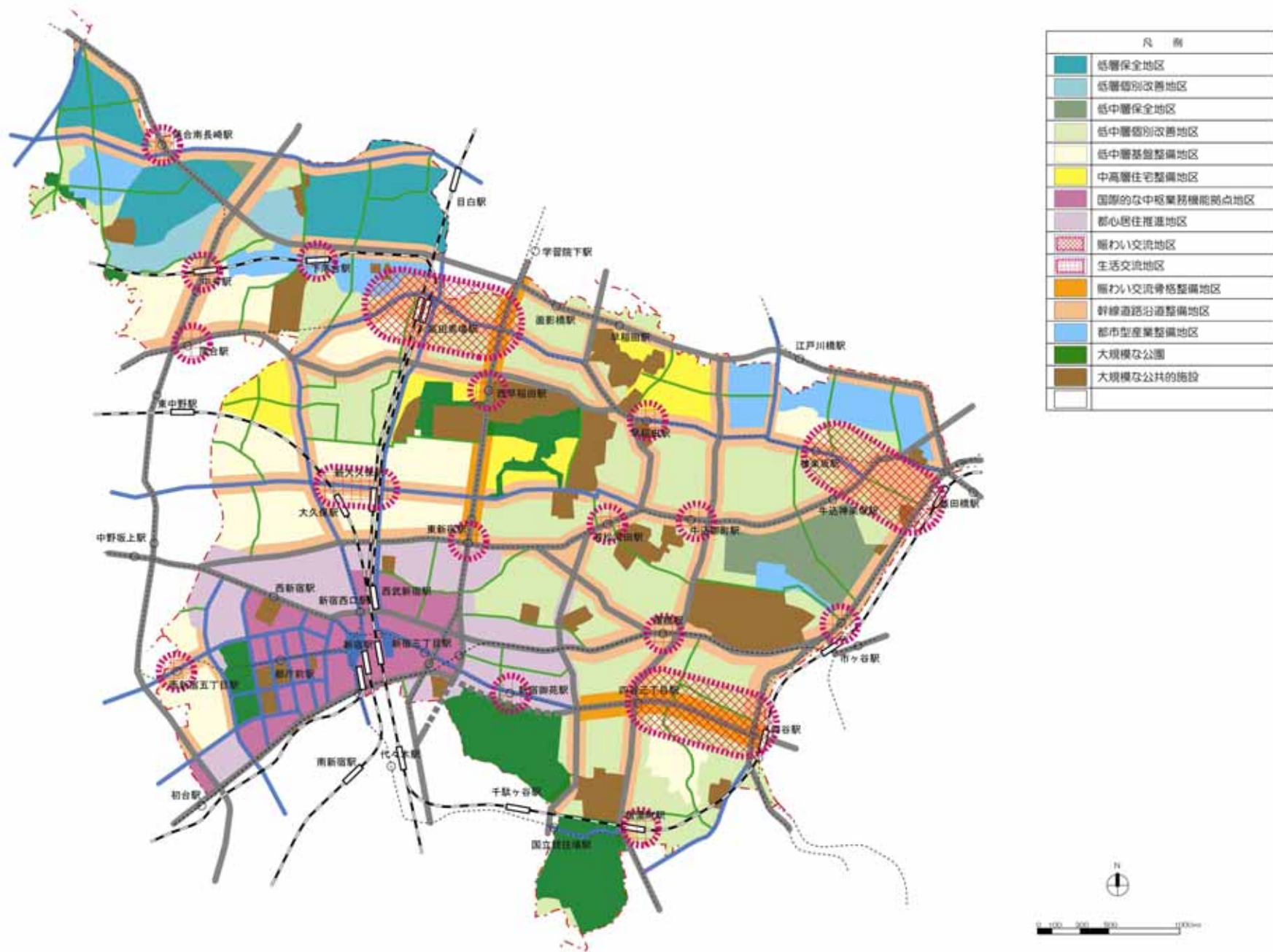
また、公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる施設として整備していきます。

大規模な公園及び大規模な公共的施設の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
大規模な公園	・明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園を、身近なオープンスペース※として、また、防災やヒートアイランド現象※等の都市気候の緩和、昆虫や野鳥などの生物が生息できる自然の拠点として、保全・整備を促進します。
大規模な公共的施設	・大規模なキャンパスを持つ大学や高校等の教育機関や大規模な病院、公共施設等のオープンスペース※を、身近な都市のみどりとして、みどりの保全・整備を誘導していきます。

(4) 土地利用方針図





(5)市街地整備方針図

2. 都市交通整備の方針

(1) 概況

① 道路の状況

区全体の公道面積は平成 18 年で 320.4ha、区面積の 17.6%を占めています。公道道路率※の推移をみると平成元年から平成 18 年まで、0.8%増加しています。

また、建築物を建築するために、建築基準法で求められている幅員が 4 m以上ある公道の面積は、区全体の面積の 16.0%となり、徐々に増加しています。

町丁別に見ると、新宿駅、飯田橋駅周辺の業務商業の集積した地域、新宿から四谷にかけての新宿通り沿い、早稲田鶴巻町等、区画整理を実施した地域で道路率※の割合は高くなっています。

幹線道路の整備が遅れている地域や、密集市街地では区平均を下回っています。

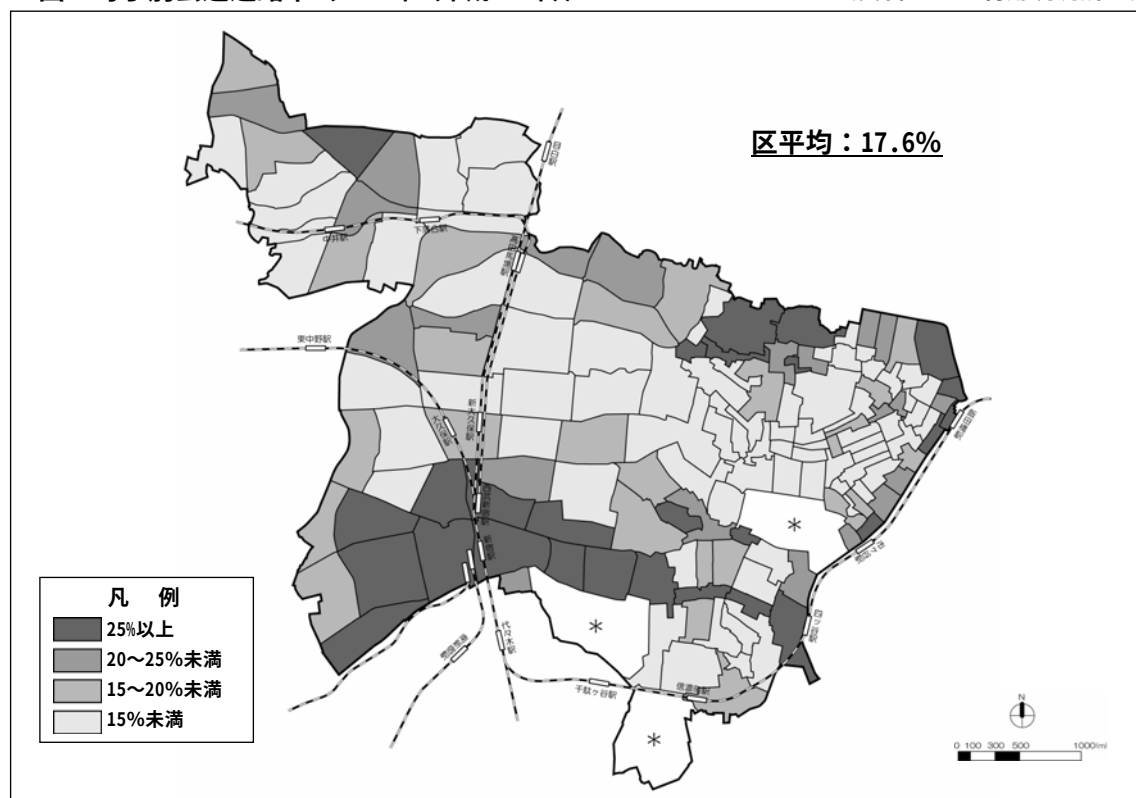
■表一 公道道路率の推移

(資料：土地利用現況調査)

		1989年 (平成元年)	1996年 (平成8年)	2001年 (平成13年)	2006年 (平成18年)	H元－H18 増減率 (%)
新宿区面積 (ha)		1,823.0	1,823.0	1,823.0	1,823.0	—
全ての公道	面積 (ha)	306.1	311.8	314.8	320.4	4.7%
	道路率 (%)	16.8%	17.1%	17.3%	17.6%	0.8%
4m未満公道	面積 (ha)	32.8	32.9	32.9	29.5	△ 10.1%
	道路率 (%)	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%	△ 0.2%
4m以上公道	面積 (ha)	273.3	278.9	281.9	290.9	6.4%
	道路率 (%)	15.0%	15.3%	15.5%	16.0%	1.0%

■図一 町丁別公道道路率 (2006 年 (平成 18 年))

(資料：土地利用現況調査)



②都市計画道路の整備状況

平成 17 年 3 月現在、区内の都市計画道路の整備率は 58.0%で、東京都全体の整備率と比較して 3%高くなっています。また、平成 8 年から平成 13 年の都市計画道路の完成率の推移を見ると、1.7%と増加しています。

区内では、外苑東通り（環状第 3 号線）、外苑西通り（環状第 4 号線）、明治通り（環状第 5 の 1 号線）、放射第 6 号線、補助第 72 号線等の都市計画道路が事業中です。

その他にも、「第三次事業化計画」で平成 16 年度から 27 年度に優先的に整備すべき区間として指定された、優先整備路線があります。

主な幹線道路の混雑度（交通量／交通容量）は、8 路線 9 箇所の平均が、1.34 であり、基準交通容量 1.00 を上回っています。

■表一 都市計画道路の整備状況（2005 年（平成 17 年）3 月現在）

（資料：東京都）

	計画延長 (km)	完成延長 (km)	完成率 (%)
都全体	3,208	1,766	55.0%
区 部	1,774	1,028	57.9%
新宿区	80	47	58.0%

＊都市計画道路の完成率 = (完成道路の延長 / 計画決定道路の延長) × 100

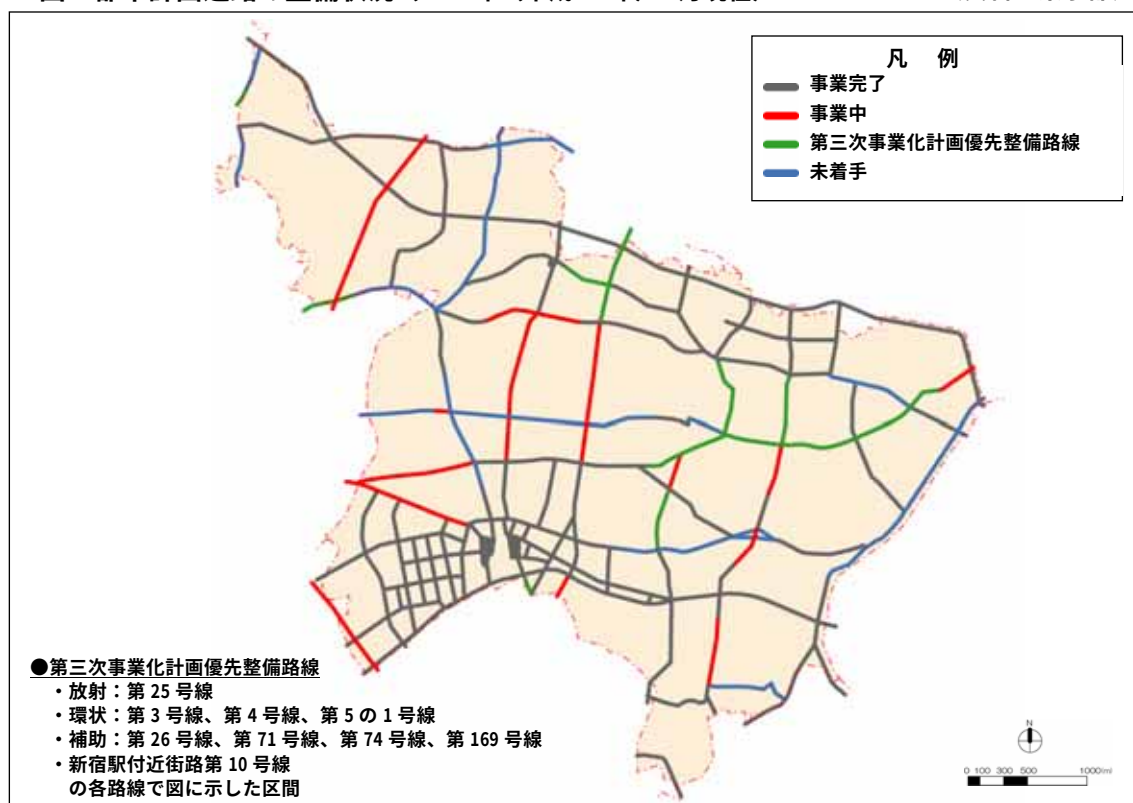
■表一 新宿区内の都市計画道路の完成率の推移

（資料：東京都）

	1996年 (平成8年)	2005年 (平成17年)	増減率
完成率 (%)	56.3%	58.0%	1.7%

■図一 都市計画道路の整備状況（2007 年（平成 19 年）4 月現在）

（資料：東京都）



■表－主要幹線道路の混雑度

(資料：交通センサス)

路線名(都市計画道路名)	測定地	混雑度		増減率(%)
		1997年 (平成9年)	2005年 (平成17年)	
甲州街道(放射第5号線)	四谷2-1	1.29	1.04	△ 19.4%
新目白通り(放射第7号線)	下落合1-9	2.23	2.69	20.6%
靖国通り(放射第6号線)	市谷本村町42	1.33	1.30	△ 2.3%
明治通り(環状第5の1号線)	高田馬場1-1	1.15	1.07	△ 7.0%
外苑東通り(環状第3号線)	左門町13	1.40	1.47	5.0%
外堀通り(環状第2号線)	市谷田町1-6	1.39	1.40	0.7%
四谷角筈線(補助第57号線)	霞岳町	0.89	0.81	△ 9.0%
大久保通り(放射第25号線)	原町3-6	1.37	1.13	△ 17.5%
大久保通り(補助第71号線)	百人町2-11	1.32	1.19	△ 9.8%
平 均	—	1.37	1.34	△ 2.2%

※混雑度＝交通量／交通容量

③公共交通の状況

新宿区内の主要な鉄道駅の平成 18 年度の乗降客数は、新宿駅が約 333 万人、高田馬場駅が約 86.3 万人、四ッ谷駅が約 27.5 万人、市ヶ谷駅が約 31.5 万人、飯田橋駅が約 51.9 万人となっており、新宿駅が大きな交通拠点であることが分かります。

鉄道利用の増減をみると、全体的には微減になっています。路線でみると都営大江戸線の開通により都営線の利用者が増加しています。また、南北線は、平成 12 年の全線開通や他線との相互乗り入れ運転により大幅に増加しています。今後は、平成 20 年度開通予定の副都心線により、利用者の増加が予想されます。

■表－主要駅の乗降客数(1日平均)

(資料：新宿区の概況)

駅名(路線数)	乗降客数(人)		増減率(%)
	1996年(平成8年)	2006年(平成18年)	
新宿駅計 (6路線)	3,216,571	3,329,657	3.5%
高田馬場駅計 (3路線)	936,371	863,023	△ 7.8%
四ッ谷駅計 (3路線)	283,718	275,103	△ 3.0%
市ヶ谷駅計 (4路線)	339,896	314,780	△ 7.4%
飯田橋駅計 (5路線)	441,726	519,102	17.5%

■表－新宿区内の各路線別乗降客数の推移（1日平均）

（資料：新宿区の概況）

路線名	駅数 (新宿区内)	乗降客数(人)		増減率(%)
		1996年(平成8年)	2006年(平成18年)	
JR線	10	2,754,884	2,694,124	△ 2.2%
東京地下鉄		1,252,237	1,087,360	△ 13.2%
東西線	5	459,562	365,363	△ 20.5%
丸ノ内線	6	514,547	472,701	△ 8.1%
有楽町線	2	220,734	158,038	△ 28.4%
南北線	3	57,394	91,258	59.0%
都営地下鉄		409,501	758,116	85.1%
新宿線	4	409,501	395,568	△ 3.4%
大江戸線	11	—	362,548	—
西武新宿線	4	557,553	511,320	△ 8.3%
小田急線	1	515,499	490,081	△ 4.9%
京王線	1	691,097	726,653	5.1%

※JR線の乗降客数は各年乗車人員を乗じたもの

※1996年（平成8年）度乗降客数はJR線のみ平成7年度実績

※2000年（平成12年）に都営大江戸線は全線開通（汐留駅を除く）のため1996年（平成8年）の実績はなし

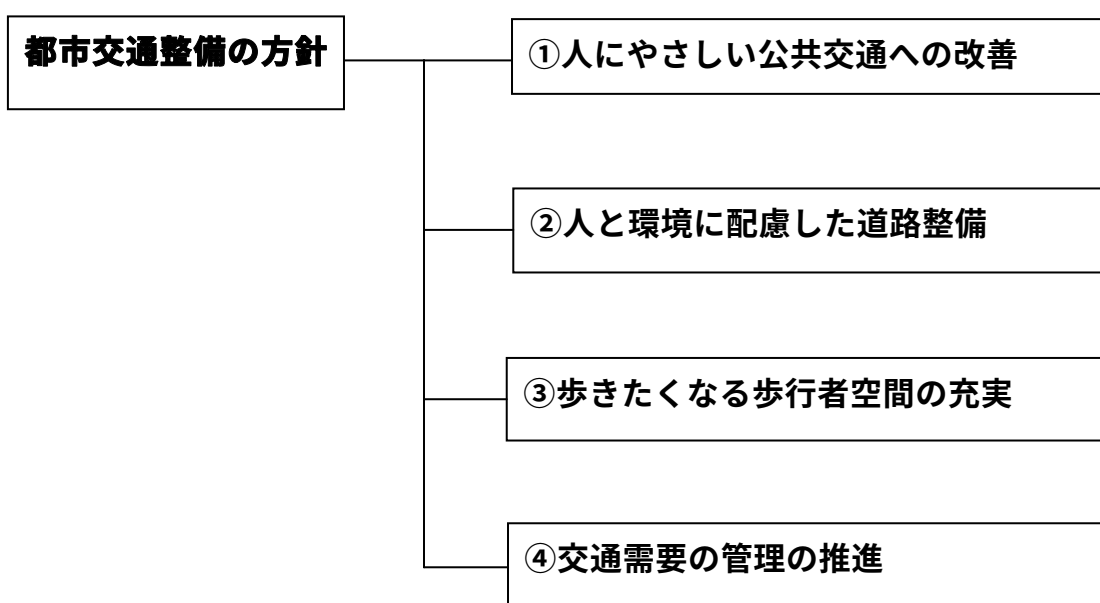
※東京地下鉄は2004年（平成16年）度分調査から、飯田橋、四ツ谷、市ヶ谷各駅の乗降者人員は東京地下鉄線内乗換人員を含まない各線単独の人員

(2)基本的な考え方

自動車が主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められています。新宿区内では慢性的な交通渋滞が発生しており、通過交通を適切に処理するための都市計画道路網の整備という交通供給の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備やその利用の促進、また、市街地への自動車交通を抑制する、交通需要マネジメント※の取組みが重要になっています。

新宿区は、公共交通が便利なまちであり鉄道網の整備は一定の水準に達していますが、今後も、都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバス等の利便性の向上を図るとともに、駅施設や道路のバリアフリー化、乗り換えの利便性の向上、コミュニティバス※の検討などを進めていきます。

また、新たな道路空間のあり方を検討し、道路を交通機能だけでなく、イベントやオープンカフェ※など多様な都市の活動の場として捉え、楽しくなるみちづくりを進めていきます。



(3)都市交通整備の方針

①人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を促進していきます。
また、関係機関ともに、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を進めていきます。
さらに、自転車レーンや駐輪場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス※、LRT(新型路面電車)※などの新たな交通システムの導入について検討していきます。

a.公共交通の整備

項 目	方 針
鉄 道 網 の 整 備	・西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏み切りの解消を図ります。
新しい交通システムの検討	・コミュニティバス※の運行、公共車両優先システム、L R T(新型路面電車)※等の導入を検討していきます。

b.交通結節点の整備

項 目	方 針
駅 施 設 の 整 備	・新宿駅や高田馬場駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を促進していきます。
駅 前 空 間 の 整 備	・新宿駅や中井駅の駅前広場の整備を推進していきます。

②人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めていきます。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられ、生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めていきます。

また、細街路※については、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画※制度などにより、拡幅整備を進めていきます。

幹線道路と生活道路それぞれの機能と方針は次のとおりです。

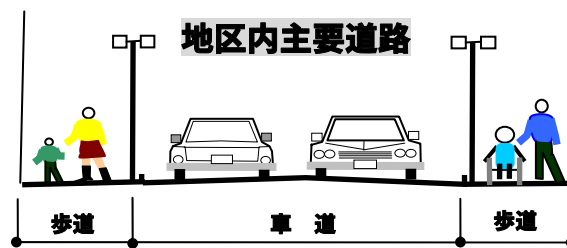
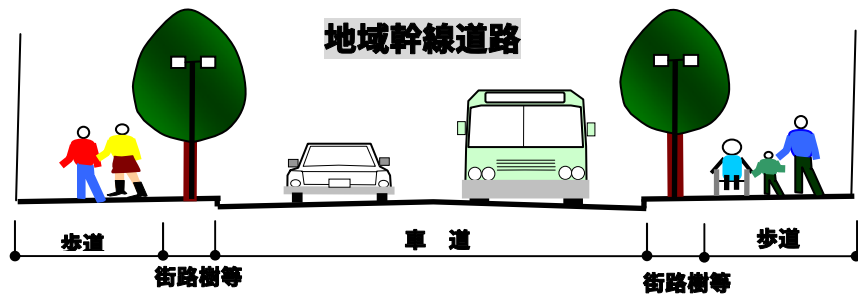
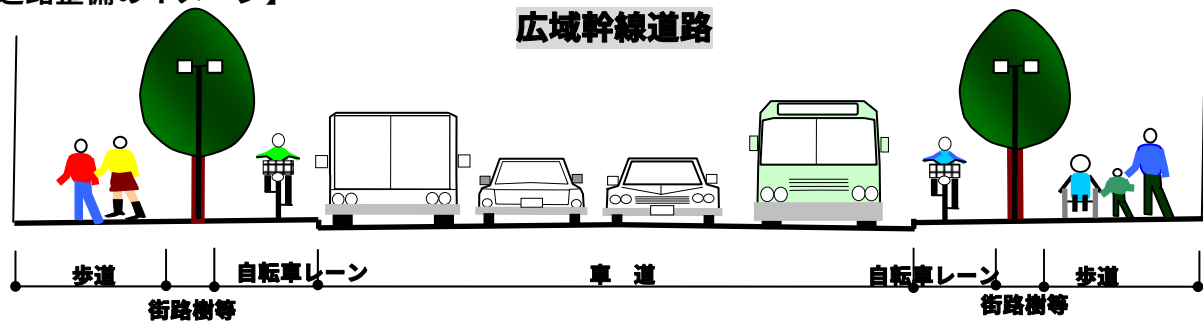
a.幹線道路

名 称	機 能	方 針
広 域 幹 線 道 路 (概ね幅 20m以上)	・広域的な自動車交通の処理を担う道路 ・沿道建築物の不燃化を促進し防災性を高める道路	・道路整備を促進するとともに延焼遮断帯※となる沿道建築物の不燃化を促進していきます。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車レーンの設置、道路の無電柱化等を促進し、歩道を快適に利用できる工夫をしていきます。
地 域 幹 線 道 路 (概ね幅員 16m以上)	・広域幹線道路を補完する道路 ・沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路	・地域内の生活・交通環境に配慮した整備と緑化を進めていきます。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、道路の無電柱化等を促進し、歩道を快適に利用できる工夫をしていきます。

b.生活道路

名 称	機 能	方 針
地区内主要道路 (概ね幅員 8m以上)	・地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になる道路 ・コミュニティ空間を形成する道路	・地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上や防災性の向上に資する道路整備を進めていきます。 ・歩車道の分離ができない道路については舗装のカラー標示を行うなど地区の環境に配慮した整備を進めていきます。 ・幅員は、2車線（片側1車線）と両側の歩道が設置できる12m以上が望ましいですが、既存の市街地であることを考慮し、歩車分離を想定した8m以上を整備の目標とします。
主要区画道路 (概ね幅員 6m以上)	・区画道路の中で主要なもので地区内主要道路を補完する道路 ・大規模災害時の消防活動を円滑にする道路	・震災などの大規模災害時の消防活動が困難な地域を解消する路線の整備を進めていきます。 ・面的に通過交通や速度抑制を図るべき地域では、ハンプ※や狭さく※等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた歩行者を優先した道路の整備を進めていきます。
区画道路 (概ね幅員 4m以上)	・個々の宅地に接続する道路であり、歩行者や自転車等の日常動線となる道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路	・新宿区細街路拡幅整備条例※に基づいた道路の整備を進めていきます。 ・防災上・居住環境上特に整備が必要な地区は、地区計画※制度等を活用して、防災の観点から整備を進めていきます。

【道路整備のイメージ】



③歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。神田川や外濠などの水辺空間、新宿御苑や明治神宮外苑の豊かなみどり、学生達が集い活力あふれる高田馬場、歴史の薫るまちなみを残す四谷や神楽坂など、地域の特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道の充実を進めていきます。

また、賑わい交流の軸となる明治通りや新宿通りから新宿中央公園につながる動線を、「風のみち（みどりの回廊）」として、街路樹の整備などみどり豊かな歩行者空間の充実を進めていきます。

新宿駅周辺では、歩行者の混雑緩和を図るとともに、商業拠点の回遊性を高めるため、新宿通りのモール※化や東西自由通路の整備などを検討していきます。

さらに、沿道の商店街等との協働により、オープンカフェ※やイベントの開催等、まちの活性化と魅力向上を図るための道路空間の多様な活用方法について検討し、歩きたくなる新宿の実現を進めていきます。

項 目	方 針
歩行系幹線道等の整備	・四ッ谷駅から新宿駅を抜け新宿中央公園に至る東西の軸と、明治通りの南北の軸を「風のみち（みどりの回廊）」として、ゆとりある歩道幅員や緑陰のある街路樹の整備等により、充実した歩行空間の整備を進めます。 ・神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、明治神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりや土の散策路、歴史を偲ばせる坂道など、快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を促進していきます。
歩行者空間の快適性の向上	・道路のバリアフリー化等ユニバーサルデザイン※の視点に立った、安全で快適なみちづくり、道路の無電柱化を推進していきます。 ・公共サインの整備、休息場所の確保等、わかりやすく、人にやさしいみちづくりを進めていきます。 ・神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地域の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
歩行系ネットワークの整備	・新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の早期実現をめざしていきます。 ・新宿駅西口周辺の地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ※等、歩行系ネットワークの整備、拡充を促進していきます。 ・新宿駅東口周辺への自動車の流入規制、新宿通りのモール※化、歩行者天国やオープンカフェ※等、道路空間の魅力的な活用を検討していきます。

④交通需要の管理の推進

円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント※等の実施、適正な自転車の利用促進や利用環境の整備等を進めていきます。

項 目	方 針
生活道路への自動車流入と速度の抑制	・面的に通過交通や速度抑制を図るべき地域では、生活道路における歩行者の安全性の確保のため、交通規制と組み合わせて、ハンプ※や狭さく※の整備、舗装のカラー標示などにより通過交通及び速度の抑制を図ります。
交通アセスメント※等の実施	・市街地再開発事業※等の大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画については、交通アセスメント※等の実施により、道路交通への負担軽減のための対策を誘導していきます。
適正な自転車の利用促進	・駅周辺や大規模施設における駐輪場の整備、自転車レーンの整備を促進します。 ・身近で環境にやさしい自転車の利用を誘導します。 ・適正な自転車の利用を促進するため、利用に関するマナーやルールの周知を図ります。
道路のモール※化	・人や車が集中する駅周辺等の商業地域においては、来街者が安心して買い物をしたり、ゆったりと散策できるようモール※化、フリンジパーキング※、共同荷さばき施設の整備等による自動車の流入抑制を検討していきます。
駐車場の整備	・駐車場整備計画の見直しを行うなどし、駐車場の需要や地域の特性にあった駐車場整備のルールの検討を進めます。また、自動二輪車の駐車場に整備の検討を進めていきます。
地域交通計画の検討	・安全、快適に移動しやすい交通環境の整備に向け、地域の状況に応じた総合的な交通施策について検討していきます。

(4)関連計画

新宿区道路景観整備計画

(5)都市交通整備方針図

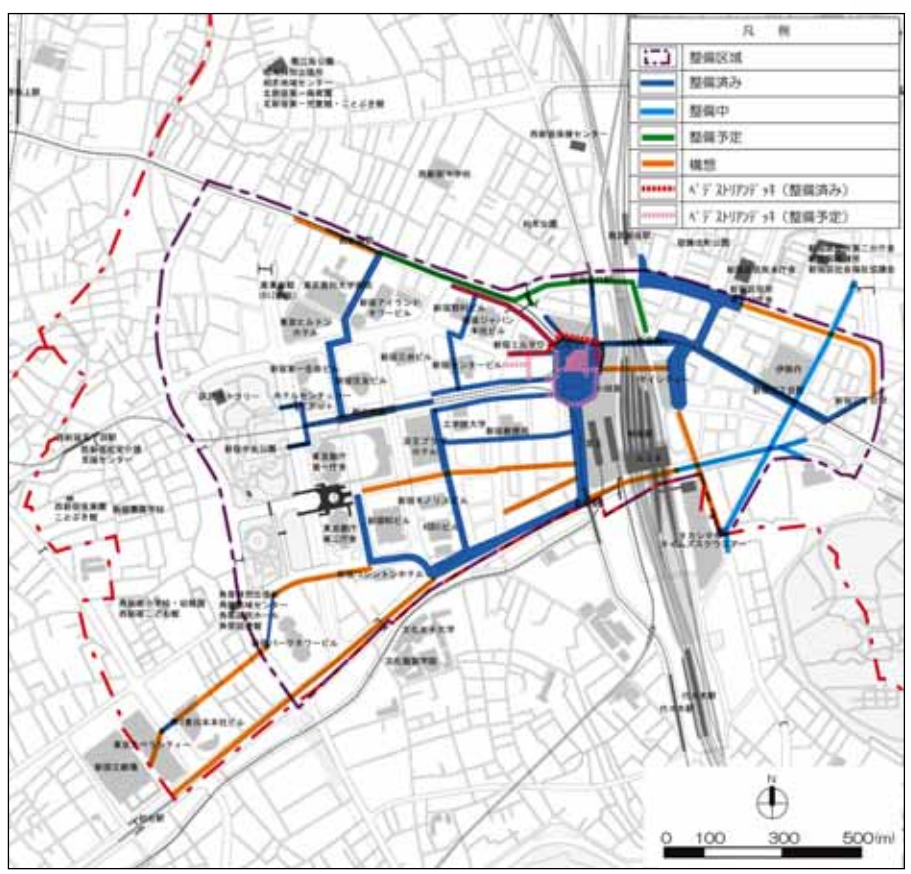
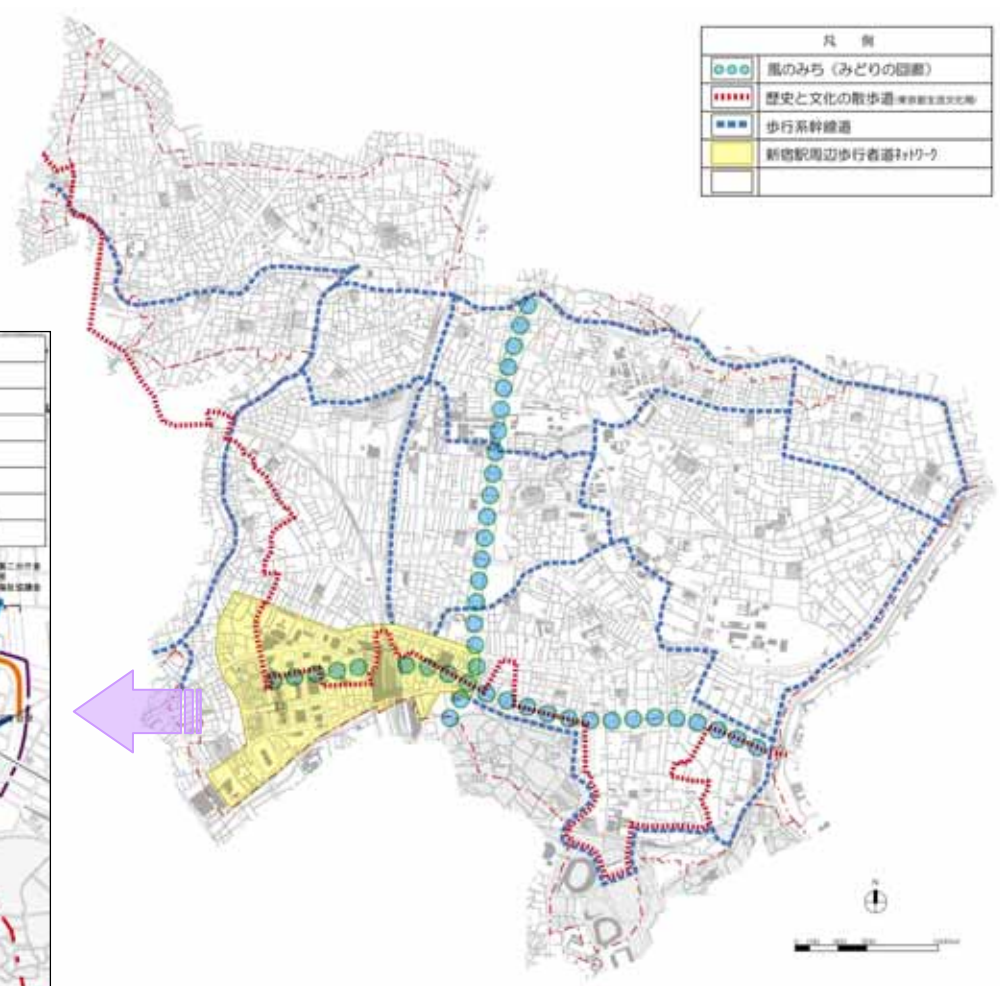
凡 例	
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	首都高速道路（○はランプ）
	首都高速中央環状新路線整備促進
	鉄道
	地下鉄
	地下鉄副都心線整備促進
	西武新宿線複々線化事業
	駐車場整備地区
	駅周辺整備の促進
	交通バリアフリー重点整備地区

凡 例	
	環状第○号線
	放射第○号線
	補助第○号線
	新副都心副都心街路第○号線
	駅街路○ 新宿駅付近街路第○号線

※○部分は路線番号



(6) 歩行系ネットワーク図・新宿駅周辺歩行者道ネットワーク図



3. 防災まちづくりの方針

(1) 概況

① 建築物の不燃化の状況

まちの不燃化の状況を示す不燃率（（耐火造＋準耐火造の建築面積×0.8）／全建築面積）の区全体の推移は、平成8年が67.1％、平成18年は71.6％と増加しています。

分布状況は、新宿駅を中心とする業務商業の集積した地域や、大規模な施設が立地している地域では高い数値となっています。一方で、区北西部の低層住宅地区である落合地域や、老朽木造住宅の多い地域では区平均を大きく下回っています。

■表－不燃化率の推移

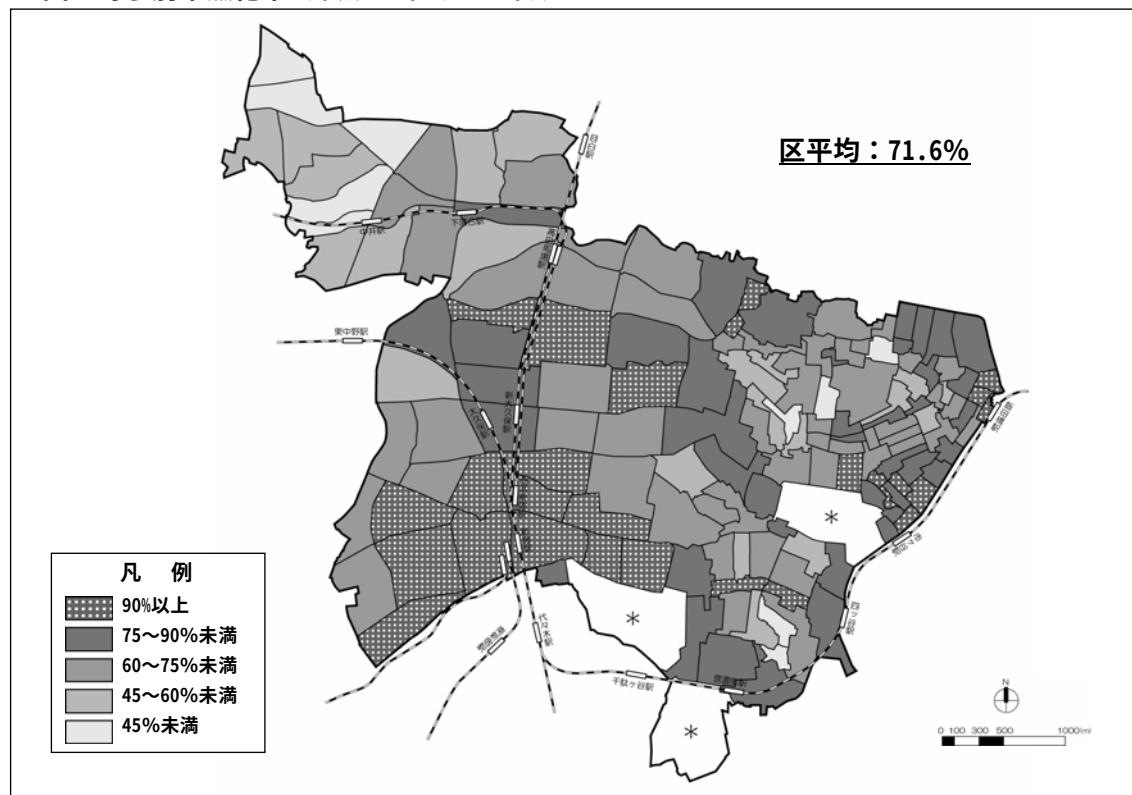
（資料：土地利用現況調査）

年次	1996年 (平成8年)	2001年 (平成13年)	2006年 (平成18年)	H8－H18 増減(%)
不燃化率(%)	67.1%	68.2%	71.6%	4.5%

※不燃化率＝（耐火造＋準耐火造の建築面積×0.8）／全建築面積

■図－町丁別不燃化率（平成18年（2006年））

（資料：土地利用現況調査）



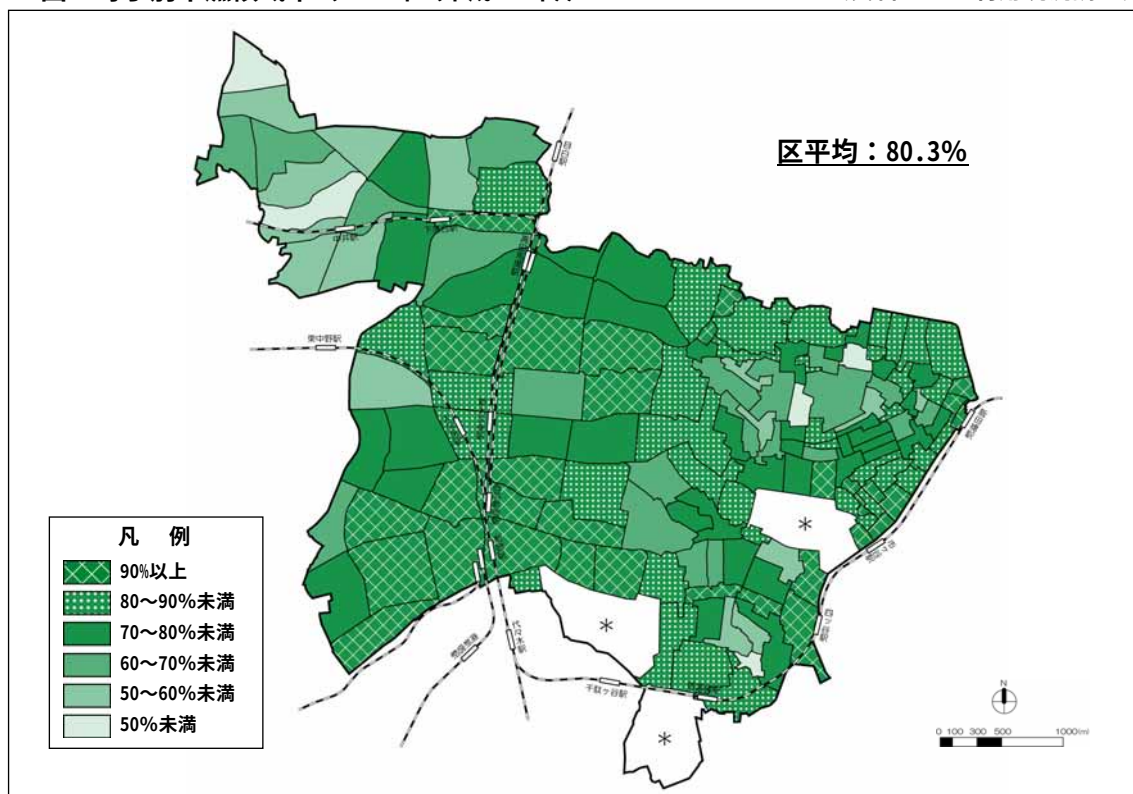
②不燃領域率の状況

不燃領域率は、ある地域における、道路や公園などの空地と耐火建築物や準耐火建築物の占める割合をいい、まちの燃えにくさを示す指標です。不燃領域率が70%を超えると延焼率がほぼゼロになるといわれています。区全体の不燃領域率は80%を超え、高い数値となっています。

分布状況は、新宿駅、四ッ谷駅、飯田橋駅周辺の業務商業の集積した地域や、団地や学校等が位置する、戸山公園等で90%以上となっています。また、区北西部の落合地域や、古くからの住宅街や細街路※の多い地域では区平均を下回っています。

■図一町丁別不燃領域率（2006年（平成18年））

（資料：土地利用現況調査）



※不燃領域率＝空地率＋（1－空地率/100）×不燃化率
 空地率：一定以上の面積の公園＋幅員6m以上の道路の面積等の面積
 不燃化率：（（耐火建築物の建築面積＋準耐火建築物の建築面積×0.8）
 ／全建物の建築面積）×100

③住宅の耐震化率※の状況

一定の耐震性能が確保されている住宅は、区内の総住宅戸数の約82%になっています。

（2003年（平成15年）現在）

住宅の耐震化率	約82%
---------	------

※住宅の耐震化率

＝（建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）または、同等の基準を満たす住宅戸数）
 ／区内の総住宅戸数 × 100

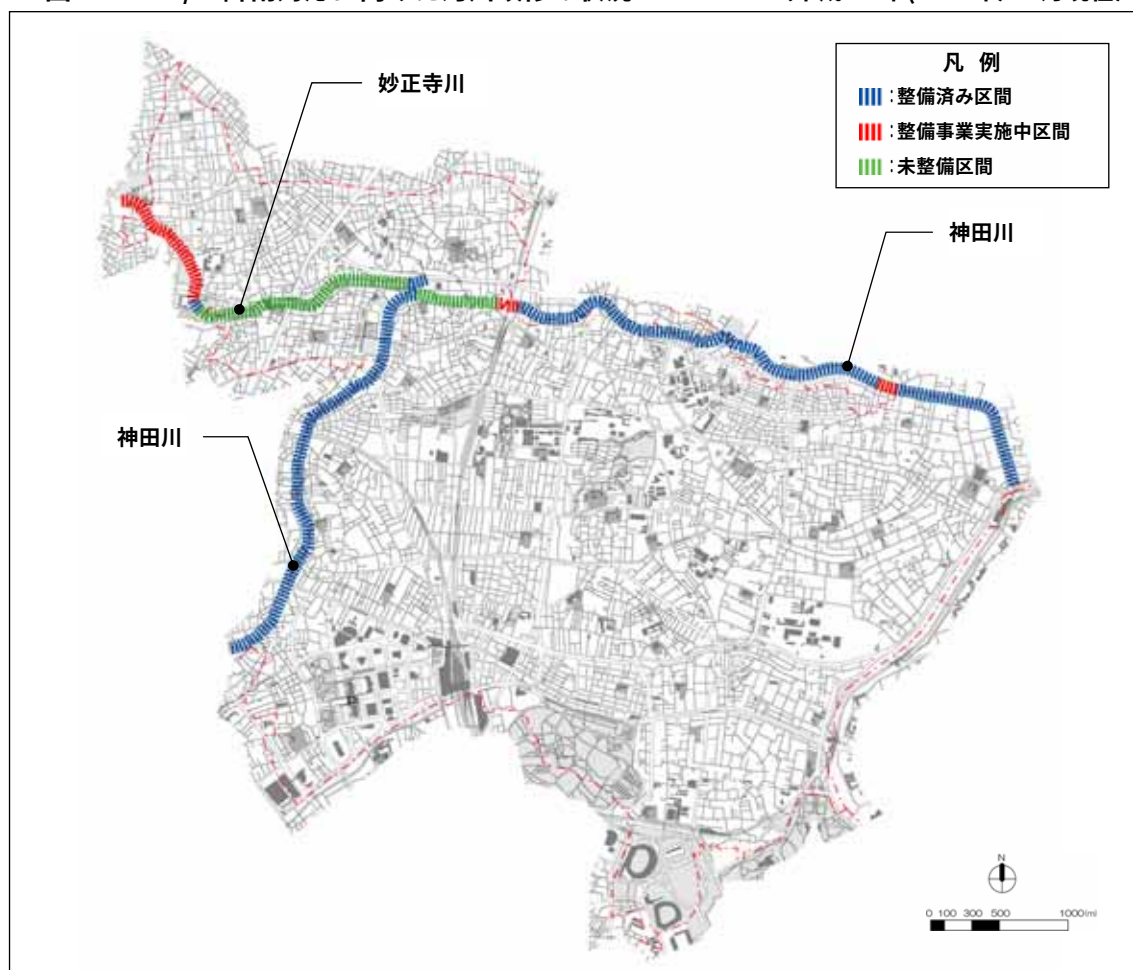
④河川改修の状況

近年、都内では集中豪雨等による都市型水害が発生しています。新宿区では、都市型水害を防止するために、500 m²以上の敷地に建物を建築する場合、流域対策として、浸透施設や貯留施設を設置するよう誘導しています。

現在、神田川流域では、「石神井川流域の総合的な治水対策暫定計画」に基づき、50 mm/hの降雨に対応が可能になるように、東京都により河川改修や調節池等の治水施設の整備が進められています。

■図－50 mm/h降雨対応に向けた河川改修の状況

(平成19年(2007年)6月現在)



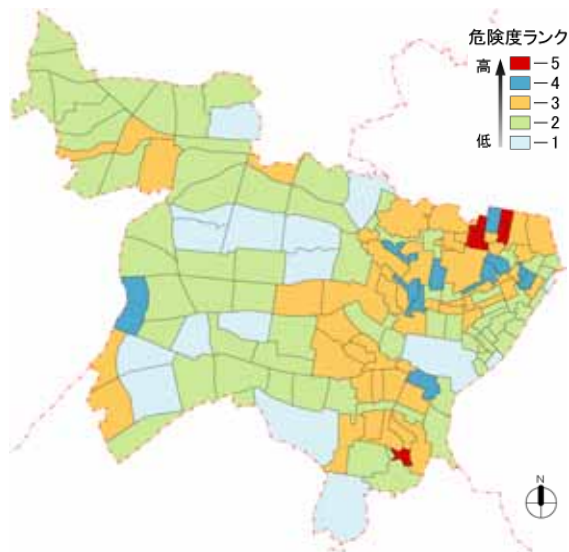
⑤地震に対する地域危険度※

第5回地域危険度※測定調査結果（平成14年12月発表）による、町丁別の地震に対する地域危険度※は次のとおりです。

地域危険度※は、全体的に北東部の地域で高い状況となっています。また、密集市街地を抱える地域も高いランクとなっています。

●建物倒壊危険度

地震動によって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを評価したもの。

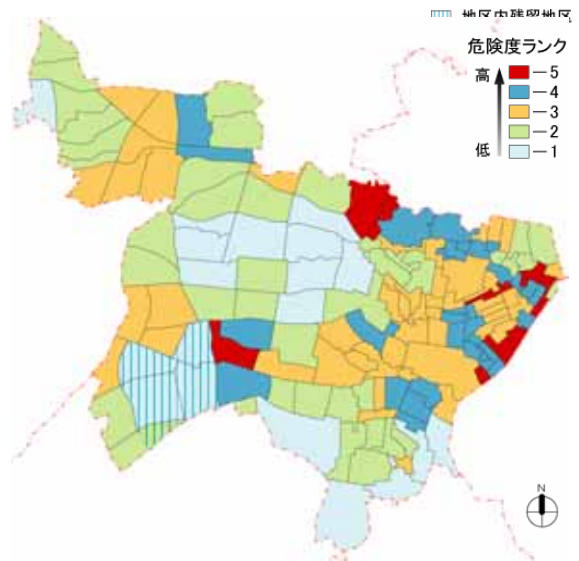


◆危険度の高い地区(ランク5)

若葉三丁目、西五軒町、赤城下町、改代町

●避難危険度

避難場所に到達するまでに要する時間と、避難する人の数を組み合わせて評価したもの。

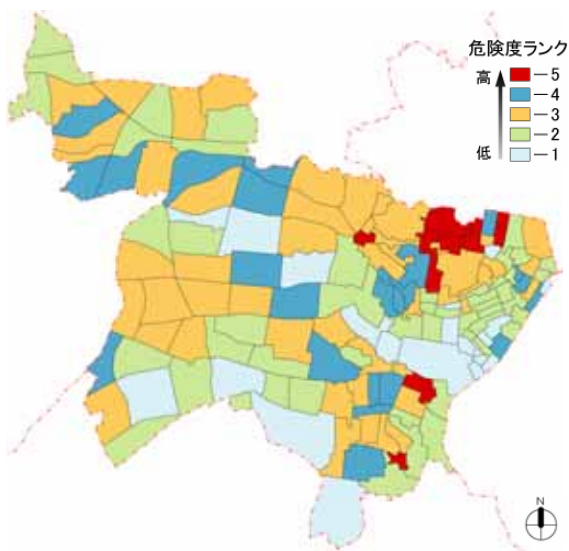


◆危険度の高い地区(ランク5)

歌舞伎町一丁目、市谷田町二・三丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷八幡町、神楽坂一・四丁目、揚場町、津久戸町、岩戸町、筆筈町、戸塚町一丁目、西早稲田一丁目

●火災危険度

地震による出火の起こりやすさと、それによる延焼の危険性を測定して、火災の危険性の度合いを評価したもの。

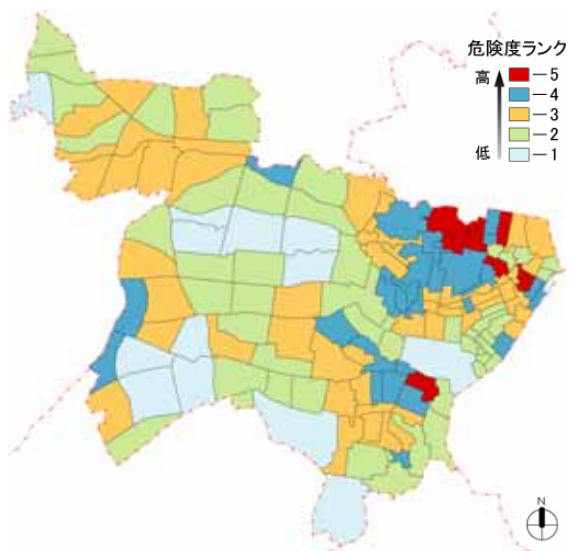


◆危険度の高い地区(ランク5)

坂町、若葉三丁目、西五軒町、南榎町、赤城下町、天神町、榎町、中里町、山吹町、改代町、馬場下町

●総合危険度

建物倒壊、避難、火災の三つの危険度の和を5ランクに分けて表し、各地区の地震に対する総合的な危険性を考える指標。



◆危険度の高い地区(ランク5)

坂町、神楽坂三・四・六丁目、西五軒町、赤城下町、天神町、中里町、山吹町、改代町

(資料：東京都 第5回地域危険度測定調査)

(2)基本的な考え方

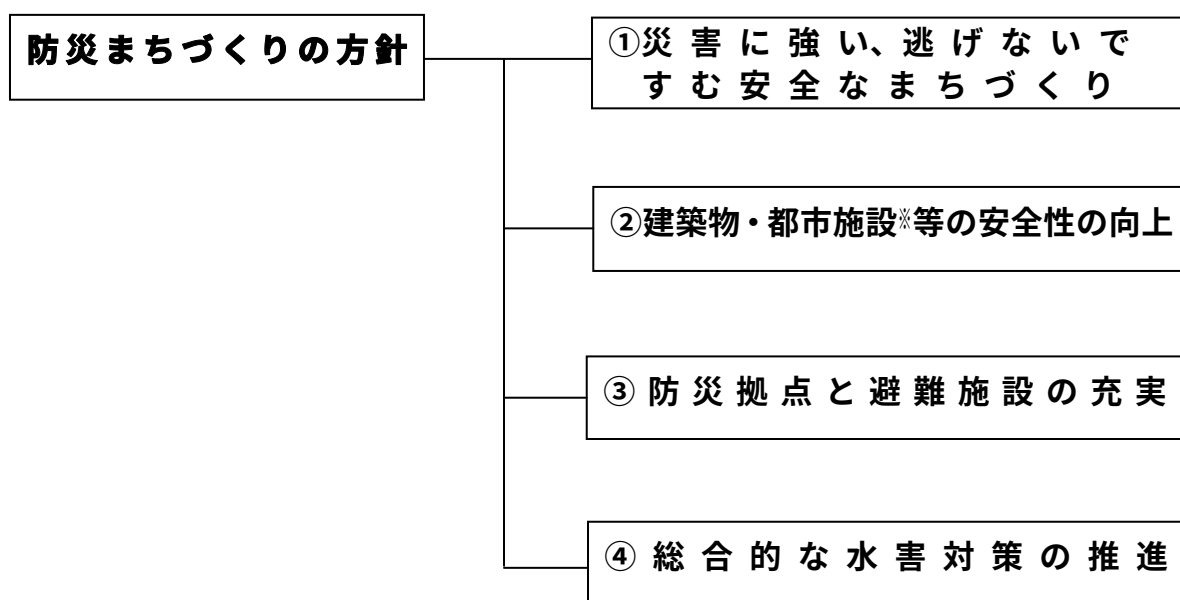
首都直下地震が東京を襲う可能性は極めて高いとされており、その対応は喫緊の課題です。火災や水害等も含めて区民の防災への関心は高まっており、災害に強いまちづくり、被害を軽減するための減災※の取組みが重要となっています。また、新宿区は、膨大な昼間人口を抱えていることから、事業所で働く人や来街者・駅利用者に対する災害対策も求められています。

地震等の災害に強いまちにするため、道路等の都市施設※の整備や建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、幹線道路等の沿道の耐火建築物による延焼遮断帯※の形成を進めます。食糧等を備蓄する防災拠点の整備、避難路の整備、広域避難場所※及び避難所の確保等を進め、災害発生後の対策にも取り組みます。

また、約35万人といわれる帰宅困難者※が災害発生後に避難できるように、市街地再開発事業※等の大規模な建築計画に対して、広場の確保、飲料水や食糧の備蓄庫などの整備を誘導していきます。さらに、膨大な昼間人口をもつ新宿区の特性に配慮して、駅や駅前広場の避難施設としての整備、充実を促進していきます。

また、事業者、区民の防災対策や意識の向上を図り、「自助・共助・公助」の役割分担により、想定される事態への対策を進めていきます。

水害対策では、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の総合的な整備を促進するとともに、ハザードマップ※等により災害に関する情報を公開し、区民の防災意識を高めていきます。



(3)防災まちづくりの方針

①災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯※の整備を進め、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、住宅をはじめ、建築物の耐震化を促進するとともに、地域住民との協働により、地区計画※制度等を活用して、木造住宅密集地域※や地域危険度※の高い地域の防災性の向上に取り組めます。また、道路やオープンスペース※等の公共的空間を確保し、まちの安全性を高めていきます。これらの取組みにより、防災生活圏※を形成し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを進めていきます。

項 目	方 針
都市空間の防災性の向上	・耐火建築物への建替え誘導により、幹線道路等の沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯※の形成強化を図ります。 ・防災再開発促進地区内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業※等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業を推進していきます。 ・地域の特性に併せて、地区計画※や東京都条例の新防火地域※を指定し、防災まちづくりを進めていきます。 ・大規模開発については、広場や防火貯水槽、食糧の備蓄庫など、地域の防災に資する施設の整備を誘導していきます。 ・延焼シュミレーション等を活用し、地域危険度※の高い地域での防災性の向上に取り組めます。
道路等の公共的空間の確保	・防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。 ・道路整備と木造住宅密集地域※の整備、市街地再開発事業※等による公共的空間の確保を促進していきます。 ・細街路※の拡幅整備に積極的に取組み、災害時の避難経路の安全性を高めます。 ・消防活動が困難な地域を解消するため、幅員 6 m 以上の主要区画道路の整備を推進していきます。
建築物の耐震化の促進	・耐震補強の助成制度等により、建築物の耐震化を促進します。

②建築物・都市施設等の安全性の向上

木造住宅密集地域※や地域危険度※の高い地域については、地区計画※や東京都条例の新防火地域※の指定等を行い、また、地域住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、オープンスペース※の確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めていきます。また、電気・ガス・水道など、災害時のライフライン※の安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

項 目	方 針
建築物の安全性の向上	・東京都条例の新防火地域※の指定により不燃化の促進を行うとともに、地区計画※によるオープンスペース※の確保や主要区画道路等の整備を図ります。 ・定期報告制度による建築物の適正な維持管理を誘導します。 ・耐震診断や耐震補強の補助制度等により、建築物の安全性の向上を促進していきます。
都 市 施 設※の安全性の向上	・幹線道路の無電柱化を促進していきます。 ・電気・ガス・水道等のライフライン※の機能及び安全性を確保について、関係機関に要請していきます。
崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化	・崖・擁壁の所有者・管理者に安全対策の指導を行うとともに、ブロック塀の適正な維持管理指導及び生垣化の誘導を進めていきます。 ・建築物等の管理者の定期的な点検による落下物対策等を強化します。
震災後の対策の強化	・周辺自治体や関係団体と連携し、建築士の協力による応急危険度判定体制を確立します。 ・震災後の資料紛失に備えた諸資料のデータバンク化とバックアップシステムの構築を進めていきます。 ・大規模災害からの早期復興を図るため、地籍情報の調査を進めていきます。
駅や駅前広場の整備	・新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅や駅前広場の避難施設としての充実を促進していきます。

③防災拠点と避難施設等の充実

災害時の情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実に努めます。また、区民や帰宅困難者※等に支援を行う避難所等の施設の充実に努めるとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制の整備を図ります。

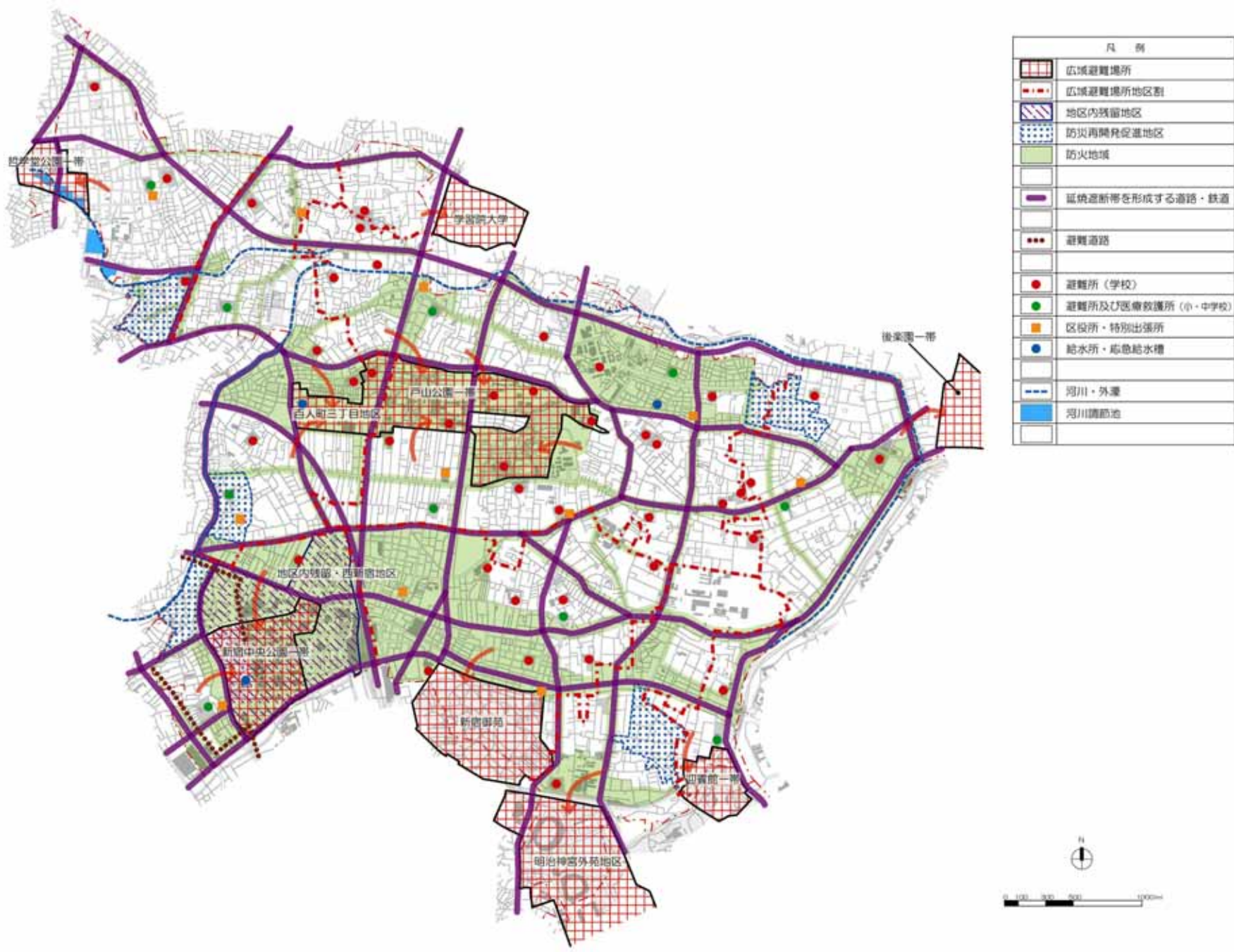
項 目	方 針
避難施設の充実等	・避難所である小中学校の防災面の整備を進めます。 ・公園に備蓄倉庫、貯水槽、下水道直結型トイレ等の整備を進めます。 ・避難所の下水道直結型トイレの増設や多目的貯水槽の設置を進めます。 ・災害時の避難所や情報網、崖地など、災害に関する情報を周知する体制を充実させます。
被災情報の把握と復興計画の作成	・高所カメラによる被災状況の把握、防災ラジオや防災無線(デジタル)による情報の提供の体制整備を進めます。 ・被災後の速やかな復興を図るため、災害復興計画※を策定します。また、必要に応じて計画の改定を行います。

④総合的な水害対策の推進

河川改修や雨水流出抑制等による総合的な水害対策を促進し、水害解消に向けた取組みを進めます。また、区民の防災意識の啓発を図ります。

項 目	方 針
治水対策等の促進	・神田川、妙正寺川の 50 mm/h 降雨対応の未整備区間の河川整備を促進していきます。 ・第二戸山幹線等下水道幹線の整備を促進していきます。 ・公共及び民間施設において、雨水の一時貯留施設や雨水を地下に浸透させるための整備を促進していきます。
水害解消に向けた施策の推進	・学校の校庭等の公共施設や民間大規模施設の雨水流出抑制対策を促進していきます。 ・建築物の地下階への雨水流入防止策を促進していきます。 ・雨量や河川の水位等、水害に係る情報提供を行っていきます。
防災意識の啓発	・ハザードマップ※の公開による啓発活動を進めていきます。

(4)防災まちづくり方針図



4. みどり・公園整備の方針

(1)概況

①みどりの状況

平成 17 年度の緑被率※は、17.5%になっています。内訳をみると、樹木・樹林、屋上緑化によるみどりは増加していますが、草地は平成 7 年度と比較すると半減しています。また、壁面緑化の面積は増加しています。

町丁別に緑被率※を見ると、大規模な公園がある戸山公園、新宿御苑、新宿中央公園、早稲田大学、外濠や明治神宮外苑周辺の地域、また、おとめ山公園や斜面林が残る落合北部の緑被率※が高くなっています。

一方、区北東部の住工混在地域や新宿駅を中心とした業務商業の集積した地域などの緑被率※は低くなっています。

■表一 緑被の推移

(資料：新宿区みどりの実態調査(第6次)平成18年3月)

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	H7-H17 増減
緑被地 (ha)	318.04	316.39	318.82	0.78
樹木・樹林 (ha)	268.42	265.86	292.91	24.49
草地 (ha)	47.17	47.46	21.98	△ 25.19
屋上緑化 (ha)	2.45	3.07	3.93	1.48
水面 (ha)	11.52	12.88	8.97	△ 2.55
壁面緑化 (ha)	0.66	0.57	1.27	0.61
緑被率 (%)	17.45%	17.36%	17.47%	0.02%
みどり率 (%)	—	20.04%	19.84%	—

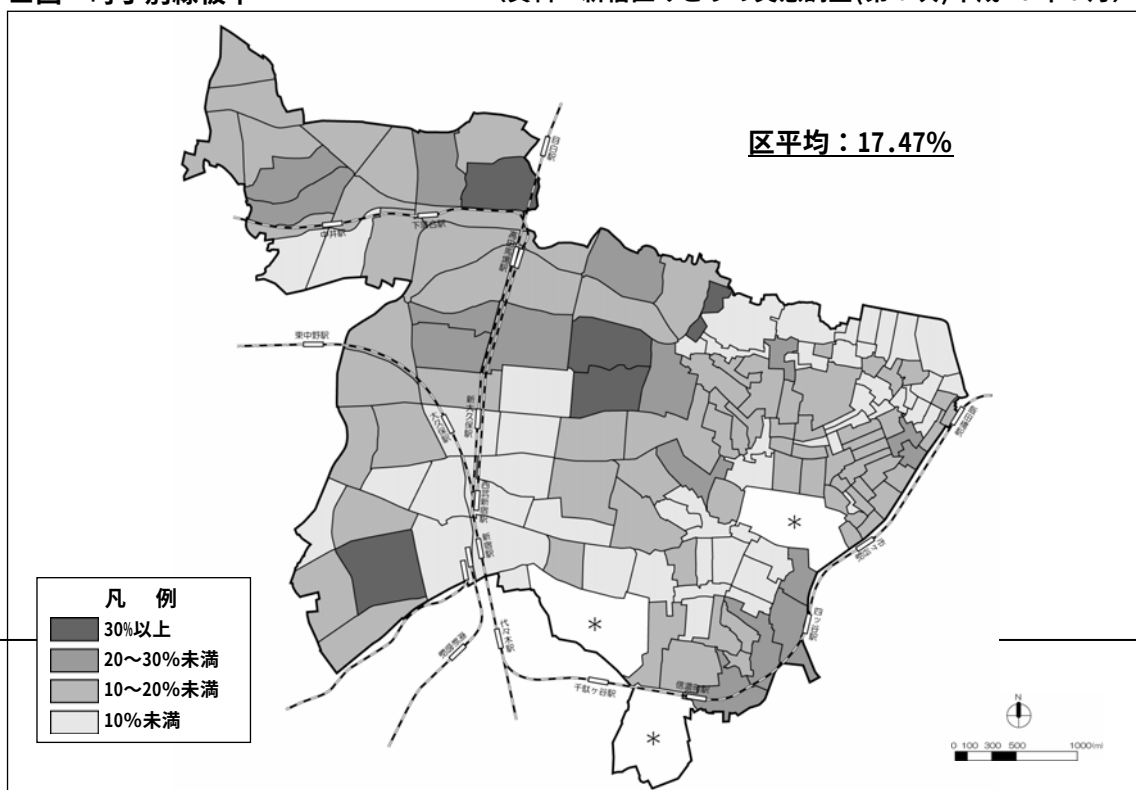
※緑被地の平成7～12年度の最小取得単位は9㎡、平成17年度の最小取得単位は1㎡

※緑被率 = (緑被地(樹木・樹林・草地・屋上緑地) / 新宿区の全面積) × 100

※みどり率 = 緑被率 + 河川等の水面が占める割合 + 公園内での樹林等の緑で覆われていない面積の割合

■図一 町丁別緑被率

(資料：新宿区みどりの実態調査(第6次)平成18年3月)



②公園の状況

区内の公園面積率(公園面積/区の面積)をみると、平成19年は、平成8年と比較して、0.16%とわずかに増加しています。内訳をみると、新宿御苑や明治神宮外苑といった大規模な国民公園や都立公園等が公園面積の約70%を占めています。

また、区民一人当たりの公園面積は平成8年が4.10㎡/人、平成19年が3.83㎡/人になっています。これは、公園面積は増加しているものの、人口が増加したことが影響しているものです。

■表－公園の整備状況の推移(2007年(平成19年)4月現在)

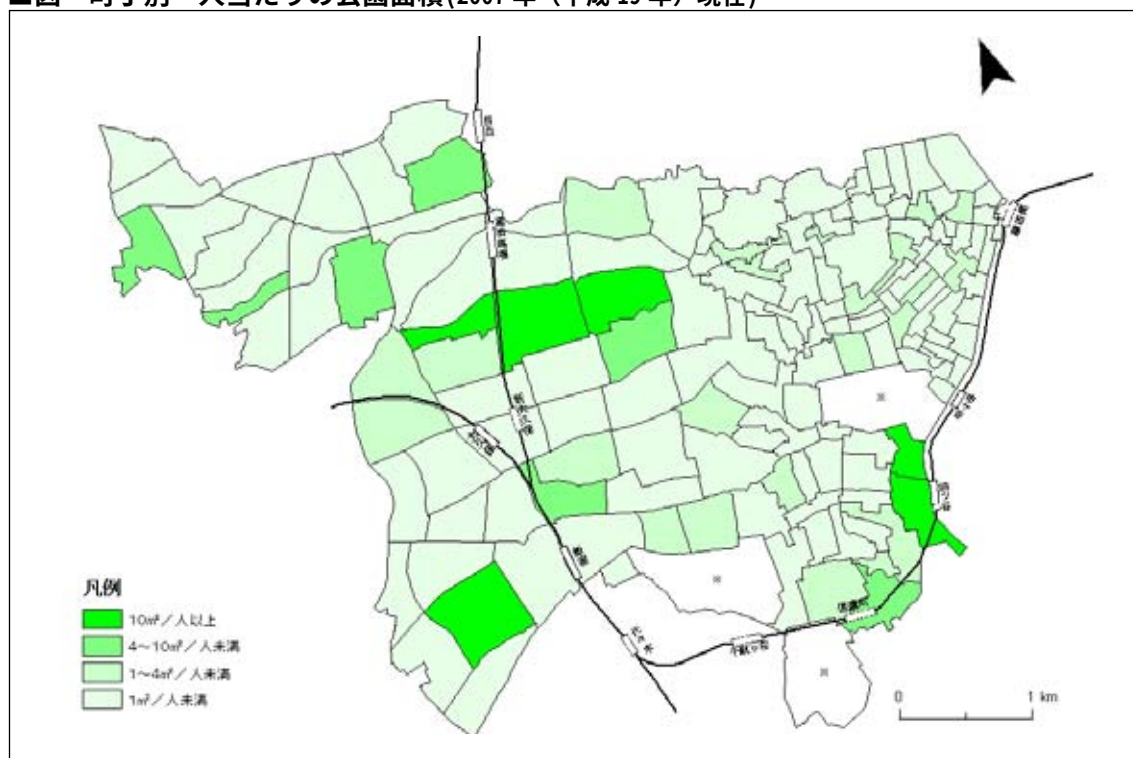
		1996年 (平成8年)	2007年 (平成19年)	増減	増減率
区立公園	箇所数	154	172	18	11.7%
	面積(㎡)	349,493.89	361,790.54	12,296.65	3.5%
	公園面積率(%)	1.92%	1.98%	—	0.06%
	一人当たり公園面積(㎡/人)	1.24	1.17	△ 0.07	△ 5.6%
区立公園以外	箇所数	6	6	0	0.0%
	面積(㎡)	802,503.44	819,230.93	16,727.49	2.1%
	公園面積率(%)	4.40%	4.49%	—	0.09%
	一人当たり公園面積(㎡/人)	2.86	2.66	△ 0.20	△ 7.0%
合計	箇所数	160	178	18	11.3%
	面積(㎡)	1,151,997.33	1,181,021.47	29,024.14	2.5%
	公園面積率(%)	6.32%	6.48%	—	0.16%
	一人当たり公園面積(㎡/人)	4.10	3.83	△ 0.27	△ 6.6%

※人口(2007年(平成19年)1月現在：住民基本台帳)は外国人人口を含んだものとします。

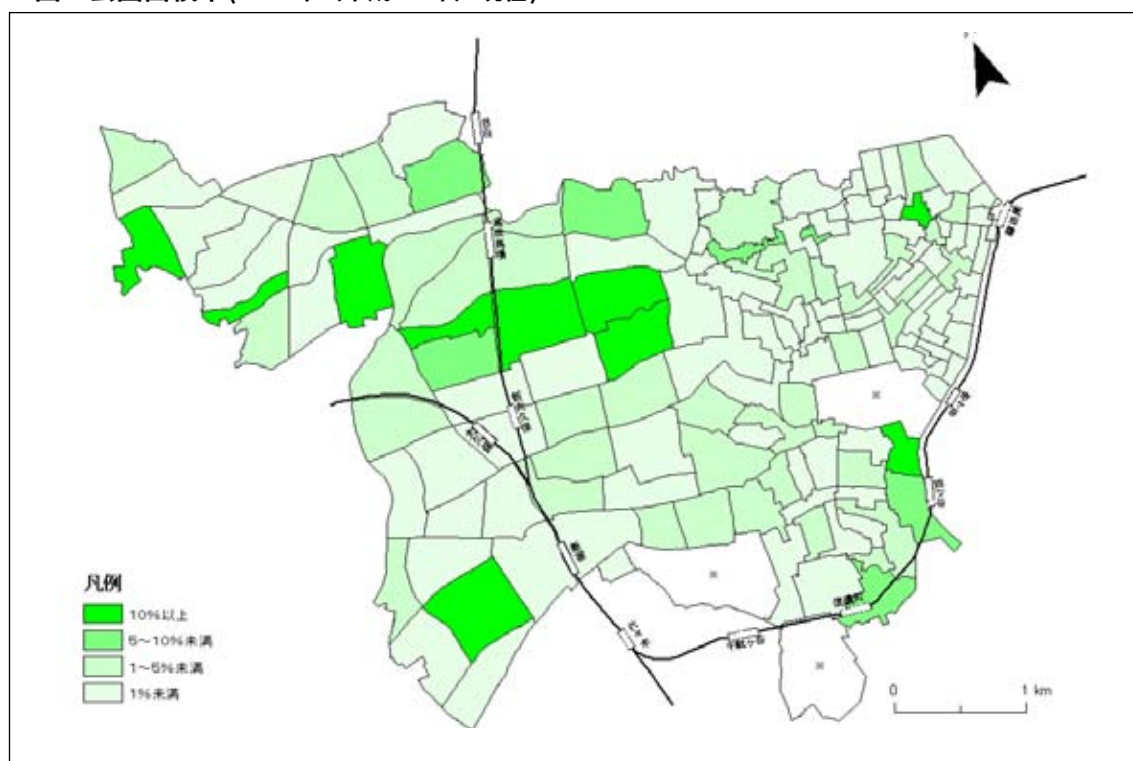
※区立公園以外：新宿御苑、明治神宮外苑、都立公園等

※一人当たり公園面積 = 公園面積 / 住民基本台帳の人口と外国人人口の合計

■図一町丁別一人当たりの公園面積(2007 年(平成 19 年)現在)



■図一公園面積率(2007 年(平成 19 年)現在)



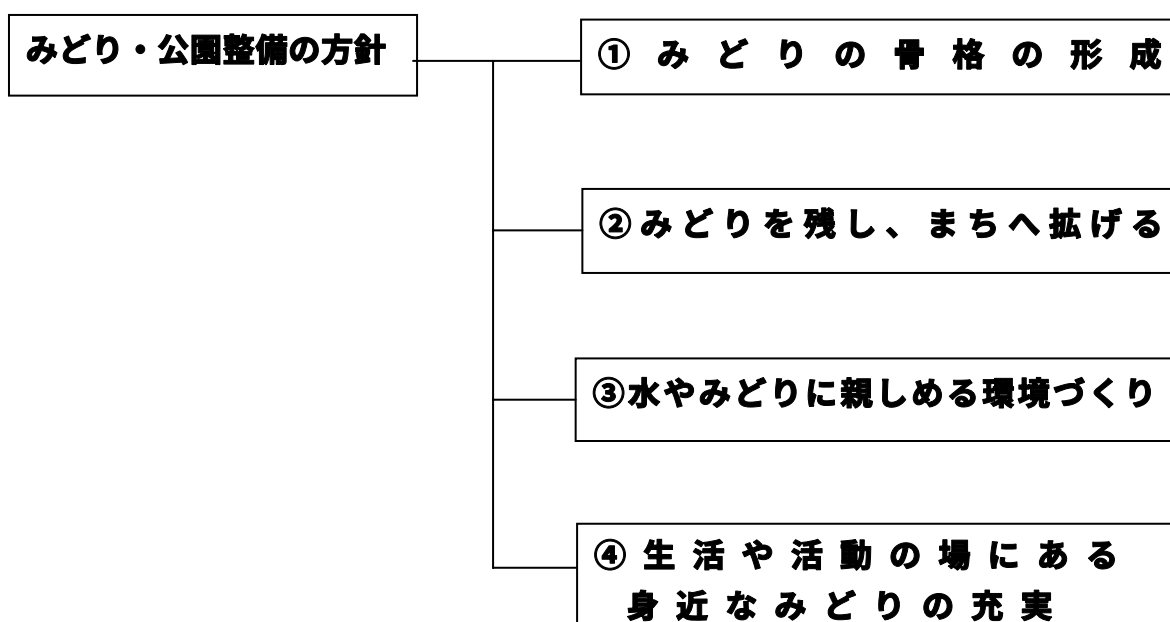
(2)基本的な考え方

水辺（河川や外濠などの水面）や、みどり（みどりを構成する樹木、樹林、草地など）は、風や気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用を持っています。また、みどりは、人々に潤いややすらぎも与えます。都市の環境を快適なものに維持していくためには、水辺やみどりを保全・創出し、都市の生活や活動の場に積極的に活かしていく必要があります。

新宿区の外周を囲む水辺やみどりは、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる場として、さらに、ヒートアイランド現象※の緩和などの環境面からも大変貴重です。この水辺とみどりを「水とみどりの環」、新宿御苑周辺や明治神宮外苑周辺など区内に残る貴重なみどりのまとまりを「七つの都市の森」とし、また、身近な地域のみどりとつなげ、これらを結ぶように幹線道路のみどりを充実させます。特に、明治通り及び新宿通りから中央通りの街路樹等によってできる緑陰を「風のみち（みどりの回廊）」とし、これらのみどりの骨格として捉え、みどりの充実を図ります。

また、魅力ある公園の整備、拡充、緑被率※の向上をめざします。さらに、身近な公園や区の庁舎や小中学校などの公共施設、大規模な開発などにより生み出される公開空地※などを、生活や活動の場の中にあるみどり（コミュニティガーデン（地域の庭）※）として、区民等と協働で、その充実や積極的な活用を進めていきます。

既存の身近な公園については、公園の利用を促進するため、計画段階から地域住民と協働で計画を練り、再整備を進めていきます。また、維持管理などにおいても、区民との協働による運営体制の確立を進めていきます。



(3)みどり・公園整備の方針

①みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりをつなぎ「水とみどりの環」とし、大規模な公園のみどりや、斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・充実を促進していきます。

また、明治通りの歩道の拡幅等に伴い、街路樹や歩道等の再整備等、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを促進していきます。

項 目	方 針
「水とみどりの環」 の 形 成	・妙正寺川、神田川、外濠等の水辺を要所とした親水公園の整備を進めていきます。 ・玉川上水を偲ぶ流れの創出を図ります。 ・神田川上にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関に要請していきます。
「七つの都市の森」 の 保 全 ・ 拡 充	・新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりの積極的な保全・拡充を促進していきます。 ・地区計画※制度や公有地の活用などにより、みどりの保全・拡充を進めていきます。
「風のみち（みどりの回廊）」の整備推進	・明治通り、新宿通り、中央通りの幹線道路に緑陰となる街路樹を育て、みどりと風を感じることができるみちづくりを促進していきます。 ・明治通り、新宿通り、中央通り沿道の建築物の屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等を促進していきます。

②みどりを残し、まちへ拡げる

新宿の地形や歴史、文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の旧藩邸等にあったみどりなどを「みどりの記憶」として位置づけ、土地所有者や区民等との協働により、みどりの保全・再生に取り組めます。また、市街地再開発事業※等の大規模な開発計画においては、公開空地※等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間の形成を誘導していきます。

さらに、屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画※の導入などにより、積極的にみどりを拡げるまちづくりを進めます。

項 目	方 針
「みどりの記憶」 の 継 承	・旧藩邸跡地等の公共施設や公園を中心としたみどりの保全・創出、地区計画※制度やみどりの協定、保護樹林制度等の活用を土地所有者や区民等との協働により進めます。
みどりの保全・活用	・保護樹林・保護樹木の指定、グリーンバンク制度※等により、みどりの保全・活用を図ります。
みどりの拡大・整備	・緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化、建築物の屋上緑化や壁面緑化を促進していきます。
みどりのまちづくり	・みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画※制度を活用した、みどりのまちづくりを推進します。 ・市街地再開発事業※等の大規模な開発計画における公開空地※・広場等の地区に開放されるみどりを創出します。 ・商店会や町会とみどりの協定を結ぶこと等により地域の緑化を支援します。 ・区道の街路樹や植栽について剪定等の工夫により緑量豊かにしていくとともに、国道や都道の幹線道路等においても、みどりの充実を要請するなどし、「りっぱな街路樹運動※」を推進します。
みどりの啓発	・桜の開花や紅葉など、みどりの状況について区民等への広報を進めます。 ・みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

③水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場において、みどりの充実を積極的に誘導していきます。特に、街路樹や壁面緑化等、歩く人に心地よさを与える目に見えるみどりの整備を促進していきます。また、昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープ※などの空間の整備を誘導していきます。

項 目	方 針
目に見える緑の整備	・りっぱな街路樹運動※の推進、建築物の壁面の緑化等、緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めていきます。
虫や鳥の住めるみどりづくりの推進	・昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープ※などの空間の整備を促進していきます。 ・市街地再開発事業※等の地域の面的な整備を進める際には、昆虫や野鳥などの生き物が生息できる公開空地※や広場等のまとまったみどりの創出を促進していきます。
水辺空間の充実	・神田川や妙正寺川、玉川上水、外濠などを、水辺に親しめる親水空間として整備を進めます。

④生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭)※)の充実

庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどり・オープンスペース※を、生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭)※)と位置づけ、地域住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン※等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地域に密着した公園の運営を検討し、地域住民の継続的な公園活動を定着させる仕組みづくりを検討します。

項 目	方 針
オープンスペース※の活用	・公園、庁舎や学校などの公共施設、寺社、病院や大学などの大規模な敷地のみどりやオープンスペース※を地域に開放するみどりとして整備・活用していきます。 ・市街地再開発事業※等の面的な整備によって創出される公開空地※や広場などの緑化を促進していきます。 ・高齢者や障害者等が歩いていける範囲に公園や緑地を確保するよう努めます。
特徴ある公園づくり	・地域の歴史・文化など「まちの記憶」を活かした公園の整備を進めていきます。 ・漱石公園など新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を推進していきます。
公園機能の整備	・ワークショップ※方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を推進していきます。 ・子どもが公園で安全に遊べるように、防犯等子どもの安全性に配慮した公園づくりを進めていきます。 ・公園内の段差を少なくすることや、スロープの設置、誰でも利用できるトイレの設置等の整備に取り組み、誰もが利用できる公園づくりを進めていきます。
公園の運営管理	・公園を人々が気楽に集まれる場所として、地域の祭りやフリーマーケット等のイベントに開放するなど、地域コミュニティの拠点として活用していきます。 ・地域に密着した公園の運営を行うため、公園サポーター制度の拡充、地域に根ざした公園管理を推進していきます。

(4)関連計画

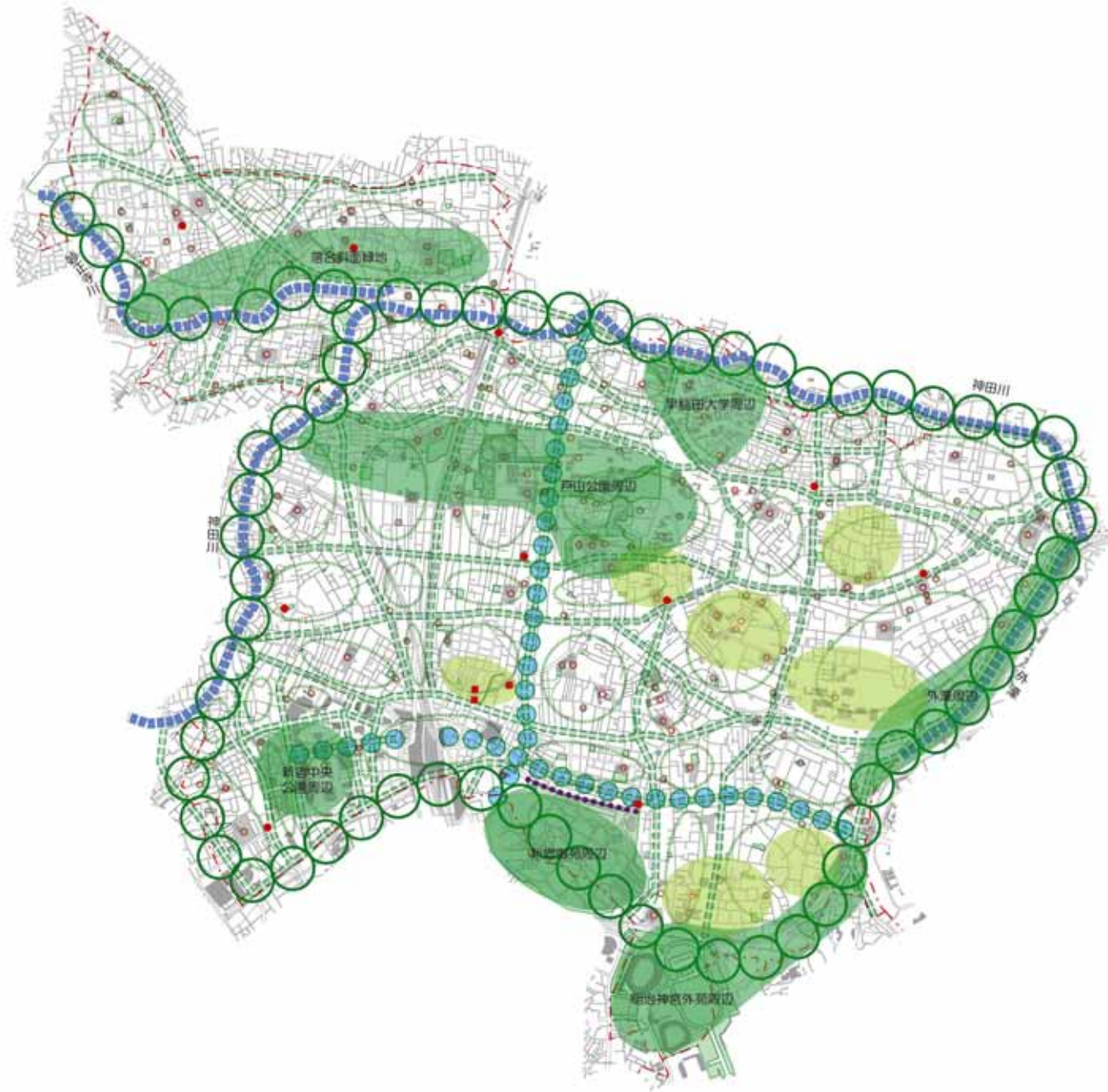
新宿区みどりの基本計画

みどりによる生物生息環境形成計画

新宿区公園再整備方針

(5)みどり・公園整備方針図

凡 例	
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	みどりの記憶
	緑豊かな街路
	主な公園・主な緑地
	公園・緑地等
	河川・外濠
	玉川上水を偲ぶ流れの創出
	コミュニティガーデン
	学校
	公共的施設（区施設、病院等）
	区役所
	特別出張所（10ヵ所）



5. 景観まちづくりの方針

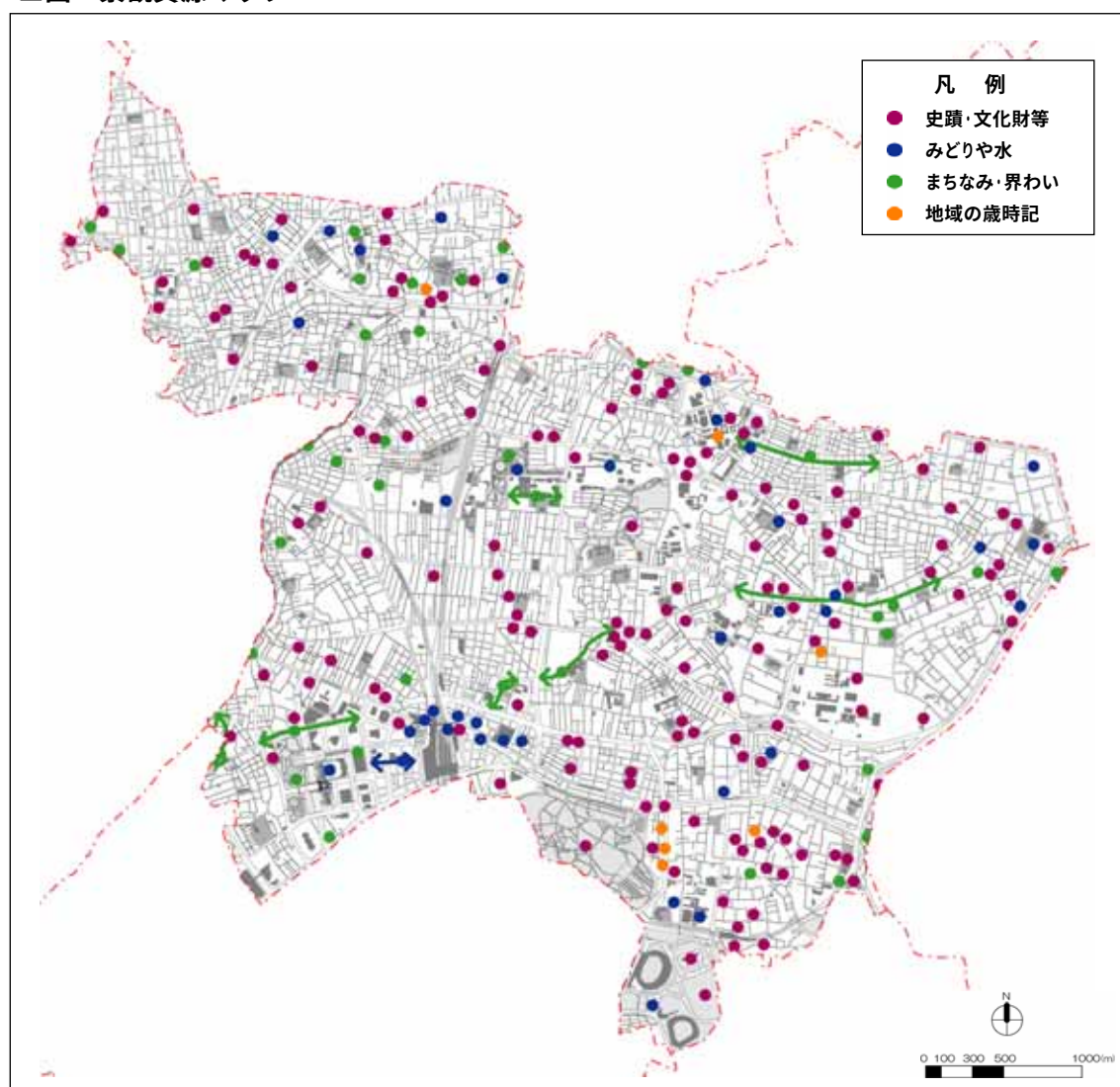
(1) 概況

① 区内の景観資源

新宿区には、寺社や遺跡、風情のあるまちなみ、自然特性である地形により形成された坂道などの資源が各所に残っています。

また、明治期を中心に、多くの文学者が活躍した足跡を残しており、まちそのものが文学の舞台になるなど、文化の薫るまちとしての魅力も持っています。これらは、新宿区の歴史や伝統の記憶を今も残す貴重なまちの資源です。

■図－景観資源マップ



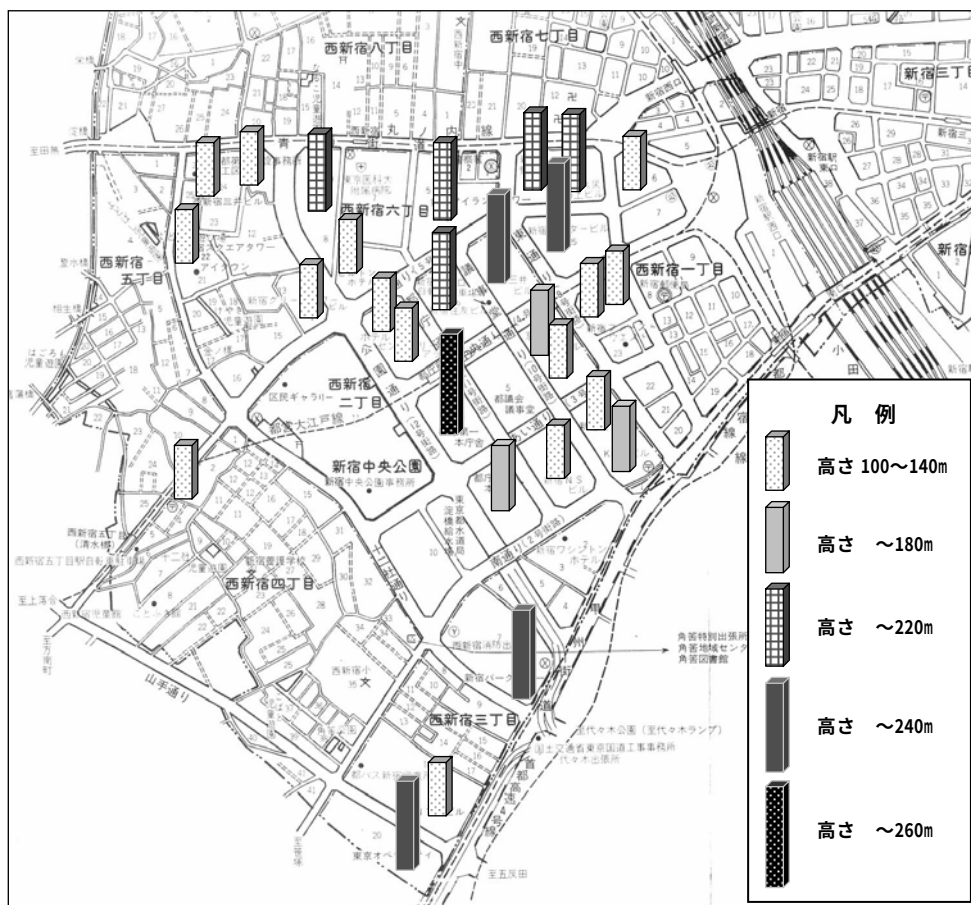
※地域の歳時記：東京都生活文化局が1988年（昭和63年）に作成した「景観資源マップ」に記載された景観資源。新宿区内では井戸、地蔵など。

②超高層建築物の現況（新宿駅西口地域）

新宿駅西口地域における高さ 100mを超える超高層建築物は、次のとおりです。これら超高層建築物は、新宿区の特徴的な景観の一つです。

特別区にある高層ビルの高さ上位 10 位のうち、約半数が西新宿二丁目、三丁目にあり、高さが 220mを超える建築物も多く立地しています。

■図－新宿駅西口地域における超高層建築物の位置及び高さ（2006 年（平成 18 年）3 月現在）



③建築物の絶対高さ制限※

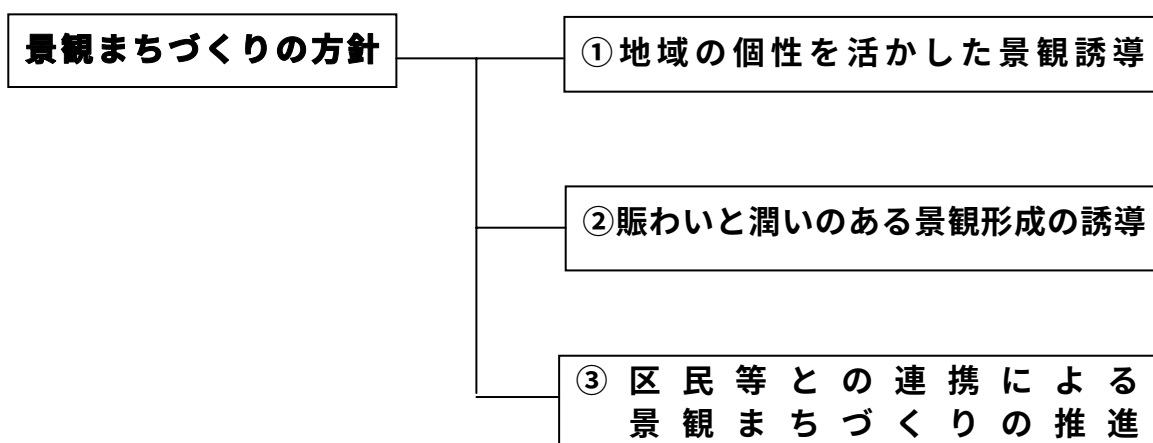
土地の高度利用と居住環境の維持、調和を図るとともに、良好なまちなみ景観の形成を目的に、区内の約 8 割の区域に、建築物の高さの最高限度を定める高度地区（絶対高さ制限※）が、平成 18 年 3 月 31 日に導入されています。

(2)基本的な考え方

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、区の外周を取り囲む神田川・妙正寺川・外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合地区の斜面緑地のみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。その上で展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

一方で、経済性を重視した大規模な高層の建築行為等により、長い時間をかけて形成されてきた地域のまちなみの調和や良好な景観が失われることも生じています。このため、区では、平成 18 年 3 月に区内の 8 割の区域に「絶対高さ制限（高度地区）※」を導入し、地区の良好な環境の形成とまちなみの調和を誘導しています。

今後は、東京都・周辺区とも整合を図りながら、地域の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新に合わせた美しい景観を備えた都市空間の創出、江戸時代以来蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来街者にとっても魅力的なまちの景観の形成を進めていきます。



(3)景観まちづくりの方針

①地域の個性を活かした景観誘導

新宿区の持つ多様性や懐の深さを活かし、地域の自然地形、歴史や文化などの景観資源を発掘しながら、その地域にふさわしい景観形成の方針を作成し、それぞれの地域の個性を活かした景観形成を誘導していきます。

項 目	方 針
「まちの記憶」を活かした景観形成	・土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化など地域に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導していきます。
変化に富んだ地形を活かした景観形成	・変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑などの貴重なみどりを、区の景観の財産として景観形成を誘導していきます。
水とみどりを活かした景観形成	・建築物の更新等によって失われがちなみどりの保全を促進していきます。 ・水辺やみどりを創出する建築計画を誘導していきます。 ・公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社のまとまったみどりを活用し、都市に潤いを与え品格を高めるまちなみ景観の形成を図ります。
眺望景観の保全・創出	・明治神宮聖徳記念絵画館等の歴史的建造物を中心とした眺望景観や新宿御苑からの良好な眺望景観を保全していきます。 ・新宿駅西口の超高層ビルが建つ区域において、適切な景観を誘導していきます。 ・みどり豊かな街路樹の整備や道路の無電柱化により、良好な眺望景観を創出していきます。

②賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業の集積した地域や新宿通りや明治通りなどにおいては、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいの景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川・外濠などの水辺や、大規模施設のみどりや公園等については、水辺とみどりの潤いのある景観形成を促進していきます。

a. 賑わいのある都市空間の創出

項 目	方 針
賑わい交流景観創造エリアの景観形成	・新宿駅周辺においては、超高層建築物群全体として、まとまりのあるスカイラインの形成や、賑わいのある魅力的な景観の創出を促進していきます。 ・新宿駅西口の超高層建築物の景観形成についてのガイドラインの策定を検討していきます。 ・高田馬場、四谷、神楽坂の各エリアにおいては、それぞれのまちの個性と界隈性を活かした質の高い賑わいのある景観の形成を誘導していきます。
賑わい交流景観創造軸の沿道景観の形成	・新宿通りから中央通り、明治通りのみどりあふれる快適な歩行者空間の創出及び沿道建築物等の景観誘導を行い、調和のとれた魅力あふれる沿道景観を形成します。

b. 潤いのある景観形成

項 目	方 針
水辺の景観軸を活かした親水空間の創出	・神田川、妙正寺川、外濠などの水辺の景観を活かした親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備を進めていきます。
みどりの景観ゾーンとネットワークの形成	・「七つの都市の森」などのみどりを保全すると共に、これらを連続させるみどりの景観ゾーンとネットワークの形成を図ります。

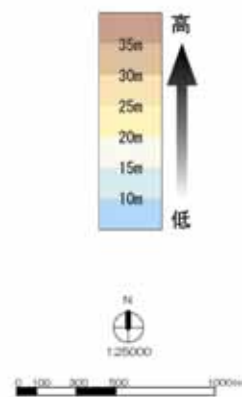
③区民等との連携による景観まちづくりの推進

地域の住民、事業者、NPO※、大学などの多様な主体と連携・協働により、地域の自然や歴史、文化などを活かして、良好な景観まちづくりを進めます。

項 目	方 針
区民等との協働	・区民等や隣接区など関係する様々な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めていきます。 ・地区計画※制度等のまちづくり制度を活用し、地域の個性的な景観の保全・創出を図ります。
景観行政団体※としての活動	・景観法※に基づく景観計画※を策定していきます。 ・景観協議会、景観協定※等を活用して景観まちづくりを進めていきます。
広域的な景観誘導の推進	・道路や河川などの連続する景観の形成など広域的な景観形成が必要な地域においては、東京都や隣接区と連携し、広域的な景観誘導を推進します。

(4)景観まちづくり方針図

凡 例	
	水辺の景観軸
	みどりの景観ゾーン
	賑わい交流景観創造軸
	賑わい交流景観創造エリア



6. 住宅・住環境整備の方針

(1) 概況

①住宅数の動向

住宅総数、居住者のある住宅数は、平成5年まで減少傾向でしたが、近年の都心回帰により急速に増加しています。

また、空家数、借家数は、徐々に増加しています。一方、空家率、借家率は分母となる住宅総数が増加していることもあり、減少傾向となっています。

■表一 住宅数等の推移

(資料：住宅・土地統計調査)

		1993年 (平成5年)	1998年 (平成10年)	2003年 (平成15年)	H5-H15	
					増減	増減率
住宅総数(戸)	(A)	146,280	158,870	190,000	43,720	29.9%
住宅数(戸)居住世帯あり	(B)	124,050	135,260	154,410	30,360	24.5%
空家数(戸)	(C)	20,280	21,510	25,290	5,010	24.7%
空家率(%)	(C/A)	13.9	13.5	13.3	—	△ 0.6%
借家数(戸)	(D)	72,610	81,280	82,670	10,060	13.9%
借家率(%)	(D/B)	58.5	60.1	53.5	—	△ 5.0%

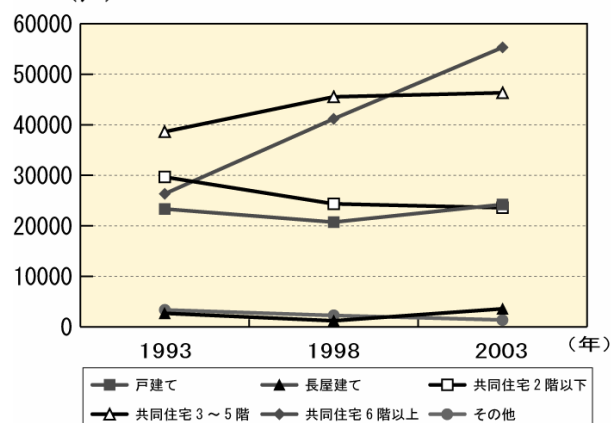
※住宅総数には不詳を含みます。

②住宅タイプの動向

平成10年には、共同住宅の割合が約8割となり、区民の多くが共同住宅に住んでいることが分かります。また、一戸建て住宅の戸数は、減少傾向から増加に転じています。

共同住宅の中でも、マンションの中高層化が進み、6階以上の共同住宅の戸数が急速に増加し、平成5年から平成15年の10年間で2倍以上に伸びています。一方で、低層共同住宅は減少傾向になっています。

■図一 住宅タイプ別戸数の推移
(戸)



■表一 住宅タイプ別戸数

(資料：住宅・土地統計調査)

	1993年(平成5年)		1998年(平成10年)		2003年(平成15年)		H5-H15	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	増減(戸)	増減率(%)
一戸建て	23,340	18.8	20,730	15.3	24,230	15.7	890	3.8%
長屋建て	2,690	2.2	1,210	0.9	3,580	2.3	890	33.1%
共同住宅	94,650	76.3	111,050	82.1	125,220	81.1	30,570	32.3%
2階以下	29,660	23.9	24,350	18.0	23,580	15.3	△ 6,080	△ 20.5%
3～5階	38,650	31.2	45,530	33.7	46,330	30.0	7,680	19.9%
6階以上	26,340	21.2	41,170	30.4	55,310	35.8	28,970	110.0%
その他	3,360	2.7	2,260	1.7	1,380	0.9	△ 1,980	△ 58.9%
合 計	124,040	100.0	135,250	100.0	154,410	100.0	30,370	24.5%

※合計は各項目の合計値で、住宅総数とは異なります。

③居住水準の動向

1 住宅当たりの居住室の量数は減少傾向であり、居住室の規模が縮小しています。しかし、世帯の構成人数の減少により、1人当り居住室の量数は増加傾向になっています。

主世帯数総数に対する最低居住水準を満たしていない主世帯数は減少傾向となっており、全体的に居住水準は向上しています。

また、都市居住型誘導居住水準を満たしていない主世帯数は平成10年より減少していますが、平成5年より微増となっています。水準未達の借家の世帯数はほぼ一定で、水準未達の持家の主世帯数が増加していますが、割合は分母となる住宅総数が増加していることもあり、減少傾向となっています。

一方、一般型誘導居住水準を満たしていない主世帯数は減少傾向となっています。

■表－1 住宅当たり・1人当たりの量数

(資料：住宅・土地統計調査)

	1993年(平成5年) 居住室の量数(量)		1998年(平成10年) 居住室の量数(量)		2003年(平成15年) 居住室の量数(量)		H5－H15 増減率(%)	
	1住宅当たり	1人当たり	1住宅当たり	1人当たり	1住宅当たり	1人当たり	1住宅当たり	1人当たり
区全体	19.90	8.90	18.96	9.46	20.78	11.15	4.4%	25.3%
持家	31.50	10.85	29.66	11.37	30.34	13.32	△ 3.7%	22.8%
借家	13.03	7.08	12.91	7.77	13.49	8.71	3.5%	23.0%

■表－居住水準未達の主世帯数の推移

(資料：住宅・土地統計調査)

		1993年(平成5年)		1998年(平成10年)		2003年(平成15年)		H5－H15	
		主世帯数	割合	主世帯数	割合	主世帯数	割合	増減(数)	増減率
最低居住水準 水準未達の主世帯数	計	25,280	20.4%	18,230	13.5%	17,060	11.0%	△ 8,220	△ 32.5%
	持家	3,480	2.8%	2,000	1.5%	2,310	1.5%	△ 1,170	△ 33.6%
	借家	21,800	17.6%	16,230	12.0%	14,750	9.6%	△ 7,050	△ 32.3%
都市居住型誘導居住水準 水準未達の主世帯数	計	66,260	53.4%	69,990	51.7%	68,440	44.3%	2,180	3.3%
	持家	8,960	7.2%	9,410	7.0%	11,210	7.3%	2,250	25.1%
	借家	57,300	46.2%	60,580	44.8%	57,230	37.1%	△ 70	△ 0.1%
一般型誘導居住水準 水準未達の主世帯数	計	17,700	14.3%	12,730	9.4%	11,550	7.5%	△ 6,150	△ 34.7%
	持家	13,740	11.1%	10,480	7.7%	9,250	6.0%	△ 4,490	△ 32.7%
	借家	3,960	3.2%	2,250	1.7%	2,300	1.5%	△ 1,660	△ 41.9%
住宅総数(居住世帯あり)		124,050		135,260		154,410		30,360	24.5%

※住宅総数には不詳を含みます。

※最低居住水準

国の住宅建設五箇年計画で定める、健康で文化的な住生活の基礎として必要な水準であり、世帯構成に応じた居住室、住宅の性能・設備、住戸規模について定められています。

※誘導居住水準

住宅ストック※の質の向上を誘導するうえでの指針として、世帯構成に応じた居住室、住宅の性能・設備、住戸規模の基準を示したものです。

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した「都市居住型」と、都市郊外等の一般地域における戸建て住宅居住を想定した「一般型」が定められています。

【参考】住生活基本法における最低居住面積水準

世帯人員	最低居住面積水準
単身者	25㎡
2人以上	10㎡×世帯人員＋10㎡

※3歳未満を0.25人、3歳以上6歳未満を0.5人、6歳以上10歳未満を0.75人として算定。ただし、算定した世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。世帯人数が4人を超える場合は、上記面積から5%を控除。

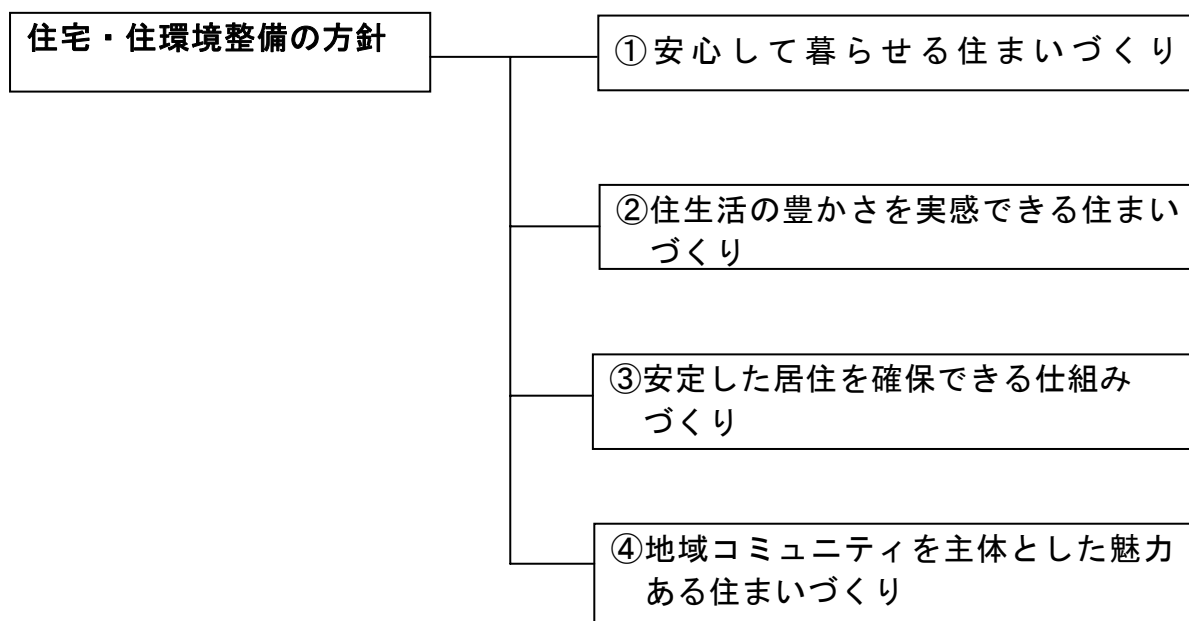
(2) 基本的な考え方

新宿区には、落合のような戸建住宅の多い地域や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域※のように防災性が低く住環境に課題のある地域も多く、また、交通利便性の高さ等を反映してワンルームマンションの建設も盛んであり、管理も含めた近隣との調和が課題になっています。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があります。民間の住宅供給を適切に誘導し、安心して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成を進めていきます。

特に、木造住宅密集地域※においては、地区計画※制度や市街地再開発事業※等のまちづくり手法、東京都条例の新防火地域※等を活用して、まちの防災性の向上と住環境の改善を促進していきます。

また、住宅の附置制度については、安心に住み続けられる良好な住宅を供給する等の視点から検討を進めていきます。さらに、ユニバーサルデザイン※の視点に立った住宅の整備を支援するとともに、ファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、人々が安全で快適に住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めていきます。



(3) 住宅・住環境整備の方針

①安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画※制度などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域※の防災性の向上や建替えの促進などを進めていきます。

また、防犯性向上に対する取り組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

項 目	方 針
災害に備えたまちづくり・住まいづくり	・地区計画※や街区再編まちづくり制度※等のまちづくり手法、市街地再開発事業※や土地区画整理事業※等の活用により、道路等の都市基盤の整備を促進していきます。 ・建築物の敷地面積の最低限度を定めるなど、ゆとりのある住宅の誘導を図ります。 ・耐震診断・耐震改修の支援により、建築物の耐震化を促進していきます。
住まい等の防犯性の向上	・住宅等の防犯性の向上、防犯カメラの設置や街路灯の整備を誘導します。 ・パトロールの実施等、警察や地域との連携によりまちの安全性の向上を図ります。
健康に配慮した住宅の普及促進	・室内における有害化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。 ・住宅の性能表示制度の普及を図ります。

②住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障害者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザイン※の視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を進めていきます。

また、多様な居住ニーズに対応できる仕組みやライフスタイルに応じて住み替えができる仕組みづくりを検討するとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取組みます。

項 目	方 針
分譲マンション等の適正な維持管理・再生支援	・集合住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発により、再生を支援していきます。 ・ワンルームマンション条例※等により、高齢者向け住宅の供給や適正な建物管理を誘導していきます。
ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上	・住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事業者の斡旋などにより、既存住宅の適切な維持・改善を支援していきます。 ・ユニバーサルデザイン※の視点に立った良好な住宅づくりを促進していきます。
多様な居住ニーズに対応する仕組みづくり	・多様な居住ニーズに対応するため、コレクティブハウス※などの新たな居住形態の検討を進めていきます。 ・ライフステージ※に応じて多様な住み替えができるよう、支援体制の整備を検討していきます。
環境に配慮した住宅の普及促進	・環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐため、環境共生住宅の普及など、住宅の省エネルギー対策を促進していきます。

③安定した居住を確保できる仕組みづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子育てできる居住環境づくりと居住継続の支援を進めていきます。また、住宅ストック※の有効活用等によるセーフティネット※機能の向上を図ります。

項 目	方 針
高齢者等の住まいの安定確保	・ 高齢者・障害者等の入居制限を行わない賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者等向けの住宅整備の誘導・情報提供を進めていきます。
子育てできる居住環境づくり	・ 子育て世帯が居住ニーズに応じて住宅を確保できるよう、居住継続の支援を進めていきます。 ・ 良好なコミュニティができるよう、多機能・子育てスペースの確保の検討を進めていきます。 ・ 子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備を促進します。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりを進めていきます。
セーフティネット※機能の向上	・ 老朽化した区営住宅等の建替えや修繕による良質な住宅ストック※の充実を進めていきます。 ・ 区営住宅等が区民のセーフティネット※として有効に機能するように管理の適正化・効率化を推進していきます。

④地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、地域で暮らしを共にする住民がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めていきます。

また、多様な居住ニーズに合った地域コミュニティづくりと魅力のある住環境づくりを促進していきます。

項 目	方 針
地域主体の住環境づくり	・ 地区計画※制度等を活用して、地域住民等が主体となって良好な居住環境の形成、コミュニティの形成を進めていきます。
外国人との共生	・ 生活情報の広報を行うとともに、NPO※や地域コミュニティ団体などとの連携により、区民と外国人との多様な交流を図ります。

(4) 関連計画

新宿区住宅マスタープラン

7. 人にやさしいまちづくりの方針

(1) 概況

① バリアフリーの状況

新宿区内の鉄道駅で、駅の出入口からホームまで、車いす使用者等が介助なし移動できる駅は、近年整備された都営大江戸線に多く、早い年代に整備された鉄道駅では、バリアフリー化が十分とはいえない状況です。

新宿区では、平成17年4月に新宿区交通バリアフリー基本構想※を策定し、重点整備地区に指定した新宿駅周辺地区及び高田馬場駅周辺地区をはじめ、他の地区についても、バリアフリー化を促進しています。

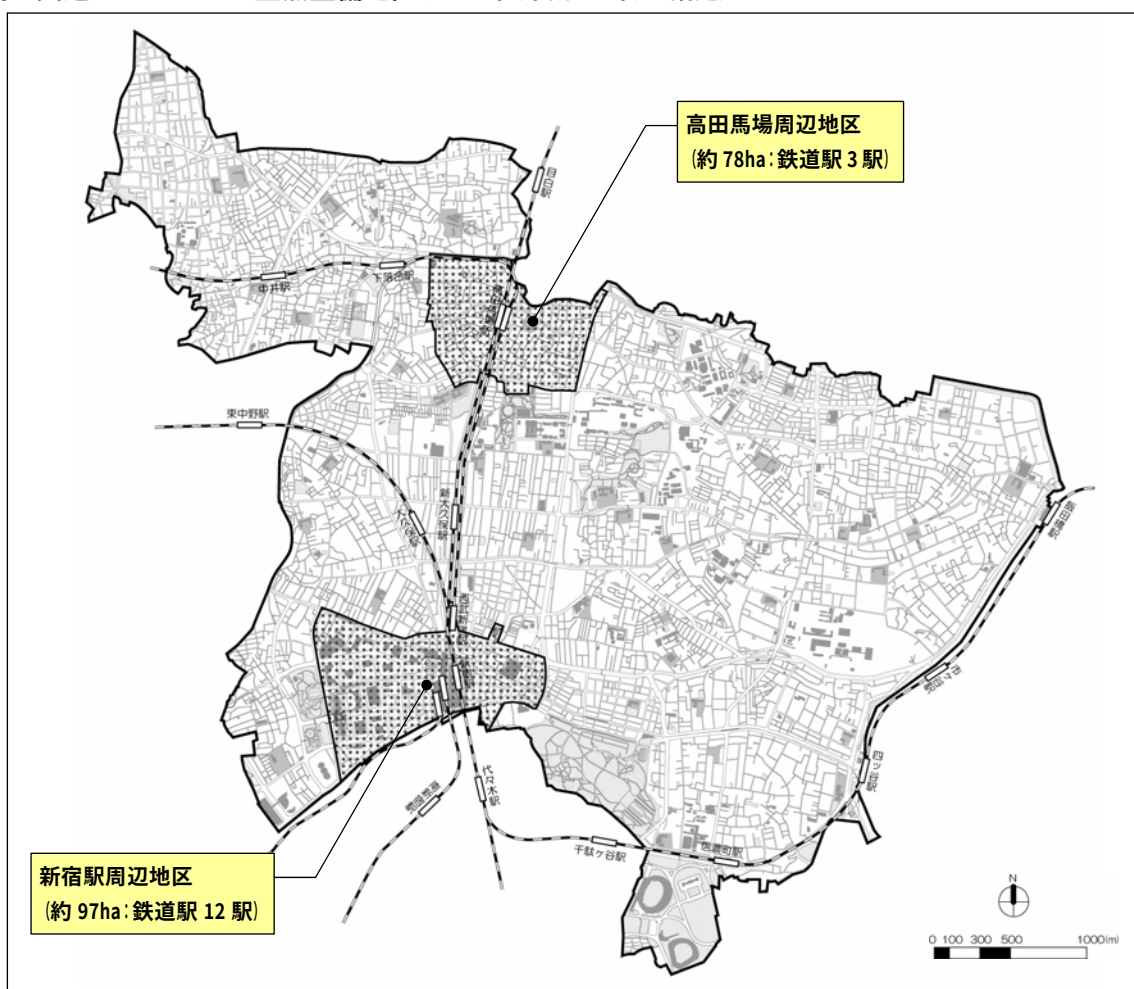
■表－鉄道駅のバリアフリーの状況（2007年（平成19年）4月現在） ■表－鉄道駅のバリアフ

新宿区内の鉄道駅数	バリアフリー化された駅数	バリアフリー化率
46駅	31駅	67.40%

※鉄道駅のバリアフリー化率

＝（エレベーター又はスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットフォームまで、車いす利用者等が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅数 / 区内の鉄道駅数）×100

■図－交通バリアフリー重点整備地区（2005年（平成17年）に指定）（資料：新宿区交通バリアフリー基本構想）



②温室効果ガス※の排出等の状況

新宿区は、自動車の排気ガス等による大気汚染、地球温暖化やヒートアイランドなど、様々な環境問題を抱えています。

区内における大気汚染の状況は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄ともに環境基準（人の健康、生活環境を保全するために望ましい目標値として環境基本法で定められた基準）を満たしていません。

また、地球温暖化に影響を与える温室効果ガス※の代表である二酸化炭素排出量は、平成2年から平成15年で約28%増加しています。

内訳をみると、産業部門は減少傾向にありますが、民生、運輸部門は増加傾向にあります。運輸部門は都営大江戸線の開通等により増加し、今後、地下鉄副都心線※の開通により、さらに増加することが考えられます。

また、平成15年の大幅増については、原子力発電所の運転停止という特殊事情の影響により、電力等に関連する二酸化炭素排出量が増加したことも原因の一つになっています。

■表－二酸化炭素排出量の推移

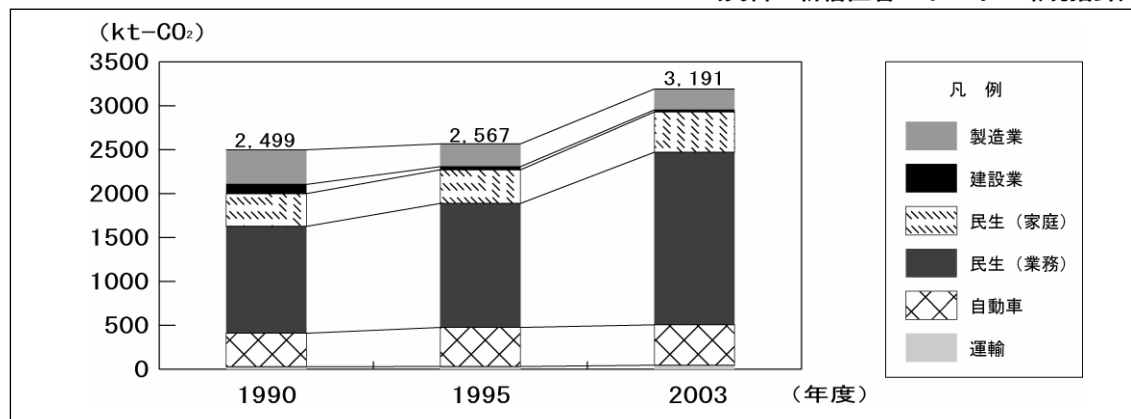
（資料：新宿区省エネルギー環境指針）

	1990年 (平成2年) (kt-CO ₂)	1995年 (平成7年) (kt-CO ₂)	2003年 (平成15年) (kt-CO ₂)	H2－H15	
				増減量 (kt-CO ₂)	増減率 (%)
産業部門	499	296	262	△ 237	△ 47.5%
製造業	394	260	238	△ 156	△ 39.6%
建設業	105	36	24	△ 81	△ 77.1%
民生部門	1,590	1,795	2,423	833	52.4%
家庭	373	383	458	85	22.8%
業務	1,217	1,412	1,965	748	61.5%
運輸部門	410	476	506	96	23.4%
自動車	380	445	460	80	21.1%
鉄道	30	31	46	16	53.3%
総 合 計	2,499	2,567	3,191	692	27.7%

※産業部門（製造業・建設業）の2003年度については統計データの制約から2001年度の数値となります

■図－二酸化炭素排出量の推移

（資料：新宿区省エネルギー環境指針）



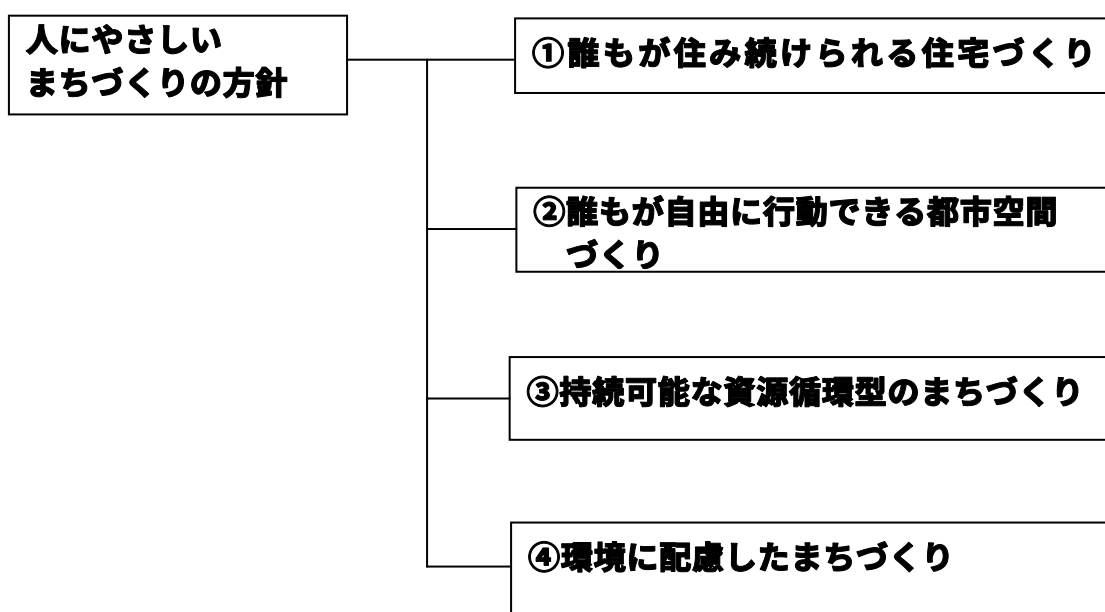
(2)基本的な考え方

生活する人、働く人、障害者、高齢者、外国人など、すべての人を社会の一員として包含するまちづくりの推進が求められています。

このため、区内の鉄道駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザイン※の視点に立った人々が自由に行動できる都市空間づくりをめざしていきます。

特に、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法※)」に基づく「重点整備地区」として、積極的に公共交通機関の改善と人にやさしくわかりやすいみちづくり、民間施設を含めた公共的な施設を結ぶ移動経路のネットワークの形成に向けて、整備を促進していきます。さらに、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導し、誰もが住み続けられる住宅づくりを進めていきます。

また、地球環境を守るため、大気汚染などの環境汚染や地球温暖化の防止対策、身近な生活領域からの環境への負荷の軽減などを誘導し、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいきます。



(3)人にやさしいまちづくりの方針

①誰もが住み続けられる住宅づくり

障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージ※の変化に応じた住み替え等の支援を行っていきます。

項 目	方 針
バリアフリー住宅の整備誘導	・床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。
住宅の住み替え誘導	・単身世帯、子育て世帯、家族世帯や高齢者世帯など、ライフステージ※の変化に応じた住宅の供給や住み替えの支援を行っていきます。

②誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路や公園等の都市基盤や、庁舎、学校、病院等の公共施設について、ユニバーサルデザイン※の視点に立った整備を促進していきます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

誰にもわかりやすいまちをめざし、公共サインや案内板等の整備を進めていきます。

項 目	方 針
公共施設等の整備促進	・誰もが利用しやすい鉄道駅舎や公園、庁舎、病院、学校、劇場、レストラン、百貨店など、公共施設や公共的な利用がされる建築物の整備を促進します。 ・施設の出入口の段差の解消や誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。
人にやさしいまちづくり	・歩行者や車椅子使用者が安全に通行できるよう、段差が少なく、また、幅が広く平坦性を確保した歩道の整備を促進していきます。 ・まちかど広場、休憩ベンチなどを設けた快適な歩行空間の整備を促進します。 ・身近な道路に愛称をつけるなど、わかりやすく親しみやすいまちづくりを進めます。 ・地域の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備、分かりやすい公共サインの整備を進めます。
多様な主体との協働	・道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、バリアフリー等ユニバーサルデザイン※の視点に立って、関係機関と協働で進めていきます。 ・福祉のまちづくり団体、NPO※などと協働し、また、活動を支援し、まちのバリアフリー化を促進していきます。

③持続可能な資源循環型のまちづくり

エネルギー効率のよい設備機器やリサイクル品の利用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入等の促進などにより、省資源・省エネルギーを推進し、環境にできるだけ負荷をかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

項 目	方 針
循環型のまちづくりの推進	・西新宿地区の地域冷暖房※をはじめ、効率のよい技術の活用を促進していきます。 ・雨水利用や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用を促進していきます。 ・環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用に取り組めます。 ・建築資材のリサイクル品の利用などを促進します。
自然の保全	・おとめ山公園などの湧水の保全・再生に努めていきます。 ・庁舎や学校、寺社などの地域の身近なみどり（コミュニティガーデン「地域の庭」※）の整備・保全を促進していきます。
良好な環境の整備促進	・身近な地域のみどりと「水とみどりの環（わ）」などをつなぐ幹線道路等の街路樹の整備を促進し、みどりのネットワークの形成を進めていきます。 ・建築物の敷地の接道部緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化を促進していきます。

④環境に配慮したまちづくり

地球温暖化やヒートアイランド現象※など、都市における気候変動の対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、エネルギー効率の良い都市をめざして、道路渋滞の緩和や自動車交通の抑制と公共交通機関の整備や利用の促進をしていきます。また、公共公益施設については、保水性舗装などによる整備を促進していきます。併せて、大気汚染や騒音・振動の緩和を図るため、幹線道路の整備や更なる発生源対策を関係行政機関とともに進めていきます。

区内のエネルギー消費量を削減するため、区民等の環境に対する意識の向上のための啓発を行っていきます。

(4)関連計画

新宿区交通バリアフリー基本構想※

新宿区環境基本計画

新宿区省エネルギー環境指針※

一般廃棄物処理基本計画

③ 地域別まちづくり方針

1. 基本的な考え方及び地域の区分

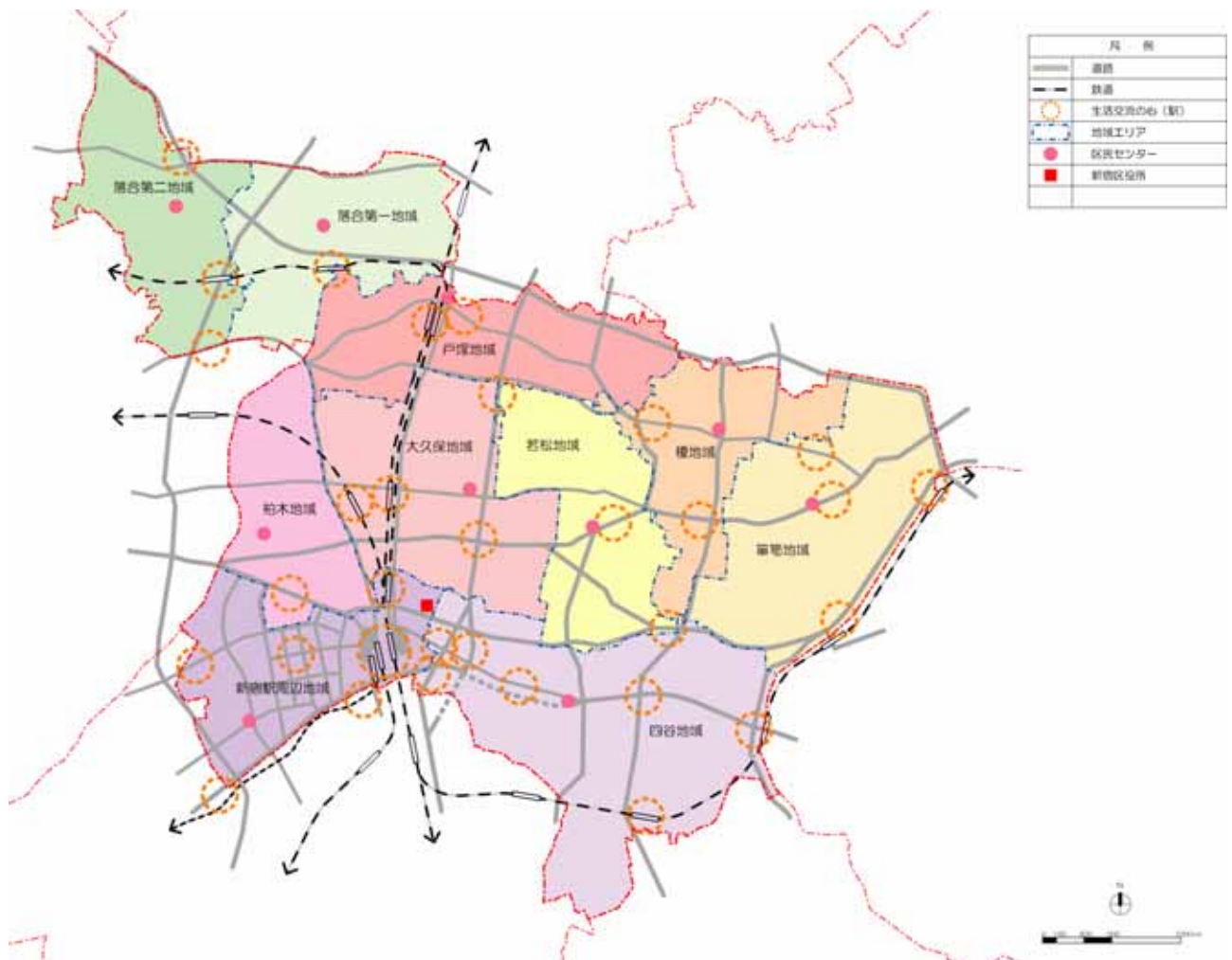
(1) 基本的な考え方

地域別まちづくり方針は、部門別の7つのまちづくり方針（②）を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

部門別のまちづくり方針が、新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は、地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。また、区全域に係る部門別のまちづくり方針についても、地域住民の意見書及び地域の特性等を踏まえて、地域別まちづくり方針に再度記載しています。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。

(2) 地域の区分



2. 地域別まちづくり方針

2-1. 四谷地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）		
	四谷地域（割合・増減）	区全体
地域面積	310ha（17.0%）	1,823ha
人口	32,005 人（11.6%）	277,078 人
世帯数	19,411 世帯（11.9%）	162,567 世帯
外国人人口	2,819 人（9.3%）	30,337 人
人口密度	112.3 人/ha（-56.3）	168.6 人/ha
世帯構成人員	1.65 人/世帯（-0.06）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）		
四谷一丁目	須賀町	片町
四谷二丁目	左門町	新宿一丁目
四谷三丁目	信濃町	新宿二丁目
四谷四丁目	南元町	新宿三丁目*
本塩町	荒木町	新宿四丁目
三栄町	舟町	新宿五丁目*
坂町	愛住町	歌舞伎町一丁目*
若葉一丁目	大京町	住吉町*
若葉二丁目	霞ヶ丘町	
若葉三丁目	内藤町	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の南東に位置し、千代田区、港区、渋谷区に隣接し、区内で一番面積の大きい地域です。

地形は淀橋台地上にありほぼ平坦ですが、新宿通り沿道や若葉などに部分的な窪地があり、そこでは坂や崖が形成されています。

本地域は、江戸時代当初に開け、武家屋敷が数多く置かれ、また、寺社が江戸の中心部より移転し、門前町屋が形成されました。さらに、江戸城外堀や甲州街道の整備、内藤新宿が江戸の四宿のひとつとして栄えたことで、街道を中心に早い時期より市街化が進みました。若葉や須賀町、荒木町等では昔の面影を偲ぶ坂道やまちなみを残し、歴史や文化が感じられます。

明治以降は四ツ谷駅の開設や交通網の発達とともに、新宿通り沿道に商店が軒を連ね、商業地として栄えました。

その後、戦災で被害を受けましたが、閑静な住宅地の形成とともに、四ツ谷駅、新宿三丁目一帯や、幹線道路沿道を中心に業務商業機能が集積し発展してきました。

一方、新宿御苑や明治神宮外苑といった大規模公園や、国民的なスポーツ施設である国立競技場が立地しています。

(2)地域の主な特性

① 2つの顔を持つ地域です。

外苑西通りを挟んで西側は大規模小売店舗やオフィス等の業務商業機能と都心居住を中心とした新宿エリア、東側は幹線道路の背後地を中心に、閑静な住宅地の四谷エリアを形成しています。

また、地域の土地利用は住居系と業務商業系の構成比率が同程度となっています。

② 駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

四ツ谷駅はJR線、地下鉄丸ノ内線、南北線と複数の線が乗り入れるターミナル駅です。駅周辺には業務商業施設が数多く立地し、更なる駅周辺の賑わいのまちづくりが期待される地域です。

③ 防災面での課題のある地域があります。

若葉周辺や坂町等、細街路[※]が多く、木造の建築物が密集し、地震に対する地域危険度[※]の高い地域があります。また、幹線道路の背後地には、防災性に課題のある地域があります。

④ 自然資源に恵まれています。

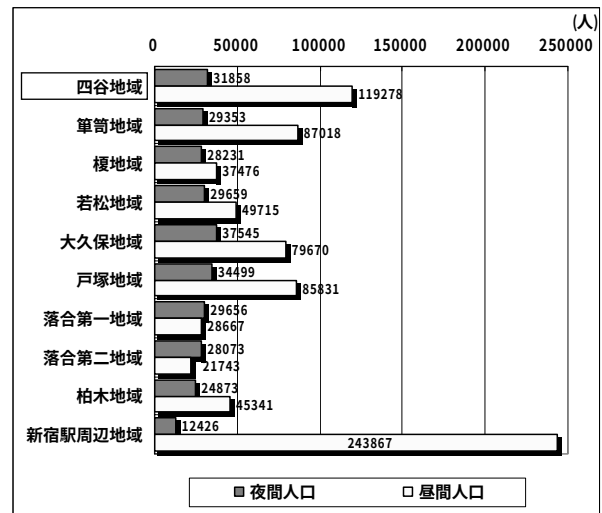
みどりの核の役割を担う新宿御苑や明治神宮外苑等の大規模公園が立地し、自然資源に恵まれた地域です。

また、明治神宮外苑には国立競技場等のスポーツ施設が立地し、イベント時には多くの来訪者が訪れます。

⑤ 風情あるまちなみと歴史的・文化的資源の点在するまちです。

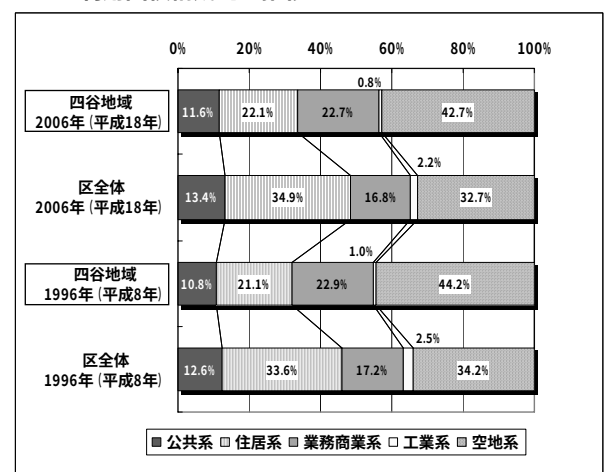
荒木町周辺は、路地が入り組み、昔ながらの風情あるまちなみを残す、魅力的な商業地となっています。また、四谷見附橋をはじめ、寺社や坂道など、歴史的・文化的資源が多く点在する地域です。

■地域別昼夜間人口の比較



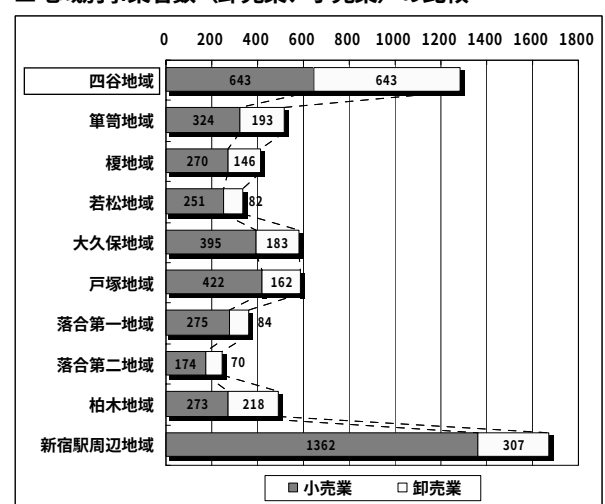
(資料：2002年(平成14年)国勢調査)

■土地利用面積構成比の推移



(資料：土地利用現況調査)

■地域別事業者数(卸売業、小売業)の比較



(資料：2004年(平成16年)商業統計調査)

2. 地域の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

【まちづくりの目標】

●歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地域であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちをめざします。

●香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちをめざします。

●人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎え入れることができる個性的でハイセンスなまちをめざします。

●夢

地域住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちづくりをめざします。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①四ツ谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持つまちにしていきます。
- ②新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③新宿御苑や明治神宮外苑のみどり、外濠の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続した水とみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①四谷地区の拠点の整備を進めます。

- ・四ツ谷駅周辺の一体的なまちづくりを行っていく中で、四谷第三小学校や財務省官舎跡地を活用し、市街地再開発事業※等による四谷地区の拠点の形成を進めていきます。
- ・新宿通りとともに、靖国通り沿道を業務商業の重要な路線として、多くの人々が往来する賑わいのある地区にしていきます。

②住機能と業務商業機能の調和を図ります。

- ・新宿一、二、五丁目については、中高層階住居専用地区※の指定により、定住人口を確保しつつ、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・四谷三丁目駅周辺は、後背の住宅地の生活交流の中心として、魅力ある商店街等の整備を促進していきます。

③住宅地の修復型のまちづくりを進めます。

- ・三栄町、愛住町、四谷四丁目など幹線道路に囲まれた住宅地は、建築物の更新時や共同建替えと併せて生活道路やオープンスペース※の整備など、修復型のまちづくりを進めていきます。

2)道路・交通

①幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。

- ・明治通り、新宿通り、靖国通り等の幹線道路は、沿道商業環境に配慮し、歩道の景観整備や緑化を促進していきます。

②公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。

- ・地域住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段としてコミュニティバス※等の導入を検討していきます。
- ・高齢者、障害者も含めたすべての人が容易に移動できるよう、駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進していきます。

③駐車場の整備を促進します。

- ・駅や商業施設などの集客施設については、事業者や商店街等に対して駐車場や駐輪場の設置を働きかけていきます。

④子どもが安心して遊べる道路空間の活用について検討します。

- ・交通規制等による道路の一部開放等、遊べる空間としての活用について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①まちの防災性の向上を図ります。

- ・若葉三丁目等の木造住宅密集地域※については、地区計画※等を活用し、歴史的な文化資源を活かしながら、道路等の基盤整備を促進するとともに、共同建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。
- ・木造住宅密集地域※や地域危険度※の高い地域については、地域の状況に応じて東京都条例の新防火地域※の指定について検討していきます。

②大規模施設跡地の有効活用を図ります。

- ・学校の統廃合により使われなくなる大規模施設等の跡地においては、開発等の際に地域の安全性の向上のために、災害時の避難施設として活用するなど、有効な跡地利用の検討を進めていきます。

4)みどり・公園

①水とみどりのネットワークの形成を図ります。

- ・新宿御苑から明治神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を行い、住民と協働で、みどりの創出を図っていきます。また、玉川上水を偲ぶ流れの創出を進めていきます。
- ・新宿御苑、明治神宮外苑などの大規模公園を核とし、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画※や景観計画※等の制度の活用を検討していきます。
- ・大規模開発等の際には、事業者にオープンスペース※の確保を要請し、地域に開かれたみどりの広場の整備を進めていきます。

②利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。

- ・公園の再整備にあたっては、公園利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園整備を進めていきます。また、地域住民による公園管理の仕組みについての検討を進めていきます。

5)都市アメニティ※

①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

- ・若葉や須賀町を中心に四谷地区に点在する寺社や坂道などに残る歴史的・文化的資源について、広報やイベントの開催等により情報を発信し、観光資源として活用していきます。また、これらの資源を巡るまち歩きルートの設定や案内板の設置などを検討していきます。

②風情あるまちなみ景観の保全を図ります。

- ・荒木町などの昔ながらの風情を残す地区が、魅力ある商業地としてのまちなみ景観を維持していけるように、地区計画※等のまちづくり制度を活用し、建築物の高さや意匠等のルールづくりについて検討していきます。

③新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅南口から新宿御苑方面への往来ができるよう、動線の検討を行うとともにサイン整備等により歩行者の回遊性の向上を図ります。

④子育て・介護支援施設の整備・充実を進めます。

- ・保育園やこども館など、子育てや介護を行う人たちを支援する施設の整備・充実を進めていきます。

⑤スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。

- ・国立競技場や神宮球場などのスポーツ施設を、地域の活性化に結びつけることについて検討していきます。

6)コミュニティ

①地域住民のまちづくりを支える仕組みづくりを検討します。

- ・地域住民のまちづくりへの参画を得て、生活道路や公園等を整備する仕組みづくりを検討していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①マンパワーを活かしたまちづくり活動を実施します。

- ・まちづくりの起爆材として、地域住民のマンパワーを活かした様々な試みを、実施していきます。

②文化のまちづくりと地域コミュニティの形成を図ります。

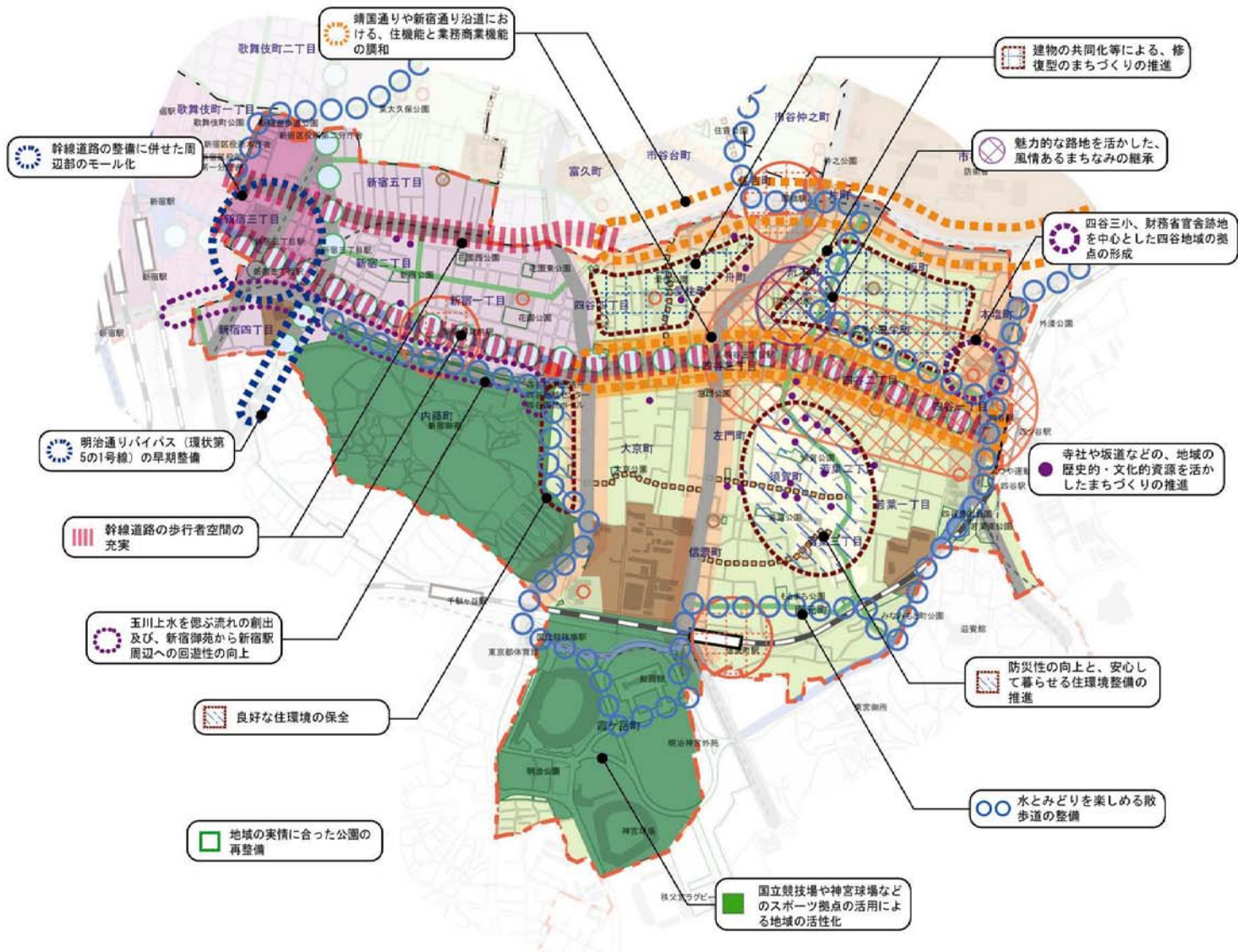
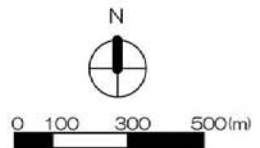
- ・江戸四宿※であった「土地の記憶」を大切にし、四谷の文化をまちづくりに活かしていきます。
- ・祭りやイベントの開催により、住民や地元事業者等の四谷地域のまちづくりに対する意識を醸成し、良好な地域コミュニティの形成を進めていきます。

③来街者を広く受け入れる体制づくりを行います。

- ・外国人をはじめ、四谷地域を訪れる人、四谷地域に移り住んできた人を温かく受け入れるための体制づくり行っています。

4. 四谷地域まちづくり方針図

凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	国際的な中枢業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	新宿区役所
	特別出張所
	地域境界



2-2. 箆笥地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	筆筭地域（割合・増減）	区 全 体
地 域 面 積	226ha (12.4%)	1,823ha
人 口	31,493人 (11.4%)	277,078人
世 帯 数	17,649世帯 (10.9%)	162,567世帯
外 国 人 人 口	1,826人 (6.0%)	30,337人
人 口 密 度	147.4人/ha (-21.2)	168.6人/ha
世帯構成人員	1.78人/世帯 (+0.08)	1.70人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（＊：町丁内の一部が対象）

市谷田町一丁目	神楽坂一丁目	北町
市谷田町二丁目	神楽坂二丁目	中町
市谷田町三丁目	神楽坂三丁目	南町
市谷本村町	神楽坂四丁目	納戸町
市谷砂土原町一丁目	神楽坂五丁目	南山伏町
市谷砂土原町二丁目	神楽坂六丁目	北山伏町
市谷砂土原町三丁目	細工町	白銀町
市谷左内町	二十騎町	下宮比町
市谷加賀町一丁目	揚場町	矢来町
市谷加賀町二丁目	津久戸町	若宮町
市谷甲良町	東五軒町	岩戸町
市谷船河原町	西五軒町*	筆筈町
市谷長延寺町	赤城元町	横寺町
市谷鷹匠町	南榎町	筑土八幡町
市谷山伏町	袋町	新小川町
市谷八幡町	弘方町	神楽河岸



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の東端に位置し、北側を神田川、東側を外濠に囲まれている地域です。

豊島台地と淀橋台地で構成され、地形は、山の手台地より神田川周辺の低地に向かって下り、台地と低地をつなぐ坂によって形成されています。

本地域は、室町時代、赤城山麓より大胡氏が移住して牛込氏を名乗り、城館を構えた所で、江戸時代以前より集落があったと推定されています。その後、江戸時代には武家地や町屋、江戸の中心部より移転された寺社が混在していました。

明治以降は市街化が進み、高台の住宅地や神楽坂を中心とする商業地とともに、工業地として栄え、市谷加賀町、新小川町、東・西五軒町周辺は新宿の地場産業である印刷・製本関連事業者が多く存在しています。

その後、飯田橋駅周辺や外堀通り沿道を中心に業務商業の集積や都心居住に伴い、建築物の中高層化が図られ、まちの環境や景観に変化が見られます。

また、水とみどりのある外濠、昔を偲ばせる町名、寺社、坂道、路地、大田南畝や泉鏡花等の文化人がすごした地域であるなど、歴史や文化を感じられる地域です。

来訪者も多く、新しい賑わいと、古き良き風情を併せ持つまちとなっています。

(2)地域の主な特性

①人口増加と世帯の単身化がみられます。

高層集合住宅の建設等により、人口は増加傾向です。同時に世帯数も大幅に増加しています。近年、人口、世帯数の増加率が区内で最も高い地域です。

②住・商・工・公共の土地利用が混在しています。

地域の北側には新宿区の地場産業である印刷、製本関連事業者が多く立地し、中央部には、神楽坂を中心とした情緒ある商業地、飯田橋駅周辺の業務地、外濠沿いから西に向かって坂を登った高台には閑静な住宅地が形成されています。南側には尾張藩の藩邸跡地で防衛省等の大規模施設が立地しています。様々な土地利用により、住・商・工・公共が混在する地域です。

③防災面での課題のある地域があります。

赤城周辺や南榎町等、細街路が多く、木造の建築物が密集し、地域危険度の高い地域があります。

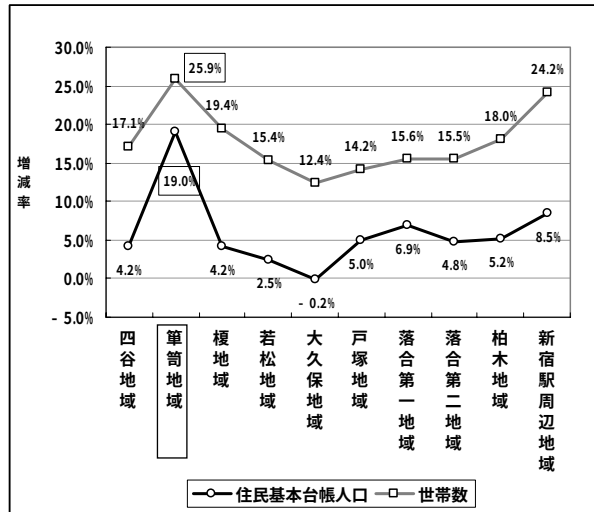
④自然資源に恵まれています。

地域の東には外濠、北側には神田川が位置し、水辺やみどりの自然資源に恵まれている地域です。

⑤風情ある江戸情緒を残すまちなみをもつ地域です。

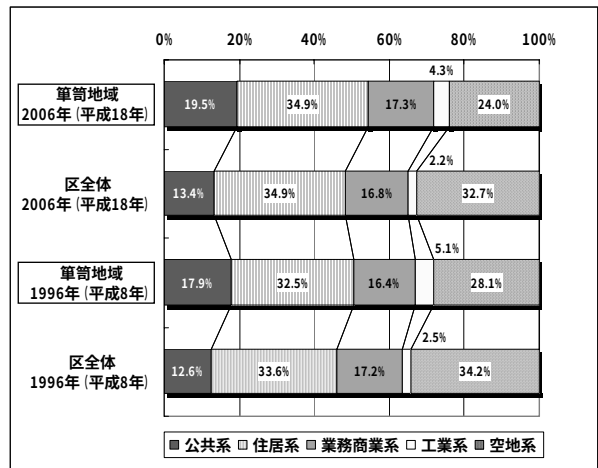
神楽坂周辺は、一步裏に入ると地割りや路地などは江戸時代の形態を今も残しており、黒塀の続く石畳の風情あるまちなみを形成しています。また、寺社や文化財、坂道などの文化資源も数多くある地域です。

■人口・世帯数の地域別増減率（H9-H19）の比較



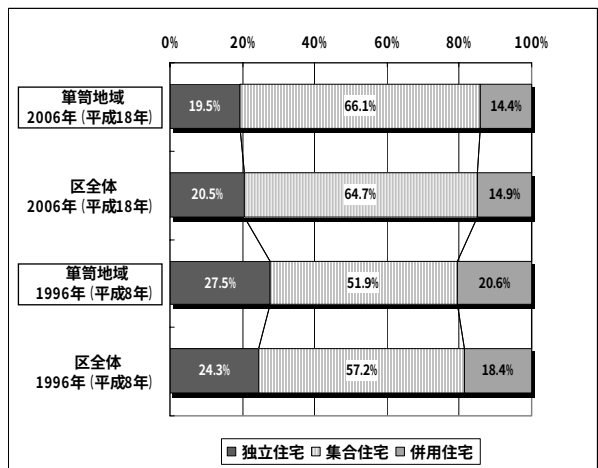
(資料：各年 住民基本台帳)

■土地利用面積構成比の推移



(資料：土地利用現況調査)

■住宅種別延床面積比率の推移



(資料：土地利用現況調査)

2. 地域の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 筆筒

【まちづくりの目標】

- 地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちをめざします。
- 大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりをめざします。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、江戸の文化を継承した路地など昔ながらの情緒と業務商業、都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ②外濠と神田川の水とみどりを、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

- ①住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。
 - ・地場産業の維持や、住機能との調和のため、工場アパートなどの工業施設の集約化をめざします。
 - ・環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討していきます。
 - ②きめ細かな土地利用計画を策定します。
 - ・将来を見据えた積極的な産業再構築等のため、地域の実情にあわせたきめ細かな土地利用計画を検討していきます。
 - ③地域に貢献する周辺と調和した建築物を誘導します。
 - ・地区計画※等のまちづくり制度を活用し、高層ビルや大規模建築物が周辺環境と調和し、また、オープンスペース※の確保等により地域に貢献するものになるよう誘導していきます。
 - ④良好な住宅地の保全、形成を図ります。
 - ・北町、中町、南町、払方町、市谷砂土原町は、良好な住宅地として保全していきます。保全にあたっては、地区計画※等を活用し、敷地の細分化防止、用途の規制、緑化の推進などを検討していきます。
 - ・マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
 - ⑤神楽坂周辺地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。
 - ・神楽坂周辺地区は、風情のある路地や坂などの歴史的、文化的資源を活かしながら、防災に考慮し、良好なまちなみを保全、誘導していきます。
 - ⑥子育てしやすい住環境の整備を進めます。
 - ・保育園や児童館等の育児支援施設を充実し、子育てしやすい環境整備を進めていきます。
-

2)道路・交通

①地域内の交通の円滑化を図ります。

- ・生活道路への自動車の通過交通を抑制するため、幹線道路の整備を促進するとともに、コミュニティ道路※等による通過交通車両の流入抑制について検討を進めていきます。
- ・路上駐車車両による交通渋滞を緩和するため、商業施設に対し、荷さばき駐車場の設置や駐車場の整備を誘導していきます。

②快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。

- ・歩行者の安全を確保するため、道路の状況に応じて、歩車道の分離、歩道空間の確保を進めていきます。
- ・建築物の更新時に、建築主にセットバック※やオープンスペース※の提供等の協力を求めるなどし、連続した歩道状空地の確保を図ります。
- ・外掘通りは、歩行系幹線道として歩きたくなる歩行者空間の充実及びみどりの創出を促進していきます。

③駅周辺における駐輪場の整備を進めます。

- ・駅周辺に駐輪場を整備するよう、鉄道事業者等に要請していきます。

④地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。

- ・大久保通り等の都市計画道路の整備に際しては、住民への説明会を実施し、地域のニーズ等に配慮した整備を促進していきます。

⑤未整備の都市計画道路内にある敷地の暫定的な利用の検討を進めます。

- ・未整備の都市計画道路内にある敷地については、敷地の広場的利用や駐輪場利用等の暫定的な活用策の検討を進めていきます。

⑥商工観光振興等の観点から、地域の回遊性及び利便性の向上を図ります。

- ・地域の回遊性、利便性を高める仕組みとして、また、商工観光を振興するための手段として、コミュニティバス※等の公共交通の導入を検討していきます。

⑦魅力的な買い物をしやすい商業地としての活性化に向けた施設整備を行います。

- ・魅力的で買い物しやすい商業空間の形成のため、歩道の拡幅やベンチ等の休憩設備の設置、駐輪場の整備等により、魅力的な商業地の形成を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①木造住宅密集地域※、地域危険度※の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

- ・地域の防災機能を高めるため、建築物の不燃化や耐震化、避難所の充実、細街路※の解消、延焼遮断帯※による避難経路の確保等を促進していきます。また、防衛省等の大規模敷地について、災害時の避難の場所としての提供を要請していきます。
- ・南榎町等の細街路※の多い地区は、災害時の消防活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備によりまちの安全性等の向上を図ります。

4)みどり・公園

①水とみどりを楽しめる施設の整備を進めます。

- ・外濠と神田川の遊歩道の整備、緑化、景観に配慮した整備等、水とみどりを楽しめる施設の整備を進めていきます。また、外濠の土手等は積極的な緑化とともに、親水空間としての利用を検討していきます。

②住民等との協働により緑化を推進します。

- ・矢来公園周辺は、地域住民の協力を得ながら、公園を核として緑化を進めていきます。
- ・まちに潤いを創出するため、地域の資産である坂道や寺社のみどりの保全、緑化を誘導していきます。

③利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。

- ・地域住民のニーズを踏まえて、身近な公園や街路樹等の整備を進めていきます。
- ・区民等の参加による、みどりの空間の整備、管理をサポートしていく仕組みづくりを進めていきます。

④公園及び緑地の整備を推進します。

- ・地域の核となる公園の整備を検討するとともに、公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。また、子どもが楽しく遊べる公園、緑地の整備を進めていきます。
- ・地域の緑化を進めていくために、一定規模以上の建築計画等に対して、引き続き、緑化協議を求めるなどし、みどりの充実を図ります。

5)都市アメニティ※

①景観計画※等を活用した景観まちづくりを進めます。

- ・良好な景観形成に向けて、景観計画※の策定等を行い、景観まちづくりのための施策を推進していきます。また、新たな魅力ある景観の創出に向けて、道路や宅地の緑化、まちなみに調和した建築物の色彩や意匠等の誘導を進めていきます。

②神田川の水辺景観の創出を図ります。

- ・開かれた水辺空間の創出のため、神田川上部の首都高速道路の地下化について、関係機関に要請していきます。

③歴史的資源を楽しめる景観まちづくりを推進します。

- ・特色ある建築物、路地やまちなみ景観の保全や活用を進めていきます。
- ・地域の歴史的資源の発掘や案内表示板の設置、情報紙の発行、資源を活かしたイベントの開催などにより、地域の資源をまちづくりに活かしていきます。また、旧町名の活用について検討していきます。

④回遊性の高いまちづくりを進めます。

- ・寺社等の魅力的な歴史的・文化的資源を活かしたまちなみをつくり、人の流れを創出し、回遊性の高い、面としての賑わいあふれるまちづくりを進めていきます。
- ・寺社や文化財、坂道など地域の文化的な資産を地域の資源として活用し、地域の魅力の向上を図ります。また、これらの資源を結ぶ散歩道の整備を検討していきます。

⑤人にやさしい生活空間の創出を図ります。

- ・人々が世間話や休憩ができる場として、沿道へのベンチ設置などを検討していきます。また、段差の少ない歩きやすい道路整備や建築物の出入口の段差の解消、点字ブロック等の設置など障害者にも配慮した整備を誘導していきます。

⑥地域住民が住み続けられる住宅の供給を誘導していきます。

- ・地域の住民が継続して住み続けられ、良好な地域コミュニティを形成できるよう、良質な住宅の供給を誘導していきます。

6)コミュニティ

①区民等によるまちづくり活動を支援する体制を充実していきます。

- ・多くの人々がまちづくりに参加できるよう、自治会、商店街、NPO※、マンション管理組合等のまちづくり活動を支援していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①地域の資源とマンパワーを活かしたまちづくりを進めます。

- ・活力ある商業地とするために、若者が魅力を感じることができる業種の導入、青空市などのイベントの開催等を進めます。また、地域ブランド確立の方策について検討していきます。

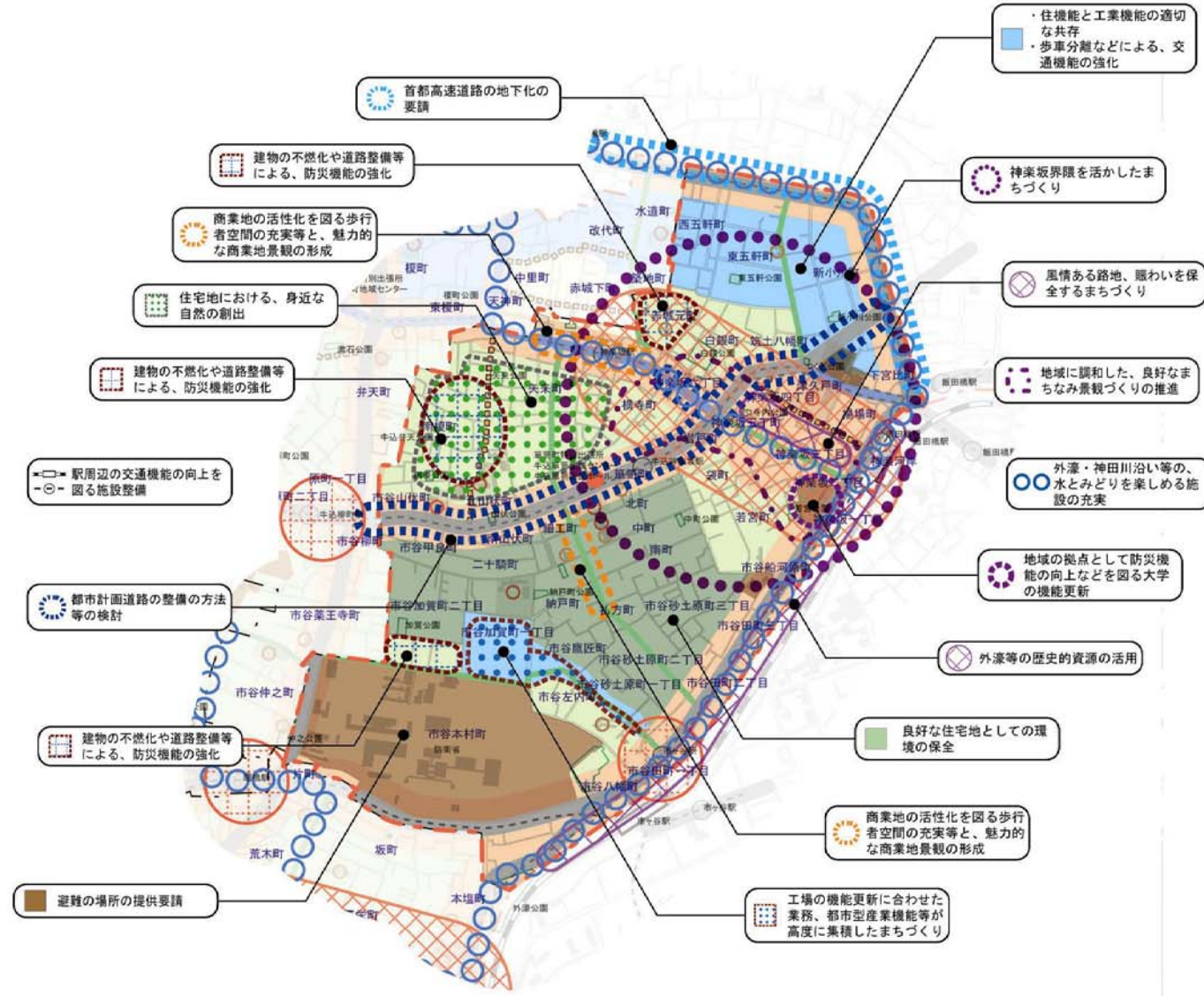
②道路整備を活かした商業の活性化を図ります。

- ・商店会を中心に、商店街の空き店舗解消のための方策を検討していきます。

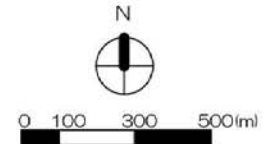
③防災・防犯機能を支える仕組みづくりを進めます。

- ・地域の防災・防犯機能を高めるため、区民相互の情報交換や防災・防犯パトロールの恒常化、災害時の要援護者の支援体制を検討していきます。

4. 筆筒地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層保全地区
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2-3. 榎地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	榎地域（割合・増減）	区全体
地域面積	138ha（7.6%）	1,823ha
人口	27,649 人（10.0%）	277,078 人
世帯数	15,723 世帯（9.7%）	162,567 世帯
外国人人口	1,707 人（5.6%）	30,337 人
人口密度	212.7 人/ha（+44.1）	168.6 人/ha
世帯構成人員	1.76 人/世帯（+0.06）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

市谷薬王寺町	馬場下町	改代町
市谷柳町	原町一丁目	水道町
市谷仲之町	原町二丁目	早稲田鶴巻町
赤城下町	原町三丁目	西早稲田二丁目*
天神町	喜久井町	西五軒町*
榎町	築地町	河田町*
東榎町	弁天町	若松町*
早稲田町	中里町	
早稲田南町	山吹町	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の北東に位置し、北側を神田川に接し、南北にT字型の形をしている地域です。

豊島台地と淀橋台地によって構成され、地域の南の高台より北に向かって下っており、高低差のある地形であるため坂や崖地が形成されています。

本地域は、江戸時代は武家地をはじめ、通り沿いには江戸中心部より移転した寺社と門前町屋、神田川周辺には農村が混在したまちを形成していました。

明治期には市街化が進み、周辺に早稲田大学等の文教施設が立地し、早稲田鶴巻町では学生相手の商店が軒を連ね、学生たちの姿が多く見受けられました。

その後、戦災により被害を受けましたが、住宅地の形成とともに、当時都電の沿線に位置していた柳町には商店等が軒を連ねました。また、地域北部には、新宿の地場産業である印刷・製本関連事業者が多数操業し、住工の混在したまちとなっています。

現在の住・工・商が混在したまちなみは、環状第3、第4号線の拡幅等により、既存の商店や沿道のまちなみが変わりつつあります。

一方、昔を偲ばせる地名、寺社、坂道をはじめ、夏目漱石や田山花袋等の文学者も在住していたまちでもあり、今日でも歴史や文化を感じさせる地域となっています。

(2) 地域の特性

① 住・商・工の土地利用が混在しています。

地域の北側には新宿区の地場産業である印刷、製本関連事業者が立地し、幹線道路沿道には商店が軒を連ねています。南側の市谷仲之町周辺や、区画整理が行われた早稲田鶴巻町等では、閑静な住宅地が形成されています。様々な土地利用により、住・商・工の混在する地域です。

② 交通渋滞の発生の多い地域です。

未整備の都市計画道路や基盤整備の進んでいない内部市街地等により、通過交通の生活道路への進入や交通渋滞が頻繁に発生している地域です。

③ 防災面での課題のある地域があります。

赤城周辺等、細街路※が多く、木造の建築物が密集し、地震に対する地域危険度※の高い地域があります。また、建築物の棟数密度が区内で最も高く、建築物の密集度が高い地域です。また、北側の低地部では水害の危険性のある地域もあります。

④ みどりが少ない地域です。

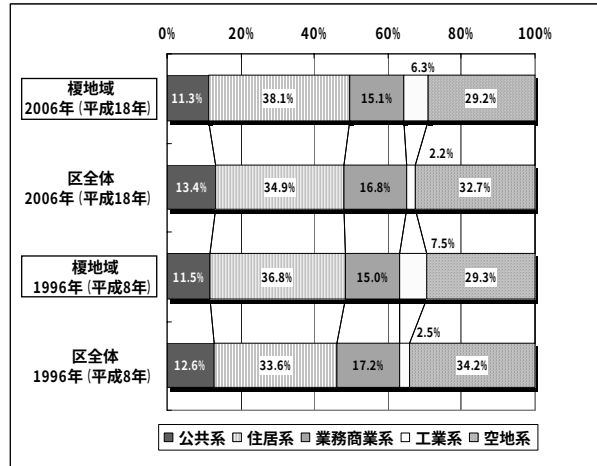
鶴巻南公園、仲之公園等の公園が、地域内に点在していますが、公園面積の少ない地域です。また、道路沿道等で緑化が進んでいますが、緑被率※も減少傾向にあり、区内で最もみどりの少ない地域です。

⑤ 良好な景観、文化資源の点在する地域です。

早大通りでは、電線の地中化や街路樹の植樹により、良好な景観を形成しています。

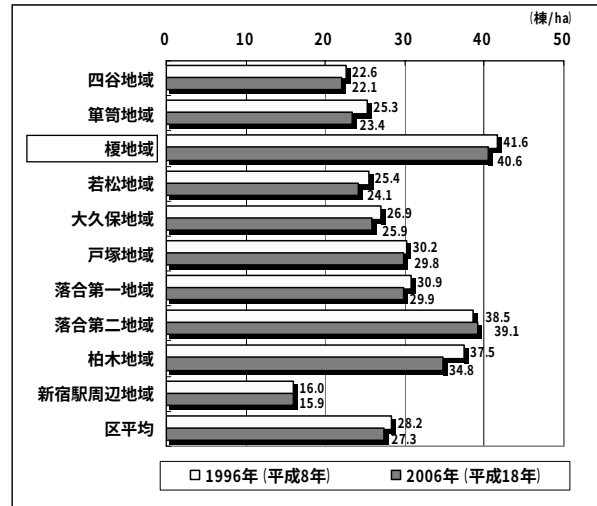
また、漱石公園をはじめ、寺社や文化財などの文化資源も数多く点在しています。

■土地利用面積構成比の推移



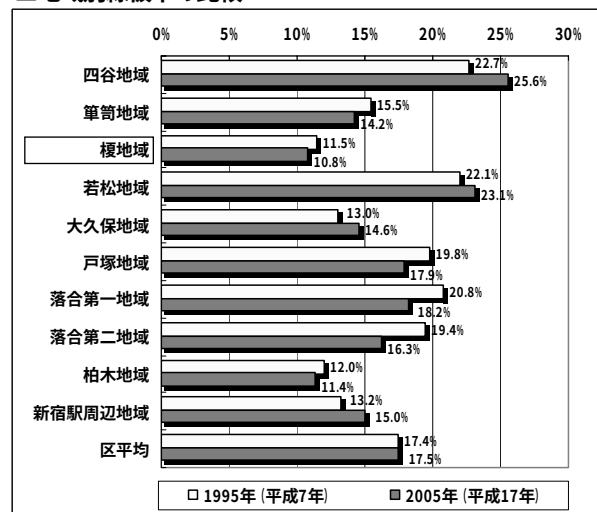
(資料：土地利用現況調査)

■地域別建物棟数密度の比較



(資料：土地利用現況調査)

■地域別緑被率の比較



(資料：新宿区みどりの実態調査)

2. 地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

【まちづくりの目標】

●安全・安心のまちづくり

都市再開発、道路整備計画等を地域住民と行政が共に考え、住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちをめざします。

●活力ある地域づくり

地域に長く住む住民と地域に住みはじめる住民たちとが協力し、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力あるまちをめざします。

●循環型社会に配慮した快い暮らしができるまちづくり

住民が思いやりの心を大切にし、ルールやマナーを守り、環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快い暮らしができるまちをめざします。

●歴史と文化を活かしたまちづくり

地域に数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざします。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①早稲田駅周辺及び牛込柳町駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ②神田川の水とみどりを、「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

- ①幹線道路の整備・拡幅時における総合的なまちづくりを推進します。
 - ・幹線道路の整備や拡幅にあたっては、商店街の賑わい、良好な地域コミュニティを形成・維持できるように配慮し、沿道部から周辺部も含めた総合的なまちづくりの推進を検討していきます。
- ②地場産業や商店街を活かし、住機能と共存するまちづくりを進めます。
 - ・出版・印刷業などの地場産業や、既存の商店街などを活かしたまちづくりを進めるとともに、住機能との共存を図ります。
- ③住宅地における良好な住環境を整備します。
 - ・マンション等の一定規模以上の建築計画に対して、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。

2)道路・交通

①都市計画道路の整備を促進します。

- ・都市交通ネットワークの形成のため、環状第3号線（外苑東通り）、環状第4号線や放射第25号（大久保通り）などの都市計画道路の整備を促進しています。都市計画道路の整備に際しては住民への説明会を実施し、商店街への影響や地域コミュニティにも配慮した整備を促進していきます。

②駐車場の整備を進めます。

- ・駅や集客施設の駐車場の整備について、関係機関の協力を得ながら検討を行っていきます。

③円滑な地域内交通機能の向上を図ります。

- ・建築物の更新時に地権者等の合意を得ながら、建築物のセットバック※等により細街路※の整備を進めていきます。

④公共交通機関の充実を図ります。

- ・江戸川橋から四谷三丁目の南北を結ぶ公共交通機関の運行について、関係機関の協力を得ながら検討を進めていきます。

⑤安心して歩ける道路の整備を進めます。

- ・道路の整備にあたっては、案内板サインの設置や歩道を確保するなど、誰にも優しく安全・安心なユニバーサルデザイン※の視点に立ったみちづくりを進めていきます。
- ・駅前周辺は、歩道を拡幅するなど安心して歩ける歩行者空間の確保に努めます。

3)安全・安心まちづくり

①集中豪雨等の水害対策の取組みを強化します。

- ・集中豪雨などによる都市型水害の防止のため、河川改修や下水道整備を促進するとともに、道路に透水性の高い舗装材を使用するなどし、総合的な水害対策を進めていきます。

②木造住宅密集地域※、地域危険度※の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

- ・赤城下町等の周辺地区は、消防車の進入が困難な細街路※が多いなど防災上の課題があるため、東京都条例の新防火地域※の指定の検討や生活道路の拡幅、建築物の共同建替えの誘導などにより、総合的な防災まちづくりを推進していきます。

③燃え広がらないまちづくりを推進します。

- ・幹線道路沿道は、耐火建築物による延焼遮断帯※の形成を誘導し、燃え広がらないまちづくりを促進するとともに、安全な避難経路の確保に努めます。

4)みどり・公園

①まちの緑化を推進します。

- ・一定規模以上の建築物に対して引き続き、建築物の屋上や壁面、公開空地※などの緑化を誘導していきます。
- ・地域の資源である坂道や寺社、宅地のみどりの充実を図ります。

②公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。

- ・地域の核となる公園の整備を検討するとともに、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ※

①歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・坂道や寺社等の魅力的な歴史的・文化的資源を活かしたまちなみの形成を図ります。また、これらの資源を結び、人が散策できるような散歩道の設定やサイン整備、歩きやすいみちづくりを検討していきます。

②快適な暮らしづくりを進めます。

- ・快適で良好な住環境の整備に向けて、騒音対策や放置自転車対策等の検討を進めていきます。

③幹線道路沿いの景観整備を進めます。

- ・早稲田通り等の幹線道路沿道の良好な景観づくりを進めるため、地区計画※等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

6)コミュニティ

①多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

- ・区民等、多様な主体と連携して、地域の知恵と活力をいかした賑わいのあるまちづくりを進めます。また、地域住民等のまちづくり活動への参加を促します。

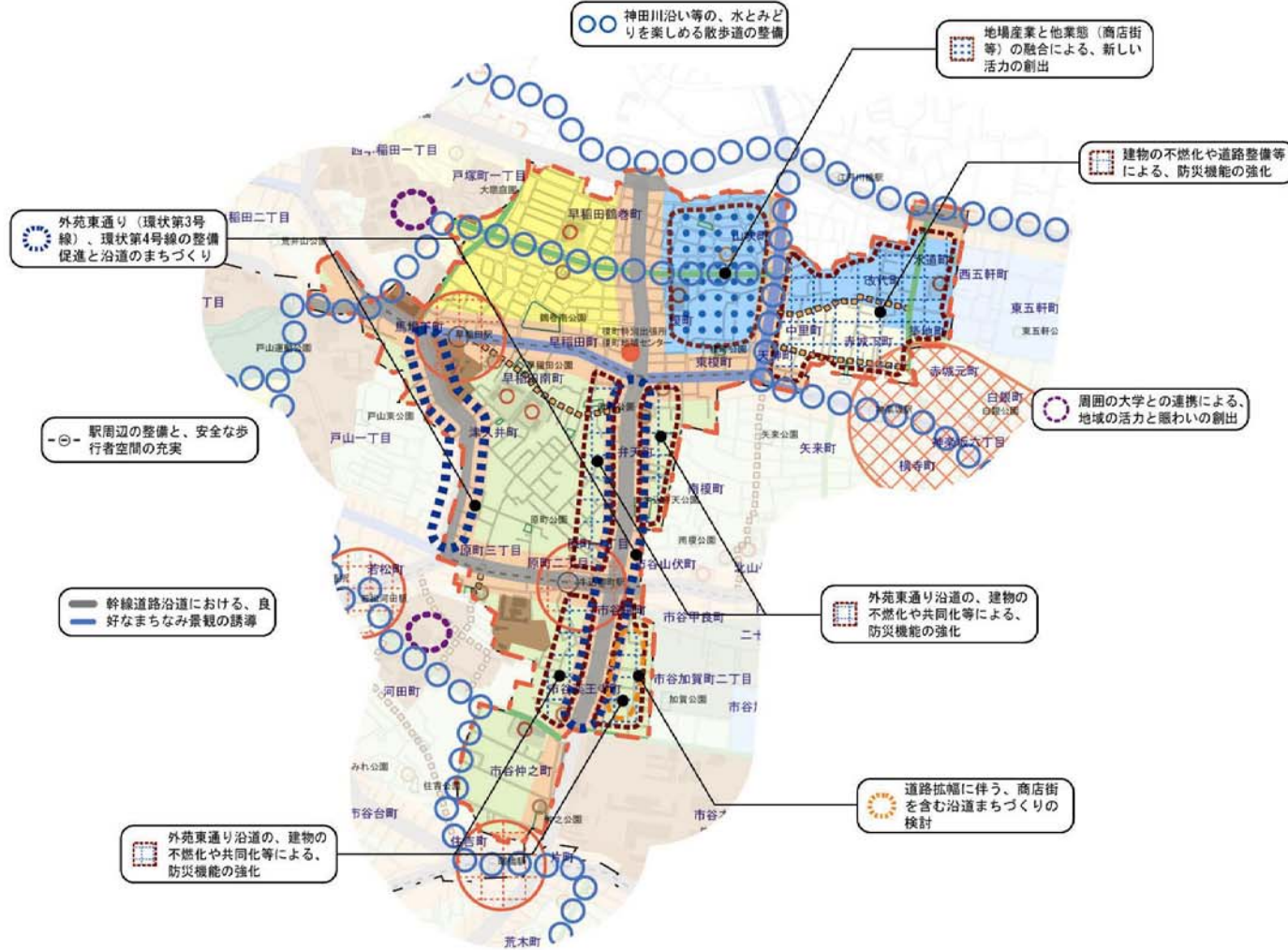
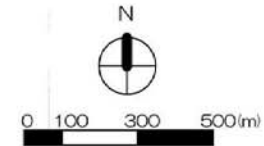
【地域が主体に進めるまちづくり】

①活力ある地域のまちづくりを進めます。

- ・地域性、歴史を考慮して、居住者と商店街が連携し、活力ある地域のまちづくりを進めていきます。

4. 榎地域まちづくり方針図

凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2-4. 若松地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	若松地域（割合・増減）	区全体
地域面積	159ha（8.7%）	1,823ha
人口	29,054 人（10.5%）	277,708 人
世帯数	16,389 世帯（10.1%）	162,567 世帯
外国人人口	2,099 人（6.9%）	30,337 人
人口密度	195.9 人/ha（+27.3）	168.6 人/ha
世帯構成人員	1.77 人/世帯（+0.07）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

住吉町*	若松町*	余丁町*
市谷台町	戸山一丁目	西早稲田二丁目*
富久町	戸山二丁目	
河田町*	戸山三丁目*	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区のほぼ中央に位置し、地形は淀橋台地上の北部に位置し、本地域には 23 区内で標高の一番高い「箱根山」があります。

本地域は、江戸外周に位置し、江戸時代には尾張徳川家下屋敷などの武家屋敷を中心に、寺社地、町屋によって形成されていました。

明治期より、武家屋敷等の大規模な敷地は軍用地や公共的施設へと移り変わり、併せて市街化が進みました。

戦災復興の際には、当時都電の沿線に位置していた若松町には商店等が軒を連ね、現在は、お台場へ移転したフジテレビが昭和 34 年に河田町で開局し、まちの装いが大きく変化しました。

その後、住宅地と公共施設を中心にまちが形成され、現在でも江戸時代の武家屋敷の名残りで、大規模な敷地が数多く残り、都立戸山公園、戸山ハイツ、国立国際医療センター、早稲田大学戸山キャンパス、学習院女子大学、総務省統計局、東京女子医大等の公共、文教施設が多く立地しています。

また、明治・大正時代には、坪内逍遙・永井荷風等の文化人が好んで居を構えた地域でもあります。東京都選定歴史的建造物である旧小笠原伯爵邸は、昭和初期より姿を変えず歴史的資源として地域に残っています。

(2)地域の主な特性

①駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

地下鉄副都心線※の西早稲田駅の開設に伴い、交通利便性の向上とともに、駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

②道路の基盤整備が遅れている地域です。

広域的な幹線道路である環状第4号線は、現道のない住居地域を通過するため、整備が進んでいない状況です。

また、道路率※が区内で最も低く、生活道路等の基盤整備が遅れている地域です。

③防災面での課題のある地域があります。

余丁町等、細街路※が多く、木造の建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

④みどりの核となる大規模公園があります。

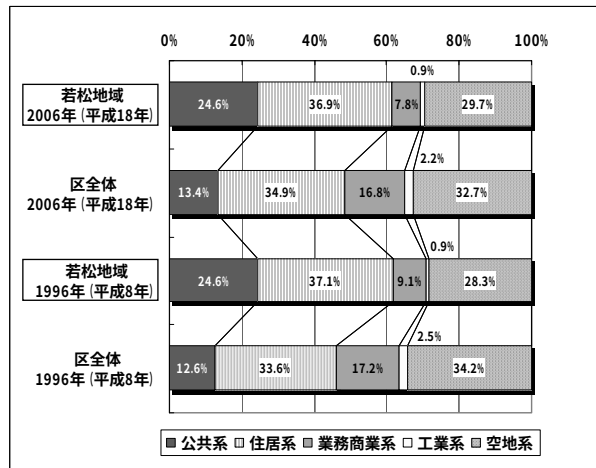
地域の北東部には、憩いの場として戸山公園が整備され、みどりの多い地域です。また、戸山公園のほかにも、大規模公共施設周辺において緑化が進み、区内では、四谷地域に次いで緑被率※の高い地域になっています。

⑤大規模公共施設が多く立地しています。

国の施設や大学や高校等の教育機関、国、都、区の福祉関連施設等の公共系施設が多く立地しています。

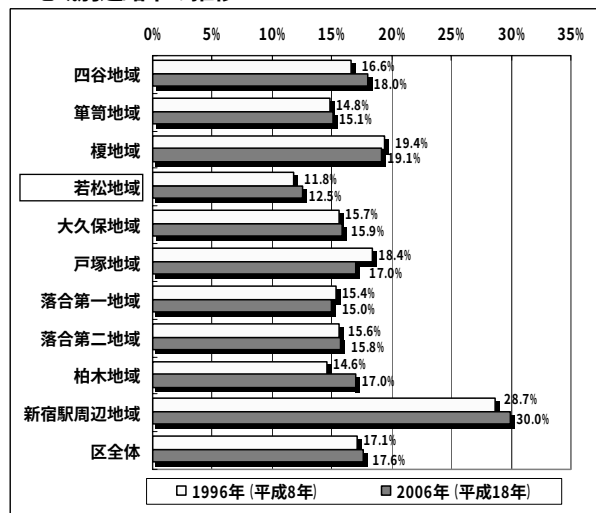
区内でも公共系の土地利用構成比率の高い地域です。

■土地利用面積構成比の推移



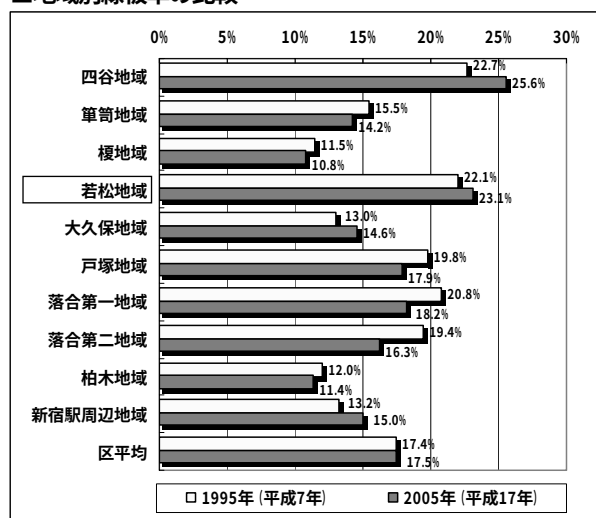
(資料：土地利用現況調査)

■地域別道路率の推移



(資料：土地利用現況調査)

■地域別緑被率の比較



(資料：新宿区みどりの実態調査)

2. 地域の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

【まちづくりの目標】

元気のあるまちをキーワードに、誰もが集まり交流しやすい拠点や、そこへ至るみちが整備され、暮らしやすい安全なまちづくりを進めるため、次の3つの目標を掲げます。

●人々が集まり交流するまちづくり

地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地域の特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成をめざします。

●活力ある誰もが行き来しやすいみちづくり

住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の視点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実をめざします。

●安全で暮らしやすいまちづくり

高層建築物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生をめざします。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①若松河田駅、若松地域センター周辺を「生活交流の心」と位置づけ、環状第4号線の整備に併せて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペース※を整備するなど人の憩い場や交流する場の充実を図り、活気あふれたまちとして整備を進めていきます。
- ②戸山周辺を「生活交流の心」と位置づけ、地下鉄副都心線※の西早稲田駅開設に併せ、戸山周辺の生活拠点として、周辺の教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めていきます。
- ③明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①大規模施設跡地の有効活用を図ります。

- ・公共施設跡地利用にあたっては、地域に配慮しながら、有効な跡地利用の検討を進めていきます。

②周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。

- ・低中層住宅地との調和を図るため、防災や景観の向上に資する地域に貢献する中高層集合住宅の検討を進め、適正な立地を誘導していきます。
- ・地域の特性にあった住環境と調和したまちなみの形成を図るため、地区計画[※]等のまちづくり制度によるルールづくりを進めていきます。

③環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。

- ・環状第4号線の整備にあたっては、道路整備後も商店街の活気が維持できるよう、沿道建築物の低層部分を商業用途にするなどのルールづくりを検討していきます。また、周辺の公有地の活用や市街地再開発事業[※]等により整備される広場、沿道の公共施設が生み出すみどり、公園整備より生み出されるみどりを環状第4号線の街路樹等と連続させ、ゆとりある空間のネットワークの形成を誘導していきます。

2)道路・交通

①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・都市交通ネットワーク形成のために都市計画道路等の幹線道路の整備を促進するとともに、延焼遮断帯[※]を形成し、防災機能の確保を図ります。また、幹線道路の整備にあたっては、地域分断への配慮を関係機関に要請していきます。

②自転車対策の取組みを強化します。

- ・道路の幅員等を考慮して自転車走行レーンを設けるなど、自転車と歩行者の共存について検討していきます。また、駅周辺での自転車の駐輪対策として、駐輪場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。

③誰にもやさしい歩道の整備を進めます。

- ・道路の改修等の機会を捉え、道路の無電柱化や歩道の段差解消を進めるなど、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を行っていきます。また、歩道の幅員に応じてベンチの設置等を検討していきます。
- ・地域には、医療・福祉施設が数多く立地しており、住民、事業者等の協力のもと、安全で利用しやすいやさしいみちづくりを進めていきます。また、歩道の段差の解消、誘導ブロックの整備、分かりやすいサインの設置などを進めていきます。
- ・地下鉄副都心線の西早稲田駅から早稲田駅に通じる快適な歩行者空間の創出について検討を進めていきます。

③歩行系幹線道の整備を促進します。

- ・女子医大通り、箱根山通り等の歩行系幹線道は、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きとなるみちづくりを進めていきます。

④大規模建築物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。

- ・マンション等大規模建築物計画に対しては、接道部分のセットバック[※]や道路提供を要請するなど、実質的な道路空間の整備を誘導していきます。併せて、敷地内の緑地を広場として開放することなどを要請していきます。

3)安全・安心まちづくり

①住宅地の防災性の向上を図ります。

- ・老朽木造建築物等については、耐火建築物等への建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。

②細街路等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。

- ・細街路については、電柱の宅地内への移設、建替え時の壁面後退による道路空間の確保、交差点部分の隅切りの設置等により4m以上の道路の有効幅員の確保を進め、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・細街路の多い地域においては、災害時の消防活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備により、まちの安全性の向上を図っていきます。

③区民主体の防災まちづくりを進めていきます。

- ・富久町地区においては、市街地再開発事業等により、地域の不燃化の促進とともに、防災性に配慮した広場や公園の再編、整備を進めていきます。
- ・法務省跡地に整備予定の公園は、地域の住環境や防災性の向上に資する公園として整備していきます。
- ・住民への防災意識の啓発を進め、住民主体による建築物の不燃化や、耐震支援事業等による耐震化、ブロック塀の生け垣化などの防災まちづくりを促進していきます。

④避難所の災害時の設備の充実を図ります。

- ・避難所において、簡易トイレ等の災害時に必要となる設備の充実を図ります。

⑤避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。

- ・広域避難場所への安全な避難経路としての歩行者空間の充実とともに、延焼遮断帯の形成や周辺地域の不燃化により、燃え広がらないまちづくりを進めていきます。

4)みどり・公園

①大規模公園のみどりの充実を図ります。

- ・戸山公園は、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場としてみどりの充実を図るとともに、周辺施設と一体的に緑地を保全し、生物の生息できる環境の充実を図ります。

②利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。

- ・公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めていきます。また、地域住民等による公園管理の仕組みについて検討を進めていきます。

③人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取り組みます。

- ・公共施設や道路沿いの小さな空き地を活用し、植栽やベンチの設置を行うなど、地域ぐるみで憩いの広場づくりに取り組んでいきます。また、広場の整備にあたっては、状況に応じて、防災設備の設置、防火貯水槽の埋設等を行い、防災機能の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ※

①誰もが安全に利用しやすい施設の整備を推進します。

- ・医療や福祉、障害者施設及び施設周辺のバリアフリー化を推進していきます。

②歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。

- ・旧小笠原伯爵邸等の歴史的・文化的資源等を活用し、これらの資源等を巡るルートの設定やサイン整備、散策路の整備を検討していきます。

③坂道や生活道路の沿道等の良好な景観づくりを検討していきます。

- ・良好な景観形成に向けて、坂道や生活道路などの無電柱化について検討していきます。
- ・地域内の坂道については、案内板の充実、手すりの設置など安全施設の充実を図ります。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①防災機能を支える人的な仕組みの強化を図ります。

- ・住民自ら、防災についての啓発活動を進め、住民の防災に対する意識を高めます。

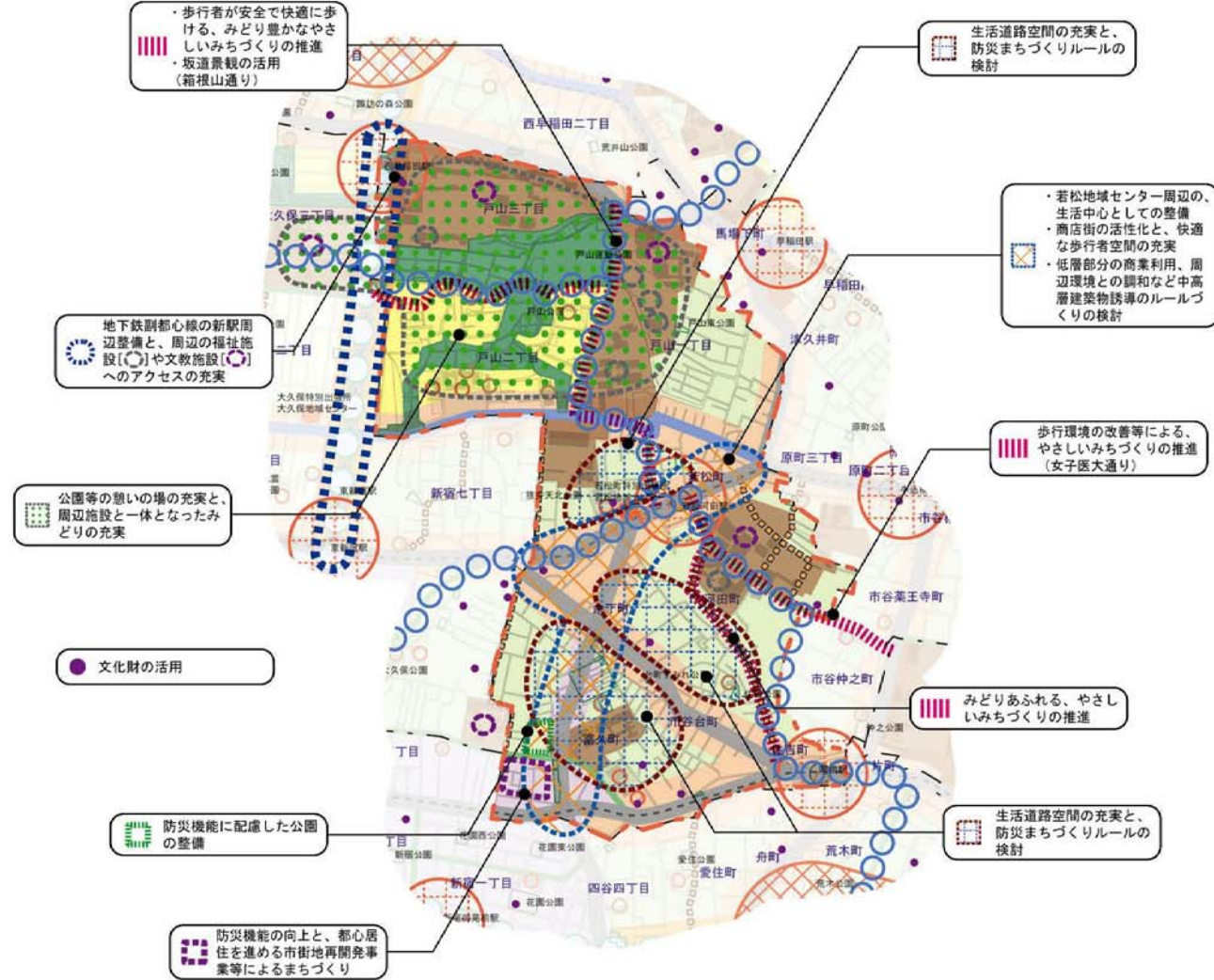
②だれにもやさしい心を持つ人へと住民の意識を高めます。

- ・障害者や高齢者等すべての人に対して、温かいやさしい心で手をさしのべることができるよう、住民意識の醸成を図ります。

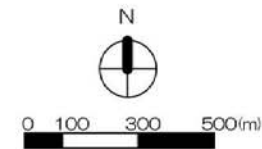
③地域ぐるみの住民の交流を進めます。

- ・住民が交流し、助け合い、そして、共に暮らす地域社会の構築に向けて、その方策を地域ぐるみで検討していきます。
- ・まちづくりやコミュニティ活動等への住民の参加促進、住民が生活する上でのルールの啓発などを進めていきます。

4. 若松地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改善地区
	中高層住宅整備地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共の施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のまち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2-5. 大久保地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	大久保地域（割合・増減）	区 全 体
地 域 面 積	201ha（11.0%）	1,823ha
人 口	32,813 人（11.8%）	277,078 人
世 帯 数	19,558 世帯（12.0%）	162,567 世帯
外 国 人 人 口	9,991 人（32.9%）	30,337 人
人 口 密 度	213.0 人／ha（+44.3）	168.6 人／ha
世 帯 構 成 人 員	1.68 人／世帯（-0.02）	1.70 人／世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（＊：町丁内の一部が対象）

新宿五丁目＊	大久保一丁目	百人町一丁目
新宿六丁目	大久保二丁目	百人町二丁目
新宿七丁目	大久保三丁目	百人町三丁目＊
歌舞伎町一丁目＊	戸山三丁目＊	余丁町＊
歌舞伎町二丁目	西新宿七丁目＊	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区のほぼ中央に位置し、豊島台地上にあり、ほぼ平坦な地形となっています。

本地域は、江戸時代には、主に武家地と農村によって形成されていました。

明治期には、武家屋敷跡を中心に、戸山ヶ原一帯が軍用地として利用されるようになりました。

その後、周辺部の農地は、東京の近代化とともに、住宅地や商工業地へと変貌していきました。

戦後になると、戸山ヶ原に日本初の鉄筋住宅団地「戸山アパート」が誕生し、鉄道を挟んだ東側には、大学等の公共、文教施設が立地されました。地域の東西に走る大久保通り、大久保駅周辺に繁華街、背後地には住宅地が形成されました。

近年は、大久保通りや職安通り沿道に多国籍の店舗が軒を連ね、都内でも有数の、国際色豊かなまちとなっています。

また、江戸時代には、「鉄砲組百人隊」という武士達が住んでいたことが百人町の地名の由来となっており、この百人隊の武士達が、副業としてつつじを栽培したことから、大久保はつつじの名所としても知られています。

(2)地域の主な特性

①駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

地下鉄副都心線※の東新宿駅、西早稲田駅の開設に伴い、交通利便性の向上とともに、駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

②多文化共生のまちです。

この地域は、多くの外国人が生活しており、日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちです。人口の約2割が外国人であり、町丁別では4割を超えるところもあります。

また、近年、人口は微増微減で推移し、世帯数は増加傾向となっています。現在は人口、世帯数共に区内で最も多い地域です。

③防災面での課題のある地域があります。

JR大久保駅を囲む、百人町一・二丁目、大久保一・二丁目等、細街路※が多く、建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

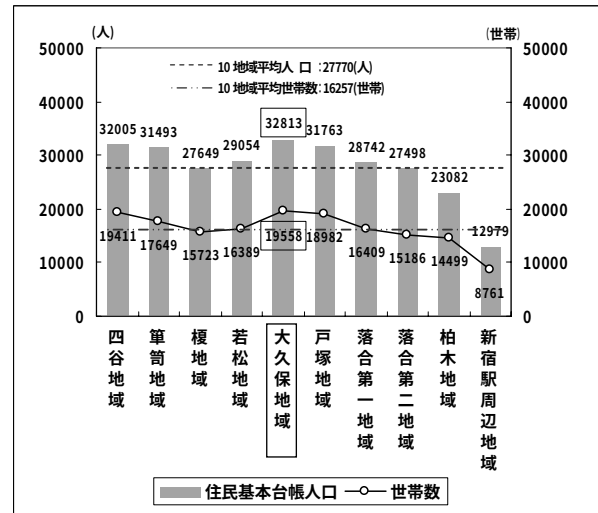
地域の北東部に戸山公園が整備され、また、早稲田大学も隣接しており、みどりの多い地域です。地域の緑被率※は区平均を下回っていますが、近年は緑化が進み増加傾向にあります。

⑤文化・スポーツ施設の立地する地域です。

戸山公園周辺には新宿コズミックセンターや新宿スポーツセンター等のスポーツ施設が立地し、公園とともに、多く利用されています。

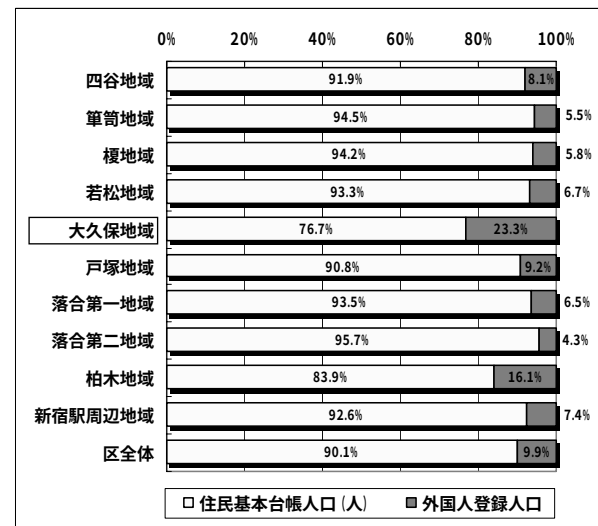
また、文化センターでは文化芸術活動の拠点として様々なイベントが数多く開かれています。

■地域別人口・世帯の比較(2007年(平成19年)1月現在)



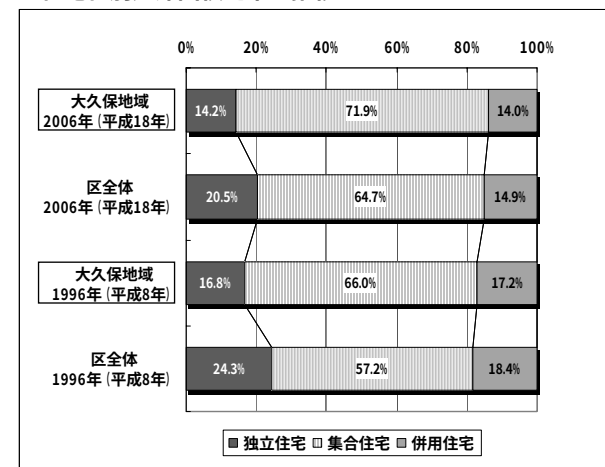
(資料: 2007年(平成19年)住民基本台帳)

■地域別外国人人口比率の比較



(資料: 2007年(平成19年)住民基本台帳)

■住宅種別延床面積比率の推移



(資料: 土地利用現況調査)

2. 地域の将来像

つつじのさと 大久保 一人にやさしい多文化共生のまち

【まちづくりの目標】

- 江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られていながら、宅地化や震災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」という地域の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていきます。
- 子どもからお年寄りまで、すべての住民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで進めていきます。
- 外国人を含むすべての地域住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ②大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、住機能と近接する地域の生活中心として、両駅を結ぶ商店街において、歩道やオープンスペース[※]などの整備を進め個性的で魅力ある買物・歩行者空間の創造を図っていきます。また、駅前には人が集まれる空間を確保するなど、商業空間にふさわしい環境整備を進めていきます。
- ③地下鉄副都心線[※]の東新宿駅、西早稲田駅を「生活交流の心」として位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。
- ④明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

- ①大規模施設跡地等の有効利用を図ります。
 - ・学校等の施設跡地には、地域の状況にあった有効活用の検討を行います。また、公共施設跡地等のまちづくりにあたっては、防災性の向上と併せて、地域コミュニティの場や、地域活動の拠点となる施設の設置の検討を行っていきます。
 - ・事業者の移転等により生じる大規模施設跡地については、住居を中心に業務商業等の多様な機能を集積した土地利用を進め、都心居住に賑わいを持ち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、防災等の視点からオープンスペース[※]等の提供を要請していきます。

2)道路・交通

①都市交通の円滑化のための都市計画道路の整備を促進します。

- ・都市交通ネットワークの形成のため、東西方向の幹線道路である諏訪通り（補助第 74 号線）の整備を促進し、大久保通り等への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・明治通り、小滝橋通り等の幹線道路以外の南北方向の道路は幅員が狭いため、防災や地域内への通過交通流入等の課題を解消するよう、補助第 72 号線の整備を早期に進めます。

②安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。

- ・諏訪通り（補助第 74 号線）等の幹線道路においては、歩行者空間の充実など、歩行者が安心して歩ける道路整備を検討していきます。
- ・地区内主要道路である補助第 72 号線等は、歩行者空間の充実や緑化、無電柱化などにより、安全で魅力ある歩行者空間の形成を図ります。
- ・歩行系幹線道については、歩行者空間の充実を図り、安全な歩きとなるみちづくりを進めていきます。

③地域内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。

- ・地域内の交通利便性を高めるため、高齢者や障害者等も容易に移動できる手段として、コミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。
- ・災害時の消防・避難、日常生活サービス等を担う生活道路を主要区画道路と位置づけ、主要区画道路の拡幅整備や無電柱化、交通規制等による安全対策を検討していきます。

④駅周辺整備と併せて、駐輪場の整備を促進します。

- ・ＪＲ新大久保駅の建替えや地下鉄副都心線の東新宿駅・西早稲田駅の開設と併せた駅前周辺の整備とともに、鉄道事業者の協力を得ながら駐輪場の確保を要請していきます。また、違法駐輪については、関係機関と取締り等の対策について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①避難場所の安全性の向上を図ります。

- ・防災拠点としての機能強化を図るため、百人町三丁目、戸山公園一帯は、緊急時に速やかに逃げ込むことのできる広域避難場所として、周辺部と併せて不燃化を促進していきます。
- ・まちの不燃化を促進するとともに、避難所や広域避難場所へ円滑に避難できるよう、安全な避難経路の確保に努めます。

②防災まちづくりを推進します。

- ・百人町一・二丁目及び大久保一・二丁目については、防災性の向上を図るために木造住宅等の共同化や不燃化を促進します。さらに、道路基盤の整備の充実、歩行者空間の充実を進めていきます。
- ・老朽した木造住宅や細街路の多い地域では、消防水利や消火器設置等による防災性の向上や、防災機能の強化のために地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

4)みどり・公園

①つつじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。

- ・地域内の公共施設や公園等に、つつじを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりを進めていきます。また、商店街とともに、つつじを活かした魅力づくりに取組みます。

②大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。

- ・周辺の教育機関と連携し、戸山公園を核として、みどりの充実を促進していきます。

③利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。

- ・公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めていきます。また、適正な公園管理を行うため、地域住民と区との連携や情報交換に積極的に取組みます。

5)都市アメニティ※

①文化活動の拠点を育成していきます。

- ・文化センター等の文化施設を活かし、周辺に文化的施設の立地を誘導するなど文化活動の拠点として育成していきます。

②まちの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

- ・地域の歴史的・文化的資源を活用し、その資源を巡る散歩道において、サイン整備とともに、「大久保つつじ」を効果的に用いて、景観的にも魅力あるものとして整備していきます。
- ・地域の資源である坂道や寺社等の情緒あるまちなみを維持していくため、景観まちづくりの検討を行っていきます。

③大衆文化の発信地としてまちのイメージの向上を図ります。

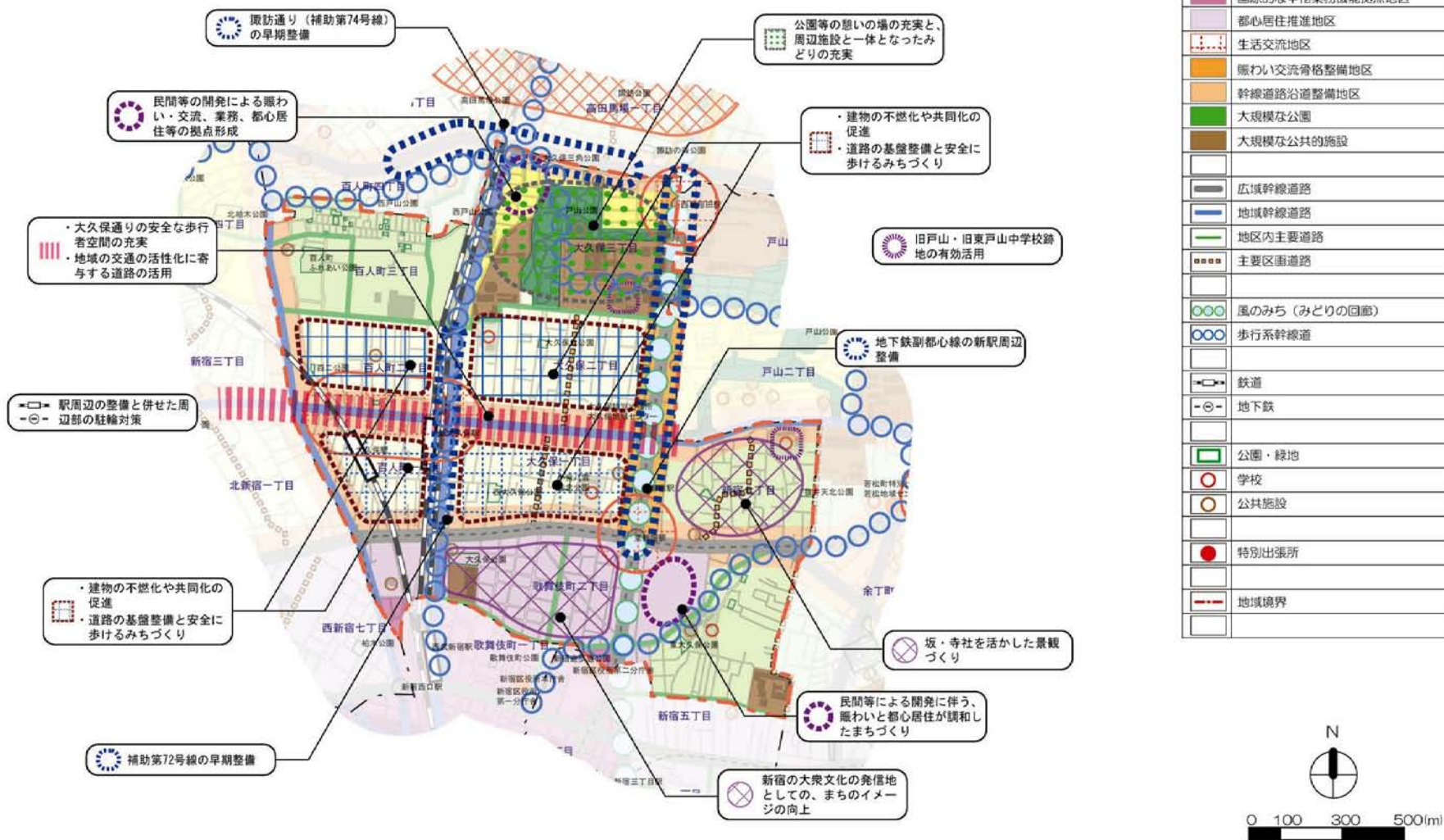
- ・歌舞伎町二丁目については、歌舞伎町一丁目と一体的に捉え、「歌舞伎町ルネッサンス※」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①まちの資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・文化財や「大久保つつじ」をはじめとする地域の資源を活かしたイベント等の実施を検討していきます。

4. 大久保地域まちづくり方針図



2-6. 戸塚地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	戸塚地域（割合・増減）	区全体
地域面積	174ha（9.5%）	1,823ha
人口	31,763 人（11.5%）	277,078 人
世帯数	18,982 世帯（11.7%）	162,567 世帯
外国人人口	3,203 人（10.6%）	30,337 人
人口密度	201.0 人/ha（+32.4）	168.6 人/ha
世帯構成人員	1.67 人/世帯（-0.03）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

戸塚町一丁目	西早稲田二丁目*	高田馬場一丁目
戸山三丁目*	西早稲田三丁目	高田馬場二丁目
下落合一丁目*	百人町三丁目*	高田馬場三丁目*
西早稲田一丁目	百人町四丁目	高田馬場四丁目



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の中央北部に位置し、北側を神田川に接し、早稲田通りを中軸とする東西に細長い地域です。

地形は、豊島台地と神田川に浸食された下町低地によって構成され、南側より神田川に緩やかに下っています。

本地域は、江戸時代は武家屋敷も散在していましたが、主に農村となっていました。

明治期になると、東京専門学校（現：早稲田大学）が開校し、学生の利用する商店が軒を連ね、学生や文化人の集まる、活気溢れるまちへと変貌していきました。

また、高田馬場駅の開設に伴い市街化が急速に進み、宅地化とともに、商工業地へ移り変わりました。

その後、地下鉄東西線の開通に伴い、高田馬場駅を中心に早稲田通りには東西に長い商店街、背後地には住宅地が形成されました。

現在でも、大学等の文教施設が多く立地し、学生を中心とした、賑わいのあるまちとなっています。福祉関連施設も多く立地し、福祉のまちづくりが進められています。

また、車社会への移行とともに、都電路線の廃止が進められましたが、地域内を通過する「都電荒川線（早稲田～三ノ輪橋間）」が、今も唯一残る都電として走り続けています。

(2)地域の主な特性

①駅周辺のまちづくりが期待される地域です。

高田馬場駅はＪＲ山手線、西武新宿線、地下鉄東西線と複数の線が乗り入れるターミナル駅です。駅周辺部の業務商業、教育機関施設の立地により、区内では新宿駅に次ぐ乗降客数を誇る駅です。更なる駅周辺の賑わいのあるまちづくりが期待されます。

②路面電車が走る地域です。

まちのシンボルであり文化的な資源でもある、都電荒川線が新目白通りに沿って地域を走っています。地域内には終着駅である早稲田駅と面影橋駅があり、地域に密着した交通機関として利用されています。

③防災面での課題のある地域があります。

高田馬場三・四丁目等、細街路が多く、木造の建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

また、神田川周辺では水害の危険性のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

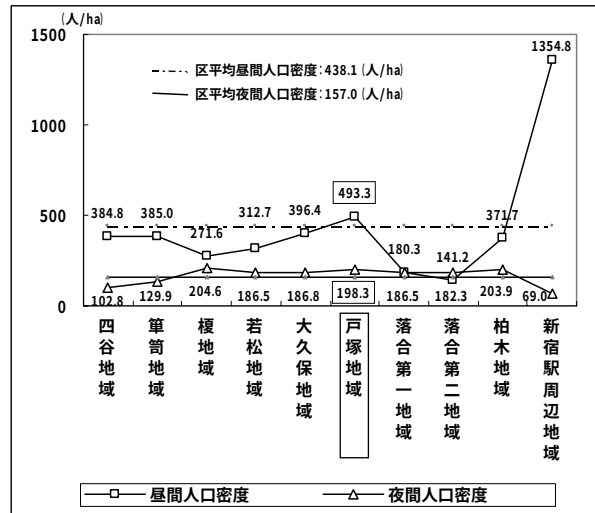
神田川の水辺や周辺のみどりは都心部における貴重な景観資源です。また、春には文京区と隣接する神田川沿いの遊歩道では、桜並木も満開になり、見物客で賑わいます。

⑤福祉関連施設の多い地域です。

障害者施設や盲人施設等の福祉関連施設が数多く立地しています。

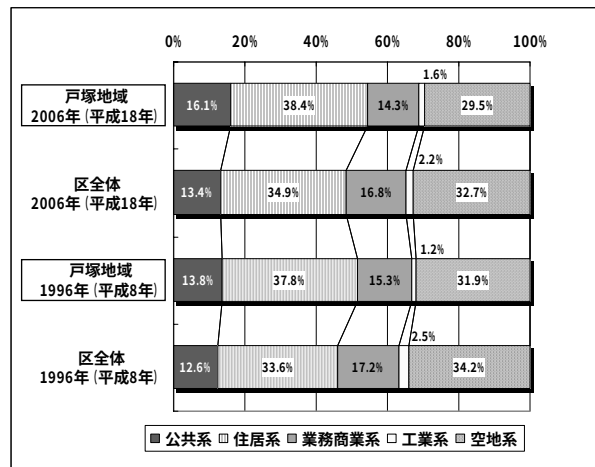
区内でも高田馬場駅を中心とした一帯では、バリアフリーのまちづくりを重点的に進めている地域です。

■地域別昼夜間人口密度の比較



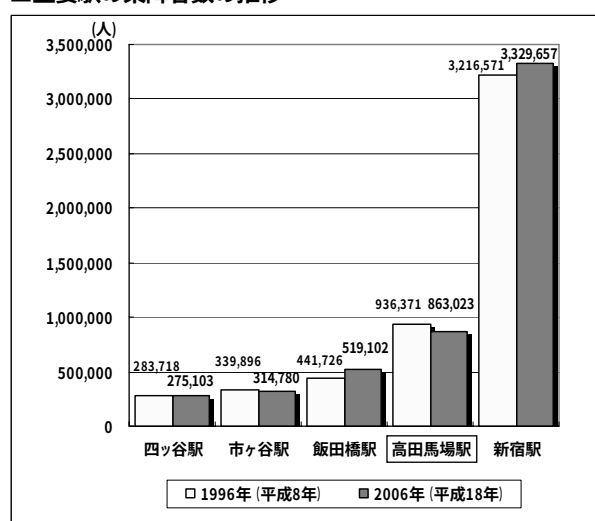
(資料：2002年(平成14年)国勢調査)

■土地利用面積構成比の推移



(資料：土地利用現況調査)

■主要駅の乗降客数の推移



(資料：新宿区の概況)

2. 地域の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

【まちづくりの目標】

- 高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することをめざします。
- 学生のまちである特色を活かし、大学等と連携し、若者の集まる活気あるまちをめざします。
- 歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源を掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちをめざします。
- 福祉のまちの特色を活かし、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざします。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①高田馬場駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和したまち、また、バリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力を持ったまちに誘導していきます。
- ②明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、歩いて魅力を感じる業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。併せて、明治通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建築物の緑化を促進し、快適な環境形成を進めていきます。
- ③神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じるこができる連続したみどりの骨格として形成していきます。
- ④新宿のみどりの骨格として早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を促進していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

- ①早稲田通り沿道を戸塚地域における、重要な賑わいの路線として整備を促進します。
 - ・早稲田通り沿道の商業集積を賑わいの路線として、利用者に快適な買い物空間と連続性をもつ活気あるまちづくりを進めていきます。
- ②住宅街と商業地の調和したまちづくりを進めます。
 - ・早稲田通りを魅力的な商業空間としての整備を促進するとともに、後背の良好な住宅地と調和したまちづくりを進めていきます。
- ③公共施設の跡地の有効活用を図ります。
 - ・公共施設の跡地を地域コミュニティの場とするなど、跡地の活用方法について検討していきます。

2)道路・交通

①高田馬場駅及び駅周辺における福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。

- ・高田馬場駅周辺地区は、福祉施設や障害者施設の多い地区であり、まちのバリアフリー化を重点的に推進していきます。
- ・新宿区交通バリアフリー基本構想※による整備を推進し、高田馬場駅の乗り換えの利便性の向上を図ります。また、早稲田口や戸山口の周辺整備の検討を行っていきます。さらに、各駅ではホームの改善やエレベーターの設置などの整備を促進していきます。
- ・東西線早稲田駅への穴八幡口の新設を事業者に要請していきます。
- ・高田馬場駅をはじめとした鉄道の駅周辺には、鉄道事業者の協力を得て駐輪場の整備を進めていきます。
- ・栄通りの混雑緩和を図るための早稲田口への別のアクセスルートを検討していきます。

②高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進していきます。

- ・早稲田通りや補助第72号線等の歩道整備やカラー舗装等による歩行者空間の整備を進めていきます。

③楽しく安全に歩ける歩行空間の充実を図ります。

- ・子どもや高齢者等が安全に歩ける歩行者空間の充実を図ります。また、歩道空間にベンチ等を設置するなど、人にやさしい空間整備を進めていきます。

④都電を活かしたまちづくりを検討していきます。

- ・都電をまちのシンボルとして活かしたまちづくりを検討していきます。

3)安全・安心まちづくり

①防災拠点の防災機能の強化、避難所・避難路の整備を進めます。

- ・関係機関と連携し、防災拠点として、戸山公園や学校の防災機能の充実を図ります。また、避難所の緑化を進めていきます。
- ・沿道の建築物の不燃化を促進し、幹線道路から避難所までの主な避難路の整備を進めていきます。

②市街地における防災まちづくりを推進します。

- ・建築物の耐震化支援を促進し、地震に強い建築物を誘導するとともに、細街路※の拡幅整備を進めていきます。また、水害対策についても検討を進め、防災性の高いまちづくりをめざします。
- ・高田馬場三、四丁目等の住宅密集地の安全性の向上に努めていきます。

③身近な防災空間、避難ルートの確保を図ります。

- ・地域住民、事業者等の協力を得て、身近な場所にある空間を防災空間として、確保していきます。

4)みどり・公園

①水とみどりを親しめる歩行者空間の整備を進めます。

- ・神田川の遊歩道の整備を進め、甘泉園等の公園とともに潤いある空間としていきます。また、歩く人にわかりやすい、案内板などを設置していきます。
- ・公園や神田川の遊歩道などを、回遊性を持った連続するみどりとして整備を進めていきます。

②公園の整備及び改修を進めます。

- ・「河川公園構想」により、水とみどりを親しめる公園の整備を進めていきます。
- ・誰もが安心して遊べ、利用しやすいよう、公園の整備を行うとともに、誰でも利用できるトイレへの改修など施設の改善を進めていきます。

③まちの緑化を推進します。

- ・公共施設や大学などの地域に開放される緑地空間の有効利用を検討していきます。また、斜面緑地の保全や活用を促進していきます。
- ・民有地の緑化を推進するための方策を検討するとともに、公有地のみどりを充実していきます。

5)都市アメニティ※

①高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観形成を進めます。

- ・高田馬場駅前広場に大樹を植えるなど、高田馬場駅周辺の良好な景観の形成とやすらぎの空間整備について検討を進めていきます。

②早稲田通りの良好な景観づくりを進めます。

- ・早稲田通りの良好な景観づくりを推進するため、置き看板等の屋外広告物の景観整備について検討していきます。さらに、早稲田通りの高田馬場駅から東側部分については、道路の無電柱化を促進していきます。

③歴史と文化の散歩道の設定と景観整備を推進します。

- ・戸塚地域に点在する歴史的・文化的資源をめぐる散歩道を検討するとともに、資源の説明やルート等を表示した案内板等の整備を進めていきます。

6)コミュニティ

①地域コミュニティの拠点整備を進めます。

- ・地域センター等を地域の文化、コミュニティの拠点として位置づけ、整備していきます。

②大学等との連携によりまちの活性化を図ります。

- ・地域住民と大学等の教育研究機関との連携により、商店街の活性化や学生街としてのまちづくりを協働で進めていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

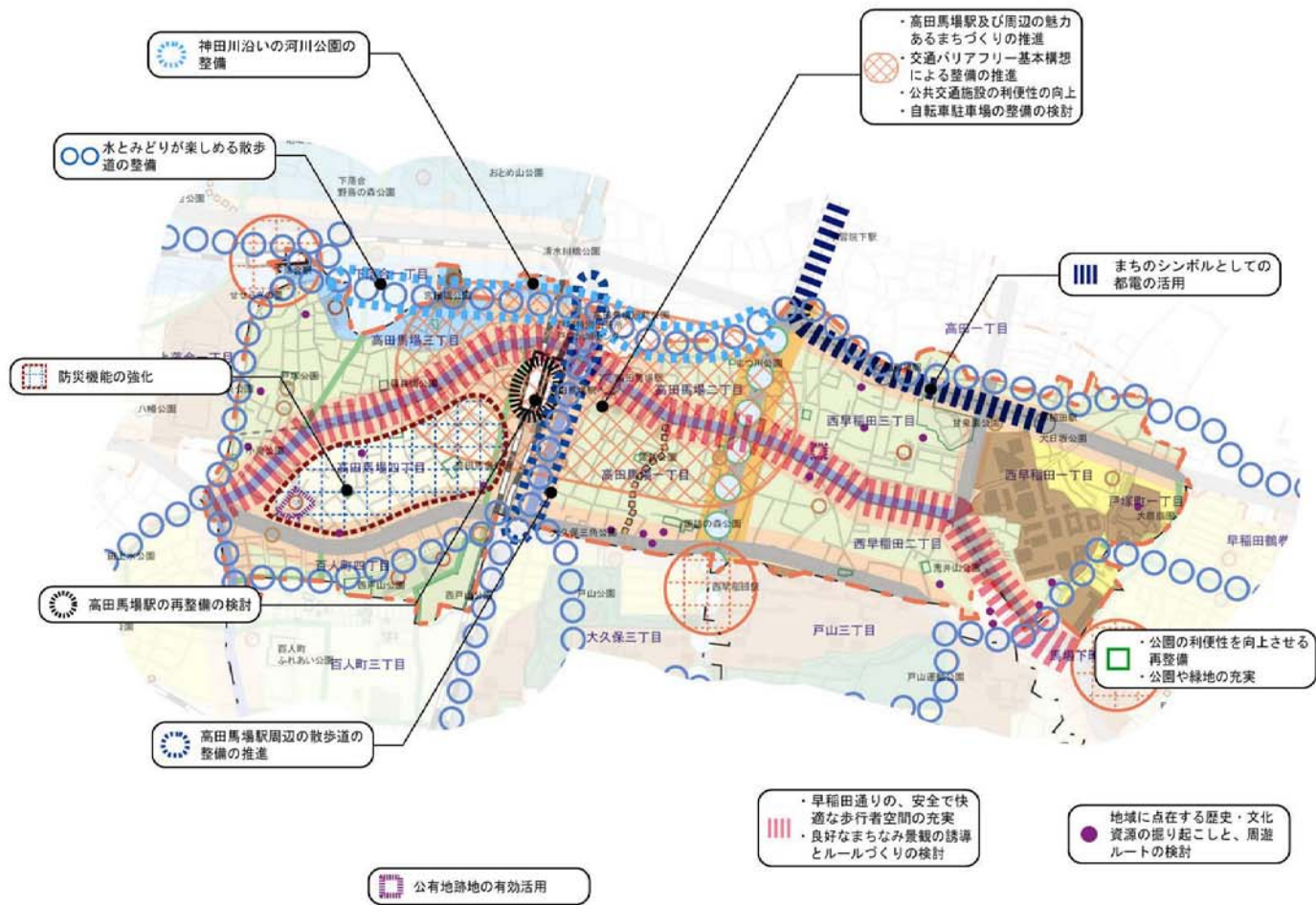
①防災機能を支える人的な仕組みの強化を図ります。

- ・住民、通勤者や通学者の防災のための相互協力と災害時要援護者※の救護のための仕組みづくりを進めていきます。

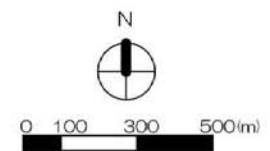
②地域の産業への支援と民間文化施設の連携を強化していきます。

- ・古本屋、染色業、「鉄腕アトム」等の地域産業の支援を検討し、地域の活性化を図ります。
- ・民間文化施設と地域との連携を強化していきます。

4. 戸塚地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2-7. 落合第一地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	落合第一地域（割合・増減）	区 全 体
地 域 面 積	159ha（8.7%）	1,823ha
人 口	28,742 人（10.4%）	277,078 人
世 帯 数	16,409 世帯（10.1%）	162,567 世帯
外 国 人 人 口	2,001 人（6.6%）	30,337 人
人 口 密 度	193.4 人/ha（+24.8）	168.6 人/ha
世 帯 構 成 人 員	1.75 人/世帯（+0.05）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

上落合一丁目	下落合三丁目	中落合三丁目*
上落合二丁目*	下落合四丁目	中落合四丁目*
下落合一丁目*	中落合一丁目*	中井二丁目*
下落合二丁目	中落合二丁目	高田馬場三丁目*



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の北西に位置し、豊島区と中野区に隣接する地域です。

地形は、豊島台地の高台と、神田川や妙正寺川によって浸食された下町低地、および台地と低地を結ぶ斜面地によって構成されています。

本地域は、江戸時代には、将軍家の狩猟地である御留山がありましたが、地域の大半は大正末期まで、主に農村となっていました。

大正初期、御留山周辺の台地部には、華族・軍人が大邸宅をかまえ、その後、画家や学者の家も増えていきました。大正末期には、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され目白文化村と称されました。また、農地から工業地への転用もみられ、神田川や妙正寺川流域を中心として低地部に工場の集積が進みました。

その後、西武新宿線の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地部を中心にみどり豊かな閑静な住宅地としての骨格が形成されました。

現在は、新目白通り以北の高台には、斜面緑地や屋敷林など、みどり豊かな住宅地が形成され、以南には工業地も残り、住工混在した密集市街地となっています。

また、大正末期より続く、新宿の地場産業である染色業は、現在も神田川、妙正寺川沿いで営まれています。

(2)地域の主な特性

①住居系の土地利用を中心とした地域です。

台地部には戸建て住宅を中心とする良好な住宅地、低地部には木造を中心とする密集住宅地と、住居系の土地利用が中心の地域です。

近年は、住民の世代交代等により、ミニ開発や幹線道路沿道を中心にマンション等の建設も多くなり、良好な住宅地としての環境に変化が見られます。

②地域内の移動に課題のある地域です。

西武新宿線により地域が南北に分断され、さらに、開かずの踏切により地域内の移動が不便になっています。

③防災面で課題のある地域があります。

上落合二丁目、下落合四丁目等、細街路※が多く、木造の建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。不燃化率も区平均を下回っています。

また、神田川、妙正寺川周辺では水害の危険性のある地域があります。

④みどりに恵まれています。

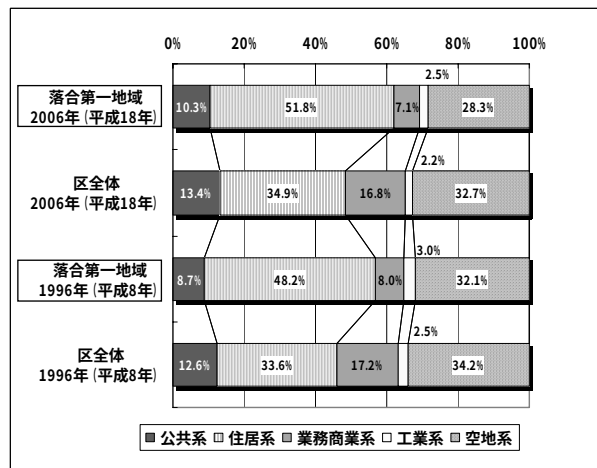
東西に伸びる斜面緑地が形成され、また、おとめ山公園等もあり、みどりに恵まれている地域です。

さらに、住宅地での緑化も多くなされ、区内ではみどりの多い地域です。しかし、近年ではミニ開発等により減少傾向になっています。

⑤貴重な地場産業の残る地域です

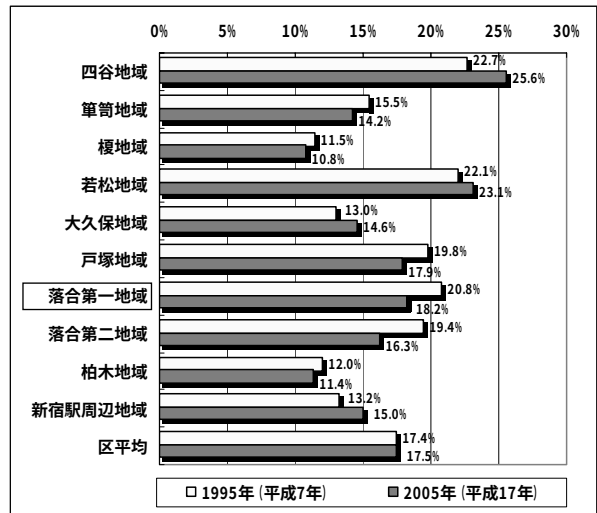
地域南部の神田川周辺で行われている染色産業は、伝統工芸品として国、都の指定を受け、区の文化的な資源であり貴重な地場産業として残っています。

■土地利用面積構成比の推移



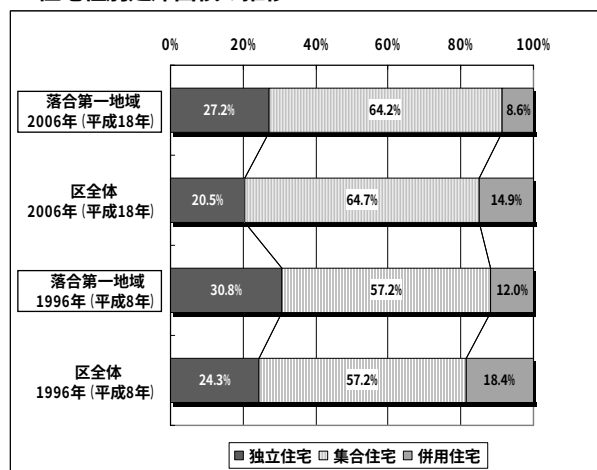
(資料：土地利用現況調査)

■地域別緑被率の比較



(資料：新宿区みどりの実態調査)

■住宅種別延床面積の推移



(資料：土地利用現況調査)

2. 地域の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

【まちづくりの目標】

●ともにつくる

落合ルールづくり、ゴミ対策、適正な自転車利用など、地域としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

●みどり豊か

みどりの保全や公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

●安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①神田川及び妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。
- ②落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①マンション等の中高層建築物と周辺住宅地とが調和したまちなみの形成を誘導していきます。
 - ・幹線道路沿いの中高層建築物と、その後背の住宅地のまちなみが調和した適切な土地利用を誘導していきます。その際、地区計画※等のまちづくり制度の活用により、建築物の高さ制限や、緑化の義務づけ等を検討していきます。
 - ・多様な世代の居住と周辺住宅地のまちなみの形成を誘導するため、地区計画※をはじめとした地域独自のルールづくりの検討を進めていきます。
 - ②良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。
 - ・戸建て住宅を主体とする低層住宅地において、地区計画※等のまちづくり制度により、最低敷地規模の設定や宅地内の緑化等を誘導し、良好な住環境を保全していきます。
 - ③幹線道路沿道の商業環境の整備、育成を図ります。
 - ・目白通りの歩行者空間を充実するとともに沿道建築物の調和のとれたまちなみの形成を誘導し、路線型の商業地域として育成していきます。
 - ④公共施設跡地の有効活用を進めます。
 - ・大規模な公共施設跡地は、公園機能の強化に活用するなど、有効活用を進めていきます。
-

2) 道路・交通

①歩行者優先の安全な道路整備を進めます。

- ・聖母坂通り等については、歩行者空間の充実、沿道建築物の質の高いまちなみ景観の誘導などを進め、歩行者優先のみちづくりを進めていきます。
- ・地域内の通過交通の抑制等について、関係機関とともに検討していきます。また、沿道建築物のセットバック※等により、安全な歩行者空間の創出を図っていきます。

②環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

- ・落合第一地域の自然や住環境に配慮し、山手通り（環状第6号線）については、街路樹の整備や道路の無電柱化等による歩行者空間の充実を図るとともに、みどり豊かな景観にも配慮した道路整備を促進していきます。

③鉄道等による地域分断や交通不便の解消を図ります。

- ・西武新宿線による地域の分断の解消に向けて、鉄道の複々線化及び地下化の早期実現を事業者に要請していきます。また、下落合駅等の踏切対策についても検討していきます。

④坂の多い地域の特性に配慮した公共都市交通の充実を図ります。

- ・高低差のある坂の多い地域の特性に配慮し、高齢者や障害者等の地域内外の移動の円滑化を図るため、コミュニティバス※等の公共交通の導入を検討していきます。

⑤駐輪場の整備を推進します。

- ・道路拡幅用地の暫定利用、歩道の空間を活用した、駐輪場および自動二輪車の駐車場の整備について検討していきます。
- ・鉄道駅周辺に駐輪場の整備を進めるよう、鉄道事業者へ要請していきます。

3) 安全・安心まちづくり

①防災まちづくりを推進します。

- ・木造住宅密集地域※を中心に、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を進めていきます。
- ・まちの防災性の向上を図るため、公園や公共施設整備に併せて消防水利※の確保等を進めていくとともに、民間施設への整備も誘導していきます。
- ・細街路※については、建築物の更新時にセットバック※や交差点の隅切りの設置を徹底し、拡幅整備を進め、地域の安全性の向上を図ります。

②水害対策を推進します。

- ・河川調節池の整備や河川改修等により、集中豪雨等による妙正寺川・神田川の水害対策を促進していきます。

③道路沿道の塀等の安全対策を講じます。

- ・災害時において安全な避難経路の確保等のため、耐震化支援事業等により倒壊が危険とされるブロック塀をフェンスや生け垣につくりかえることを誘導していきます。

4) みどり・公園

①樹木の維持管理への支援を充実していきます。

- ・保存樹木等の所有者に対して、適切な剪定を促すなど適切な維持管理について支援、要請を行っていきます。

②水とみどりの散歩道の整備を進めます。

- ・神田川、妙正寺川沿いを、景観整備等により歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めていきます。併せて、水質の改善に向けての取組みも検討していきます。

③道路のみどりの充実を図ります。

- ・幹線道路及び接道部分の緑化を促進し、みどりの充実を図ります。また、地域住民が自らみどりを育てる場として、幹線道路沿いの街路樹の空間の活用を検討していきます。

④公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。

- ・おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等の公園を拠点として、みどりの充実を図ります。併せて、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用等を検討していきます。

5) 都市アメニティ※

①景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

- ・地区計画※等のまちづくり制度の活用により、住民と協働でルールづくりを行い、沿道の緑化などみどりや景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

②大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。

- ・用地取得による公園整備等を含めて、大規模敷地のまとまったみどりを、保全するための制度の検討を進めていきます。

③歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・地域の歴史的・文化的資源を発掘し、これらの資源をめぐる散策路を検討していきます。また、散策路に、案内板の設置やみどりの空間を整備することを検討していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①ゴミ収集場所の景観の向上を図ります。

- ・ゴミ収集所の景観の向上に取り組めます。

②緑化活動を契機として、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

- ・商店街や子どもの参加による花壇づくりや、落ち葉の掃除等を住民同士協力して行い、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

2-8. 落合第二地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	落合第二地域（割合・増減）	区 全 体
地 域 面 積	154ha（ 8.4%）	1,823ha
人 口	27,498 人（ 9.9%）	277,078 人
世 帯 数	15,186 世帯（ 9.3%）	162,567 世帯
外 国 人 人 口	1,234 人（ 4.1%）	30,337 人
人 口 密 度	186.6 人／ha（+18.0）	168.6 人／ha
世 帯 構 成 人 員	1.81 人／世帯（+0.11）	1.70 人／世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（＊：町丁内の一部が対象）

上落合二丁目＊	西落合三丁目	中落合四丁目＊
上落合三丁目	西落合四丁目	中井一丁目
西落合一丁目	中落合一丁目＊	中井二丁目＊
西落合二丁目	中落合三丁目＊	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の北西端に位置し、豊島区と中野区に囲まれている地域です。

地形は、豊島台地の高台と、妙正寺川によって浸食された下町低地、および台地と低地を結ぶ斜面地によって構成される南北に広がる地域です。

本地域は、石器や土器が多数出土し、古代から生活に適していた地であり、江戸時代には主に農村となっていました。、虫狩りや寺社参りの経路でもある風光明媚な景勝地として賑わいました。

大正末期には、中落合一帯の農地は、高級住宅地として分譲され「目白文化村」と称されました。同時期に、西落合北部台地の大規模な耕地整理に伴い、整然とした住宅地が整備されました。また、農地から工業地への転用もみられ、妙正寺川流域を中心として低地部に工場の集積が進みました。

その後、西武新宿線の開通、幹線道路の整備に伴い宅地化が急速に進み、台地より中井の斜面地を含め、住宅地には多くの文化人が居を構え、みどり豊かな閑静な住宅地としての骨格が形成されました。

みどりの減少等の影響もあり、まちの装いも徐々に変化していますが、台地部は斜面緑地や屋敷林など、みどりに恵まれた住宅地を中心としたまちです。

また、戦災の被害を受けた、妙正寺川以南の上落合地域は住宅地が形成しましたが、基盤整備が進まず、密集市街地となっています。

(2)地域の主な特性

①住居系の土地利用を中心とした地域です。

台地部には低層の戸建て住宅を中心とする良好な住宅地、低地部には木造住宅を中心とした密集住宅地と、住居系の土地利用が中心の地域です。

近年では、住民の世代交代等により、敷地の細分化、集合住宅の建設等により良好な住宅地の環境が変化してきています。また、西落合一・二丁目には昔より営業している工場も立地しています。

②歩行者と自動車が共生する地域です。

西落合三・四丁目地域は、生活道路への通過交通の流入対策や、歩行者の安全等に配慮した、歩行者と自動車が共生するコミュニティゾーン※が整備されています。

③防災面での課題のある地域があります。

上落合二・三丁目や中井一・二丁目等、細街路※が多く、木造の建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。不燃化率は区内で最も低くなっています。

また、妙正寺川周辺では水害の危険性のある地域があります。

④自然資源に恵まれています。

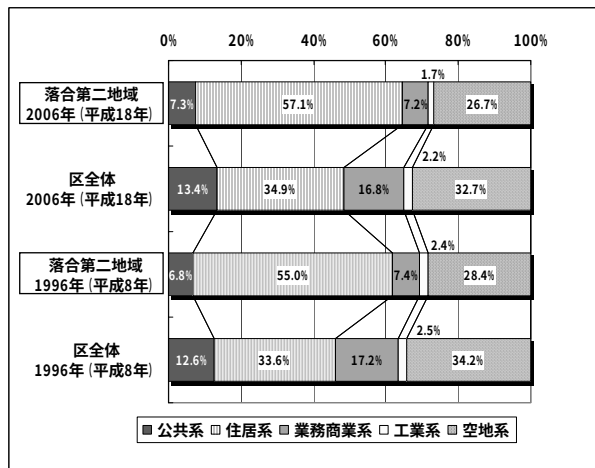
東西に伸びる斜面緑地が形成され、自然資源に恵まれています。

また、住宅地でも緑化が多くなされています。しかし、近年ではミニ開発等により減少傾向になっています。

⑤古き良き住宅地の面影を残す地域です。

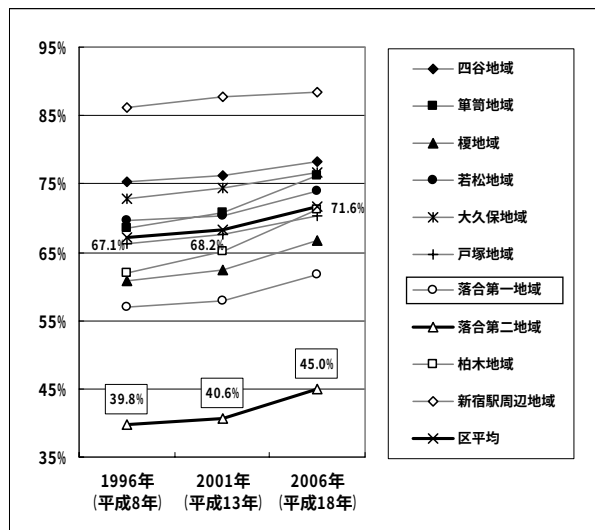
大正期に開発された住宅地「目白文化村」、昭和初期に耕地整理が行われた西落合三・四丁目等は、西武新宿線の開通を受けた近郊の宅地開発の歴史を物語る古き良き面影を残す住宅地となっています。

■土地利用面積構成比の推移



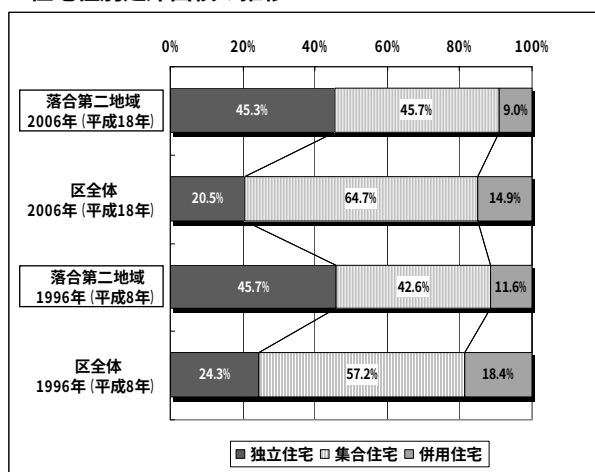
(資料：土地利用現況調査)

■地域別不燃化率の推移



(資料：土地利用現況調査)

■住宅種別延床面積の推移



(資料：土地利用現況調査)

2. 地域の将来像

住みつづけられるみどり豊かなまち 落合

【まちづくりの目標】

- 良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化をふまえ、貴重な住環境を保全していきます。
- 高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたい、みどり豊かなまちをめざします。
- 地域の課題の解決のため、地域住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。

3. まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①中井駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、また、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。
- ②妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができると連続したみどりの骨格の形成を進めていきます。
- ③落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

- ①良好な低層住宅地の保全を図ります。
 - ・地域住民と協働して、地区計画※等のまちづくり制度の活用により、宅地細分化の防止や、集合住宅の周辺環境との調和など、良好な住環境の維持・保全のためのルールづくりを進めていきます。
- ②生活の利便性を向上する商業施設を充実していきます。
 - ・中井駅周辺を日常生活における交流拠点として、賑わいのある身近な商業施設の育成をしていきます。
 - ・目白通りの歩行者空間を充実するとともに、沿道建築物の調和のとれたまちなみの形成を図り、路線型商業の地域として育成していきます。
- ③住宅と工場が混在する地区のあり方を検討していきます。
 - ・住宅と工場が混在する西落合一・二丁目地区は、生活の場と作業の場が混在する地区であり、準工業地域における住宅と工場のあり方を検討していきます。
- ④住環境保全のためのルールづくりを進めます。
 - ・地区計画※等のまちづくり制度の活用により、まちなみ・みどり・景観等に配慮した良好な住環境を保全していきます。

2)道路・交通

①住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・落合第二地域の自然や住環境に配慮し、山手通り（環状第6号線）については、街路樹の整備や道路の無電柱化等による歩行者空間の充実を図るとともに、みどり豊かな景観にも配慮した道路整備を促進していきます。
- ・未着手の補助第26号線、補助第220号線等の都市計画道路の整備促進について、関係機関と協議していきます。

②居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めていきます。

- ・コミュニティゾーン※等により、自動車の通過交通を抑制するなど、歩行者に配慮した生活道路づくりを進めていきます。
- ・生活道路においては、交通規制などにより、歩行者優先のみちづくりの検討を進めていきます。

③駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実していきます。

- ・西武線中井駅の北口開設や、中井駅周辺の踏み切り対策を進めること等を鉄道事業者に要請していきます。また、歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくりを進めていきます。
- ・駅周辺の駐輪場や自転車等整理区画※の拡充、整備を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①火災・地震に強いまちづくりを進めます。

- ・幹線道路沿道の耐火建築物により延焼遮断帯※を形成し、燃え広がらないまちづくりを促進していきます。
- ・細街路※の拡幅整備、消防水利※の確保等により、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・上落合三丁目等の木造住宅密集地域※は、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を進めていきます。

②水害対策を推進します。

- ・河川調節池の整備や河川改修等により、集中豪雨等による妙正寺川の氾濫による水害対策を促進していきます。
- ・洪水ハザードマップ※等により、住民の水害に対する防災意識の向上を図ります。また、災害時の住民への周知を円滑に行えるよう、防災情報システムの充実を進めていきます。

③犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。

- ・街路灯の設置等により、犯罪がおきにくいまちづくりの活動を地域住民とともに進めていきます。

4)みどり・公園

①利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。

- ・既存の公園の維持管理・改修、新たな公園の整備にあたっては、利用者の意見を踏まえた公園の整備を進めていきます。

②水とみどりの散歩道の整備を進めます。

- ・妙正寺川沿いを、護岸工事と併せて、親水性に配慮した散歩道として整備していきます。

③まちのみどりの充実を図ります。

- ・みどりを守り、増やし、まちのみどりを充実するため、地区計画※等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

-
- ・斜面緑地や屋敷林、寺社等を活用してみどりの充実を図るため、保護樹林等みどりに関する制度の充実を検討していきます。

5)都市アメニティ※

①まちなみや坂道などの景観資源を保全していきます。

- ・昭和初期に整備された西落合三・四丁目の良好な住宅街区や坂道等の景観資源を保全していきます。
- ・目白文化村の歴史的・文化的資源を保全し、まちづくりに活用していきます。

②人にやさしいまちづくりを推進します。

- ・段差の解消、坂道の安全対策、道路沿道の休み場所の整備等、高齢者・障害者が安全に移動できるまちづくりを進めていきます。また、地域内外を円滑に移動できる手段としてコミュニティバス※等の公共交通の導入を検討していきます。
- ・駅などの公共施設、商業施設等のバリアフリー化を関係機関に要請していきます。

③文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。

- ・文化財の案内標識などの整備・充実、地域の案内パンフレット作成などにより、落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①子どもがのびのび暮らせるまちづくりを行います。

- ・子どもの「居場所」として、学校などの公共施設や民間施設を有効活用していきます。
- ・地域の活動に幅広く子どもたちが参加する機会を設け、地域との絆を強めていきます。

②高齢者・障害者がまちで積極的に暮らせる場や組織づくりを進めます。

- ・高齢者クラブ組織の構成を再考して前期高齢者も取り込み、前期高齢者が持つ技能などを地域で活かせる仕組みづくりを行います。また、一人暮らしの高齢者も気軽に参加、交流し、健康で楽しい生活ができるような場を設けます。

③多世代が交流できる場や仕組みづくりを進めます。

- ・公共施設や民間施設などを活用して三世代交流の場づくり、仕組みづくりを展開していきます。

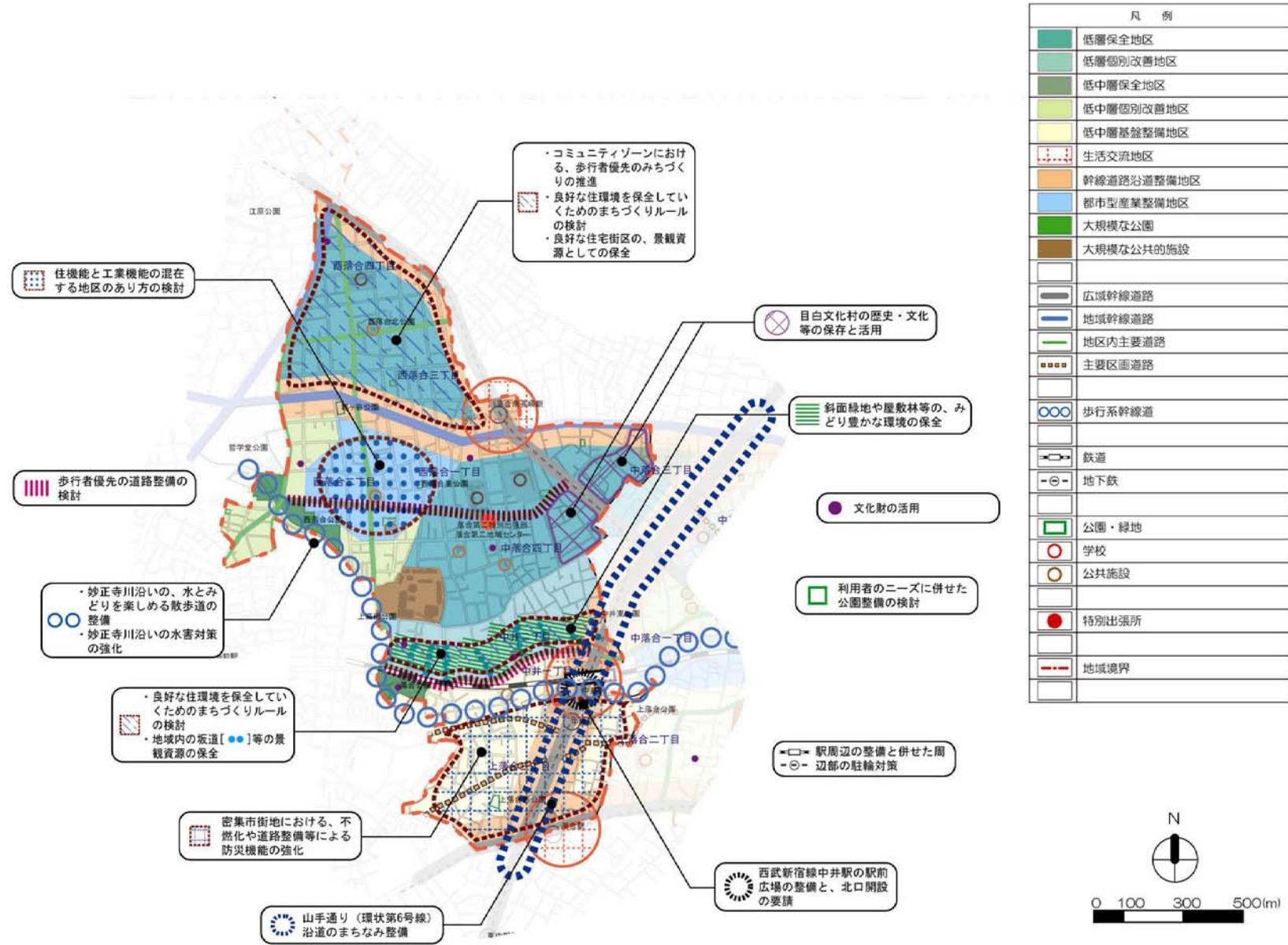
④地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用していきます。

- ・目白文化村等の地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用していきます。

⑤安心して暮らせる防犯まちづくり活動を行います。

- ・まちをあげて、防犯のためのまちづくり活動を進めていきます。

4. 落合第二地域まちづくり方針図



2-9. 柏木地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	柏木地域（割合・増減）	区全体
地域面積	122ha（6.7%）	1,823ha
人口	23,082 人（8.3%）	277,078 人
世帯数	14,499 世帯（8.9%）	162,567 世帯
外国人人口	4,415 人（14.6%）	30,337 人
人口密度	225.4 人/ha（+56.8）	168.6 人/ha
世帯構成人員	1.59 人/世帯（-0.11）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

西新宿六丁目*	北新宿一丁目	北新宿四丁目
西新宿七丁目*	北新宿二丁目	
西新宿八丁目	北新宿三丁目	



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の西中央に位置し、西は神田川を挟んで中野区に接し、概ね三角形をした地域です。

地形は豊島台地上に位置し、神田川にかけて緩やかに下がっています。

本地域は、江戸時代は、主に農村で、社寺や祠がまちの所々にありました。

明治後期から、都市部の近代化とともに、住宅を中心とする市街化が進行し、内村鑑三、西条八十など、多くの文化人、著名人が住んだことでも知られています。

その後、小滝橋通り、青梅街道沿いにビルが建ちはじめ、中央線を挟んだ北側では中央卸売市場淀橋分場が立地し、商店街と住宅を中心としたまちが形成されていました。

現在では、小滝橋通り等の幹線道路沿いには業務商業ビルが建ち並び、JR 中央線以北では、区画整理が行われた住宅地が形成され、以南では、細街路※等も多く、密集住宅地となっています。

一方、青梅街道沿道の副都心エリアの周辺は、都市計画道路の整備や再開発事業が進み、交通利便性向上とともに、まちなみに変化が見られます。

本地域は、外国人居住者の割合の多い地域です。また、水とみどりあふれる神田川、神田川沿道の桜並木をはじめ、寺社や、古くから伝わる祭りなど、歴史・文化の感じられる地域になっています。

(2)地域の主な特性

①多文化共生のまちです。

地域の人口の約16%を外国籍の住民が占めており、地域内に居住する外国人は大久保地域に次いで多い地域です。

②住居系の土地利用が中心の地域です。

地域での主要な土地利用は住居系で、北部は昭和後期に区画整理された住宅地、中央部は細街路※が多く、密集した住宅地、南部は市街地再開発事業※等が行われ、業務機能の中高層の建築物が中心に立地しています。近年では、幹線道路の沿道部周辺より、中高層の集合住宅の立地が進んでいます。

③防災面での課題のある地域があります。

北新宿三丁目等、細街路※が多く、木造の建築物が密集し、防災面で課題のある地域があります。

また、神田川周辺では水害の危険のある地域があります。

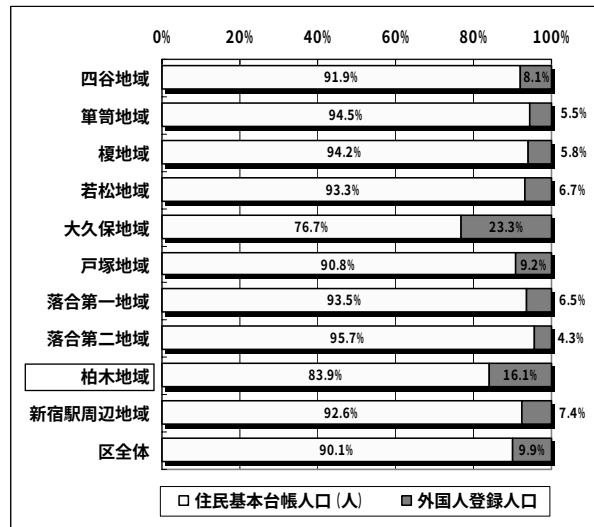
④みどりが少ない地域です。

北新宿公園、北柏木公園等の公園が、地域内に点在していますが、公園面積の少ない地域です。また、開発等により周辺部の緑化が進んでいますが、緑被率※も減少傾向にあり、区内でも榎地域に次いで緑被率※の低い地域になっています。

⑤自然資源に恵まれています。

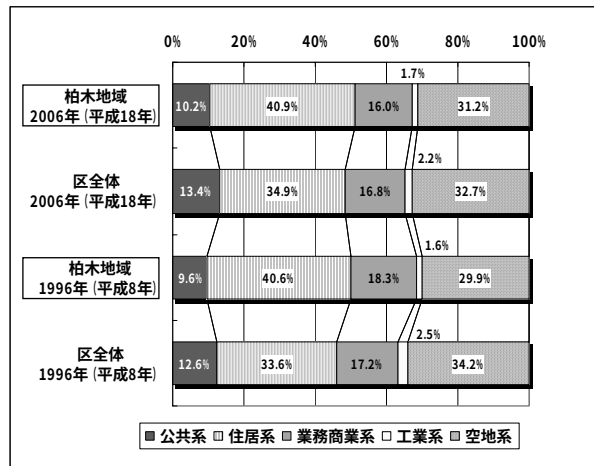
神田川の水辺や周辺のみどりは都心部における貴重な景観資源です。また、春には神田川に沿いの神田川上水公園では、桜並木も満開になり、見物客で賑わいます。

■地域別外国人人口比率の比較



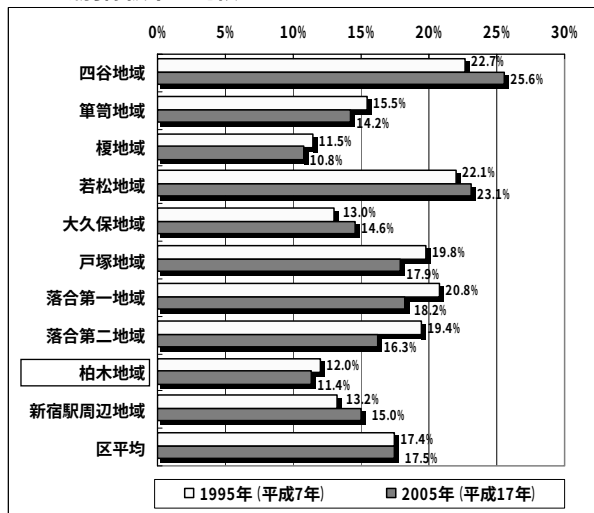
(資料：2007年(平成19年)住民基本台帳)

■土地利用面積構成比の推移



(資料：土地利用現況調査)

■地域別緑被率の比較



(資料：新宿区みどりの実態調査)

2. 地域の将来像

－輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、やすらぎの暮らし－ 住みたくなるまち 柏木

【まちづくりの目標】

- 旧町名の「柏木」という名称に、住民は深い思い入れを持っています。柏木には、歴史的資源、多くの文化人の生きた足跡、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした「柏木」の歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、人情あふれる豊かなコミュニティの形成をめざします。
- 国際都市を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちをめざします。
- まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い、安全・安心なまちをめざします。

3. まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①柏木地域の南部は、「創造交流の心」として業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。
- ②神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として整備していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

- ①良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。
 - ・「都心居住推進地区」においては、快適な住環境の形成に向け、都心の生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。
 - ・マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
 - ・北新宿一丁目から三丁目の老朽した木造住宅や細街路※の多い地域については、地区計画※等のまちづくり制度を活用して、建築物の共同建替えや基盤整備を推進し、防災面の改善と併せて、良好な住環境を形成していきます。
- ②商店街の活性化を図ります。
 - ・幹線道路沿道や既存の商店街については商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、商店街の活性化を誘導していきます。

2)道路・交通

①生活道路の整備を推進します。

- ・地区計画※等のまちづくり制度の活用などにより、災害時の消防活動・避難や日常生活サービス等を担う主要な生活道路の整備を推進していきます。

②都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通対策の充実を図ります。

- ・都市交通ネットワークの形成のため都市計画道路の整備を促進し、住宅地への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・地域の状況に応じて、ハンプ※等の設置より歩行者優先の道路の整備を検討していきます。

③自動車及び自転車対策を進めます。

- ・集客施設の駐車場及び駐輪場の整備、自転車等整理区画※の導入・拡充を図ります。また、集合住宅等については、建設時に駐車場及び駐輪場を設置するよう誘導していきます。

④安全に歩ける道路の整備を進めます。

- ・カーブミラーの設置や街路灯の整備、歩道空間の充実等により、安全に歩けるみちづくりを進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①まちの防災性の向上を図ります。

- ・老朽した木造住宅や細街路※の多い地域においては、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、防災性の向上を図ります。さらに、共同建替え等により、身近なオープンスペース※の確保を図ります。
- ・幹線道路の整備と沿道建築物の不燃化の促進により、火災時の延焼防止を図り、燃え広がらないまちづくりを進めていきます。
- ・細街路※の拡幅整備により、まちの安全性を高めていきます。

4)みどり・公園

①神田川沿いのみどりの整備、良好な景観の形成を図ります。

- ・神田川を河川改修と併せて、桜並木等の緑化を進め、みどりあふれる親水性に配慮した散歩道の整備を進めていきます。

②多様な手法によりみどりの保全、充実を進めます。

- ・公共施設や寺社等のみどりを保全し、公園的空間としての活用を図ります。さらに、開発等により生じたオープンスペース※をみどりの広場とするよう事業者等を誘導していきます。

③安全に利用できる公園づくりを推進します。

- ・誰もが安全に利用できるよう、公園のバリアフリー化を進めていきます。

④樹林の保全と身近な緑化を推進します。

- ・ブロック塀の生垣化、建築物の屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、保存樹木、樹林の指定を進めていきます。また、目に見える身近なみどりとして、木や花を植える運動を推進していきます。

⑤身近な公園の地域住民による適切な維持管理を推進します。

- ・公園のサポーター制度を活用し、住民による身近な公園の適切な維持管理を推進するとともに、公園の美化意識の啓発を進めていきます。

5)都市アメニティ※

①地域に調和する建築物を誘導していきます。

- ・建築物の高さや色彩等が周辺のまちなみに調和したものとなるよう、地区計画※等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

②良好なまちなみ景観を形成していきます。

- ・良好なまちなみ景観を形成するために、道路の無電柱化や緑化を促進していきます。

③良好な夜間景観を誘導していきます。

- ・住宅地における良好な夜間景観の誘導を検討していきます。

④歴史的・文化的資源をまちづくりに活用します。

- ・地域の歴史・文化を伝える資源、祭、ゆかりの文化人などを掘り起こし、まちづくりに活かしていきます。さらに、それらの資源を結ぶルートを設定し、散歩道としての整備の検討を進めていきます。また、旧町名も公共施設名等に使用する等、まちづくりへの活用を検討していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

①町会活動を活性化します

- ・町会とPTAとの連携強化やコミュニティスクール※の導入を検討していきます。また、地域のイベント活動の充実を検討していきます。

②外国人居住者との交流による地域コミュニティ参入の仕組みを充実していきます。

- ・外国人との文化交流やふれあいの場づくりを進めていきます。

③多様な世代の地域コミュニティやまちづくりへの参加を促進します。

- ・ホームページにより、地域のPRを図ります。

④ゴミ問題やマナーの周知をしていきます。

- ・循環型社会の形成をめざし、リサイクル、リユース※を推進します。

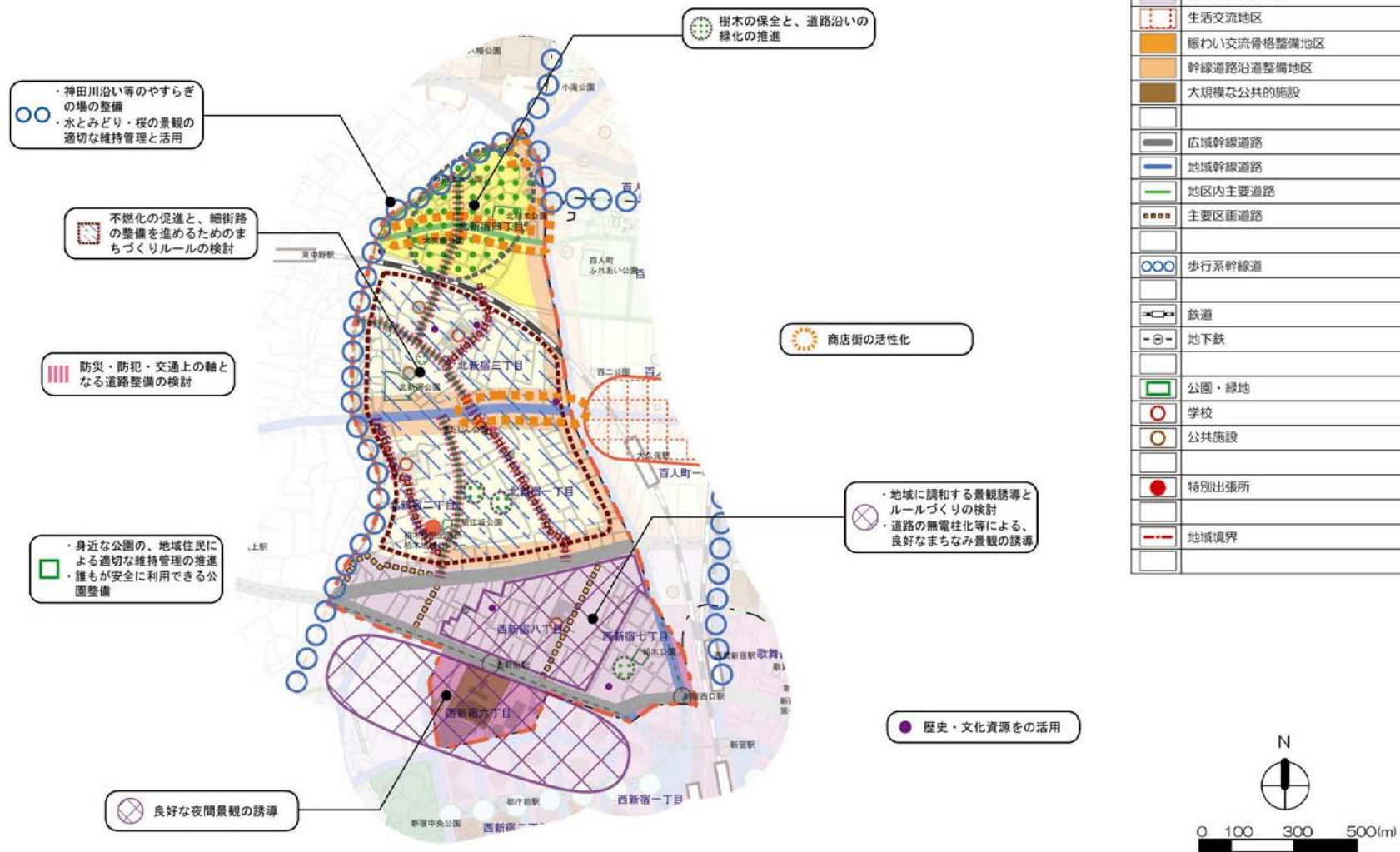
⑤犯罪情報の共有と地域住民による防犯体制を構築します。

- ・犯罪情報の共有化を図る仕組み検討し、地域住民の情報の共有化を図ります。
- ・地域住民の自主的な防犯パトロールを強化します。
- ・地域の安全性向上のための人材育成、講習会などの活動の充実を図ります。

⑥良好な景観を誘導します。

- ・「柏木の夜景10選」の選定や、西新宿の高層ビル群の夜景等のPRに努めます。

4. 柏木地域まちづくり方針図



2-10. 新宿駅周辺地域まちづくり方針

●地域の指標（資料：住民基本台帳 2007 年（平成 19 年）1 月）

	新宿駅周辺地域（割合・増減）	区 全 体
地 域 面 積	180ha（9.9%）	1,823ha
人 口	12,979 人（4.7%）	277,078 人
世 帯 数	8,761 世帯（5.4%）	162,567 世帯
外 国 人 人 口	1,042 人（3.4%）	30,337 人
人 口 密 度	77.9 人/ha（-90.7）	168.6 人/ha
世 帯 構 成 人 員	1.48 人/世帯（-0.22）	1.70 人/世帯

※各項目の集計は町丁目の数値を基本としています。

●対象町名（*：町丁内の一部が対象）

西新宿一丁目	西新宿四丁目	西新宿七丁目*
西新宿二丁目	西新宿五丁目	歌舞伎町一丁目*
西新宿三丁目	西新宿六丁目*	新宿三丁目*



1. 地域の概況

(1) 地域の位置と成り立ち

新宿区の南西に位置し、神田川、山手通りを挟んだ西側を渋谷区、中野区に接しています。淀橋台地上にあり、神田川に向かって緩やかに下っていますが、概ね平坦な地形となっています。本地域は、江戸時代には、主に農村となっていました。熊野神社や十二社池は行楽地となっていました。

明治期には新宿駅が開設され、国鉄（現 JR 線）や地下鉄、私鉄の開通により、都心部と郊外を結ぶ重要な交通拠点となり、急速に近代化が進み、新宿駅東口を中心に主に商業地、それを囲むように住宅地が形成されました。また、新宿駅西口には、淀橋浄水場が設置されました。

戦後、新宿駅東口は、歌舞伎町や新宿通りの百貨店を中心とする繁華街として、新宿駅西口は淀橋浄水場の廃止に伴い、都庁をはじめとする超高層ビル群の林立する業務商業の集積する副都心として、新宿駅周辺地域は大きく発展を遂げました。

新宿中央公園西側の住宅地の一部に、密集市街地を抱えていますが、乗降客数日本一を誇る新宿駅を中心に、国際的な業務商業地として先導的な役割を持つまちとして発展を続けています。

(2)地域の主な特性

①昼夜間人口の差の多い地域です。

高層集合住宅の建設等により、人口・世帯数がともに増加傾向ですが、区内で、最も人口の少ない地域です。一方、日本有数の業務商業地のため昼間人口は最も多く、夜間人口の約 20 倍に膨れ上がります。

②日本有数の商業のまちです。

新宿駅東口を中心に小規模なものから大規模なものまで、数多くの店舗が軒を連ね、年間の小売販売額が 1 兆円を超える日本有数の商業のまちです。地下鉄副都心線※の開通により新宿駅との回遊性が増し、一層の利用者数の増加が見込まれます。

③職・住・遊・学の機能の集積した地域です。

新宿駅東口には日本有数の歓楽街である歌舞伎町や百貨店が軒を連ね、新宿駅西口ではオフィスや学校等が立地しています。新宿中央公園より西側には文化施設や古からの住宅も残っており、職・住・遊・学の多様な顔をもつ地域です。

④日本有数のターミナル駅を抱える地域です。

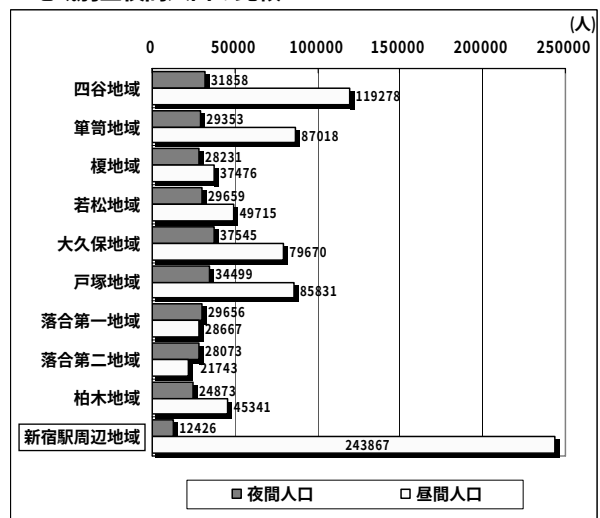
J R線や地下鉄、私鉄線と様々な列車が乗り入れる新宿駅は、一日の乗降客数が 330 万人を超える日本有数のターミナル駅です。東京の重要な交通拠点として、また、東京の玄関口の 1 つとしての重要な役割を担っています。

⑤超高層ビルの林立する地域です。

新宿駅西口は特定街区※や市街地再開発事業※等の制度を活用し建設された都庁舎をはじめとする超高層ビルが林立しています。

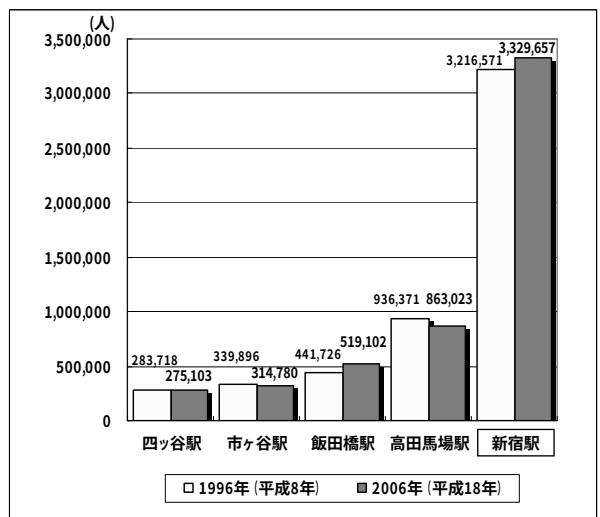
高さ 200m を超える建築物が 10 棟以上建設されています。また、都内でも有数の業務機能が集積した地域です。

■地域別昼夜間人口の比較



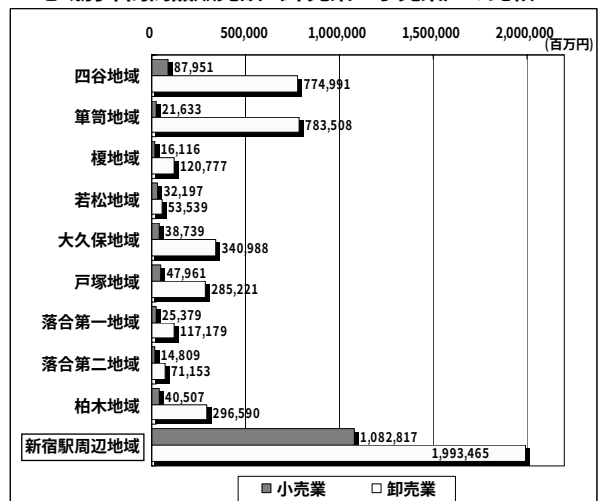
(資料：2002 年 (平成 14 年) 国勢調査)

■主要駅の乗降客数の推移



(資料：新宿区の概況)

■地域別年間商品販売額 (卸売業・小売業) の比較



(資料：2004 年 (平成 16 年) 商業統計調査)

2.地域の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環（わ）のまち

【まちづくりの目標】

●活力と文化の薫りあふれるまち

まちに残る近代文化都市としての歴史的・文化的資源、文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りを感じる場所を活かしたまちづくりを進めます。

●人を魅せるまち

世界中から集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちをめざします。

●環（わ）のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまち、環境負荷軽減に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちをめざします。

3.まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

- ①新宿駅周辺は「創造交流の心」と位置づけ、駅周辺の業務商業機能が東西方向にさらに広がるよう都市基盤の整備を推進していきます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。
- ②新宿通りと中央通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。
- ③神田川や新宿中央公園は、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと中央通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を促進していきます。また、新宿中央公園とその周辺は、みどりの骨格の1つである「七つの都市の森」と位置づけ、オープンスペース※を含め、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

①国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。

- ・特定街区※等の都市開発諸制度の活用や市街地再開発事業※等により、国際都市にふさわしい、風格のあるまちづくりを進めていきます。
- ・新宿駅前広場を含む東口地区においては、魅力を維持しつつ再構築を図り、国際的な商業拠点としての賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

②新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。

- ・定住人口を確保し、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・市街地再開発事業※等の開発により、業務商業の機能の集積した土地利用を図るとともに、都心居住の住機能に賑わいを持ち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、防災の観点からオープンスペース※等の確保を誘導していきます。

③住宅密集地における住環境整備の向上を図ります。

- ・住宅密集地域においては、快適な住環境の形成に向け、大規模施設跡地等を取り込んだ市街地再開発事業※等を活用して、都心の生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。併せて、地区計画※等のまちづくり制度を活用していきます。

2)道路・交通

①新宿駅周辺への交通流入を抑制していきます。

- ・新宿駅周辺部の交通渋滞を解消するため、幹線道路の整備を促進するとともに、フリンジパーキング※の検討を進め、新宿駅周辺への交通流入を抑制していきます。その際に、新宿駅東口の商業地内を安心してゆったりと散策できるような歩行者空間を生み出すため、モール※化の検討も進めていきます。

②新宿駅周辺における歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅の東西自由通路の整備に着手するとともに、新宿駅東西広場及び駅周辺の再整備の検討（JR線路上空の活用や東西駅前広場の整備拡充など）を進め、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上をめざしていきます。
- ・新宿駅東口、西口、南口の駅前空間の充実とともに、それぞれを結ぶ歩行者回遊動線の充実を図り、駅周辺の利便性を高めていきます。
- ・新宿駅周辺の回遊性の向上を図るため、靖国通り地下歩行者道等や西口のペDESTリアンデッキ※等の整備を促進していきます。
- ・地域内の回遊性と利便性を高めるため、利用者のニーズにあったコミュニティバス※等の導入等を検討していきます。

③環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

- ・山手通りの歩行者空間の確保や景観へ配慮した道路整備を促進していきます。

④自転車対策を推進します。

- ・関係機関と協力して、新宿駅周辺を中心に駐輪場の確保に努めていきます。併せて、マンションや集客施設等への駐輪場の設置を誘導していきます。

⑤荷さばき車両の駐車場や荷さばき場の整備を進めます。

- ・環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討していきます。

⑥駐車場の地域ルールについて検討を進めます。

- ・地域の特性に応じた、駐車場の附置義務のルールの策定について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

①まちの不燃化を推進します。

- ・青梅街道、山手通り、甲州街道沿道の不燃化の促進および周辺住宅地の消防活動等が困難と考えられる地域の安全性の向上を図ります。
- ・老朽した木造住宅や細街路※の多い地域については、建築物の共同建替えや不燃化、耐震化を促進し、防災機能の強化を図ります。

②災害時の避難誘導体制を充実していきます。

- ・首都直下地震等の災害発生時には、多数の滞留者、帰宅困難者※が発生することが想定されるため、新宿御苑や大規模公共施設等の活用を検討して行きます。
- ・わかりやすい災害時避難誘導案内板等の整備を行っていきます。併せて、昼間区民等の適切な避難誘導を行えるような仕組み・体制づくりを充実していきます。
- ・新宿中央公園周辺及び西新宿地区は、広域避難場所※や地区内残留地区に指定されており、避難道路沿道や周辺地域一帯での不燃化促進により、地域全体の防災機能の強化を図っていきます。

4)みどり・公園

①新宿中央公園の充実および利用を促進します。

- ・新宿中央公園を都心のオアシスとして多くの人に利用してもらえるよう、みどりの充実、バリアフリー化、公園へのアクセスの向上や集客施設の設置などの検討をしていきます。

②まちのみどりを充実していきます。

- ・市街地再開発事業※等で整備されるオープンスペース※や寺社などの公園的な空間の活用により、みどりの充実を図ります。

③水とみどりの散歩道の整備を進めます。

- ・神田川沿いの歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めていきます。また、神田川と新宿中央公園を結ぶ散歩道の整備について検討していきます。

5)都市アメニティ※

①国際都市にふさわしい駅前の顔づくりを進めます。

- ・新宿駅前にインフォメーションセンターを設置する等、新宿をPRできる顔づくりを検討していきます。

②超高層ビル街における魅力的な景観の形成を図ります。

- ・超高層ビル等の公開空地※や、低中層建築物の屋上等を活用して、みどりを連続的に配置し、潤いある空間を充実するとともに、副都心にふさわしい魅力的な景観の形成を誘導していきます。

③地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。

- ・「歌舞伎町ルネッサンス※」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。
- ・まちの持つ歴史的・文化的資源を地域共有のものとして語り継いでいくため、玉川上水や助水堀を偲ぶ流れの復活や通り名称等への旧町名、地名の活用等の検討をしていきます。

④環境負荷軽減への取組みを図ります。

- ・地域冷暖房※や中水道※、雨水利用施設、コージェネレーション※の導入等、環境に配慮した技術を建築物等に積極的に取り入れ、環境負荷の軽減に取り組んでいきます。

⑤ユニバーサルデザイン※の視点に立ったまちづくりを推進します。

- ・誰もが目的とする場所に容易に移動できるよう、国際性にも配慮した、わかりやすい街角サインの整備を行っていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

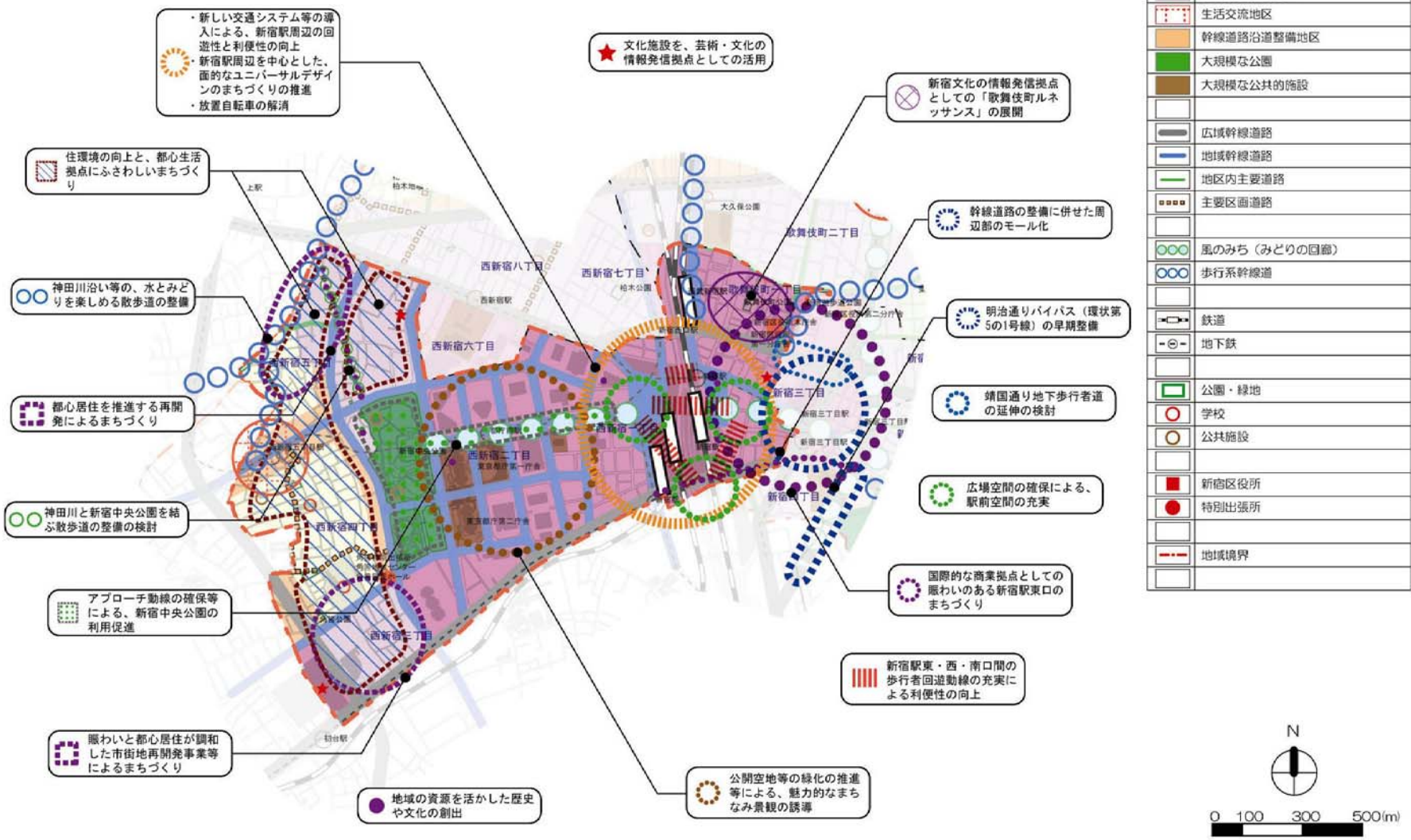
①様々な主体との連携により、地域の文化の創造と発信を行います。

- ・様々な主体との連携により、芸術・文化のイベントを行うなど、芸術・文化の情報発信拠点としての様々な取組みを推進していきます。

②来街者にとって気持ちの良い環境づくりを推進します。

- ・まちに関わる人が、清掃、美化活動等を行い、来街者に「来て良かった」と感じてもらえる気持ちよい環境づくりを推進していきます。

4. 新宿周辺地域まちづくり方針図



(3) 計画の内容

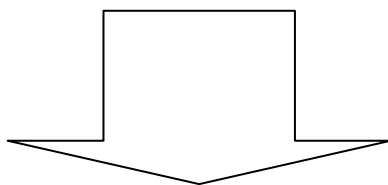
■ 「区政運営編」

① 区政運営の基本方針

めざすまちの姿や、まちづくりの基本目標を実現していくにあたり、「区民の、区民による、区民のための区政」を目指し、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

区民起点の区政運営を進めるにあたっては、次の2つの基本的な視点をもって、取り組みます。



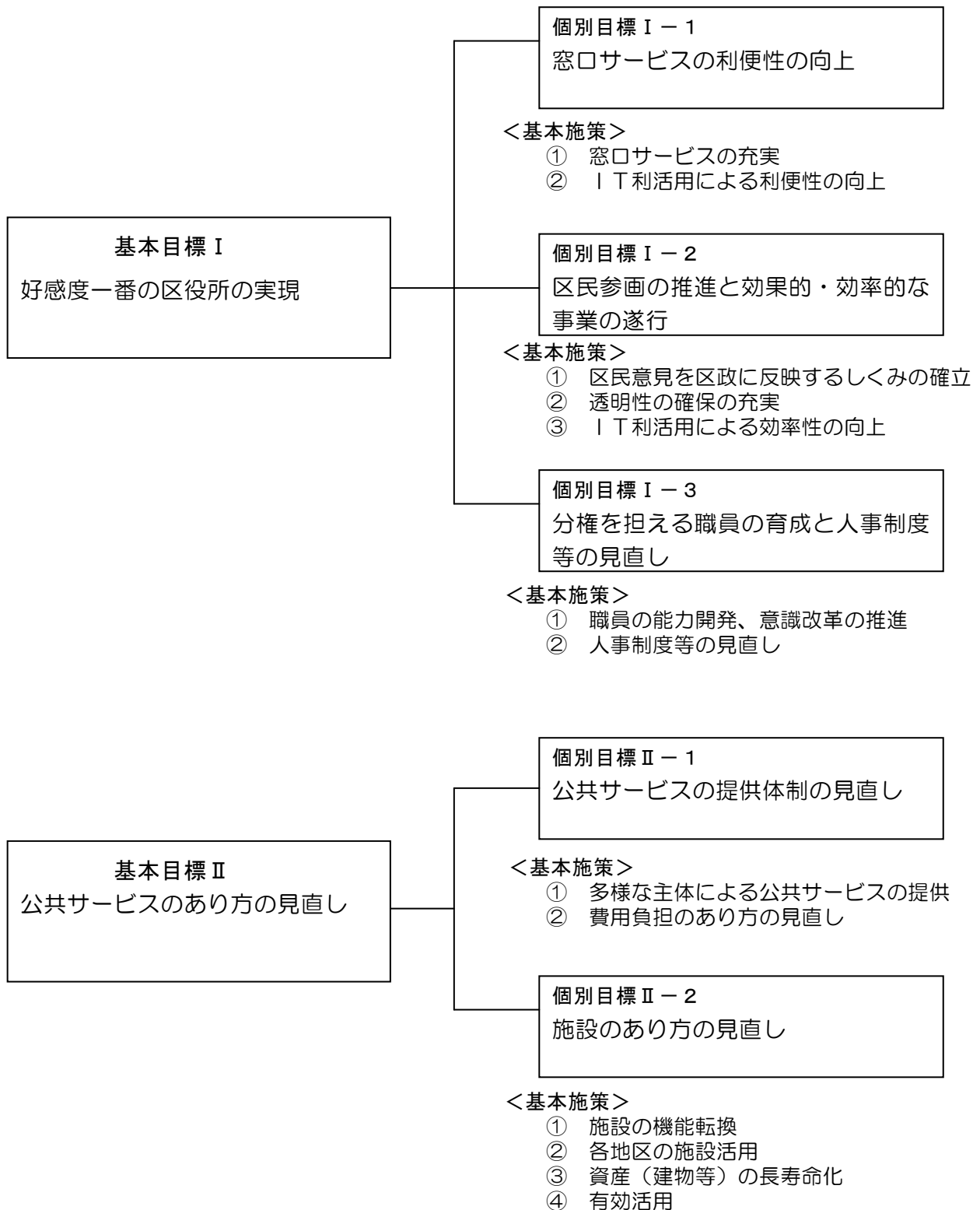
好感度一番の区役所の実現

区民に成果が見える区政運営を目指し、区政の透明性の向上と区民参画の推進を一層図るとともに、職員の力を最大限活かし、効果的・効率的な施策の推進に努めることで、好感度一番の区役所を実現します。

公共サービスのあり方の見直し

公共サービスを担う主体は区民、行政、地域団体、NPO、事業者など多様です。このような多様な主体が適切な役割分担のもと、それぞれが持っている力を十分に発揮し、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していくために、公共サービスのあり方を見直していきます。

② 計画の目標と取組みの方向



基本目標Ⅰ 好感度一番の区役所の実現

(1) 窓口サービスの利便性の向上

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術（ＩＴ）を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上を目指します。

(2) 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

区は、施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。

このことにより、効果的・効率的な区民に成果の見える区政運営を目指します。

(3) 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていきける職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営を目指します。

基本目標Ⅱ 公共サービスのあり方の見直し

(1) 公共サービスの提供体制の見直し

区民や地域団体、ＮＰＯ、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

(2) 施設のあり方の見直し

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設を目指すとともに、施設の効果的・効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

I - 1 窓口サービスの利便性の向上

(1) 目指す区政運営

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術（ＩＴ）を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上を目指します。

(2) 課題

- ・ 多様なライフスタイルに対応できるように、夜間・休日における問合せへの対応や住民票の写し及び印鑑証明書の交付などを行い、窓口サービスの充実を図る必要があります。
- ・ また、区民の生活実態に着目し、区民生活の身近なところでも、区民の需要に応えられるきめ細かい行政を展開していく必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ コールセンターを設置し、土日・夜間も含め、電話により区政に関する簡易な問合せに対して回答するとともに、年度末などの繁忙期における休日窓口の開設、区税等のコンビニでの収納など、多様なライフスタイルに対応できるように、窓口サービスを充実していきます。
- ・ ホームページでの区政情報の提供を充実するとともに、電子マネーやインターネットバンキングを利用した電子決済システムなど新たな決済手段の研究など、ＩＴを活用した区民サービスの充実に努めることで、利便性の向上を図ります。

2) 施策の体系

《個別目標》

I－1 窓口サービスの利便性の向上

《基本施策》

I－1－① 窓口サービスの充実

I－1－② IT利活用による利便性の向上

I－2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

(1) 目指す区政運営

区は、施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。

このことにより、効果的・効率的な区民に成果の見える区政運営を目指します。

(2) 課題

- ・ 施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階へ区民が参画するための制度が十分に確立されていません。
- ・ 人員や予算などの限られた行政資源を、効果的・効率的に活用することが、区政運営の基本です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立するため、行政評価に外部評価のしくみを導入し、区政における施策形成過程の一層の客観性・透明性を高めます。
- ・ 区の財政状況と行政コストの内容を明確にするため、新たな公会計制度の検討を進めるとともに、行政評価結果を予算編成過程に反映することで、予算編成過程の透明性を一層高めていきます。
- ・ 行政内部の事務処理については、福祉情報システムや介護支援システムなど、すでに個別業務でＩＴを活用しています。今後は、個別業務システムの連携による情報の共有化や、データ検索・加工・分析などの職員のスキル向上を図り、ＩＴ利活用の効果を拡大していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

I－2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

《基本施策》

I－2－① 区民意見を区政に反映するしくみの確立

I－2－② 透明性の確保の充実

I－2－③ IT利活用による効率性の向上

I－3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

(1) 目指す区政運営

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていける職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営を目指します。

(2) 課題

- ・ 区民が主体のまちづくりを進めていくためには、現場現実を重視し、区民の目線でまちの課題を発見し、創造性豊かな実効性のある政策を立案することのできる職員の育成が求められています。
- ・ 職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事するためには、組織目標と職員の個人目標とが一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民の目線から地域の課題と需要を把握し、区が果たすべき役割を的確にとらえ、区民とともにまちづくりを推進することができる専門能力と意欲を持った職員を育成します。また、分権時代にふさわしい職員を育成するため、新宿区人材育成基本方針を見直し、取り組んでいきます。
- ・ 職員が持つ能力を引き出し、育成するとともに、職員の努力や業績を適正に評価し、その結果を任用・給与・配置管理等の処遇に反映させるなど職員の意欲向上と人材育成につながる職場環境づくりを推進します。

2) 施策の体系

《個別目標》

I－3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

《基本施策》

I－3－① 職員の能力開発、意識改革の推進

I－3－② 人事制度等の見直し

Ⅱ－１ 公共サービスの提供体制の見直し

（１）目指す区政運営

区民や地域団体、ＮＰＯ、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。

区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

（２）課題

- ・ 区民や地域団体、ＮＰＯ、事業者など多様な主体が、それぞれの特色や強みを活かした公共サービスの担い手になることが求められています。
- ・ 社会福祉事業団や生涯学習財団など、区の外郭団体はそれぞれの設置目的に基づいて、機動性や柔軟性、効率性等の優れた面を活かして活動しています。今後は、公共サービスを提供する主体のひとつとして、新たな需要に対応していくために、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を検討するなど、経営改善に向けた見直しが必要になります。
- ・ 区税等の財源は、行政サービスを提供するために必要な費用であり、地方分権が進む中で基礎自治体の基盤をなすものです。適切な区税等の収入の確保を図るためには、収納率の一層の向上に努める必要があります。
- ・ 幼稚園などのように民間事業者と区が類似の事業を行っているものがあり、利用者の負担水準に格差のある場合があります。このように同種・類似サービスを提供する主体の違いにより利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していく必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ 区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体と区との役割分担を明確にし、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していきます。
また、民間委託等による事業については、適切な進行管理を行っていきます。
- ・ 外郭団体は、公共サービスを提供する主体のひとつとして、現在の事業が区民ニーズに合致したものか、設立当初の目的と乖離を生じていないかを検証するとともに、新たな需要に対応していくため、類似した目的や内容を有する団体の再編・統合を含めた見直しを検討していきます。
- ・ 区税等の財源について収納率の一層の向上に努めることにより、負担の公平性を確保し、基礎自治体としての自主性・自立性を高めていきます。
- ・ サービスの提供主体の違いにより、利用者の負担水準に格差がある場合は、その格差を是正していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－１ 公共サービスの提供体制の見直し

《基本施策》

Ⅱ－１－① 多様な主体による公共サービスの提供

Ⅱ－１－② 費用負担のあり方を見直し

Ⅱ－２ 施設のあり方の見直し

（１）目指す区政運営

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設を目指すとともに、施設の効果的・効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

（２）課題

- ・ ことぶき館・児童館・社会教育会館の持つ機能の転換を図り、少子高齢社会に対応した施設の整備の方向性を示すとともに、より多くの区民が交流できる施設として整備していく必要があります。
- ・ 多くの区民が交流できる施設が増加していく中で、施設の機能統合について、十分な検討を進めていく必要があります。
- ・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討する必要があります。
- ・ 建物や道路・公園などの施設は、経過年数とともに老朽化しますが、計画的な大規模改修が十分でなく、設備の劣化等による不具合が目立ってきています。
- ・ 廃止となった施設で地域の需要がないものについては、財源確保の視点から、施設や土地の有効活用について検討する必要があります。

(3) 施策

1) 施策の基本的考え方

- ・ ことぶき館を高齢者の社会貢献などの地域活動の場、介護予防などの健康の維持増進の場と位置づけるとともに、区民相互が交流できる場へと機能転換していきます。

児童館の一部は、乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制と、要保護児童支援のしくみをもった施設として機能転換していきます。

社会教育会館は、多様で多世代にわたる人づくりを進める生涯学習の場として、誰もが利用できる協働と自治の学びを進めるコミュニティ施設として機能転換していきます。

- ・ 新たな需要への対応と、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画を検討します。
- ・ 建物等の資産については、中長期修繕計画をたて、大規模改修工事を「予防保全」の考え方により実施するとともに、建設廃材の排出縮減、既存資源の有効活用、効率的な維持管理という観点から、長期活用を図っていきます。
- ・ 施設の再編・統廃合後は、地域において新たな需要が認められる場合は、施設経費の抑制が図れるよう、施設全体の配置計画の中で、跡活用を検討していきます。それ以外の場合は、機能統合、施設廃止を進め、財源確保のために有効活用していきます。

2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅱ－2 施設のあり方の見直し

《基本施策》

Ⅱ－2－① 施設の機能転換

Ⅱ－2－② 各地区の施設活用

Ⅱ－2－③ 資産（建物等）の長寿命化

Ⅱ－2－④ 有効活用

資 料

1 総合計画における成果指標

(1) 目標と指標

総合計画には、施策を進めた結果、「めざすまちの姿」の実現にどのくらい近づけたのかを測定するため、個別目標ごとに数値目標を指標として設けています。

この指標を定期的に検証していくことで、行政だけではなく、区民をはじめ企業、NPO など多くのまちづくりの主体の方々が、目標の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、適時、施策等の見直しを行ないます。

(2) 活動指標と成果指標

行政活動の実績や成果を表すもの、それが「指標」です。指標には「活動指標（アウトプット指標）」と「成果指標（アウトカム指標）」があります。

「活動指標」は、事務事業として何をどれだけ実施したかを示すものです。

「成果指標」は、活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示すものです。

これまでの行政は、予算の額（インプット）や活動実績（アウトプット）を重視してきましたが、これからは地域の課題・ニーズが解決された状態である「成果」が達成されたかどうか重要になります。

成果指標は、施策を進めていった結果、総合計画の個別目標がどの程度達成されたのかを測定する物差しとするために、個別目標を実際に数値で測っていくことが可能な項目に置き換えて示したものです。

(3) 指標設定の考え方

設定する指標は、事業や活動の結果として生じる状態を示す「成果指標」を原則とします。

また、成果指標は、「個別目標の具体的な成果を示す要素であること」と、「定期的に数値を測ることができること」とし、

① 区民の意識や感じ方に関するもの

例) 区民のうちで子育てがしやすいと感じる割合

② 統計的な数値によるもの

例) 保育園入所待機児数

という、主観的な指標と客観的な指標の両者を設定しています。

ただし、成果をイメージできても指標にしづらい場合や指標としてイメージできても実際のデータがない場合など、指標の設定が困難な場合があります。その

場合は、「活動指標」を指標とします。

（４） 成果指標の目標値

目標値は、「個別目標が達成された状態」における達成レベルを数値として設定しました。目標年度は、総合計画の計画期間と同様、平成２９年度としています。なお、目標値の設定が現時点では困難な項目については、目指すべき方向性を示しました。

また、都市マスタープランに関連する指標については、平成３０年度以降の将来目標も示しています。

（５） 指標の改善

指標は、行政評価の重要な要素ですが、具体的に何を成果指標とするかは、難しい面があります。行政評価を効果的なものとするためにも、適切な指標の設定は大事なことです。実際の運用結果や第三者評価の実施などを通じて指標の変更や追加を行って指標を改善していきます。

■まちづくり編

個別目標	Ⅰ－１ 参画と協働により自治を切り拓くまち					
指標ではかる要素	①多くの区民が区政に参画している ②協働の主体となる団体、事業が存在する					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅰ－１	区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	自治が育まれるためには、その前提として、区民の区政への関心の高まりが必要であるため	69.40%	73%	平成18年度新宿区区民意識調査
Ⅰ－１	協働提案制度による協働事業の提案数及び事業実施数	協働提案制度の公募により提案及び選定され事業を実施した数	協働事業の拡充が自治を育むことにつながるため	提案件数 17件 事業実施数 事業 (19年度選定事業)	提案件数 40件 事業実施数 10事業	
Ⅰ－１	区に登録しているNPOの数	区のNPO活動団体登録制度における登録団体の数	より多くの団体が登録することにより、地域におけるNPO活動の拡大とネットワーク化により、地域を支える仕組みが充実し自治が育まれていくため	55団体	100団体	

個別目標	Ⅰ－２ コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち					
指標ではかる要素	①多くの区民が地域活動に参加している ②地域におけるコミュニティが活性化している ③地域コミュニティ活動の拠点である地域センターをより多くの区民が利用している					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅰ－２	町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	町会・自治会の活性化は、地域自治推進の大きな要素となるため	46.18% (平成18年)	60%	毎年8月1日現在の数値を各特別出張所で集計
Ⅰ－２	地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	地域における自主的なコミュニティ活動の活性化は地域における自治推進の大きな要素となるため	46.00%	60.00%	平成18年度新宿区民意識調査
Ⅰ－２	地域センターの利用率	地域センター利用の割合	地域コミュニティ活動の拠点である地域センターをより多くの区民が交流の場として利用することで、区民の連帯・自治意識醸成が期待できるため	64.5% (平成18年度8地域センター平均利用率)	80%	地域文化部事務事業概要

個別目標	Ⅱ－１ 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち					
指標では かる要素	①互いの人権を尊重している ②だれもが男女共同参画できる社会だと感じている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ－１	区民の人権に対する意識	性別、障害の有無、信条、職業、国籍の違いにかかわらずお互いを尊重し認めあっていると思う区民の割合	人権を育む取組みに対する成果を示すため	今後意識調査実施予定		
Ⅱ－１	男女共同参画に対する意識	家庭生活や職場、地域活動など、社会全体で男女が平等と感じる区民の割合	男女平等な社会参加に対する区民の感覚を示す	35.3%		平成18年度 第2回区政 モニターア ンケート

個別目標	Ⅱ－２ 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち					
指標では かる要素	①地域による子育ての支援体制がある ②親の子育ての負担が軽減されている ③安心して子育てできるサービスが整っている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ－２	子育て支援に関する地域活動状況	子育て支援に関する活動をしている人の割合	子育てを応援するサポーターや活動の拡充が子育てしやすいまちの実現につながるため	61.30%	70%	「平成17年度第1回新宿区区政モニターアンケート」
Ⅱ－２	子育てが楽しいと感じられる保護者の割合	(保育園在園児の)保護者が子育てを楽しんでいる割合	育児について個々の施策の実施状況とあわせ、楽しく子育てできるかどうかの実感が重要なため	90.8% (平成18年度)	100%	保育課アンケート調査実績
Ⅱ－２	保育園の待機児童数	4月1日現在における認可保育園の待機児童数	保育園待機児童数を把握しその解消を図ることが必要なため	26人	0人 (早急に目標達成しその後も維持する)	実績値

個別目標	Ⅱ－３ 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち					
指標では かる要素	①学習の意欲が高まり学力が身についている ②学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ－３	分かる授業の実践	授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	学習に対する子どもの意識を示す	60.60%	80%	小中学生・教員・保護者・地域への意識調査
Ⅱ－３	学校評価実施率	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	子ども・保護者・地域の意向を踏まえた教育活動が行われているかを示す	0%	100%	
Ⅱ－３	学校・家庭・地域が協力した教育の取り組み	学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいると感じる区民の割合	地域連携による教育に対する区民意識を示す	今後意識調査実施予定		

個別目標	Ⅱ－４ 生涯にわたって学び、自らを高められるまち					
指標では かる要素	①学習やスポーツを楽しむ機会がある ②図書館の幅広いニーズに応じた対応ができる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ－４	学習活動の実施状況	学習活動を継続的に行なっている区民の割合	学習の活性化が生きがいのある人生につながるため	今後意識調査実施予定		
Ⅱ－４	中央図書館のレファレンス件数	レファレンス(必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること)件数	利用者の研究調査や資料検索ニーズに応えられているかの目安となるため	30件/1日	60件/1日	
Ⅱ－４	図書館における子どもの年間貸出冊数	図書館の子どもの年間貸出冊数	子どもの読書習慣の定着を図るため、効果的に事業が進められているか客観的に判断するため	376,000冊	414,000冊 (10%増)	

個別目標	Ⅱ－５ 心身ともに健やかにくらせるまち					
指標では かる要素	①健康であると感じている ②健康管理に対し何らかの行動を起こしている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ－５	健康に対する状態	心身ともに健やかに くらしていると感じ る人の割合	健康づくりに対する区 民意識を示す	今後意識調 査実施予定		
Ⅱ－５	心の問題について気 軽に相談できる場所 の認知度	心の問題について気 軽に相談できる場所 を知っている人の割 合	心の健康に対する区民 意識を示す。	アンケート 29.5%		新宿区健康 づくり区民 意識調査 (平成18 年度)
Ⅱ－５	毎年の健康診断の受 診	毎年健康診断を受診 している人の割合	区民の健康管理に対す る意識と行動を示す	アンケート 62.7%		新宿区健康 づくり区民 意識調査 (平成18 年度)

個別目標	Ⅲ－１ だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち					
指標では かる要素	①地域の人々がさまざまな状況にある人を支える ②介護サービスを利用して在宅で生活できる ③支援を要する人が自立し安定した生活ができる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅲ－１	区民の地域福祉活動 への協働意識	地域福祉活動の担い 手は地域住民である と考える区民の割合	支え合いの仕組みづくり の進捗度を検証する	「高齢者の 見守りを住 民同士で行 う」と考え る区民 8.2%	「高齢者の 見守りを住 民同士で行 う」と考え る区民 30%	平成18年度 新宿区民意 識調査 4 協働意識 (1) 地域 活動の推進 方法
Ⅲ－１	介護サービスを利用 した在宅生活の継続	「介護サービスを受 けたい場所」の「在 宅」の割合	住み慣れた地域での生活 希望者の増加は、在宅 サービスの充実度を示す ため。	一般高齢者 60.4% 居宅サービ ス利用者 70.3%	一般高齢者 70% 居宅サービ ス利用者 80%	高齢者保健 福祉施策調 査 (平成17 年3月)
Ⅲ－１	障害者等の生活の充 実度	障害があってもいき いきと充実した生活 を送れていると感じ る割合	障害者等の社会参加や就 労機会の拡大に対する実 態を把握するため	今後意識調 査実施予定		
Ⅲ－１	生活保護の被保護者 の就労割合	被保護世帯のうち、 福祉を受けながら就 労している世帯も含 めた就労世帯の割合	自立支援プログラムによ る『就労、日常生活、社 会参加』の自立促進を、 就労割合により把握す るため	被保護世帯 就労率 11%	被保護者就 労率20%	東京都業務 報告No.202 (平成18 年7月現在)
Ⅲ－１	ホームレスの減少	新宿区のホームレス の人数	新たな定着数を0とし、 自立支援による減少を検 証するため	346人 (平成19 年2月)	200人	東京都路上 生活者概数 調査報告

個別目標	Ⅲ－２ だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち						
指標で はかる要 素	①高齢者が生きがいを持っている ②障害のある方が社会参加している						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅲ－２	高齢者で生きが いを感じている 人の割合	高齢者で生きがい を感じている人の 割合	高齢者が自立して元 気で暮らしていくた めには高齢者が生き がいを持っているこ とが重要なため	今後意識調 査実施予定		－	
Ⅲ－２	一般企業へ就労 する障害者が増 えること	福祉施設等での就 労から一般企業で の就労（一般就 労）に移行する障 害者数を増やすこ と	障害のある方への就 労促進を検証するた め	福祉施設から一般就 労への移行者 数 年13人 (平成17 年度実績)	 (平成23 年度末の目 標値 年 26人以上)	－	()は障 害福祉計画 の目標値
Ⅲ－２	精神障害者の日 中活動の利用者 数	障害者自立支援法 に基づく日中活動 (生活介護、自立 訓練、就労移行・ 継続支援、地域活 動支援センターな ど)の利用者数	障害者自立支援法に 基づく日中活動の利 用者数を増加させ、 障害者の社会参加の 状況を検証するため	25人 (1所) (平成19 年4月)	350人 (7所) (平成23 年度末)	－	障害福祉計 画の目標値 現状値は 17・18年 度実績
Ⅲ－２	最低居住面積水 準(※)未満の 住宅の割合	最低居住面積水準 未満の主世帯数/ 住宅総数	居住水準の向上の状 況を判断するため	11% (平成15 年)	5% (平成27 年)	解消する	住宅・土地 統計調査

※最低居住面積水準 健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準
単身者 25㎡、2人以上世帯 10㎡×世帯人員+10㎡

個別目標	Ⅲ－３ 災害に備えるまち						
指標で はかる要素	①災害に備えたまちになっている ②災害に対応した体制が整っている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	都市マスタープラン 将来目標	データ出典
Ⅲ－３	住宅の耐震化率	住宅の耐震化率	区内の住宅の耐震化率を算定することで耐震化の進捗を検証するため	約82% (平成15年)	90%以上 (平成27年)	95%以上 (概ね20年後を目標)	平成15年住宅・土地統計調査
Ⅲ－３	避難場所・避難所の理解度	避難場所・避難所を理解している区民の割合	被害を最小限にとどめ区民の安全を確保するためには、避難場所等を知っていることは重要なため。	今後意識調査実施予定		－	
Ⅲ－３	家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	家庭内での防災対策の実施が一人ひとりの防災意識を高め、災害への対応能力の向上につながるため	今後意識調査実施予定		－	

個別目標	Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち					
指標で はかる要素	①区民が安全・安心に生活を送っている ②消費者が安心してらせる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅲ－４	区民の日常生活における安心度	安心して暮らしていると感じている区民の割合	安全・安心な生活については個々の施策の実施状況とあわせ、安心して暮らしているかどうかの実感が重要なため	今後意識調査実施予定		
Ⅲ－４	犯罪件数	新宿区内の犯罪発生件数	安全・安心の直接的指標となる。	警視庁統計		警視庁統計
Ⅲ－４	消費者の安心感	不安なく買い物ができる、消費生活のトラブルが少ないと感じる区民の割合	消費生活については個々の施策の実施状況とあわせ、安心して消費生活が送れるかどうかの実感が重要なため	今後意識調査実施予定		

個別目標	Ⅳ－１ 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち						
指標で はかる 要素	①ごみの排出量やエネルギーの使用量が減少している ②区民が環境に配慮した行動をとっている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅳ－１	区民１人１日あたりの区収集ごみの推移	17年度を基準にした、減少率 区民１人１日あたり区収集ごみ量＝年間区収集ごみ量／人口／365日	ごみの発生抑制や資源回収の充実、事業系ごみの適正な排出など、ごみ減量と適正な廃棄物処理施策の進捗状況を知ることができる。	865g (平成17年度) (参考) 年間収集ごみ量 96,442トン	50%減	－	区のごみ収集量統計
Ⅳ－１	資源化率の推移	資源回収量（集団回収含む）／（区収集ごみ量＋資源回収量（集団回収含む））	今までごみとなっていた資源が回収により有効活用されていく尺度となるため。	17.4% (平成17年度)	35%	－	区のごみ収集量・資源量統計
Ⅳ－１	新宿区温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量	新宿区における温室効果ガス排出量の平成2年度比増減。	新宿区における温室効果ガスの排出状況を検証する。 平成18年2月策定の新宿区省エネルギー環境指針において、京都議定書目標達成計画等を勘案し、平成32年度△5%に設定している。	+27.7% (平成15年)	△2.0%	△5.0% (平成32年度の目標)	23区温室効果ガス排出量算定手法

個別目標	Ⅳ－２ 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち						
指標で はかる 要素	①みどりが保全、育成されている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅳ－２	道路の緑被率	区の総面積に対する道路の緑被地の割合	都市の骨格である道路におけるみどりの増が必要なため	8.55%	10.00%	－	みどりの実態調査
Ⅳ－２	区の緑被率	区の総面積に対する樹木、樹林地、草地、屋上緑地の割合	みどりの増減の全体像を把握するため	17.47% (平成17年)	18.5%	25%	みどりの実態調査
Ⅳ－２	保護樹木の指定本数	保護樹木に指定した総本数	今あるみどりを残してみどり保全の象徴としてとらえるため	1,012本	1,100本	－	指定本数

個別目標	Ⅳ－３ 人々の活動を支える都市空間を形成するまち						
指標で はかる要 素	①公共交通の利用に不便を感じない ②歩行者が安全で歩きやすい						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅳ－３	鉄道駅のバリア フリー化率	バリアフリー化さ れた駅数／区内の 総駅数	障害のある人が自由 に行動できるまちの 実現を検証する	67.40%	100%	100%	各事業者資 料
Ⅳ－３	放置自転車台数	駅周辺の道路上に 放置された自転車 台数	良好な道路空間確保 が図れているかどう か検証する	4, 631 台 (H19目 標 3,992)	2, 395 台	－	
Ⅳ－３	都市計画道路の 整備率	区内の都市計画道 路完成延長／区内 の都市計画道路延 長	交通ネットワーク形 成の進捗状況を検証 する	約58% (平成17 年)	70%	75% (概ね20 年後を目 標)	
Ⅳ－３	道路の歩きやす さ満足度	安全に道路を歩け ると感じる人の割 合	「歩きやすさ」を感 じる区民の割合の増 減で、放置自転車対 策や道路整備の状況 を検証する	今後意識調 査実施予定		－	
Ⅳ－３	細街路の整備	区細街路拡幅整備 条例に基づく細街 路整備状況	細街路の整備箇所の 増により防災性の向 上度を測るため	実績値		－	

個別目標	V-1 歴史と自然を継承した美しいまち						
指標で はかる要 素	①地域特性に応じた景観に配慮したまちづくりが行われている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-1	(仮称)景観形成推進地区策定面積	景観形成推進地区策定面積	策定面積を算定することにより景観形成の推進状況を把握するため	0ha	200ha (区面積の約1割)	300ha (概ね20年後を目標)	
V-1	景観に対する区民意識	景観に配慮したまちなみになっていると感じる区民の割合	美しい景観が実感できるか区民の意識を把握するため	今後意識調査実施予定		—	

個別目標	V-2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち						
指標で はかる要 素	①地域の個性や魅力を活かした、快適で安全なまちづくりが行なわれている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-2	地区計画等策定面積	地区計画等策定面積	策定面積を算定することで住民主体によるまちづくりの進捗度を検証するため	91.1ha	区の約5割の区域 (911ha)	区の約8割の区域	都市計画図書等
V-2	快適で安全なまちづくりに対する区民感覚	快適で安全なまちづくりが行なわれていると感じる区民の割合	快適で安全なまちづくりが行われているかを区民の実感で示す	今後意識調査実施予定		—	

個別目標	V-3 ぶらりと道草したくなるまち						
指標で はかる要 素	①楽しく散策できる ②公園を楽しく利用できる						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-3	歩行系道路整備率	歩行系道路整備率 ＝歩行系道路整備 延長／区全体面積	楽しく歩けるみち (歩行系道路)は、 区民の身近に分布し ていることが大切で ある。単に整備延長 とするのではなく、 面積あたりの整備 「密度」を算出する ことにより、身近な 歩行系道路の整備度 合いを示す	1,198m/ km ² (21,840 m ² /18.23k m ²)	1,290m/ km ² (総延長＋ 1,670m ²)	－	実績値
V-3	区民1人当たりの 公園面積	区民1人当たりの 公園面積 供用中の公園面積 ／(住民基本台帳 人口＋外国人登録者 数)	都市公園法施行令に おいて、市街地の都 市公園の住民一人当 たりの面積が5㎡以 上と定められてい る。	3.8㎡ (19年 4月現在)	3.9㎡ (公園全体 面積2ha 増)	5㎡	東京都建設 局公園緑地 部「公園調 書」
V-3	公園サポーター が登録している 公園比率	公園サポーターの 登録がある公園の 数／全区立公園数	公園に愛着を持って 管理してもらえる公 園サポーターの登録 割合を増やすこと が、公園の魅力アッ プにつながるため	40% (171園 中70園)	60% (171 園中103 園)	－	公園サポー ター活動公 園数 (基準公園 数は遊び場 を除く)
V-3	公園利用者満足 度	公園の利用に関し て満足している区 民の割合	公園整備等を進める うえで重要な、公園 利用者である区民の 満足度を示す。	今後意識調 査実施予定		－	アンケート

個別目標	Ⅵー１ 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち					
指標では かる要素	①地域の文化を掘り起こし保存していく ②地域における文化や芸術に触れる機会がある ③地域における文化・芸術活動を行う機会がある					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅵー１	歴史資源の整備・活用状況	区が整備・活用を行う文化・歴史的資源	まちの貴重な文化・歴史資源が適切に整備、活用されているか検証する	〇件		
Ⅵー１	区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心の有無や深さ	区の伝統文化や文化財の認知度、興味の深さを示す	今後意識調査実施予定		
Ⅵー１	文化芸術活動の状況	文化芸術活動を行なう機会があると感じる区民の割合	区民が文化芸術に接する機会があると感じているかを示す	今後意識調査実施予定		

個別目標	Ⅵー２ 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち					
指標では かる要素	①事業所が区内で新規開設している ②新しいＩＴ産業等の育成や既存業種の経営転換に向けた企業活動がされている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅵー２	創業資金の融資件数	中小企業向け創業資金の融資件数の実績	創業資金活用状況で、文化創造産業など新たな産業への積極的な参入支援や、地域産業活性化の状況を示す	平成18年度 43件	約50%増 60件	新宿区中小企業向け創業資金融資実績
Ⅵー２	情報技術活用促進資金の融資件数	中小企業向け情報技術（ＩＴ）活用促進資金の融資件数の実績	新しいＩＴ産業等の育成や既存業種の経営転換に向けた企業活動の状況を示すため	平成18年度 10件	約3倍 30件	新宿区中小企業向け情報技術活用促進資金融資実績

個別目標	Ⅵー3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち					
指標ではかる要素	①区民・来街者に区内の観光情報が発信されている ②商店街の活性化が図られている。 ③多文化共生のまちづくりが進んでいる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅵー3	観光マップ利用者数	観光マップの年間利用者数	観光マップの利用者数により区観光情報の発信状況を示す	32,015人	50,000人	
Ⅵー3	区内各商店会の加入店舗率	各商店会が新宿区商店会連合会に報告する商店会加入店舗数の割合	商店の商店会への加入率が高まることで、商店会が一体となって活性化に取り組むことができることから、活気と魅力あふれる商店街の形成を検証する	平成18年度 83.1%	90%	新宿区商店会連合会実施の商店会加入状況アンケート
Ⅵー3	しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人と日本人の相互理解の進捗を検証する	利用者数 1,464人／月	利用者数 1,876人／月	プラザ業務月報から算出

■区政運営編

個別目標	Ⅰ－１ 窓口サービスの利便性の向上					
指標ではかる要素	①多様なライフスタイルに対応した窓口サービスの充実					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅰ－１	コールセンターの受付件数	コールセンターの受付件数（ホームページのFAQ（よくある質問と回答）システムへのアクセス件数を含む）	コールセンターの受付件数が増えることにより、多様なライフスタイルに対応したサービス提供がなされていることがわかるため	コールセンター 平成20年3月開設		
Ⅰ－１	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書自動交付機による発行の割合が増えることにより、ITの利活用がされ、区民満足度の向上につながっていることがわかるため	平成20年度仮移動 平成21年度本移動		

個別目標	Ⅰ－２ 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行					
指標ではかる要素	①区民意見を区政に反映する仕組みが確立されている					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅰ－２	区民意見を受けてから適正な期間内で処理できる割合	区民意見を受けてから2週間以内に完了した処理の、全体に占める割合	区民意見のデータベース化を図り、適正な処理日数を基準として、処理の迅速性を向上することにより、区民意見を区政に反映する仕組みが確立され、透明性が高まっていることがわかる	2週間以内に回答した割合 60% (平成18年度)		実績値

個別目標	I－3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し					
指標ではかる要素	①職員が意欲を持って目標に向かって職務を遂行している ②職員の意識改革が区民にわかる					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
I－3	目標管理型人事考課制度による意欲向上率	アンケートで、新人事考課制度によって意欲が向上したと回答する職員の割合	新人事考課制度による意欲向上や制度の理解度を測ることで、制度実施方法等の改善点を探ることができる	今後意識調査実施		
I－3	自主研究グループ数	自発的に能力向上を目指し活動している自主研究グループの数	区政の発展につながる研究活動をグループで行うことは、職員同士で刺激しあうことにより、効果的に能力と資質の向上を図ることができる	4グループ		実績値
I－3	接遇対応力の向上度	区政モニターアンケートにより、職員の接遇対応力が向上したと感じる人の割合	区民とともにまちづくりを進めていくために職員は、政策形成能力とともに、区民との関係を築く基礎となる接遇対応力を身につけていることが不可欠である	今後意識調査実施		

個別目標	Ⅱ－１ 公共サービスの提供体制の見直し					
指標ではかる要素	①多様な主体がそれぞれの力を発揮している ②外郭団体が自主的に運営され、存在意義がある					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19 年度)	目標 (平成29 年度)	データ出典
Ⅱ－１	指定管理者制度へ移行した施設におけるサービスの向上と維持管理経費の節減度	指定管理者制度へ移行した施設において、利用者がサービスの向上を感じる割合が増えるとともに、維持管理経費が節減できていることを把握する	民間活力の活用により、効率的・効果的な事業を展開し、サービスの向上と経費の節減を図る	各施設指定管理者の事業評価のデータによる	移行時は、経費が前年度を下回る 移行後は、利用者がサービスの向上を感じる割合が前年度を上回り、経費は前年度を上回らない	各施設指定管理者の事業評価
Ⅱ－１	外郭団体の補助金収入依存度	自主的運営を図る	経営の効率化と人事給与制度の見直しへの継続した取組みがわかる	各外郭団体の収支計算書による		各外郭団体の収支計算書

個別目標	Ⅱ－２ 施設のあり方を見直し					
指標ではかる要素	①施設の機能が、地域の施設需要に応えられている ②財産の有効活用が将来を見据えた活用となっている					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19 年度)	目標 (平成29 年度)	データ出典
Ⅱ－２	集会室機能の稼働率	地域内の集会室機能をもった施設の稼働率 利用された区分数／延区分数	役割を終えた施設を見直して施設の再編・統廃合がなされ、地域の施設需要に応えていることを検証できる	地域内の集会室機能をもった施設の実績による	前年度を下回らない	実績値
Ⅱ－２	土地信託事業の運営による配当金	土地信託事業の運営による配当金	信託土地及び信託建物を適切に管理・運用して、土地信託事業を運営していることがわかる	806,397千円 (平成18年度)		区一般会計歳入歳出決算事項別明細書

2 用語集

【あ 行】

○アスベスト問題

アスベスト（石綿）とは、天然に産する鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建築材料のほか、電気製品、自動車、家庭用品等の様々な用途に用いられ、中でも吹き付けアスベストはビル等の耐火建築材として多く使われた。しかし、労働安全の面から、昭和50年、アスベストの吹き付けは原則禁止されている。現在、これら吹き付けアスベストが使用された建築物が建替えの時期を迎えつつあり、建築物の解体に伴うアスベストの環境への飛散防止対策が課題となっている。

○アメニティ

心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的なすみやすさを示す概念。具体的には、生活環境において、快適な建物、場所、景観、気候などをいう。

○インフラ（インフラストラクチャーの略）

都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。

○江戸四宿（えどししゅく）

江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいい、江戸の内外を分けるひとつの目安となっていた。また、甲州街道の宿場として栄えた四宿の一つである内藤新宿は、新宿の名の由来となっている。

○NPO（Non-profit Organization の略、民間非営利組織）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

○LRT（Light Rail Transit の略、新路面電車）

都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている、新しい交通システムのことをいう。超低床車両の導入により、乗降の際に高齢者や障害者などにも利用しやすいこと、事業費が地下鉄等と比べて低廉なことが特徴である。

○延焼遮断帯

市街地の延焼を防止するため、幹線道路や河川、鉄道等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ不燃化された建築物により構築される带状の延焼を防止する空間をいう。

○オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の喫茶店。区内では平成18年度にモア4番街通りでオープンカフェの社会実験を行っている。

○オープンスペース

公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建築物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建築物間の空地などをさす。

○温室効果ガス

地球の表面には大気があり、その大気の中には、地球から宇宙に出ていく熱をとじこめ、生物の生存に適した気温を保つ気体がある。これらの気体を「温室効果ガス」という。

温室効果ガスには、様々なものがあるが、京都議定書において削減の対象とされているものは、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化窒素）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄）である。

【か 行】

○街区再編まちづくり制度（東京都しゃれた街並みづくり推進条例）

密集市街地等の様々な課題を抱える地域において、都市計画に基づく規制緩和などを活用して、細分化された敷地の統合、細街路や行き止まり道路の付けかえなどを行いながら、共同建替え等によりまちづくりを進め、個性豊かで魅力のあるまちを実現しようとする制度。

この制度では、合意形成の整った地区から、段階的に整備を進めることを可能とするため、土地所有者等による小さな単位の都市計画の提案にみちを開いているほか、地域の実情に即した都市計画等の制度運用や迅速な計画決定などを可能にしている。

○介護予防

機能訓練、筋力トレーニング、栄養状態の改善、痴呆予防の取り組み等、高齢者が介護に頼ることなく健康に暮らすことのできるよう能力を維持するための活動や対策。

○歌舞伎町ルネッサンス

歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しむまちへと再生する活動。

○基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京 23 区）のこと。

○帰宅困難者

事業所や学校等に通勤、通学又は買い物その他の理由により来店、もしくは来所する者等で、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、自宅が遠いために、徒歩で帰宅することが困難となり、保護が必要となる者をいう。

○狭さく

間がすぼまって狭いことの意味で、歩道の拡張や、植栽の設置等により車道を部分的に狭くすることにより視覚的にスピードを抑制するもの。

○京都議定書

1997 年に京都で開催された「第 3 回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）」で採択された、温室効果ガスの排出量の削減計画で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。2005 年 2 月に発効し、日本は温室効果ガスの排出量を 2008 年から 2012 年までに、1990 年比で 6%削減することが求められている。

○グリーンバンク制度

みどりのリサイクルの一環として、所有者が不要になった樹木を引き取り、一時的にストック場所等に預かり仮植えし、希望する者に提供していく制度

○景観行政団体

景観法に基づく景観計画の策定や景観計画に基づく規制などを行う地方公共団体のことをいう。都道府県、政令指定都市、中核市は景観行政団体に自動的になり、その他の区市町村は都道府県の同意により、景観行政団体になることができる。

○景観協定

景観法に基づき、対象地区の土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により定める景観の形成に関する協定。良好な景観の形成のため、建築物や工作物の形態意匠や建築物の敷地、位置、規模、緑化等に関するルールを定めることができる。

○景観計画

景観法第 8 条に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

景観計画の区域、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることができる。

○景観法

良好な景観の形成に向けた基本理念や住民、事業者、行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律。

○健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

○減災

災害時に発生し得る被害を最小限に抑えることをいう。

○建築協定

住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可した建築物に関する協定。

建築基準法に定められた基準に加え、地域の特性に併せたきめ細やかな基準をルールとして定めることができる制度。しかし、建築協定で定める基準は、建築主事等による建築確認の対象事項にはならない。

○広域避難場所

大規模な市街地火災等の災害時に身の安全を確保するため、住民が避難する安全な場所をいう。東京都が震災対策条例に基づき、広域避難場所を指定し、主に大規模公園や空地が位置づけられている。

○公開空地

建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間をいう。

○交通アセスメント

円滑な道路交通の確保等に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の開発行為について、道路管理者と開発者が調整し、計画段階で周辺地域への交通影響を調査・予測し、必要に応じて予防的対策を講じること。

○交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management の略）

交通量の抑制や分散などにより交通需要を管理し、交通混雑の緩和を図る手法をいう。具体的には、道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る。乗り入れ規制、パーク・アンド・ライド、共同配送などの手法を用い、円滑な交通ネットワークの実現により、環境の改善、二酸化炭素排出量の削減などの効果も期待できる。

○交通バリアフリー基本構想（新宿区）

高齢者や障害者も安心して暮らせる、住みよいまちづくりを進めていくため、「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めること」を目的とした交通バリアフリーに関する基本構想。（平成 17 年 4 月策定）

○コージェネレーション

一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステムをいう。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して給湯や冷暖房用に利用し、エネルギー効率を高めるシステムのこと。

○子どもの権利

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条例が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

○コミュニティガーデン（地域の庭）

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。本計画では「生活や活動の場にある身近なみどり」のことをいう。

○コミュニティスクール

地域独自の要望に基づき、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、より良く作り上げていくことをめざす新しいタイプの学校。

○コミュニティゾーン

歩行者の通行を優先すべき住宅地などにおいて、自動車の速度規制や通過車両の進入の抑制、歩車分離などにより、歩行者が安全に通行できる環境づくりをめざす区域。

○コミュニティ道路

住宅系地区等において、自動車の速度の抑制等を行うために、道路の蛇行や狭さく、ハンプ等の手法を用い、歩行者などが安全かつ快適に歩行ができるように整備された道路。

○コミュニティバス

一定の地域内において、住宅地から中心部へのアクセスの向上など、その地域の目的に合わせて運行するバス。

○コミュニティビジネス

市民が主体となって地域課題の解決にビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と、雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。具体的な取り組み事例として、介護、福祉、育児・家事支援、教育、環境保護、公営施設の管理、ものづくり、観光、レストラン、コンテンツビジネス、コミュニティFM、コミュニティバスなどがある。

○コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂などの共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用・管理していく共同生活型住居。

【さ 行】

○SARS（Severe Acute Respiratory Syndrome の略）

重症急性呼吸器症候群と呼ばれる感染症で、2003年の冬に東アジアを中心に急速に広まった。肺炎に似た症状があり、高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身の倦怠感や意識混濁などの症状もある。

○災害時要援護者

災害発生時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが困難な方（寝たきり・痴呆症等の高齢者、障害者、乳幼児等）をいう。

○災害復興計画

大震災が発生したときに、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画。

○細街路

幅員4m未満の狭い道路。

○細街路拡幅整備条例（新宿区）

安全で快適な災害に強いまちづくりを目的として、区民等の協力のもと、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた条例。（平成14年6月施行）

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

○自治基本条例

まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規。自治の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例というか形で法的根拠を持たせるもの。

○シックハウス問題

建材、塗料、家具などから発生するホルムアルデヒドなどの有害物質により、室内の空気が汚染されることによって引き起こされる病気や症状。近年、住宅の高気密化が進むなか、十分な換気が行われないことにより顕在化した。

○自転車等整理区画

放置自転車問題が著しい駅周辺の緊急避難的な対策として、道路上の歩行者の障害にならない場所を指定し、自転車や原動機付自転車が置くことのできる区画をいう。

○住宅ストック

ある時点におけるものの住宅の総量。これまでに蓄積された住宅をいう。

○消防水利

消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等又はこれに類する施設をいう。

○食育

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

○新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。

○新宿区省エネルギー環境指針（新宿区地域省エネルギービジョン）

地球温暖化を引き起こす温室効果ガス削減のため、区内のエネルギー消費量を把握したうえで、区の省エネルギーに関する目標を明示するとともに、目標達成に向けた施策を円滑に推進するための仕組みを示すことにより、区の地球温暖化防止活動の新たな展望を提示することを目的とする指針。（平成 18 年 2 月策定）

○生活習慣病

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

○セーフティネット

元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

○セクシュアル・ハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

○絶対高さ制限（高度地区）

都市計画法に規定された地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。区では土地の有効高度利用と居住環境の維持・調和を図るとともに、良好なまちなみ景観の形成を目的に、斜線型の高さ制限に加えて、建築物の高さを一定の範囲内に留める制限として「建築物の絶対高さを定めた高度地区」を導入した（平成 18 年 3 月 31 日施行）。

○セットバック

指定された壁面線に沿って建築物を建てたり、細街路を拡幅して空地や道路幅員を確保するために、現在の位置よりも後退して建築物等を設置すること。

【た 行】

○耐震化率

全建築物のうち、新耐震基準（昭和 56 年基準）または、これと同等の耐震性能を有する施設の割合をいう。

○多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていく社会。

○地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、5 年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。町丁目ごとに算定される地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から 1～5 までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示したものの。

○地域主権

主権者である住民自身が互いに協力し、地域のために主体的に考え、行動することが重要であるという考え方。

○地域分権

生活に身近な行政サービスを身近な行政機関が提供するとともに、地域課題を地域のなかで解決することができるよう、自治体内の小地域を所管する行政区等の行政機関に一部権限を委譲すること。

○地域冷暖房

各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置し、ビル毎に行ってきた従来の冷房・暖房に対して、地域内の建築物群の冷暖房・給湯をまとめて行うシステムのこと。一定の地域全体で 1 ヶ所又は数ヶ所の熱供給プラントを保有し、地域内の複数ビルを地域導管で接続することによって、熱需要を集中管理しながら効率的に冷暖房・給湯用の冷水・温水などを供給する。

○地下鉄副都心線（平成 20 年開業予定）

埼玉県の志木から池袋、新宿を経て渋谷まで計画された地下鉄路線。平成 20 年に開業予定。開業後は、池袋以西において東武東上線、西武有楽町線・池袋線と相互直通運転を行う予定。さらに、渋谷駅において東急東横線と平成 24 年度を目途に相互直通運転を行う予定で、埼玉県西南部方面から都心を経由し、横浜方面に至る広域的な鉄道ネットワークが完成される。区内では新宿三丁目、東新宿駅、西早稲田駅の三駅が開設される。

○地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

○中高層階住居専用地区

都市計画法の特別用途地区の一つで、中高層の階を「住宅以外」の用途に使用する場合に、立体的な用途規制を強化し、住宅の確保等を図る地区。区では、「新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例」の制定と「地区」を指定している（平成 8 年 5 月 31 日施行）。

○中水道

ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを再生処理した水道のこと。中水は、便器洗浄や散水等の雑用水として使用されている。

○東京都（建築安全）条例の新防火地域

木造住宅密集地域等において建築物の不燃化を促進するため、建替え時等に建築物の耐火性能を強化する規制で、平成 15 年の東京都安全条例の改正で創設された東京都独自の制度。

知事に指定された地域の建築物は、原則として準耐火建築物又は耐火建築物とし、さらに、延べ面積が 500 ㎡を超えるものは耐火建築物とすることが規定されている。

○道路率

公道総面積の全土地面積に占める割合のこと。

○特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、有効な空地を確保等することにより、地域の環境の向上に寄与し、また、都市の機能にふさわしい街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的にしたもの。建築物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を都市計画として定める。

○都市施設

都市計画法で定められる都市の骨格を形成する施設で、道路、河川、公園等の施設、水道や電気、ガスの供給施設又は処理施設等、良好な都市環境を保持するために必要とされる施設。

○土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。

【な 行】

○ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人等、社会的支援を必要とする人がそうでない人とともに、地域において普通の生活をし、ともに生きることができる社会を目指す考え方。

【は 行】

○ハザードマップ（新宿区洪水ハザードマップ）

大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果（平成13年8月東京都作成）に基づき、区内で予想される浸水範囲とその程度、各地域の避難所や示した地図。

○バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略）

高齢者、障害者などの日常生活及び社会生活における移動上及び施設利用上の利便性、安全性の向上を図るために、公共交通機関の旅客施設等に係る「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、公共施設等の建築物に係る「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）とを統合、一体化した法律。

○ハンプ

通過する自動車の通行速度を抑制すること目的に、道路を凸型又は凹型に舗装した箇所。また、イメージハンプという視覚的な効果を促すものもある。

○ヒートアイランド現象

人口集中による大量の熱の放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車やエアコンなどによる人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。

○ビオトープ

野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。近年では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

○フリンジパーキング

都市中心部への自動車の進入を抑制するため、都心部周辺部（フリンジ）に駐車場を整備し、その内側では原則として自動車は進入禁止とし、公共交通や徒歩で移動することを促していくこと。

○ペDESTリアンデッキ

歩行者通路と車道を高架等で分離した、駅前広場等に設置される立体式の歩行者専用の通路。立体的に分離することにより、歩行者の安全、快適性の確保と自動車交通の円滑化が図られる。

○防災生活圈

延焼遮断帯などに囲まれ、地域を小さなブロックで区切って形成された圏域のこと。具体的には、震災時に隣接するブロックへ燃え広がることなく、逃げないですむまちをつくるため、延焼遮断帯の整備と建築物の不燃化の促進等により、防災対策を進めていく地域をいう。

【ま 行】

○木造住宅密集地域

木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。

○モール

みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源。広場やベンチや花壇などを配置した憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用空間のことをいう。

【や 行】

○ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障害のある、なし、などの区別なく、全ての人が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザインをいう。

社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れていくことがユニバーサルデザインの考え方である。

【ら 行】

○りっぱな街路樹運動（街路樹管理指針）

「歩きたくなる新宿」をめざし、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を都市の大事な骨格として、まちを魅力的、かつ、豊かにしていく取組み。

○リユース

一度した使用した物や部品などをそのまま再利用すること。不用になった物を再利用する点で、素材として再活用をするリサイクルと区別される。

○緑地協定

良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川等に隣接する土地の所有者等の合意により、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定をいう。

○緑被率

一定の地域における、土地の面積に対する緑被地の占める割合。緑被地とは樹木・樹林、草地、屋上緑地等をいう。

○ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

○ライフライン

都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。

【わ 行】

○ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出し合い、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくことをいう。

○ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

○ワンルームマンション条例（新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例）

ワンルームマンション等が多数建設されている区において、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、少子高齢社会に対応した住戸の整備を促し、円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成により、さまざまな人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、定められた条例。（平成 16 年 4 月施行）

印刷物作成番号

2007 - 2 - 2101

新宿区基本構想 素案
新宿区総合計画 素案

発行年月日 平成19年8月

発 行 新宿区企画政策部企画政策課 電話 03-5273-3502（直通）
新宿区都市計画部都市計画課 電話 03-5273-3527（直通）
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

地球環境保全推進のため、古紙配合率100%再生紙を使用しています。

白色度70%再生紙を使用しています。